

弟子屈町地域防災計画



令和5年4月1日現在

弟子屈町防災会議

※改正の経過

1. 全面改正・・・・・・・・・・・・・・・・平成18年12月6日付知事承認
2. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域指定に伴う同地震
防災対策推進計画の追加・・・・・・・・平成19年3月30日付知事承認
3. 全面改正・・・・・・・・・・・・・・・・平成25年12月18日防災会議での議決
4. 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・平成27年3月24日防災会議での議決
5. 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年2月9日防災会議での議決
6. アトサヌプリ噴火警戒レベルの運用開始（平成28年3月23日付）に
合わせて施行
7. 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・平成30年3月16日防災会議での議決
8. 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・平成31年3月19日防災会議での議決
9. 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年2月14日防災会議での議決
10. 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年3月25日防災会議での議決
11. 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年3月15日防災会議での議決

弟子屈町地域防災計画目次

第 1 章	総 則
第 2 章	防災組織
第 3 章	災害予防計画
第 4 章	災害応急対策計画
第 5 章	地震災害対策計画
第 6 章	水害対策計画
第 7 章	火山災害対策計画
第 8 章	事故災害対策計画
第 9 章	災害復旧計画
第 10 章	防災訓練計画
第 11 章	資 料
第 12 章	様 式
別 冊 第 1	水防計画
別 冊 第 2	土砂災害予防計画
別 冊 第 3	避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)
別 冊 第 4	アトサヌプリ火山防災計画

第1章 総則

第1節	目的	1-1
第1	防災計画の目的	1-1
第2	用語の定義	1-1
第3	防災計画の構成	1-2
第4	防災計画の修正	1-2
第5	他の法令に基づく計画との関係	1-2
第6	計画の習熟	1-2
第2節	防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1-3
第1	実施責任	1-3
1	町	1-3
2	道	1-3
3	指定地方行政機関	1-3
4	指定公共機関及び指定地方公共機関	1-3
5	公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者	1-3
6	地域住民	1-3
7	事業所	1-4
第2	処理すべき事務又は業務の大綱	1-4
第3節	弟子屈町の概況	1-9
第1	自然条件	1-9
1	位置及び面積	1-9
2	地勢	1-9
3	気温、降水・降雪量	1-9
第2	社会的条件	1-10
1	人口及び世帯	1-10
2	産業構造	1-10
3	交通	1-11
第4節	災害記録	1-12
第1	火災	1-12
第2	水害・風害	1-20
第3	風雪害	1-26
第4	地震	1-30

第2章 防災組織

第1節	目的	2-1
第2節	防災会議	2-1
第1	防災会議の組織	2-2

第2	防災会議の運営	2-3
第3節	災害対策本部	2-4
第1	弟子屈町災害対策本部の組織図	2-5
第2	災害対策本部の業務分担	2-6
第3	災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準、廃止の時期及び公表	2-10
第4	標識	2-12
1	標示板の設置	2-12
2	腕章の着用	2-12
3	標旗の掲示	2-12
第5	本部員会議	2-12
1	本部員会議の協議事項	2-12
2	本部員会議の開催	2-12
3	会議事項の周知	2-12
第6	本部の配備体制	2-12
1	非常配備の体制	2-12
2	本部の活動開始及び終了	2-13
3	非常配備の基準	2-13
4	災害発生から防災会議実施までの順序（基準）	2-13
5	本部各班の配備要員	2-15
6	非常配備体制の活動	2-15
7	災害対策本部事務局	2-16
8	本部連絡員	2-17
9	本部長（町長）の職務の代理	2-17
	【別表1】非常配備の招集区分	2-18
	【別表2-1】非常配備の伝達網図	2-20
	【別表2-2】行方不明者・水難者等の捜索時の伝達網図	2-21
第4節	住民組織の協力	2-22
第1	協力要請事項	2-22
第2	住民組織への協力要請先	2-22
第3	住民に対する伝達方法	2-22

第3章 災害予防計画

第1節	目的	3-1
第2節	水害予防計画	3-1
第3節	土砂災害予防計画	3-1
第4節	雪害予防計画	3-2
第1	雪害対策窓口設置及び体制	3-2
第2	災害警戒区域等の警戒体制	3-2
1	通信施設の雪害対策	3-2
2	電力施設の雪害防止対策	3-2
第3	積雪時における消防体制	3-2
第4	なだれ防止対策	3-2

第5	除雪路線の実施分担	3-2
第6	異常降雪時における除雪	3-3
第7	除雪機械の整備点検	3-3
第8	孤立予想地域への対策計画	3-3
第5節	融雪害予防計画	3-4
第1	融雪害対策窓口設置及び体制	3-4
第2	気象状況の把握	3-4
第3	発生予想箇所等の警戒	3-4
第4	避難指示体制づくり	3-4
第5	道路の除雪、障害物等の除去	3-4
第6	水防資機材の整備、点検	3-4
第7	住民に対する水防思想の普及徹底	3-5
第6節	風害予防計画	3-6
第1	治山事業の推進	3-6
第2	農作物災害の予防	3-6
第3	重要施設の安全性の向上	3-6
第4	施設管理者の措置	3-6
第7節	林野火災予防計画	3-7
第1	実施機関及び協力機関	3-7
1	実施機関	3-7
2	協力機関	3-7
第2	気象情報対策	3-7
1	火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）	3-7
第3	林野火災予防対策	3-8
1	入林者に対する対策	3-8
2	火入れ対策	3-8
3	林内事業者及び機械力導入に対する予防対策	3-9
4	民有林対策	3-9
5	予消防対策	3-9
第8節	災害活動体制の整備	3-10
第1	災害対策要員の充実	3-10
第2	職員用災害発生時対策マニュアル（業務継続計画を含む）の整備	3-10
第3	災害対策本部の整備	3-10
第4	広域応援体制の整備	3-10
第9節	災害情報の収集、伝達体制の整備	3-11
第1	情報収集体制の整備	3-11
1	職員による情報収集	3-11
2	自主防災組織、自治会長等からの情報収集	3-11
第2	情報の連絡体制の強化	3-11
第3	通信設備の整備	3-11
1	非常用携帯型ビジネストランシーバーの活用	3-11
2	通信施設の安全化対策	3-11
3	北海道総合行政情報ネットワークとの連携	3-11

4	非常通信体制の強化	3-11
5	全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達	3-11
第10節	消防体制の整備	3-13
第1	消防機関の組織及び消防職（団）員の配置	3-13
第2	消防施設の現況	3-14
第3	火災予防計画	3-15
1	防災思想の普及	3-15
2	防火管理者の育成と防火体制の強化	3-15
3	予防査察	3-15
4	建築確認の同意	3-15
第4	火災警報及び伝達計画	3-15
1	火災警報	3-15
2	火災警報発令基準	3-15
3	火災警報発令時の広報	3-15
第5	救助・救急体制の強化	3-16
第6	教育訓練	3-16
1	消防職員に対する教育	3-16
2	消防団員に対する教育	3-16
3	訓練	3-16
4	消防演習	3-16
第7	その他	3-17
第11節	避難体制の整備	3-18
第1	避難場所の確保及び標識の設置	3-18
第2	避難施設の確保及び管理	3-18
1	避難施設等の選定要件	3-18
2	避難所の管理	3-18
第3	避難場所、避難施設の住民及び観光事業者への周知	3-18
1	避難場所等の周知	3-18
2	避難場所等の周知要領	3-19
3	避難のための知識の普及	3-19
第4	外国人に対する対策	3-19
第5	避難計画の作成	3-20
1	避難計画	3-20
2	防災上重要な施設の管理者	3-19
3	観光宿泊施設の管理者	3-21
第12節	救援救護体制の整備	3-22
第1	救助・救急体制の整備	3-22
1	応急手当の普及、啓発	3-22
2	救出用資機材の整備	3-22
第2	医療体制の整備	3-22
1	医療体制の整備	3-22
2	医薬品等の確保	3-22
第3	避難行動要支援者の安全対策	3-22

1	避難支援者等関係者	3-22
2	要支援者名簿に掲載する者の範囲	3-22
3	名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	3-23
4	名簿の更新に関する事項	3-23
5	名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町長が求める措置及び町長が講ずる措置	3-23
6	要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮	3-24
7	避難支援等関係者の安全確保	3-24
8	避難行動要支援者支援プラン（全体計画）	3-24
9	個別計画の策定	3-24
10	福祉避難所の指定	3-23
11	防災教育・訓練の充実等	3-24
12	社会福祉施設の対策	3-25
13	援助活動	3-25
第4	旅行者の安全対策	3-25
1	旅行者が求める情報要素	3-25
2	緊急連絡体制の整備	3-24
3	避難体制の確立	3-25
4	被害状況の把握と対応	3-26
5	従業員の訓練	3-26
6	食料等の備蓄	3-26
第13節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	3-27
第1	飲料水の備蓄	3-27
1	応急給水の対象者及び目標給水量	3-27
2	飲料水の備蓄	3-27
3	上水道、簡易水道施設の安全化	3-27
4	検水体制の整備	3-27
第2	食糧、生活必需品等の備蓄	3-27
第3	資機材の整備	3-28
第14節	地域防災力の向上	3-29
第1	防災意識の高揚	3-29
1	学校における防災教育の実施	3-29
2	事業所等の防災教育の実施	3-29
3	防災上重要な施設における防災教育の実施	3-29
4	地域のリーダーの育成	3-29
第2	自主防災組織の育成	3-29
1	自主防災組織の育成	3-29
2	事業所等の防災組織の育成	3-29
3	自主防災組織の編成	3-30
4	自主防災組織の活動	3-30
第3	災害ボランティア意識の啓発	3-32
第4	災害ボランティア活動の推進	3-32
1	ボランティア活動体制の確立	3-32

2	ボランティア活動	3-32
第5	防災訓練の充実	3-32

第4章 災害応急対策計画

第1節	目的	4-1
第2節	応急措置実施計画	4-1
第1	応急措置の実施責任者	4-1
第2	町の実施する応急措置	4-1
1	警戒区域の設定（基本法第63条第1項）	4-1
2	応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）	4-2
3	災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）	4-2
4	他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条第1項、第2項）	4-2
5	道知事に対する応援の要請等（基本法第68条第1項）	4-2
6	住民等に対する緊急従事指示等	4-2
7	災害時における車両の移動等について（基本法第76条の6）	4-3
8	応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（基本法第84条第1項）	4-3
第3	救助法の適用	4-3
1	実施責任者	4-3
2	救助法の適用手続及び適用基準	4-3
3	救助法による救助の実施と種類	4-5
第3節	動員計画	4-6
第1	職員の動員の方法及び伝達系統	4-6
第2	消防機関に対する伝達系統	4-6
第3	住民等の緊急従事に対する伝達系統	4-6
第4	北海道知事（釧路総合振興局長）に対する伝達系統	4-6
第4節	災害情報の収集、伝達及び広報計画	4-7
第1	気象予警報等の伝達計画	4-7
1	気象情報の伝達系統	4-7
2	気象情報等の種類	4-10
3	指定河川洪水予報（釧路川）	4-15
4	流域雨量指数（単独基準）	4-16
5	気象予警報等の種類及び発表基準	4-16
6	気象予警報等の伝達方法	4-19
第2	災害通信	4-20
1	通信方法	4-21
2	無線通信施設の利用	4-21
3	電報	4-20
4	通信途絶時等における措置	4-20
第3	災害情報の収集、伝達	4-21
1	異常現象発見時における措置	4-21
2	自治会長等	4-22

3	災害情報等の収集及び報告	4-24
第4	災害広報	4-27
1	災害情報等の収集方法	4-27
2	災害情報等の発表方法	4-27
3	罹災者相談所の開設	4-27
第5節	避難計画	4-28
第1	避難実施責任者及び措置内容	4-28
1	町長（基本法第60条、水防法第29条）	4-28
2	水防管理者（水防法第29条）	4-28
3	警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）	4-29
4	知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・72条等）	4-29
5	自衛隊（自衛隊法第94条）	4-29
第2	避難措置における連絡及び協力	4-30
1	連絡	4-30
2	警察による協力、援助	4-30
第3	避難指示の周知	4-30
第4	福祉避難所の指定等	4-30
第5	避難方法	4-31
1	避難誘導	4-31
2	移送の方法	4-31
第6	避難所開設の基準	4-31
第7	避難路及び避難場所の安全確保	4-32
第8	避難所の運営	4-32
1	自主運営組織の確立	4-32
2	各避難所の担当職員会議	4-33
3	避難者の管理	4-33
4	退去者の確認	4-33
5	外出者、外泊者の管理	4-33
6	外来者、マスコミ、ボランティアへの対応	4-33
7	親戚、知人等からの問い合わせ対応	4-33
8	避難行動要支援者への対応	4-34
9	生活ルールの決定	4-34
10	避難所状況の記録及び報告	4-34
11	避難所設備	4-34
12	食料、物資供給	4-36
13	広報	4-37
14	環境対策	4-37
15	健康管理	4-38
16	寒さ対策	4-38
17	防犯対策	4-38
18	避難所の閉鎖	4-38
19	防火対策	4-38
20	感染症対策	4-38

2 1	避難所に備える記録用紙	4-40
第9	警戒区域の設定	4-40
1	設定の基準（基本法第63条）	4-40
2	規制の内容及び実施方法	4-40
3	知事による代行（基本法第73条）	4-40
第6節	救助救出計画	4-41
第1	実施責任者	4-41
第2	救出を必要とする者	4-41
第3	救助救出活動の実施	4-41
1	防災関係機関による活動	4-41
2	町及び自主防災組織による活動	4-41
3	関係機関への応援要請	4-41
第7節	医療救護計画	4-42
第1	実施責任者	4-42
第2	救急医療対策の実施	4-42
1	関係機関の業務の大綱	4-42
2	救急医療に関する組織	4-44
3	災害通報の伝達系統及び傷病者の搬送系統	4-45
4	傷病者の把握	4-46
5	経費の負担及び損害補償	4-46
第3	応急医療対策の実施	4-47
1	医療及び助産の対象者並びにその把握	4-47
2	応急救護所の設置	4-47
3	釧路市医師会、釧路歯科医師会に対する出動要請	4-47
4	医療班の編成	4-47
5	医薬品等の確保	4-47
6	患者の移送	4-47
7	費用及び期間	4-47
8	関係機関の応援	4-48
9	関係医療機関の状況	4-48
第8節	消防計画	4-49
第1	招集計画	4-49
1	招集	4-49
2	召集の種類	4-49
3	招集の方法及び区分	4-49
4	消防隊	4-49
5	分隊	4-49
6	分隊長	4-49
7	分隊員	4-50
第2	出動計画	4-50
1	出動種別	4-50
2	火災出動	4-50
3	偵察出動	4-50
4	調査出動	4-50

第3	応援の要請及び応援出動	4-51
第4	その他の出動	4-51
第9節	給水計画	4-52
第1	実施責任者	4-52
第2	給水方法	4-52
1	水道施設に被害のない場合	4-52
2	水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合	4-52
3	水源井を含む水道施設が被災した場合	4-52
第3	給水施設の応急復旧	4-52
第4	費用及び期間	4-52
第10節	下水道対策計画	4-53
第1	実施責任者	4-53
第2	応急対策及び応急復旧対策	4-53
1	応急措置の準備	4-53
2	応急措置の実施	4-53
3	応急復旧	4-53
第3	関係機関等の協力	4-53
第11節	食料供給計画	4-54
第1	食料の供給	4-54
1	実施責任者	4-54
2	供給の対策を必要とする場合	4-54
3	供給の方法及び手続等	4-54
第2	炊き出しの実施	4-54
1	実施責任者	4-54
2	協力団体	4-54
3	炊き出しの対象者	4-54
4	炊き出し食料の配布先	4-55
5	炊き出し施設等の状況	4-55
6	業者からの購入	4-55
7	米穀が不足する場合の措置	4-55
8	副食調味料の調達方法	4-55
第3	避難行動要支援者対策	4-55
第4	供給の費用及び期間	4-55
第12節	衣料、生活必需品等物資供給計画	4-56
第1	実施責任者	4-56
第2	実施の方法	4-56
第3	供給物資の種類	4-56
第4	衣料、生活必需品等の調達	4-56
第5	供給の方法	4-57
1	地区取扱責任者	4-57
2	供給台帳の整備	4-57
第6	費用及び期間	4-57

第 13 節	輸送計画	4-58
第 1	実施責任者	4-58
第 2	災害時輸送の方法	4-58
1	車両等による輸送	4-58
2	人力輸送	4-58
3	空中輸送	4-58
4	舟艇輸送	4-59
第 14 節	防疫計画	4-60
第 1	実施責任者	4-60
第 2	防疫の実施組織	4-60
1	伝染病予防委員の選任	4-60
2	防疫班の編成	4-60
第 3	防疫の処置	4-60
第 4	防疫の種別と方法	4-61
1	消毒活動	4-61
2	家屋等の消毒	4-61
3	ねずみ族、昆虫等の駆除	4-61
4	家用水の供給	4-61
5	一般飲用井戸等の管理等	4-61
6	疫学調査	4-61
7	臨時予防接種	4-61
第 5	避難所等の防疫指導	4-62
1	健康調査等	4-62
2	清潔方法、消毒方法等の実施	4-62
3	集団給食	4-62
4	飲料水等の管理	4-62
第 15 節	廃棄物等処理計画	4-63
第 1	実施責任者	4-63
1	ごみ及びし尿処理	4-63
2	死亡獣畜（牛、馬、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理	4-63
第 2	廃棄物の処理方法	4-63
1	ごみの収集処理	4-63
2	し尿の収集処理	4-63
第 3	野外仮設共同便所の設置	4-63
第 4	死亡獣畜の処理方法	4-63
第 5	飼養動物の取り扱い	4-64
第 16 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	4-65
第 1	実施責任者	4-65
第 2	行方不明者の捜索	4-65
1	実施の方法	4-65
2	捜索要請	4-65
第 3	変遺体の届け出	4-65
第 4	遺体の収容処理方法	4-65

1	実施者	4-65
2	遺体の収容処理	4-65
第5	身元確認活動	4-66
第6	遺体の処理〔埋葬〕	4-66
第7	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間	4-67
第8	火葬場の状況	4-67
第9	埋葬場所の状況	4-67
第17節	障害物除去計画	4-68
第1	実施責任者	4-68
第2	障害物除去の対策	4-68
第3	障害物除去の方法	4-68
第4	除去された障害物の集積、処分方法	4-68
第5	費用及び期間	4-68
第18節	応急土木対策計画	4-69
第1	災害の原因及び被害種別	4-69
1	災害の原因	4-69
2	被害種別	4-69
第2	応急土木復旧対策	4-69
1	実施責任者	4-69
2	応急対策及び応急復旧対策	4-69
第3	関係機関等の協力	4-69
第19節	住宅対策計画	4-70
第1	実施責任者	4-70
第2	実施の方法	4-70
1	避難所の設置	4-70
2	公共住宅等のあっせん	4-70
3	応急仮設住宅の建設	4-70
第3	災害公営住宅の整備	4-71
1	災害公営住宅の設置	4-71
2	整備及び管理者	4-72
3	整備管理等の基準	4-72
4	国庫補助	4-72
第4	資材の斡旋及び調達	4-72
第5	住宅の応急復旧活動	4-72
第20節	文教対策計画	4-73
第1	実施責任者	4-73
第2	応急教育対策	4-73
1	休校措置	4-73
2	学校施設の確保	4-73
第3	教科書及び学用品の調達並びに支給	4-74
1	支給対象者	4-74
2	支給品名	4-74
3	調達方法	4-74

4	支給方法	4-74
5	災害救助法が適用されない場合	4-74
第4	学校給食対策	4-74
第5	被災教職員、児童・生徒の健康管理	4-74
第6	衛生管理対策	4-75
第7	費用及び期間	4-75
第21節	災害警備計画	4-76
第1	災害に関する警察の任務	4-76
第2	災害の予報及び警報の伝達に関する事項	4-76
1	予報及び警報の伝達	4-76
2	異常現象を発見した旨の通報を受けた場合の措置	4-76
第3	事前措置に関する事項	4-76
1	警察官の出動要請	4-76
2	町長の要請により行う事前措置	4-76
第4	避難に関する事項	4-77
第5	応急措置に関する事項	4-77
1	警戒区域設定権等	4-77
2	応急公用負担等	4-77
第6	救助に関する事項	4-77
第7	災害時における災害情報の収集に関する事項	4-77
第8	災害時における広報	4-77
第9	災害時における通信計画に関する事項	4-77
第10	災害時における交通規制に関する事項	4-78
1	警察署長の措置	4-78
2	警察官が行う交通規制	4-78
第22節	労務供給計画	4-79
第1	実施責任者	4-79
第2	民間団体への協力要請	4-79
1	動員等の順序	4-79
2	動員の要請	4-79
3	住民組織等の要請先及び活動	4-79
第3	労務者の雇上げ	4-79
1	労務者雇上げの範囲	4-79
2	釧路公共職業安定所長への要請	4-80
第23節	広域応援・受援計画	4-81
第1	道、他市町村等への応援要請	4-81
1	実施責任者	4-81
2	応援受入体制の整備	4-81
第24節	自衛隊派遣要請計画	4-82
第1	災害派遣の要請	4-82
1	要請の基準	4-82
2	要請方法	4-82
3	知事等への要請の要求を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣	4-82

4	担当及び要請先	4-83
第2	災害派遣部隊の受入れ	4-83
1	受入れ準備の確立	4-83
2	派遣部隊到着後の措置	4-84
3	派遣部隊の活動内容	4-84
第3	経費	4-84
第4	派遣部隊の撤収要請	4-84
第25節	災害ボランティア対策計画	4-86
第1	災害ボランティア活動体制の確立	4-86
1	災害ボランティア活動の要請	4-86
2	災害ボランティアセンター本部の設置	4-86
3	現地対策本部の設置	4-86
第2	災害ボランティアの受入れ	4-86
第3	災害ボランティアの活動	4-87
1	災害ボランティアセンター活動本部の設置	4-87
2	災害ボランティアに依頼する活動内容	4-87
第26節	応急飼料計画	4-88
第1	実施責任者	4-88
第2	実施の方法	4-88
1	飼料（再播用飼料作物種子を含む）	4-88
2	転飼	4-88
第27節	大規模停電対策計画	4-89

第5章 地震災害対策計画

第1節	総則	5-1
第1	計画の目的	5-1
第2	計画の効果的促進	5-1
第3	計画の基本方針	5-1
1	基本方針	5-1
2	実施責任	5-1
第4	弟子屈の地形及び地質	5-2
第5	根釧地区及び弟子屈周辺における地震の状況と被害予想	5-2
1	海溝型地震	5-3
2	内陸型地震	5-4
3	断層帯の過去の地震発生と予想地震規模	5-5
4	弟子屈町における被害見積り	5-7
第2節	災害予防計画	5-8
第1	地震に強いまちづくりの推進	5-8
1	地震に強い都市構造の形	5-8
2	建築物の安全化	5-9
3	主要交通の強化	5-9
4	通信機能の強化	5-9

5	ライフライン施設等の機能の確保	5-9
6	液状化対策	5-9
7	危険物施設等の安全確保	5-9
8	災害応急対策等への備え	5-10
第2	防災訓練計画	5-10
第3	火災予防計画	5-10
1	地震による火災の防止	5-10
2	火災予防の徹底	5-10
3	予防査察の強化指導	5-10
4	消防力の整備	5-10
5	消防計画の整備強化	5-11
第4	危険物等災害予防計画	5-11
第5	建築物等災害予防計画	5-11
1	建築物の防災対策	5-11
2	がけ地に近接する建築物の防災対策	5-12
第6	土砂災害予防計画	5-12
1	「土砂災害」とは	5-12
2	予防対策	5-12
3	形態別予防対策	5-13
第7	液状化災害予防計画	5-14
1	液状化の現況	5-14
2	液状化対策	5-14
第8	災害活動体制の整備	5-14
第9	情報収集、伝達体制の整備	5-14
第10	避難体制の整備	5-14
第11	救援救護体制の整備	5-14
第12	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	5-14
第3節	災害応急対策	5-15
第1	応急措置実施計画	5-15
第2	動員計画	5-15
第3	災害情報の収集、伝達及び広報計画	5-15
1	緊急地震速報	5-15
2	地震情報の種類とその内容	5-16
3	地震解説資料	5-16
4	緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動	5-17
第4	避難計画	5-19
第5	救助救出計画	5-19
第6	医療救護計画	5-19
第7	消防計画	5-19
第8	給水計画	5-19
第9	下水道対策計画	5-19
第10	食料供給計画	5-19
第11	衣料、生活必需品等物資供給計画	5-19
第12	輸送計画	5-19

第13	防疫計画	5-19
第14	廃棄物等処理計画	5-19
第15	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	5-19
第16	障害物除去計画	5-20
第17	応急土木対策計画	5-20
第18	住宅対策計画	5-20
第19	文教対策計画	5-20
第20	災害警備計画	5-20
第21	労務供給計画	5-20
第22	広域応援計画	5-20
第23	自衛隊派遣要請計画	5-20
第24	防災ボランティア活用計画	5-20
第25	応急飼料計画	5-20
第26	被災建築物安全対策計画	5-21
1	応急危険度判定の活動体制	5-21
2	応急危険度判定の基本事項	5-21
3	石綿飛散防災対策	5-21
第4節	日本海溝・千島海溝周辺型地震防災対策推進計画	5-22
第1	推進計画の目的	5-22
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	5-22
第3	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	5-22
第4	地震からの防護、避難体制の整備に関する事項	5-23
第5	関係者との連携協力の確保に関する事項	5-26
第6	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	5-26
第7	防災訓練に関する事項	5-27
第8	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5-28

第6章 水害対策計画 6-1

第7章 火山災害対策計画

第1節	総則	7-1
第1	目的	7-1
第2	防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7-1
第2節	火山の概況	7-1
第1	活火山の定義	7-1
第2	火山の現状（北海道の活火山）	7-1
第3	アトサヌプリ、摩周及び雌阿寒岳の過去の火山活動	7-2
1	アトサヌプリ	7-2
2	摩周	7-2

3	雌阿寒岳	7-2
4	雄阿寒岳	7-3
5	被害想定	7-3
(1)	アトサヌプリ	7-3
(2)	摩周湖	7-3
(3)	雌阿寒岳	7-3
(4)	雄阿寒岳	7-4
第3節	災害予防対策	7-5
第1	火山観測体制	7-5
第2	警戒区域の把握等	7-5
第3	警戒体制の強化	7-5
第4	避難体制の整備	7-5
第5	二次災害の予防対策	7-5
第6	通信施設の整備	7-6
第7	防災知識の普及啓発	7-6
第8	防災訓練の実施	7-6
第9	防災協議会による防災体制の強化	7-6
1	雌阿寒岳火山防災会議協議会等	7-6
2	アトサヌプリ火山防災協議会	7-7
第4節	災害応急対策	7-8
第1	防災組織	7-8
1	防災関係機関等	7-8
2	災害対策現地合同本部の設置	7-8
第2	火山現象に関する情報の収集及び伝達	7-9
1	火山現象に関する警報及び予報の種類	7-9
2	異常現象発見者の通報義務及び通報先	7-10
3	火山現象警報及び火山現象予報の伝達	7-10
4	火山警報等関係機関	7-10
第3	災害情報通信	7-10
第4	災害広報	7-10
第5	応急措置	7-10
第6	避難措置	7-10
第7	警戒区域の設定	7-11
第8	救助救出及び医療救護活動等	7-11
第9	道路等交通の規制	7-11
第10	自衛隊派遣要請	7-11
第11	広域応援要請	7-11
第5節	災害復旧	7-14

第8章 事故災害対策計画

第1節	目的	8-1
-----	----	-----

第2節	鉄道災害対策計画	8-1
第1	災害予防	8-1
第2	災害応急対策	8-2
1	情報通信	8-2
2	災害広報	8-2
3	応急活動体制	8-3
4	救助救出活動	8-3
5	医療救護活動	8-3
6	消防活動	8-3
7	行方不明者の捜査及び遺体の収容等	8-4
8	交通規制	8-4
9	危険物流出対策	8-4
10	自衛隊派遣要請	8-4
11	広域応援要請	8-4
第3	災害復旧	8-4
第3節	道路災害対策計画	8-5
第1	災害予防	8-5
1	道路管理者	8-5
2	警察（弟子屈警察署）	8-5
第2	災害応急対策	8-6
1	情報通信	8-6
2	災害広報	8-6
3	応急活動体制	8-7
4	救助救出活動	8-7
5	医療救護活動	8-7
6	消防活動	8-7
7	行方不明者の捜査及び遺体の収容等	8-7
8	交通規制	8-7
9	危険物流出対策	8-8
10	自衛隊派遣要請	8-8
11	広域応援	8-8
12	災害復旧	8-8
第4節	危険物等災害対策計画	8-11
第1	危険物の定義	8-11
第2	災害予防	8-11
1	危険物等災害予防	8-11
2	火薬類災害予防	8-12
3	高圧ガス災害予防	8-13
4	毒物・劇物災害予防	8-14
5	放射性物質災害予防	8-14
第3	災害応急対策	8-15
1	情報通信	8-15
2	災害広報	8-15
3	応急活動体制	8-16

4	火災予防	8-16
5	災害拡大防止	8-16
6	消防活動	8-17
7	避難措置	8-17
8	救助救出及び医療救護活動等	8-17
9	交通規制	8-17
10	自衛隊派遣要請	8-17
11	広域応援要請	8-17
第5節	大規模な火事災害対策計画	8-18
第1	火災予防	8-18
1	大規模な火事災害に対する強い町づくり	8-18
2	災害予防の徹底	8-18
3	火災発生、被害拡大危険区域の把握	8-18
4	予防査察の実施	8-18
5	防火管理者制度の推進	8-18
6	防火思想の普及	8-18
7	自主防災組織の育成強化	8-18
8	消防水利の確保	8-18
9	消防体制の整備	8-19
10	消防訓練の実践	8-19
11	火災警報	8-19
第2	災害応急対策	8-19
1	情報通信	8-19
2	災害広報	8-20
3	応急活動体制	8-20
4	消防活動	8-20
5	避難措置	8-20
6	救助救出及び医療救護活動等	8-20
7	交通規制	8-20
8	自衛隊派遣要請	8-20
9	広域応援要請	8-20
第3	災害復旧	8-21
第6節	林野火災災害対策計画	8-22
第1	災害予防	8-22
第2	災害応急対策	8-22
1	情報通信	8-22
2	災害広報	8-23
3	応急活動体制	8-23
4	消防活動	8-24
5	避難措置	8-24
6	交通規則	8-24
7	自衛隊派遣要請	8-25
8	広域応援要請	8-25

第9章 災害復旧計画

第1節	目的	9-1
第2節	実施責任者	9-1
第3節	復旧事業計画	9-1
第4節	災害復旧予算措置	9-2
1	暫定措置法の適用	9-2
2	農林漁業金融公庫資金の活用	9-2
第5節	激甚災害に係る財政援助措置	9-2
1	生業資金の貸付	9-2
2	被災世帯に対する住宅融資	9-2
第6節	応急金融対策	9-3
1	農林業応急融資	9-3
2	生活確保資金	9-3
第7節	応急金融の大綱	9-3
第8節	罹災証明書の交付	9-3
1	町	9-3
2	消防機関	9-4
第9節	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用提供	9-4
1	被災者台帳の作成	9-4
2	台帳情報の利用及び提供	9-5

第10章 防災訓練計画

第1節	目的	10-1
第2節	実勢責任者	10-1
第1	防災訓練の実施	10-1
第2	図上防災訓練	10-1
第3	実施訓練	10-1

第11章 資料

【資料1】	弟子屈町防災会議条例	11-1
【資料2】	弟子屈町災害対策本部条例	11-3
【資料3】	災害対策本部標示板、腕章、標旗	11-4
【資料4】	協力要請先	11-6
【資料5】	除雪作業基準	11-7
【資料6】	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	11-8

【資料 7】	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・ 白糠町釧路管内 8 市町村防災基本協定	11-14
【資料 8】	弟子屈町の防災協定一覧	11-17
【資料 9】	全国瞬時警報システム（J-A L E R T）伝達イメージ図	11-24
【資料 10】	消防信号	11-25
【資料 11】	一時避難場所一覧	11-26
【資料 12】	指定緊急避難場所一覧	11-28
【資料 13】	指定避難所一覧	11-29
【資料 14】	一時避難場所から指定避難所への移動要領	11-30
【資料 15】	弟子屈町警戒区域設定について	11-31
【資料 16】	災害時の体制イメージ	11-33
【資料 17】	被害報告判定基準	11-34
【資料 18】	ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	11-39
【資料 19】	北海道広域消防相互応援協定	11-41
【資料 20】	水道施設	11-45
【資料 21】	主要食料取扱者	11-45
【資料 22】	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	11-46
【資料 23】	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	11-48
【資料 24】	感染症対策を踏まえて開設する可能性がある指定避難所一覧	11-53
【資料 25】	広域応援・受援計画	11-54

第 12 章 様式

【様式 1】	車両移動命令書	12- 1
【様式 2】	公用従事令書	12- 4
【様式 3】	公用保管令書	12- 4
【様式 4】	公用取消令書	12- 5
【様式 5】	公用管理令書	12- 5
【様式 6】	公用変更令書	12- 6
【様式 7】	災害情報	12- 7
【様式 8】	被害状況報告	12- 9
【様式 9】	災害発生時における消防署への広報等要請書	12-11
【様式 10】	傷病者に対する認識票	12-12
【様式 11】	救急状況調書	12-12
【様式 12】	記録集計表	12-13
【様式 13】	世帯構成員被害状況	12-13
【様式 14】	物資購入（配分）計画表	12-14
【様式 15】	物資受払簿	12-16
【様式 16】	物資給与及び受領簿	12-16
【様式 17】	自衛隊災害派遣の要請について	12-17
【様式 18】	自衛隊災害派遣の撤収について	12-18

別冊第 1 水防計画

別冊第 2 土砂災害予防計画

別冊第 3 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

別冊第 4 アトサヌプリ火山防災計画

第1章 総 則

第1節 目 的

第1 防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、弟子屈町防災会議が作成する計画であり、弟子屈町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- (1) 弟子屈町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道・町内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- (3) 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災思想の普及に関すること。

第2 用語・略語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語・略語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
町防災会議	弟子屈町防災会議
本部（長）	弟子屈町災害対策本部（長）
町計画	弟子屈町地域防災計画
防災関係機関	弟子屈町防災会議条例（昭和38年条例第2号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災
災害時	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

第3 防災計画の構成

計画は次の12章及び別冊第1～第4から構成される。

- 第1章 総 則
- 第2章 防災組織
- 第3章 災害予防計画
- 第4章 災害応急対策計画
- 第5章 地震災害対策計画
- 第6章 水害対策計画
- 第7章 火山災害対策計画
- 第8章 事故災害対策計画
- 第9章 災害復旧計画
- 第10章 防災訓練計画
- 第11章 資 料
- 第12章 様 式
- 別冊第1 水防計画
- 別冊第2 土砂災害予防計画
- 別冊第3 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）
- 別冊第4 アトサヌプリ火山防災計画

第4 防災計画の修正

この計画は、基本法第42条第3項の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その必要を認めた場合とする。

- (1) 計画内容に重大な錯誤があるとき。
- (2) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (3) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (4) 新たな計画を必要とするとき。
- (5) 防災基本計画の変更（改定）が行われたとき。
- (6) その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については随時修正し、上記各号に掲げる事項については、町防災会議の採決により行い、前記の変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、本町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、本町における防災に関連する部分は、防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画はもとより、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第6 計画の習熟

各機関は、平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1. 町

町は地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため第一次的責任者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

2. 道

道は、道の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは災害活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要としたりするときなどに各機関及び公共的団体の協力を得て、防災活動を実施する。

3. 指定地方行政機関

道の地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、道、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、道及び町の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

5. 公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、町、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 地域住民

地域住民は、「自らの命は自らが守る」意識を堅持し、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、「共助」を含めた住民主体の取組みに積極的に関与して地域の防災力の向上に努める。また、災害発生当初は支援物品が届かないことが想定されるため、最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。

(1) 平常時の心構え

ア 避難の方法（避難路、一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所）及び家族との連絡方法の確認

イ 最低3日分、推奨1週間分の非常用食料・飲料水（1日3リットル基準）、着替え、防寒着、生活用品（タオル、石鹸、洗面器）、スリッパ、非常持出品（救急箱又は救急袋、懐中電灯（出来れば手動式）、携帯ラジオ、乾電池又は手動式充電器、携帯電話の充電器（出来れば乾電池式又は手動式）、可能であれば毛布、座布団、レジャーシート等の敷物、大きめの買い物袋、レジ袋等の他、携帯トイレ又は紙おむつ、トイレトーパーパー等の日用品。乳幼児のいる家庭は、哺乳ビン、粉ミルク等

詳細は、弟子屈町防災ガイドブック（2018年）のP.30を参照するものとする。

ウ 隣近所との相互協力関係の涵養

- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的な参加による防災知識・応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

7. 事業所

従業員や施設利用者の安全確保、二次被害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の心構え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーン（受注ライン）の確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- ウ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

弟子屈町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設において、その施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、別表のとおりである。

別表（処理すべき事務又は業務の大綱）

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	釧路開発建設部 TEL (0154)24-7000 ・防災課直通 TEL (0154)24-7364 ・治水課直通 TEL (0154)24-7250 ・弟子屈道路事務所 TEL 482-2327 ・釧路河川事務所 TEL (0154)21-5500	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 3 直轄河川の維持管理並びに災害復旧に関すること。 4 大規模土砂災害に係る緊急調査に関すること。 5 洪水予報、水防警報（気象台と共同）の発表に関すること。 6 一般国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること。 7 住民に対する水防思想の普及に関すること。 8 被害の拡大を防ぐための緊急対応の実施等支援に関すること。
	根釧西部森林管理署 TEL (0154)41-7126 弟子屈森林事務所 TEL 482-2469	1 所轄国有林等について保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林等の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策をたててその未然防止を行うこと。 4 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	釧路地方気象台 TEL (0154)31-5146	1 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集及び発表を行うこと。 2 気象業務に必要な観測、予報、通信施設等及び設備の整備に努める。 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
	北海道農政事務所 釧路地域拠点 TEL (0154)23-4401	1 農林水産省が調達及び供給した応急飼料等の供給状況に係る確認等に関すること 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
自衛隊	陸上自衛隊 第27普通科連隊 TEL (0154)40-2011 （内線234） 時間外は当直	災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のため救護活動及び応急復旧活動を行うこと。

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北 海 道	釧路総合振興局 地域創生部地域政策課 勤務時間内 Tel (0154)43-9144 勤務時間外 Tel (0154)43-9100	1 釧路総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営・企画に関する こと。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置 を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の 実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	釧路総合振興局 ・保健環境部保健行政室 Tel (0154)65-5811 ・標茶地域保健支所 Tel (015)485-2155	1 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 2 災害時における医療救護活動を推進すること。 3 災害時における防疫活動を行うこと。 4 災害時における給水・清掃等環境衛生活動を推進すること。 5 医療・防疫・薬剤の確保及び供給を行うこと。
	釧路総合振興局 ・釧路建設管理部 Tel (0154)23-0569 ・同弟子屈出張所 Tel (015)482-2147	1 水防技術の指導を行うこと。 2 関係河川の水位の観測を行い、水防警報を行うこと。 3 災害時において関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行 うこと。 4 災害時において関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施す ること。 5 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。 6 所轄道路、河川の保全、災害復旧対策を行うこと。
	北海道教育庁 釧路教育局 Tel (0154)43-9271	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を 行うこと。 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
	釧路農業改良普及 センター Tel (015)485-2514	1 農作物の被害調査及び報告に関すること。 2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。 3 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。
北 海 道 警 察	弟子屈警察署 Tel (015)482-2110 川湯駐在所 Tel (015)483-2151	1 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の 規制等を行うこと。 2 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集を行うこと。 3 その他水防、災害救助活動に対する協力を行うこと。
弟 子 屈 町	弟子屈町役場 Tel (015)482-2191	1 町防災会議に関する事務を行うこと。 2 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事務を行うこと。 3 災害時における給水、防疫、食糧供給等災害応急対策を行うこと 4 災害復旧を行うこと。 5 防災上重要な訓練を実施すること。 6 防災思想の普及を図ること。 7 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整を図ること。

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
弟子屈町	弟子屈町教育委員会 ・教育委員会管理課 TEL (015)482-2945 ・同 社会教育課 TEL (015)482-2948	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
	釧路北部消防事務組合消防本部 TEL (015)482-3276 弟子屈消防署・ 弟子屈町消防団 TEL (015)482-2073 川湯支署 TEL (015)483-2216	1 消防活動に関すること。 2 弟子屈町が実施する災害に関する業務の全般的な協力に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 5 緊急時における病人、負傷者急患の輸送に関すること。 6 被災地の警戒体制に関すること。 7 水防活動に関すること。
指定 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 北海道東支店釧路営業支店 TEL (0154)21-3203	1 気象官署からの警報を町に伝達すること。 2 非常及び緊急通報の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店弟子屈ネットワークセンター TEL (015)482-2019	1 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。 2 電力施設等の防災管理を行うこと。 3 電力施設の災害復旧を行うこと。
	町内各郵便局(015-) ・弟子屈 TEL 482-2440 ・川 湯 TEL 483-2325 ・美留和 TEL 482-2610 ・屈斜路 TEL 484-2021	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 2 郵便貯金及び簡易保険業務の取扱いに非常措置を講ずること。
	〈JR北海道〉 北海道旅客鉄道株 ・釧路支店 TEL (0154)22-0804 ・摩 周 駅 TEL (015)482-2030	1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救援物資の緊急輸送等応急対策に協力すること。
	(一社)釧路市医師会 TEL (0154)41-3626	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
	(一社)釧路歯科医師会 TEL (0154)42-8336	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及びその他救助の実施に関すること。 2 身元不明死体の検屍（個人識別）に関すること。
	(一社)釧路薬剤師会 TEL (0154)32-4343	1 災害時における調剤・医薬品の供給を行うこと。

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	北海道厚生連 摩周厚生病院 Tel (015)482-2241	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の緊急医療、助産、病人等の保護収容をすること。 2 災害時において医療防災対策について協力すること。 3 救急医療対策本部が設置された場合に医療部隊を編成し、救急医療活動を施すこと。
	摩周湖農業協同組合 Tel (015)482-2104	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 2 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 3 農業生産共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 4 罹災農家に対する融資の斡旋に関すること。 5 農業生産資材及び生活物資の確保斡旋に関すること。 6 保険金や共済支払いの手続きに関すること。
	弟子屈町商工会 Tel (482)482-2259	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 罹災組合員に対する融資の斡旋に関すること。 3 災害時における物価安定及び救助物資、復旧資材の確保、斡旋に関すること。 4 災害時における商工業者の経営指導並びに倒産防災対策の立案に関すること。
	弟子屈町森林組合 Tel (482)482-2025	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災組合員に対する融資の斡旋に関すること。 2 林野火災の予防対策に関すること。 3 林野火災時における消火及び応急対策に関すること。
	一般病院・診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難訓練等、災害予防に関すること。 2 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。 3 災害時、避難者の一時収容に関すること。 4 災害時における収容患者に対する医療確保に関すること。
	一般運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
	介護福祉施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入所者の避難誘導に関すること。 2 災害時、臨時の避難所としての要配慮者等、被災者受入に関すること。
	危険物関係施設の 管 理 者	災害時における危険物の保安の確保に関すること。
	電気通信事業者	災害時の電気通信の確保に関すること。
	弟子屈町建設業協会 Tel (015)482-2177	災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。
	弟子屈町社会福祉協議会 Tel (015)482-1054	被災者救護の支援活動に関すること。
	弟子屈町自治会連合会 (窓口：環境生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報伝達及び避難等の支援に関すること。 2 被災者調査及び援護の支援活動に関すること。

第3節 弟子屈町の概況

第1 自然条件

1. 位置及び面積

弟子屈町は釧路総合振興局管内の北部に位置し、東経144度13分から144度36分、北緯43度23分から43度42分の地点にあり、北面は高峻なる山脈をもってオホーツク総合振興局管内に接し、東は根室原野に連なり、南は標茶町を経て釧路平原に隣接しており、面積約774.53k㎡の広さを有している。

2. 地勢

透明度において世界有数の摩周湖、その山麓に広がる本町は、千島火山帯に属する高原地帯でカルデラ湖として有名な屈斜路湖を源とする釧路川が地域の中央を縦貫し、地勢はおおむね起伏の多い高燥地帯で平坦に貧しい。したがって、地域の約70%は山林地帯で農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川を始め各河川の流域に散在し、酪農を中心として草地、放牧地及び畑作地として主に利用されている。また、774.53k㎡の広い町土の約65%は、阿寒摩周国立公園に指定されている。

3. 気温、降水・降雪量

本町の気候は、一般に冷涼で、弟子屈地区の過去30年間（1990年～2020年）の平均気温は5.2℃で、各季節の平均気温の平年値は春（3～5月）2.8℃、夏（6～8月）15.6℃、秋（9～11月）8.6℃、冬（12～2月）-6.2℃となっている。

下表は、川湯及び弟子屈に設置されているアメダスの2022年と2022年の測定値であり、地球温暖化による気温が上昇している傾向のみならず、冬期の寒冷化の傾向もあることから、気象が激烈化している可能性について、継続的に注意する必要がある。また、平成30年3月8日夜から9日には、土壌が凍結した状態の時に、3月としては記録的な大雨となり、摩周駅周辺や弟子屈原野、奥春別等で床上・床下浸水の被害が多数発生している。今後も、季節外れの異常気象による自然災害の可能性のあることを肝に銘じておく必要がある。

●川湯及び弟子屈における月別気象（上段：2020年値、下段：2022年値）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	川湯	-7.8	-8.4	-0.7	2.3	9.3	14.3	16.8	19.3	15.6	9.0	1.8	-7.5
	弟子屈	-7.6	-7.5	-1.5	4.5	10.6	12.8	18.6	18.7	15.7	8.7	3.0	-5.3
最高気温 (°C)	川湯	-2.2	-2.7	4.4	8.0	16.4	19.4	21.6	24.9	20.3	15.0	7.6	-0.5
	弟子屈	2.5	7.6	12.3	21.4	30.3	28.1	29.0	32.7	30.9	19.7	18.2	7.3
最低気温 (°C)	川湯	-16.6	-19.6	-14.0	-6.1	-3.1	4.3	10.0	9.5	2.7	-2.3	-8.9	-17.3
	弟子屈	-14.6	-15.4	-6.3	-3.2	3.1	9.7	13.4	14.8	11.2	2.8	-3.6	-14.3
降水量合計 (mm)	川湯	30.0	25.0	91.0	85.5	25.5	71.5	48.0	30.5	94.0	129.5	17.5	1.5
	弟子屈	43.5	11.5	56.0	7.5	135.0	121.0	198.5	223.0	71.5	65.5	32.5	102.0
平均風速 (m/s)	川湯	20.5	26.0	124.5	97.0	30.0	109.5	77.5	52.5	100.0	158.5	13.5	2.5
	弟子屈	53.5	60.5	94.0	14.5	154.5	174.0	204.0	284.0	91.0	81.5	41.5	87.5
降雪の深さ (cm)	川湯	1.5	1.7	1.9	1.9	1.8	1.4	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.1
	弟子屈	2.0	1.7	1.8	1.8	2.0	1.6	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.5
降雪の深さ (cm)	川湯	3.3	3.8	4.1	4.0	3.8	3.1	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	2.7
	弟子屈	4.7	4.3	4.0	3.8	4.3	3.7	3.0	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3
降雪の深さ (cm)	川湯	89	59	75	38	0	0	0	0	0	0	4	23
	弟子屈	106	76	96	14	0	0	0	0	0	0	1	55

※各データは弟子屈地域気象観測所及び川湯地域気象観測所の観測値（弟子屈には降雪量測定機能なし。）

第2 社会的条件

1. 人口及び世帯

本町の人口は、昭和40年の12,894人をピークに年々減少し、令和4年12月末には6,699人となっている。また、年少人口(0～14歳)が減少、老年人口(65歳以上)が増加しており、本町においても少子・高齢化が進行している。

総世帯数は、昭和15年から昭和60年まで増加していたが、平成2年になって50年ぶりに減少し、令和4年12月末には3,784世帯と減少し続けている。また、1世帯あたりの世帯人員も昭和30年までの5人台から1.77人となり、核家族化及び独居世帯化が進んでいる。

●人口・世帯数の推移（令和2年度末）

	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
人口(人)	12,536	11,918	12,029	11,584	10,560	9,931	9,393	8,858	8,258	7,682	6,890
世帯数	3,362	3,781	3,850	3,926	3,914	3,975	3,997	4,013	3,986	3,941	3,805
世帯人員 (人)	3.72	3.15	3.12	2.95	2.70	2.50	2.35	2.21	2.07	1.95	1.81

2. 産業構造（国勢調査確定後（令和4年）に修正）

本町の就業人口は、平成27年に3,958人（平成22年は4,694人）となっており、これは総人口（7,758人）の51%（平成22年は56.7%）を占めており、就業人口比率は年々減少傾向

向にある。これは、上記の老齢人口の増加に比例しているものと考えられる。

産業別就業人口は、第1次産業が大幅に減少しているのに対し、第3次産業は増加していることから、本町の産業構造が、農林業型から観光産業型へ大きく変化していることを示している。

●産業別就業人口の推移（令和2年の国勢調査結果は令和4年に判明）

調査年 産業別	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
第1次 産 業	1,689	1,346	1,155	1,090	870	731	623	609	546	594
	27.2	21.9	17.6	17.3	15.3	13.4	12.2	13.1	13.3	15.0
第2次 産 業	1,163	1,144	1,332	1,140	1,091	1,015	912	682	571	582
	18.7	18.6	20.3	18.2	19.2	18.6	17.9	14.7	13.9	14.7
第3次 産 業	3,361	3,650	4,069	4,047	3,725	3,700	3,562	3,351	2,963	2,358
	54.0	59.3	62.1	64.5	65.5	68.0	69.9	72.2	72.4	59.6
分 類 不 能	5	13	—	—	2	1	1	0	14	244
	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.62
就業人口 合 計	6,218	6,153	6,556	6,277	5,688	5,447	5,098	4,642	4,094	3,958
	50.8	51.4	53.7	53.2	53.5	54.7	53.7	51.4	51.0	51.0

上段：人口 下段：比率（%）（国勢調査の結果による。）

3. 交通

(1) 道路

本町には産業と観光の幹線として、国道241号、243号、391号が通じており、道東地域の交通の拠点となっている。国道の実延長は、98.1km、改良率、舗装率は100%となっている。また、阿寒摩周国立公園の中心である本町において、道道は観光ルートとして、また周辺市町村との交流道路としての役割を果たしている。道道の実延長は76.7km、改良率、舗装率は100%となっており、国道、道道ともに基本的な整備は完了している。

町民の日常生活に密接する町道は、実延長415.71km、舗装率52.6%となっている。

(2) 鉄道

鉄道は、JR釧網本線が町のほぼ中央部を走り、川湯温泉駅、美留和駅及び摩周駅の3駅がある。

なお、摩周駅がJR釧網線の運行管理をしているが、川湯温泉駅及び美留和駅は無人駅である。

第4節 災害記録

本町域内に発生した過去の主なる災害は、次のとおりである。

第1 火災

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
昭和 16. 2. 13	弟子屈市街	馬そりの火鉢	家屋 25 戸全焼
23. 5. 24	川湯温泉街	ストーブの不始末	家屋31戸全焼 死者1人
37. 1. 18	字弟子屈 265 番地	ストーブの過熱	弟子屈小学校全焼 1,316.7 m ²
40. 9. 6	字美留和石狩別	ストーブの不始末	家屋 51.1 m ² 全焼
40.12.16	字仁多	不明	住宅 90.75 m ² 全焼
41. 2. 4	字御卒別	煙道の発熱	住宅 56.92 m ² 全焼
42. 3. 17	奥春別	天ぶら油火災	住宅 1 棟 2 戸 71 m ² 全焼
42. 8. 2	屈斜路古丹番外地	ストーブの過熱	住宅30m ² 全焼 焼死1人
42.11.17	原野摩周新生部落	かまどの過熱	住宅・牛舎 136 m ² 全焼
44. 4. 5	7 町内 (41 線西 14)	石炭ストーブの不始末	住宅 132.23 m ² 全焼
44. 5. 3	字仁多	たき火	林野 35ha
44. 8. 19	8 町内 (湯の島)	タバコの不始末	店舗併用住宅26.14m ² 全焼
45. 1. 7	字錫別	ローソクの転倒	住宅 67.76 m ² 全焼
45. 2. 5	南弟子屈	不明	住宅 130.57 m ² 全焼
45. 4. 2	字屈斜路 221 番地	ストーブ使用不良	住宅 57 m ² 全焼
45. 5. 19	字錫別 433 番地	ゴミ焼き	住宅 95.86 m ² 全焼
45.10.21	字弟子屈 317 番地	ストーブの過熱	住宅52m ² 全焼 死者1人
46. 4. 15	字美留和原野	放火	住宅 45 m ² 全焼
46. 4. 26	湯の島 120 番地	ワックスを熱していたところ、 引火した。	住宅・作業所 52.8 m ² 全焼

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
昭和 47. 6. 21	南弟子屈平和	ストーブ煙筒の過熱	住宅 146.76 m ² 全焼
47. 10. 26	南弟子屈	タバコの不始末	住宅 75 m ² 全焼
49. 6. 10	字鋤別	不明	住宅 111 m ² 全焼
50. 4. 16	字鋤別	ストーブの過熱	住宅 101.94 m ² 全焼
50. 8. 27	字屈斜路	不明	住宅 147 m ² 全焼
51. 6. 5	字弟子屈	不明	役場庁舎全焼1,096.1 m ²
52. 12. 13	字屈斜路	石油ストーブの過熱	住宅 95 m ² 全焼
53. 2. 7	字南弟子屈駅前	ローソクの火の不始末	住宅 173 m ²
53. 5. 5	原野	不明	林野 150 アール
54. 6. 1	字最栄利別	不明	林野 150 アール
55. 2. 3	字下鋤別	電気温風機の過熱	住宅 146 m ² 全焼
55. 10. 23	字鋤別	不明	共同住宅 279 m ² 全焼 死者 1 人
56. 5. 17	字熊牛原野	ゴミ焼却の飛火	林野 45 アール
57. 6 .7	字屈斜路	不明	林野 222 アール
58. 2. 28	字奥春別原野	不明	住宅 92 m ² 全焼 死者 1 人
59. 4. 26	字鋤別	不明	住宅 50 m ² 全焼
59. 7. 8	字弟子屈	放火	店舗併用住宅268 m ² 全焼
59. 12. 29	字奥春別原野	石油ストーブを誤って転倒させホースがはずれ石油に引火	住宅 43 m ² 全焼
61. 5. 1	字跡佐登	不明	林野 30 アール
62. 10. 20	字屈斜路	不明	住宅 43 m ² 全焼
62. 12. 10	字屈斜路池の湯	移動式石油ストーブに誤ってガソリンを入れたため引火	住宅 222 m ² 全焼
63. 9. 22	字弟子屈原野	草舎鉄骨溶接中、牧草に引火	草舎 161.9 m ² 全焼

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
平成元. 5. 5	字奥春別	たき火による引火	D型ハウス 227.5 m ² 全焼
元. 10. 11	字鋤別	不明	家屋 523.5 m ² 全焼
2. 5. 27	国有林弟子屈事業区 65 林班	雷が立ち木に落雷し、樹木の芯を貫き着火したが、降雨により拡大せず芯内部で燻り続け、翌日の乾燥した天候で火が再燃し、周囲のクマザサ等に着火し拡大延焼したもの。	林野 35.06ha
2. 11. 17	字鋤別	不明	家屋 56.7 m ² 全焼
3. 12. 18	字奥春別 5	乾燥コルベールの自然発火	草舎 198 m ² 全焼
3. 12. 18	字鋤別原野	電気引込線のショート	家屋 49.68 m ² 全焼
4. 11. 4	字鋤別	不明	家屋 102.74 m ² 全焼
4. 12. 30	字奥春別	不明	家屋 36.45 m ² 全焼
5. 3. 17	美里	ストーブの過熱	民宿 191.16 m ² 全焼
5. 9. 13	字屈斜路市街	不明	家屋 177.76 m ² 全焼
5. 11. 29	字美留和	乾燥コルベールの自然発火	D型ハウス 158.40 m ² 全焼
6. 3. 22	字跡佐登原野	不明	共同住宅 176 m ² 全焼 負傷者 1 人
6. 3. 26	川湯市街地	漏電	住宅 38 m ² 部分焼
6. 4. 23	字屈斜路	たき火による引火	物置 39.6 m ² 全焼
6. 4. 30	字跡佐登原野	不明	寄宿舎 38 m ² 部分焼 負傷者 5 人
7. 1. 23	湯の島 1	不明	住宅 109 m ² 全焼 死者 1 人
7. 3. 5	字跡佐登 67 線 89	石油ストーブの過熱	納屋 80 m ² 全焼
7. 3. 7	泉	不明	住宅 49 m ² 全焼
7. 7. 17	字熊牛原野	ガスバーナーの取扱誤り	事務所 108 m ² 半焼
7. 10. 22	字跡佐登原野	移動式石油ストーブにカーテンが接触	住宅 164 m ² 全焼
8. 4. 8	字跡佐登原野	電気配線のスパーク	養畜舎 630 m ² 部分焼
8. 4. 15	桜丘	放火の疑い	置場 164 m ² 全焼
8. 6. 27	泉	チャッカマンの使用誤り	物置 28 m ² 全焼 負傷者 1 人

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
平成 8. 11. 19	泉サワンチサップ	不明	住宅 229 m ² 全焼
9. 1. 15	字跡佐登原野	タバコの火の不始末	住宅 33 m ² 半焼 死者 1 人
9. 3. 10	川湯温泉	タバコの火の不始末	旅館 290 m ² 部分焼
9. 4. 19	川湯温泉	裸電球の落下による過熱	寄宿舎 40 m ² 半焼
9. 4. 21	中央	ごみ焼の飛び火	物置 36 m ² 全焼
9. 5. 30	川湯温泉	まきストーブ伝導過熱	作業場 246 m ² 全焼
9. 6. 11	鈴蘭	プラズマ切断機の火花	遊技場 868 m ² 全焼
9. 10. 28	川湯温泉	ライターの使用誤り	絵画展示館 82 m ² 半焼
10. 12. 14	高栄	ライターの使用誤り	住宅 3 m ² 部分焼 死者 1 人
11. 1. 26	字屈斜路	自然発火	家屋 618 m ² 全焼
11. 2. 23	美里	不明	住宅 49 m ² 全焼
11. 3. 12	字美留和原野	石油ストーブのふく射熱	住宅 13 m ² 部分焼 休憩舎 20 m ² 全焼
12. 3. 14	朝日	石油ストーブの煙筒に発砲スチロールが接触	住宅 33 m ² 半焼
13. 1. 19	湯の島	混合ガソリンが飛び火し、ポータブル石油ストーブに引火	商業併用住宅 166 m ² 全焼 負傷者 2 人 飲食店 367 m ² 全焼 " 115 m ² 全焼 " 45 m ² 部分焼
13. 3. 7	字仁多	凍結した水道管をガスバーナーで加熱中、壁体内部から出火	住宅 131 m ² 全焼
14. 1. 10	札友内	不明	養畜舎 937 m ² 全焼
14. 4. 24	川湯温泉	不明	飲食店 79.7 m ² 全焼
14. 5. 29	奥春別	電気コンセント延長コード接続部分がグラファイト化して出火	納屋 365.3 m ² 全焼
14. 8. 3	奥春別	タバコの火を消さずに寝てその火種が近くの可燃物に着火	住宅 105 m ² 全焼

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
平成 14. 12. 7	川湯温泉	鉄板切断中火花がシンナー乾燥粉に引火	倉庫 36 m ² 全焼
15. 1. 23	札友内	天井裏の電気配線が何らかの原因で短絡し、付近の可燃物に着火、延焼拡大	住宅 112.9 m ² 全焼
15. 2. 1	高栄	外煙筒の不備により石油ストーブ点火口より火の粉が噴出、付近の可燃物に着火、延焼	住宅 35.5 m ² 半焼
15. 3. 15	高栄	子供が石油ストーブを悪戯で点火させ、ストーブの上にあった新聞紙が発火し、延焼	住宅 20.3 m ² 半焼
15. 4. 2	泉	油料理中席を外し、過熱・着火後、延焼	住宅 15.8 m ² 半焼
15. 9. 22	泉	タバコの不始末	住宅 52.8 m ² 半焼
15. 12. 4	川湯温泉	貯炭式温水ボイラーからの飛び火により、付近の毛布に引火	ボイラー小屋 15.5 m ² 全焼
16. 1. 11	朝日	風呂の空焚きにより過熱した循環パイプよりユニットバスに着火したものと推定	住宅 71.19 m ² 全焼
16. 4. 15	高栄	帰宅後、石油ストーブのスイッチを入れて就寝、自動(20℃)に設定されていたため、ストーブガード前面に干していたキッチンマット等に着火	共同住宅 62.19 m ² 部分焼 負傷者 1人
16. 4. 22	朝日	不明（出火元は台所ボイラー付近）	住宅 90.72 m ² 全焼 負傷者 1人
16. 5. 12	原野	格納庫に収容した草刈機から出火、周囲の車両に延焼	車両 5台
16. 7. 14	屈斜路	ごみ焼きをしていた火が付近の草に着火、吹抜けの納屋に梱包している牧草に延焼	倉庫 156 m ² 全焼
17. 2. 26	泉	タバコの不始末により、段ボール箱か布団に着火し延焼が拡大したものと推定	住宅 28.84 m ² 半焼 負傷者 2人
17. 4. 6	熊牛原野	別荘居間に使用している薪ストーブを焚いたまま帰宅したことと、タバコの不始末及び電気により何らかのトラブルと推察されるが、建物の焼損が激しく不明	別荘 54.54 m ² 全焼

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
平成 17. 8. 7	高栄	火災当日は外気温が高く、薪ストーブを使用したため室内が異常な高温状態となり、薪ストーブ付近の可燃物に着火延焼拡大したものと推察されるが不明	物置 26.1 m ² 全焼
17. 11. 25	屈斜路原野	1階寝室北側の壁体（窓枠下）より出火延焼したものと断定するも原因不明	住宅 51.84 m ² 全焼
17. 12. 22	高栄	1階居間の石油ストーブ（煙突式）付近から出火延焼したものと断定するも原因は不明	住宅 67.2 m ² 全焼
18. 3. 30	弟子屈原野	トイレの照明器具を自力により取り付けた際、延長コードが必要以上に長かったため何重にも束ねて敷物の下に放置し、年数経過したことにより電線の老朽化や断線等が発生し発熱。直近の敷物等に着火し、火災に至ったものと思われる。	住宅 149.04 m ² 全焼
18. 7. 9	弟子屈町国有林 4279林班 （硫黄山）	不明	林野 14a
18. 11. 4	川湯温泉	薪ストーブの火の不始末	作業場 214.5 m ² 全焼
18. 11. 25	仁多	薪及び薪を切るための丸鋸付き発電機・油脂類・古タイヤ・肥料や農薬等が雑然と置いてあり、入り口側に壁もないことから、長年の雨風等の湿気により水分による発熱性の肥料や農薬等が自然発火し、直近の大鋸くずや油脂類等に燃え移り延焼拡大したものと推測される	置場 83.23 m ² 全焼
19. 3. 25	弟子屈原野	倉庫内に収納されていた粒状生石灰の保管状態が悪く、前日の雨及び雪解け水の浸入により化学反応を起こし発熱発火、直近に置いてあったシュレッターにより裁断された紙くずに着火し、近くのロールペールに延焼時に拡大したものの。	納屋 194.40 m ² 全焼
19. 6. 4	奥春別	薪ストーブの集合煙突周りの板張り部分が経年使用により炭化し着火したものの。	住宅 141.90 m ² 全焼
19. 7. 14	奥春別	反射式石油ストーブを消し忘れて外出したため、ストーブ直上に干してあった洗濯物が乾燥し落下して着火。直近の衣類等に延焼拡大したものの。	住宅 111.78 m ² 全焼
19. 12. 2	跡佐登原野	煙突内の火の着いた煤のかたまりが、付近にあった足場板の上に落ち着火し、建物に延焼したものの。	野菜栽培用ハウス 130 m ² 半焼

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
平成 19. 12. 11	摩周	ストーブの上に吊るしていた提灯にストーブの火が燃え移り出火したものの。	飲食店舗 40. 33 m ² 半焼
20. 4. 19	川湯温泉	不明	旅館 1, 343. 491 m ² 全焼
20. 5. 12	奥春別	牛舎バルク室上部の200Vの電気配線に外力が加わったかねずみなどの小動物によって絶縁被覆が破損もしくは、被覆の絶縁性の劣化による短絡時のスパークで周囲の可燃物に着火、延焼したものの。	牛舎 1, 019. 66 m ² 全焼
20. 11. 26	弟子屈原野	1階老人室（洋間寝室）から出火延焼したものと断定するも出火原因は不明	住宅 192. 93 m ² 全焼 死者 1 人、負傷者 1 人
21. 2. 18	泉	茶の間でタバコを吸い、灰をカーペットに落としたことに気付かず就寝し、その灰がカーペットに着火延焼したものの。	住宅 0. 2 m ² その他 負傷者 1 人
21. 7. 21	鈴蘭	子どもの火遊びと推定	住宅 19 m ² 部分焼
22. 1. 28	屈斜路	作業小屋の薪ストーブから取り出した灰を肥料袋に入れ、出入り口の西側に置いて昼食のため自宅に戻った。その間に火の気の残った灰が再燃し、肥料袋から出火。付近にあった農耕具の木製の柄などに着火し延焼拡大したものの。	作業小屋 42 m ² 全焼
22. 5. 9	泉	不明（タバコ・放火の可能性は高いが不明）	作業場 47 m ² 全焼
25. 6. 23	屈斜路	不明（発電機室本体又は電気配線が原因と思われる。）	発電機室全焼＋ステージ部分焼＝209 m ²
26. 3. 30	高栄	不明（独居老人）	住宅 104, 34 m ² 全焼 居住者 1 名死亡
26. 5. 18	美里	不明	養畜舎 3 棟 874 m ² 全焼
26. 7. 1	オソツベツ	不明	住宅 83 m ² 全焼、 負傷者 2 名
26. 10. 14	釧別	不明	養畜舎 1 棟 3, 162 m ² 全焼
27. 8. 31	字アトサヌプリ原野	不明	・車両 1 台全焼 ・牧草地 150ha 全焼

年 月 日	出火場所	出火原因	被害状況
28. 3. 16	泉	タバコの火種を布団に落とし、完全消火に至らず、出火延焼した。	住宅 100.44 m ² 全焼
28. 5. 24	桜丘	ゴミ焼きの火が、おが屑及び薪等に燃え移り、隣接する住宅へ延焼した。	住宅 34.00 m ² 半焼、 負傷者 1 名
28. 10. 23	美留和	不明	作業場 261.00 m ² 全焼
29. 8. 18	川湯温泉	コンセントのトラッキング現象により出火した。	水産加工場 2.00 m ² 部分焼 損害額 125 万 8 千円
30. 3. 9	字美留和	生石灰が雨水により発熱し車両タイヤに着火延焼	車庫 15.3 m ² 全焼
令和元. 5. 5	中央	漏電により出火延焼	住宅 44 m ² 全焼 死者 1 名
元. 6. 20	字弟子屈原野	不明	車両 1 台 全焼
3. 3. 11	川湯温泉	不明	空き家 341 m ² 全焼
3. 6. 22	字鋤別	農耕用トラクター収穫機部分から過熱し出火	車両 1 台(フロントモア)損害額 130 万 5 千円
4. 2. 23	美里	煙筒貫通部の木材が炭化し定温着火により延焼	住宅 93.6 m ² 全焼 負傷者 1 名 損害額 530 万円
4. 4. 26	字奥熊牛原野	不明	倉庫 516 m ² 全焼 損害額 370 万円

※平成 6 年からの火災発生状況については、物置等の損害の軽微なものを除き焼損程度が全焼のものを掲載している。また、半・部分焼のうち、損害額 100 万円以上及び死者・負傷者の出たもの及び損害の大きなものについて掲載している。

第2 水害・風害

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
昭和 50. 5. 18	8 町内、屈斜路	17 日午後 5 時頃から 18 日午前 8 時頃まで降り続いた雨で、釧路川が増水し 3ヶ所に水害を受ける。屈斜路農道 100m 決壊	不 明
54. 4. 9	旭町、8 町内、南弟子屈、屈斜路原野	昨夜からの雨で残雪が溶け増水、排水溝に雪が入り排水できずに牛舎等に流入する。7 件水害を受ける。	不 明
54. 10. 19	旭町、羽越、釧別、3 町内、8 町内、原野、奥春別、南弟子屈	台風 20 号の影響による降雨のため、床下浸水及び床上浸水、住宅の一部が倒壊。3 町内地区に避難命令を発令した。	不 明
54. 11. 29	8 町内	長時間の降雨により釧路川が増水し、住宅 1 戸が床下浸水のおそれ有り、土のう 250 個積み作業を実施する。	不 明
55. 9. 5	4 町内	低気圧の北上に伴う大雨のため増水し、3 戸が浸水する。9 月 4 日 23 時～5 日 21 時までの降雨量 29mm	不 明
56. 10. 22	4 町内	低気圧の影響による大雨及び排水路の目詰まりにより、3 戸が浸水。商店の倉庫内に 50cm 程の水があふれ、商品に損害	127 千円
56. 10. 23	日の出、1 町内、下釧別、南弟子屈、奥春別、仁多原野	台風 24 号の影響による降雨のため、13 戸が床下浸水及び床上浸水。22 時現在の風速 15m。午前 9 時までの雨量 132mm	不 明
58. 4. 2	旭町、1 町内、2 町内、8 町内、下釧別、すずらん丘、奥春別	低気圧の影響による降雨が続き、残雪を溶かし雨水が流出し、付近の住宅で 11 戸が床下浸水及び床上浸水	不 明
58. 7. 18	下釧別	18 日午前 10 時頃から降り出した雨が急に雷を伴う豪雨となり、多量の雨水が路面上 45cm 増水し、住宅 1 戸が床下浸水	不 明
58. 8. 17	更科商店付近	台風 5 号の北上により早朝から雨が降り出し、23 時頃の降雨量は 111mm に達し、河川が増水、路上の雨水を排除する。	不 明
58. 8. 18	旭町、弟子屈 100 番地	17 日からの降雨が続き、2 地区で民家浸水の恐れがあり、雨水の排除を行う。	不 明
59. 8. 3	4 町内、下釧別	3 日夕方よりの雷雨、16 時～24 時までの降雨量は 21mm。このため 2 戸が床下浸水	不 明

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
昭和 59. 8. 9	下鎧別	9日の雷雨のため、平田商店付近路面上約60cm増水。このため1棟が床下浸水	不明
60. 9. 8	1町内、3町内 8町内、旭町 原野地区	7日早朝からの雨は8日まで続き、集中豪雨による降水量は152mmに達した。このため河川の増水、家屋の浸水、道路の土砂崩れ等が発生。床上浸水7戸、床下浸水10戸	不明
63. 8. 26	弟子屈 120番地 (湯の島)	25日早朝より雨が継続的に降り続き、25日正午から26日午前8時までの降水量が67mmに達した。このため低地の飲食店1戸が床上浸水	不明
63. 11. 25	鎧別川	24日早朝からの雨が継続的に降り続き、鎧別橋掛替工事現場内に土砂が流入し、2町内河岸を浸食	不明
平成元. 8. 28	弟子屈原野 42線 20の23	台風17号により、断続的に降り続いた大雨のため住宅1戸が床下浸水	不明
4. 8. 9	高栄	台風10号により、早朝から降り続いた雨は1時間に30mmとなり、土砂崩れ等被害が発生し住宅2戸、牛舎1棟が床下浸水	不明
6. 5. 27	朝日	低気圧の北上により、昼頃から降り続いた雨が排水路からあふれ、住宅1戸が床下浸水	不明
7. 9. 28	湯の島、南弟子屈、 朝日、弟子屈原野、 仁多	低気圧の北上により、27日22時から28日9時までの降水量は125mmに達した。このため河川の増水、排水路からの溢水により家屋の床下浸水2戸と道路の決壊等の被害が発生	9,150千円
10. 8. 28～ 10. 8. 30	屈斜路、南弟子屈、 湯の島、札友内	活発な前線の停滞により、27日12時から31日16時までの降雨量は182mmに達した。このため道路の決壊、河川の増水による護岸の破損、畑冠水等の被害が発生	28,514千円
10. 9. 16	屈斜路、南弟子屈	台風5の影響により、16日0時から22時までの降雨量は87mmに達した。このため河川・水路の増水、砂防施設の崩壊、道路の決壊等の被害が発生	23,493千円
10. 9. 23	屈斜路、南弟子屈、 仁多、弟子屈原野	台風7号の影響により、22日17時から23日6時までの降雨量は67mmに達した。このため道路の決壊等の被害が発生	不明
12. 4. 11	川湯	11日早朝からの暴風雨により川湯市街地ミソノ川が増水及び一部氾濫、同地区の道路が河川水で冠水した。	不明

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
平成 12. 7. 7 ～12. 7. 9	川湯（川湯市街地 と仁伏の間）	台風3号の影響で川湯市街地と仁伏の間で国有林の立木（老木）が倒れ道々の一部を塞ぎ通行に支障を来した。	不 明
14. 10. 1～ 14. 10. 2	仁多・南弟子屈 奥春別・川湯 札友内・美留和	台風21号の影響により、1日夜から2日にかけて暴風雨となり、道路の決壊や倒木等の被害が発生。奥春別の一部では土砂流出、住宅1戸が床上浸水	3,944 千円
15. 8. 9～ 15. 8. 10	町 全 域	台風10号の影響により、9日早朝から10日明け方にかけて暴風雨となり、小麦畑等が倒伏、各地に道路決壊等の被害が発生。総雨量は133mmに達した。	14,074 千円
16. 8. 31	町 全 域	台風16号の影響による暴風雨のため、美留和地区で1時間程の停電が発生。町内のそば畑やスイートコーン畑で倒伏し、ある程度の減収が見込まれる。	不 明
16. 9. 7～ 16. 9. 9	町 全 域	台風18号の影響により、7日夜から9日の明け方まで強風が吹き荒れ、各地で倒木が発生。一部の道路では、倒木のため通行止めになった。農業施設では屋根1軒が破損。	5,000 千円
17. 9. 7～ 17. 9. 8 対策本部設置 (9.7～8)	町 全 域	台風14号の影響により、7日から8日の明け方まで強風が吹き荒れ、各地で倒木が発生。一部電線に接触し停電となった。道路では路肩決壊・法面崩落、農業施設では3件の屋根全・半壊とスイートコーン3ha倒伏	2,000 千円
平成 18. 7. 7 ～12. 7. 9	川湯（川湯市街地 と仁伏の間）	台風3号の影響で川湯市街地と仁伏の間で国有林の立木（老木）が倒れ道々の一部を塞ぎ通行に支障を来した。	不 明
18. 10. 7～ 10. 9	仁多・南弟子屈 奥春別・川湯 札友内・美留和	10月7日から、発達した低気圧が三陸中から北海道に接近し、強風により畜舎の屋根・ビニールハウス等が損壊、デントコーンの倒伏17ha	5,550 千円
22. 8. 12	町 全 域	台風4号の接近に伴い大雨警報が発表された。 この台風の影響により、町道（未舗装）が部分損壊した。（総延長2.91km程度）	直 営
25. 9. 16	町 全 域	台風18号の暴風雨により、牛舎の屋根が破損等の他、町道19箇所が砂利流出・法面の崩壊等の被害が発生した。	19,145 千円
25. 10. 16 警戒本部設置 (10.16)	町 全 域	台風26号の暴風雨により、牛舎の屋根が破損等の他、町道17箇所が砂利流出・法面の崩壊等の被害が発生したが、道路の多くは直営で修復した。	1,610 千円
25. 11. 10	町 全 域	公営住宅を含む住宅の屋根が飛散の他、農業施設の屋根が飛散する等の比較的大きな被害が発生した。瞬間最大風速36.3m/sを記録した。	27,720 千円

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
25. 11. 26	町全域	短時間の大雨（5時間で約 52mm）により町道（21箇所）が法面損傷、路面損傷、側溝損傷等の被害を受けた。	3,300 千円
25. 12. 20	屈斜路 （コタン付近）	短時間の大雨により、町道屈斜路パイロット線の法面が大きく崩れる被害を受けた。	3,000 千円
26. 8. 10～8. 11	町全域	台風 11 号（大雨）により、町内（特に南弟子屈）23 箇所で、土砂流出、路面崩壊等の被害があった。	6,600 千円
26. 8. 24	町全域	大雨により、町内 5 箇所で道路の土砂流出、路面崩壊等の被害があった。 この時は、情報所も設置していない。	100 千円
26. 10. 11	町全域	低気圧（暴風）により、一部の住宅の屋根のトタン剥離 1 件及び倒木数 10 本の被害があった。	66 千円
27. 4. 3～4. 4	町全域	低気圧（暴風）により、無人公営住宅の屋根飛散により自動車破損等の被害があった。	2,310 千円
27. 10. 1	町全域	低気圧（暴風雨）により、倒木が多数発生するとともに、デントコーンの倒伏等の農業被害があった。	10,470 千円
27. 10. 8	町全域	台風 23 号により、住宅・空屋の屋根の破損の他、光ケーブル破損等の被害があった。 デントコーン倒伏被害があったが、10 月 1 日の被害額に含ませて報告している。	200 千円
28. 8. 17～18 警戒本部設置 （17 日）	町全域	台風 7 号の暴風雨（南風）により、町内全域で倒木による停電、物的被害及び農林被害が多発した。 また、倒木のため、長時間、郊外において停電が発生するとともに、道道 52 号（川湯温泉～コタン、跡佐登～摩周 # 1 展望台）が倒木処理のために通行止めとなり、町民生活及び観光に大きな影響を与えた。	427,617 千円
28. 8. 20～23 対策本部設置 （21～22 日） 警戒本部設置 （22～23 日）	町全域	大雨をもたらす前線が北上後、引き続き台風 11 号と 9 号が通過し、前線による長雨の影響で、屈斜路湖の水位が約 1 m50cm 上昇したことにより、釧路川の水位が平常水位に下がるまでに 3 日以上要した。 また、釧別川の水位も急上昇したこともあり、21 日には一部の地域に避難準備情報を発令して、避難所を開設した。この間、道路法面や小河川の護岸崩壊、釧別川河川敷パークゴルフ場が冠水し使用不能に陥る等、農業、観光に多くの被害が発生した。（農業被害額は台風 7 号の被害額に含めている。）	18,219 千円
28. 8. 30～31 警戒本部設置 （30～31 日）	町全域	台風 10 号により十勝地方に甚大な被害をもたらしたが、台風の大雨は弟子屈をかすめただけで、大きな被害を受けていない。	13 千円

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
29. 9. 18 1種初動体制	町全域 (特に川湯)	台風 18 号の強い南風と大雨により、特に川湯地域では倒木により、広域かつ長期停電が発生し、市民生活及び農業に大きな被害があった。	31,260 千円
29. 10. 23 1種警戒体制	町全域	台風 21 号が接近して暴風雨となったが、午後には温帯低気圧に減衰したことから、特段の被害は発生していない。	0 千円
29. 10. 30 1種警戒体制	町全域	台風 22 号が温帯低気圧に変わった後、三陸沖から発達しながら千島沖に移動したことにより暴風となったが、倒木処理以外に大きな被害は発生していない。	80 千円
30. 3. 9～3. 10 災対本部設置	町全域 (特に摩周駅周辺)	数日前から暖気が続いて積雪が緩んだ時期に低気圧が通過して 123mm の大雨が降ったことにより、町内の諸処で床上・床下浸水が発生した。特に摩周駅周辺(朝日 1・2 丁目)、奥春別、弟子屈原野での被害が大きく、避難勧告の発令とともに公民館に避難所を開設(延べ 70 名が避難)、消防による救出活動、冠水地域の排水活動等、平成に入ってから最大の災害対応となった。この間の住宅等の床上床下浸水被害は 45 戸	11,556 千円
令和元. 8. 24 警戒体制なし	町内全域 (特に、屈斜路・川湯・南弟子屈地区)	23 日夜から 24 日にかけて道北～道東にかけて 2 つの低気圧が通過したことにより、集中豪雨が発生した。 この間、大雨及び洪水警報は発表されなかったが、川湯、屈斜路、弟子屈南部地区で、1 時間雨量が 50mm 前後の集中豪雨が降ったことにより、未舗装道路に被害が発生した。 また、この間、警戒態勢を取っていない。	2,350 千円
元. 11. 20 警戒体制なし	町内全域 (特に、川湯地区)	20 日早朝から夕方遅くまで強風が吹き、強風注意報が発表されていた。予想最大風速は 15m/秒程度であったが、弟子屈原野のアメダスでは、13:01 に最大瞬間風速 22.8m/秒を計測し、このことが原因と思われる被害が 2 件(川湯温水プールの壁板と屈斜路の営農施設)発生している。 また、この間、警戒態勢を取っていない。	682 千円
2. 3. 10～11 災害警戒本部設置	町内全域 (特に、原野及び南弟子屈地区)	10 日から前線を伴った低気圧の通過により 2 日間で 71mm の大雨となり、4 日前の大雪と 11 日からの暖気により融雪に拍車をかけた。平成 30 年 3 月のような床上浸水の被害は無かったものの、一部の住宅、畜舎等に床下浸水及び町内各所で路肩崩壊が発生した。	7,971 千円

3.6.4	町内全域	6月4日に約90mmの大雨と強風（いずれも注意報）となり、町営牧場の育成舎をはじめとした急傾斜地で土砂が流出及び道路路肩崩壊が発生した他、郊外各所で倒木が発生した。	260千円
3.11.22	町内全域	11月22日に大雨と強風（いずれも注意報）となり、川湯温水プールの外壁が一部剥離する等の被害が発生した。	211千円
3.12.1	町内全域	12月1日に大雨と強風（いずれも注意報）となり、牛舎等の施設が10数件一部損壊等の被害が発生した。	287千円

第3 風雪害

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
平成 13. 3. 4～ 13. 3. 5	川湯・屈斜路 鎧別・奥春別	4日夕方からの暴風雪が5日明け方から雨に変わり、川湯地区の一部で住宅8戸が床下浸水。また、大雪の影響で農家の施設等9棟が倒壊	15,000 千円
16. 1. 13～ 16. 1. 16 16. 1. 21～ 16. 1. 22 対策本部設置 1/15～30	町全域	急発達した爆弾低気圧により、最深積雪は川湯で154cmに達し、1988年観測開始以来1月としては最大になった。JRは運休、道路は全線通行止めとなり、陸の孤島と化した。続いて発生した低気圧により被害が拡大。主に農業施設の倒壊や生乳の集荷遅れ等の被害が発生	67,563 千円
16. 2. 22～ 16. 2. 23 対策本部設置 2/23～27	町全域	発達した低気圧による暴風雪のため、JRは運休、道路は全線通行止めとなり、陸の孤島と化した。道道釧鶴弟線ではバス等50台以上が立往生した。摩周文化センターに避難所を設置。農業施設の倒壊や生乳の集荷遅れ等の被害が発生	11,962 千円
17. 4. 9	弟子屈市街地及び国道241号	低気圧の発達に伴い風が強くなり、弟子屈市街地は平均風速15m/s、最大風速25m/s(弟子屈消防署計測)建物10棟のトタンが剥がれる被害が発生、また、国道を走行中の貨物トラックが強風により横転し、2人が負傷した。	不明
18. 2. 26	川湯・屈斜路・原野	低気圧の発達に伴い強風となり、風が非常に強く営農施設において、畜舎屋根が損壊した。	11,616 千円
19. 1. 6～ 19. 1. 8	町全域	1月6日9時、日本海と本州南海上にあった低気圧が、7日に北海道付近で一つにまとまって猛烈に発達。このため、7～8日にかけて暴風雪となった。 この影響で、住宅の屋根剥離、道路防雪柵損壊、停電などが発生した。	4,630 千円
21. 2. 20～ 21. 2. 21	町全域	2月20～21日にかけて発達した大型低気圧が北海道付近を通過。この影響により暴風雪の大荒れとなった。 道路防雪柵96m倒壊	5,000 千円
平成 25. 4. 6～ 4. 7	川湯・美留和・屈斜路・札友内	大型低気圧の影響で、強風を伴った湿った雪が降り、総雨量74mm(川湯)、最大瞬間風速28.3m/sにより農業施設等に被害が発生(住宅被害3件、農業被害16件)	16,850 千円
25. 4. 27～ 4. 28	弟子屈市街、鎧別、仁多、南弟子屈、弟子屈原野	発達した低気圧の影響で、強風を伴った湿った雪が降り、釧路管内では弟子屈町のみ暴風雪警報が発表され、農業施設等に被害が発生(住宅被害4件、非住宅被害1件、農業被害11件、その他の被害2件)	18,155 千円

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
26. 2. 17～2. 19 災対本部設置 (26. 2. 17)	町全域	国道 391 号線を除く国道・道道の全てが吹雪により通行止めとなり、陸の孤島と化した。 この間、弟子屈原野で100戸が停電となった。 硫黄山レストハウスのトタン屋根、セイコーマートやまな店の電光板が破壊された。道の駅を帰宅困難者用の避難所として開設した。 農業被害6件、商工被害2件	11,155 千円
26. 3. 6 1 種警戒体制	町全域	暴風雪により、標茶町萩野付近で玉突き事項発生。町内の住民には被害なし。 農業被害1件(金銭的な損害はなし)	0 千円
26. 3. 18～3. 19 1 種警戒体制	町全域	国道 243 号線及び道道5箇所を通行止めにしたため、南弟子屈付近でスタック車両が発生。その他の大きな被害はなし。 農業被害1件	45 千円
26. 3. 21～3. 22 災対本部設置	町全域	国道 391 号線を除く国道・道道の全てが吹雪により通行止めとなり、陸の孤島と化した。 跡佐登のクリーム童话付近で、スタック車両が発生した際、川湯パーク牧場の長谷川氏が人命救出した。 農業被害2件	300 千円
26. 12. 17～ 12. 18 警戒本部設置	町全域	季節はずれの暴風雪と重たい雪により、ビニールハウス3棟全壊、倉庫1棟全壊の他、光ケーブルの切断等の大きな被害があった。	492.4 千円
27. 1. 17～1. 18 1 種警戒体制	町全域	雪の量は多かったが、諸処で強風により吹き溜まりが発生し、各所で通行止めとなったが、被害報告は無かった。	0 千円
27. 1. 23～1. 24 警戒本部設置	町全域	被害は無いが、毎週続く降雪により、排雪場所がパンク状態となっている。	0 千円
27. 1. 31～2. 3 警戒本部設置 (2. 1～2. 3)	町全域	被害の報告は無いが、諸処でスタック車両が発生し、役場・警察及び消防が対応した。 この間、南弟子屈で多重衝突事故、美羅尾山一帯で停電が発生、携帯電話の電波塔の非常バッテリーの稼働時間をオーバーしたため、一時的に携帯が不通となる事象が発生した。	0 千円

年 月 日	被害場所	被害状況	被害額
27. 2. 14～16 対策本部設置 (2. 15～16)	町全域	1 営農被害＝10件、850万円 2 商業被害＝文化センターの2Fの鉄扉 250万円 3 停電による川湯の公営住宅の受水槽が停 止、暖房停止＝簡易ストーブと水袋を準備 4 川湯の避難行動要支援者等宅（特に公営 住宅）のストーブの排気口周辺及び玄関入 口の除排雪を実施 5 美羅尾山電波塔が長期間の停電により、 ドコモとauの携帯電話が一部の地域で不 通となった。	11,000千円
27. 2. 27～28 警戒本部設置 (2. 27～28)	町全域	1 営農被害＝11件、850万円 2 商業被害＝248万円 3 住宅の屋根飛散＝金額不明 4 川湯地域約500戸が停電となり、川湯の 公営住宅の受水槽が送水できないととも に、FFストーブの排気口が雪で埋まった ために多くの職員が対応に当たった。	約11,000 千円
27. 3. 2～3. 3 警戒本部設置 (27. 3. 2)	町全域	1 建設会社の屋根が雪の重みで崩壊 2 農園の大型ビニールハウスが雪の重みで 全壊 3 その他、営農施設が多数損壊	209,012 千円
27. 3. 4 1種警戒体制	町全域	1 公共施設の煙突破損 2 営農施設が多数損壊	18,850千円
27. 3. 10～3. 11 1種警戒体制	町全域	雨交じりの大雪で建物被害が多発 1 自治会館の倉庫が雪の重みで崩壊 2 公営住宅の窓ガラスが落雪により破損 3 営農施設の屋根、窓ガラス等が損壊	22,009千円
28. 1. 19～1. 20 1種警戒体制	町全域	湿った雪が大量に降った後に、暴風雪とな り、各所で通行止めとなったが、雪による交 通事故2件以外は、大きな被害は発生してい ない。	0千円
28. 2. 29～3. 1 1種警戒体制	町全域	急速に発達した低気圧の影響で、大雪及び暴 風雪警報が発表された。降雪量は結果的に川 湯で16cmと少なく、大雪による被害は発生 していないが、3月としては過去最大の風速 （最大風速24.5m/秒、最大瞬間風速32.5m /秒）を記録し、牛舎・堆肥舎・旧牛舎等の 屋根・扉等の農業被害が発生している。	5,300千円
28. 4. 15～16 1種警戒体制	町全域 (特に川湯)	急速に発達した低気圧の影響で、最大風速 24.4m/秒、最大瞬間風速35.9m/秒とこの時 期として記録的な気象となった。この間、ほ とんど雪は降っていないが、暴風により建物 の屋根等の飛散により大きな被害が発生し た。	6,210千円

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	被害額
29. 1. 22～23 1種警戒体制	町全域	低気圧の通過に伴い、川湯で 32cm の大雪となり、各所で交通障害が発生した。除雪が追い付かないこともあり、学校をはじめとする公共施設の閉館が相次いだ。	0 千円
29. 3. 3 1種警戒体制	町全域	低気圧の通過により暴風雪警報が発表されたが、降雪はほとんどなく、最大風速も 18.5m/秒と被害は無かったが、全小中学校を休校した。	0 千円
29. 4. 29～30 1種警戒体制	町全域 (特に川湯)	発達した低気圧の通過により風雪が強まり、特に川湯等の郊外で吹き溜まりが発生するとともに、強風により早朝から停電が発生した。また、季節外れの降雪により除雪要請が多く発生して、役場はその対応に苦慮した。	0 千円
30. 2. 17 1種警戒体制	町全域	低気圧の通過に伴い、弟子屈～標津～羅臼が暴風雪となった。最大風速 18.9m/s、積雪 25cm と暴風雪の規模は小さかったため、被害は牛舎の一部破損と文化センター屋根の防水シートの一部剥離等軽微であった。しかし、弟子屈原野、跡佐登原野等での吹き溜まりがひどく除雪に時間を要した。	1,000 千円
30. 3. 1～3. 2 1種警戒体制	町全域	低気圧の通過に伴い、暴風雪となった。最大風速 18.4m/s、積雪 24cm と暴風雪の規模は小さかったことと、低気圧の通過速度が速かったことから、被害は美留和ごみ処理場の旧炉電動シャッターと川湯温水プールの壁面の一部破損等と軽微であった。しかし、暴風雪警報が発表されず大雪警報のみの発表だったことから、油断した住民・観光客が吹き溜まりで車がスタックする事故が多発した。	308 千円
2. 3. 6 1種警戒体制	町内全域	発達した低気圧の影響で、大雪警報が発表となり、川湯地区で 45cm の積雪があるとともに、風速 15m/s 前後の風により、鎧別地区の豚舎に被害が発生した。	300 千円

第4 地震

年月日	震央名 (又は地震名)	マグニ チュード	震度等	
昭和13年5月29日	屈斜路湖付近	M6.1	4 弟子屈 余震多数 死者1名	
27年3月4日	十勝沖	M8.2	4 弟子屈、川湯	
28年3月8日	屈斜路湖付近	不明	4 屈斜路	
34年1月31日	弟子屈付近	M6.3 M6.1	4 弟子屈 余震多数 5 弟子屈 4 川湯	
34年2月1日	弟子屈付近	不明	4 弟子屈	
36年4月9日	弟子屈付近	不明	4 弟子屈、川湯 余震多数	
37年4月23日	十勝沖	M7.1	4 弟子屈、川湯	
40年8月31日	弟子屈付近	M5.1 M5.0	4 弟子屈、川湯 余震多数 4 弟子屈、川湯	
40年9月9日	弟子屈付近	M5.1	4 弟子屈 余震多数	
42年11月4日	屈斜路湖付近	M6.5	5 コタン、和琴 余震多数	
57年5月2日	屈斜路湖付近	M3.2	4 川湯、美留和	
平成5年1月15日	「平成5年 (1993年) 釧路沖地震」	M7.5	推定震度 弟子屈 4～5	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者2名、道路崩壊、公共施設等の一部損壊 ・被害総額 107,547千円
6年10月4日	「平成6年 (1994年) 北海道東方沖 地震」	M8.2	推定震度 弟子屈 4～5	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋一部損壊5戸、道路損壊、公共施設の一部損壊 ・被害総額 279,349千円
11年5月13日	釧路地方中南部	M6.3	4 弟子屈町美里	
15年9月26日	「平成15年 (2003年) 十勝沖地震」	M8.0	5強 弟子屈町 美里	<ul style="list-style-type: none"> ・町災害対策本部設置(9/26～10/7) ・観光施設破損、宿泊キャンセル、道路等公共施設一部破損 ・被害総額 3,920千円
16年11月29日	釧路沖	M7.1	5強 弟子屈町美里	
16年12月6日	釧路沖	M6.9	5弱 弟子屈町美里	
17年1月18日	釧路沖	M6.4	4 弟子屈町美里	
25年2月2日	十勝地方南部	M6.5	5弱 弟子屈町美里、弟子屈町弟子屈 4 弟子屈町サワランチサップ	
30年9月6日	平成30年 北海道胆振 東部地震	M6.7	2 弟子屈町美里 弟子屈町 弟子屈 弟子屈町サワ ランチサップ	<ul style="list-style-type: none"> 町災害警戒本部設置(9/6～9/7) ・この地震により、道内全ての発電所が停止するブラックアウトが発生 ・携帯充電ポスト及び避難所開設 ・牛乳の廃棄、農業被害、宿泊キャンセルによる被害等 ・被害総額 約106,151千円

年月日	震央名 (又は地震名)	マグニ チュード	震度等
令和2年5月31日	十勝沖	M5.6	4 弟子屈町弟子屈 3 弟子屈町美里、弟子屈町サワチサップ

※震度4以上及び特異な事象を掲載

(空白)

第2章 防災組織

第1節 目的

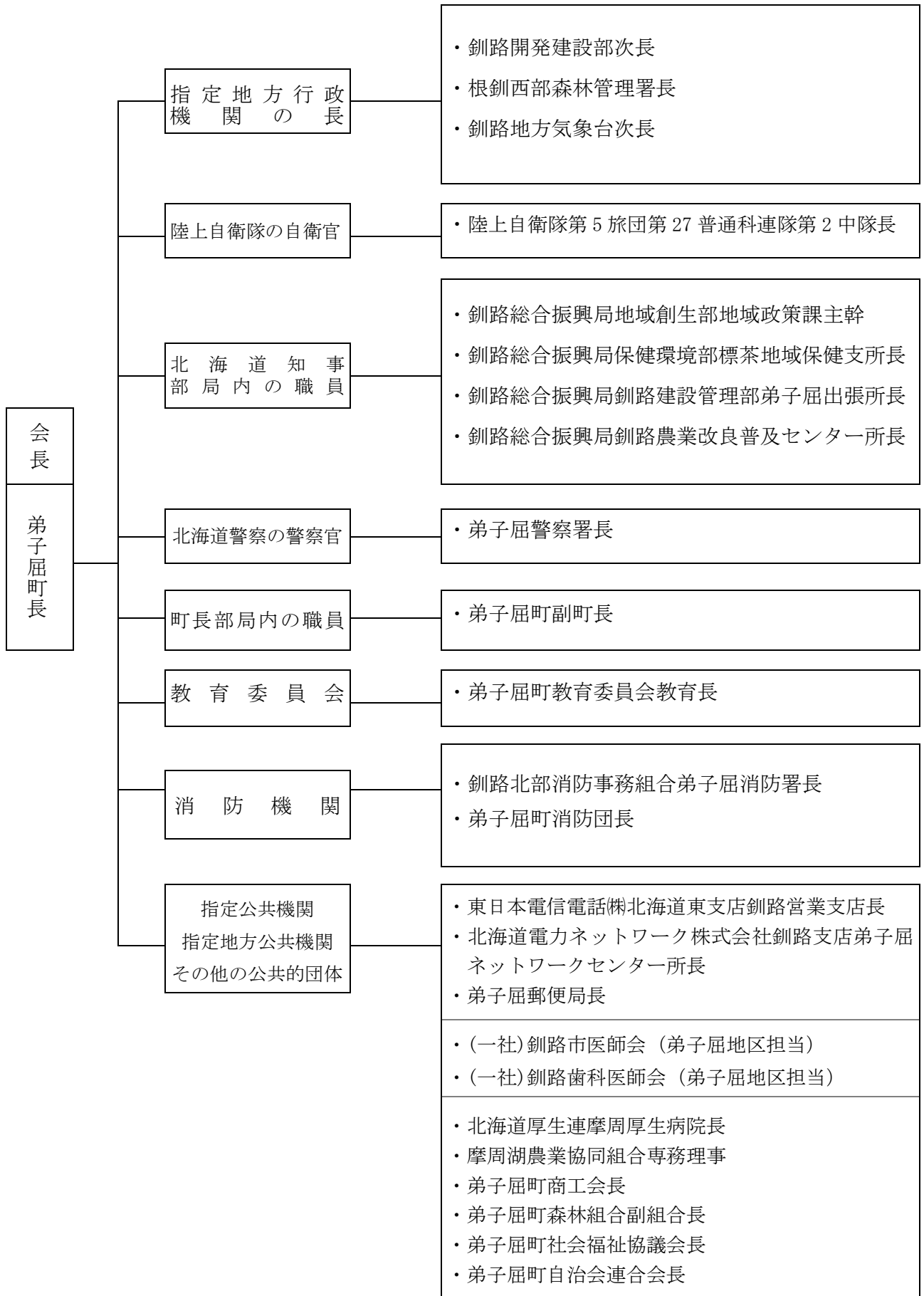
災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営・災害に関する情報及び気象予警報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第2節 防災会議

町長を会長とし、弟子屈町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。組織及び運営の概要は、次のとおりである。

第1 防災会議の組織

防災会議の組織は次のとおりである。



第2 防災会議の運営

防災会議の運営は、弟子屈町防災会議条例の定めるところによる。

【資料1】弟子屈町防災会議条例

第3節 災害対策本部

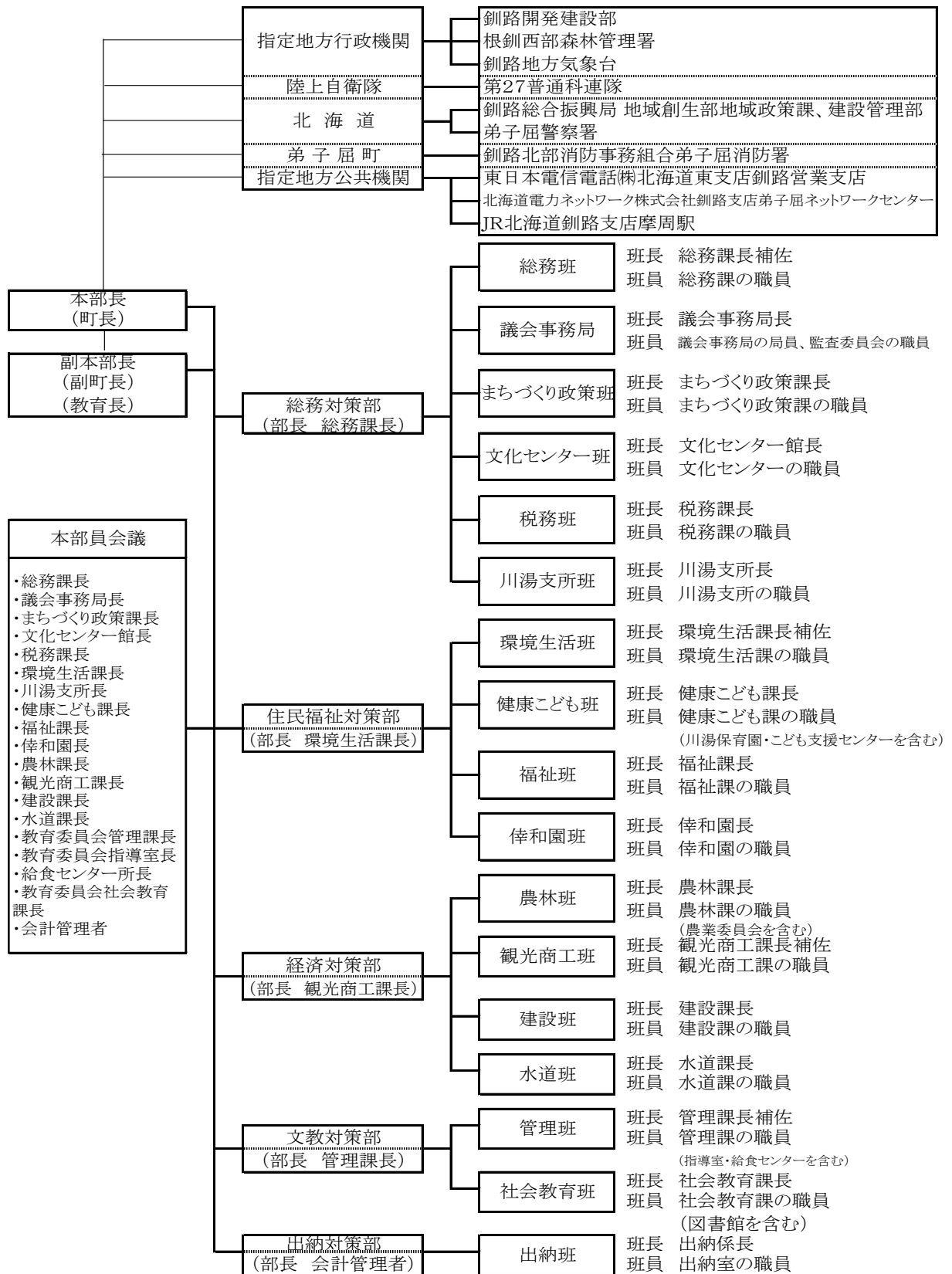
町長は、区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で災害対策が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るなどして災害対策本部の機能の充実・強化に努め、もって、防災活動を推進するものとする。

【資料2】弟子屈町災害対策本部条例

第1 弟子屈町災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織は次のとおりである。

(必要により下記の防災関係機関の連絡員を対策本部に参加させることができる。)



第2 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各班の業務分担は、次のとおりとする。

部	班	所 掌 事 務
総務 対 策 部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関すること。(防災情報係+総務係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 庁内の非常配備体制に関すること。 (3) 各班との連絡調整に関すること。 (4) 本部記録に関すること。 (5) 防災会議に関すること。 (6) 国・道に対する要請及び報告に関すること。 (7) 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 2 被害状況の把握に関すること。(防災情報係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 行方不明者の捜索に関すること。 (2) 災害情報の収集及び状況報告に関すること。 (3) 気象、地震、予警報の収集及び伝達に関すること。 (4) 一般的被害(人的・住宅・非住宅)の実態把握全般の総括及び集計に関すること。 (5) 町有財産の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (6) 災害調査集計に関すること。 3 本部の管理に関すること。(総務係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部職員の食料等の調達供給に関すること。 (2) 町有車両の運行管理に関すること。 (3) 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関すること。 4 本部職員の管理に関すること。(職員係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部職員の非常招集に関すること。 (2) 本部職員の勤務時間管理に関すること。 (3) 本部職員の公務災害補償に関すること。 (4) 本部職員の家族の状況把握に関すること。 5 各班から増援(5名=本部事務局が指名(主に税務課))(防災情報係) <ol style="list-style-type: none"> 災害時の情報・通信の管理に関すること。 (1) 庁舎内の電源及び情報ネットワークの構成・保守に関すること。 (2) 業務継続に関すること。 (3) 被災者支援システム及び被災者安否情報システムに基づく被災者名簿の作成に関すること。 6 避難所開設と閉鎖の判断に関すること(防災情報係)
	議会事務局 (監査事務局を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会議員への連絡 2 総務班の支援
	まちづくり 政 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害報道記事の収集及び災害現場写真の撮影・記録に関すること。 3 災害復旧と総合計画に関すること。 4 中央関係機関に対する要望書及び資料調整に関すること。 5 災害応急対策及び復旧を要する資金計画に関すること。 6 各班からの増援(3名=本部事務局が指名) <ol style="list-style-type: none"> 災害情報(映像・写真含む)の収集及び時系列の災害記録に関すること

部	班	所 掌 事 務
	文化センター班	1 文化センターを避難所として開設する際の調整・統制に関すること。 2 総務班の支援
総務 対 策 部	税 務 班	1 避難者対応に関すること。 (1) 避難所開設の統制に関すること。 (2) 避難所全体の状況把握に関すること。 2 救援物資の受領・配分に関すること。(福祉班との連携) 3 炊き出しした食事の配分先等の全般統制に関すること。 4 住宅等の被害状況調査に関すること。 5 被災者の町税の減免に関すること。 6 住民の避難誘導に関すること。 7 仮設住宅入居者の調整に関すること。
	川 湯 支 所 班	1 災害情報等の収集及び報告に関すること。 2 特に、川湯地区の災害記録に関すること。 3 本部各班関連業務の連絡に関すること。 4 川湯地区住民の避難誘導に関すること。
住 民 福 祉 対 策 部	環 境 生 活 班	1 住民への予警報、避難命令の伝達及び災害情報の伝達に関すること。 2 住民避難誘導に関すること。 3 住民組織(自治会)との連携調整(住民の安否、人的被害の調査)に関すること。 4 仮設住宅入居者の調整に関すること。 5 炊出し及び食品等の給付に関すること。 6 避難施設(自治会館等)の内部配置及び運営に関すること。 7 住民等からの被災相談、問い合わせ、質問、苦情に関すること。 8 被災地の防疫、環境衛生保持に関すること。 9 被災地の弊獣の処理に関すること。 10 住民の安否・人的被害の調査に関すること。 11 死体の処理、埋葬に関すること。 12 所管施設の点検及び被害調査に関すること。
	健 康 こ ど も 康 班	1 所管施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2 避難行動要支援者の避難誘導に関すること。※1 3 避難行動要支援者との連絡確保及び相談に関すること。※2 4 医療機関との連絡調整に関すること。 5 救急薬品の供給確保に関すること。 6 災害時の医療及び助産に関すること。 7 被災者の健康管理に関すること。 8 保育園児等の避難誘導に関すること。 9 被災保育園の医療、防疫等に関すること。 10 災害時出勤職員の託児に関すること。 11 仮設住宅入居者の調整に関すること。
	福 祉 班	1 所管施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2 避難行動要支援者の避難誘導に関すること。※1 3 避難行動要支援者との連絡確保及び相談に関すること。※2 4 要介護者からの被災相談に関すること。 5 要介護者等の行方不明者捜索に関すること。 6 救援物資の調達、給付に関すること。(税務班との連携) 7 社会福祉協議会に対する災害ボランティアの要請に関すること。 8 日本赤十字社との調整に関すること。 9 弟子屈町赤十字奉仕団との連携に関すること。 10 被災者に対する見舞金等に関すること。 11 福祉避難所の開設・運営に関すること。

部	班	所 掌 事 務
		12 仮設住宅入居者の調整に関すること。 【注意】健康こども班及び福祉班の所掌事務にある『※1～2』は、各班ともに共通して行う業務であり、収集した情報は相互に交換するとともに、協同して対処にあたるものとする。
	倅和園班	1 施設入所者の避難誘導に関すること。 2 避難施設としての設置計画及び実施計画に関すること。 3 施設の被害調査及び応急対策、報告に関すること。 4 状況により、福祉避難所での受入れに関すること。
経 済 対 策 部	農 林 班 (農業委員会事務局を含む。)	1 農業設備及び農産物等の被害調査、応急対策に関すること。 2 被災農家等の調査、援護及び経営指導に関すること。 3 仮設住宅入居者の調整に関すること。 4 農業関係機関等との連絡調整に関すること。 5 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 6 農畜産物、家畜の防疫及び衛生に関すること。 7 農業用資材及び家畜飼料の確保、配分に関すること。 8 家畜の救助計画及び応急対策に関すること。 9 家畜の被害調査に関すること。 10 林業施設及び林産物の被害調査、応急対策に関すること。 11 農林業関係機関との連絡調整に関すること。 12 被災林野の病虫害等の防疫に関すること。 13 山火事消防に関すること。 14 被災相談に関すること。 15 所管施設の点検及び被害調査に関すること。
	観 光 商 工 班	1 商工業者の被害調査及び復旧対策に関すること。 2 被災商工業者の援助及び経営指導に関すること。 3 観光施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 4 労務相談に関すること。 5 観光又は所管施設入場者の避難誘導に関すること。 6 商工会・観光協会及び旅館組合等との情報交換に関すること。
	建 設 班	1 一般住宅及び公的施設の被害調査、応急対策及び住家被害認定に関すること 2 避難収容施設及び住宅の応急修理に関すること。 3 災害時の建設用資材の確保、供給に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。 5 住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること。 6 災害時における都市計画事業の立案に関すること。 7 都市計画施設、公園施設等の被害調査及び復旧に関すること。 8 被災相談に関すること。 9 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 10 交通不能箇所の調査及び運行に関すること。 11 関係河川の水位雨量の情報収集に関すること。 12 災害時における土木建設機械等の確保及び運用に関すること。 13 道路の通行規制及び制限措置等の総合調整に関すること。

部	班	所 掌 事 務
	水 道 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設被害の調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 災害時における応急給水に関すること。 3 給水機器及び修理資材の確保に関すること。 4 配水調整に関すること。 5 泉源、給湯施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 6 給湯機器及び修理資材の確保に関すること。 7 給湯調整に関すること。 8 下水道施設被害の調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 9 下水道機器及び修理資材の確保に関すること。
文 教 対 策 部	管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2 災害時における児童、生徒の安否及び避難誘導先等の把握に関すること。 3 被災児童、生徒に対する学用品教科書等の給付に関すること。 4 被災学校の医療及び防疫に関すること。 5 災害時における学校給食の確保に関すること。 6 本部職員、救護活動者及び被災者の炊出し支援に関すること。 7 給食調理場施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	社 会 教 育 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 2 社会教育施設入場者の避難誘導等に関すること。 3 文化財の保護及び応急対策に関すること。 4 社会・教育施設の応急利用に関すること。
出 納 対 策 部	出 納 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における出納事務に関すること。 2 災害による物品購入及び払出しの検収に関すること。 3 災害における援護、見舞金品の出納保管に関すること。

第3 災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 災害対策本部・災害警戒本部の設置基準及び設置場所

区分	設置基準	設置場所
情報所	<p>◎第1種非常配備体制（1種警戒～1種初動）のときで、災害警戒本部の設置を要するまでもないと考えられ、以下のようなときに、情報収集体制を確保する必要がある場合</p> <p>①釧路北部（弟子屈町）で、気象・地象・水象に関する警報の発表があったとき</p> <p>②アトサヌプリの火口内及びその周辺で火山性地震の大幅な増加や噴気の量などの異常な現象が発生し、臨時の火山の状況に関する解説情報が発表され、災害情報の収集、関係機関との連携を行う必要がある場合</p> <p>③釧路地方北部（弟子屈町）で、震度4の地震があったとき</p> <p>④気象・地象・水象について警報は発表されていないが、災害の発生が予想され、その情報収集と対策に備える必要があるとき</p>	<p>総務課を主体として、必要により原課ごとに対応する。</p>
災害警戒本部	<p>◎第1種初動～第2種非常配備体制のときで、災害対策本部の設置を要するまでもないと考えられ、以下のようなときに情報収集体制を強化又は初動対処が必要と考えられる場合</p> <p>①気象・地象・水象について情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき</p> <p>②アトサヌプリに噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表され、硫黄山レストハウスの閉鎖、アトサヌプリ周辺の林道及びつつじヶ原自然探勝路等の通行規制の必要がある場合、災害情報の収集、高齢者等避難の指示、関係機関との連携の必要がある場合</p> <p>③震度5弱の地震が発生したとき及び町内に相当の被害が発生する恐れがあるとき</p> <p>④災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその警戒を必要とするとき</p>	<p>本部は、総務課に置き、作業場所は原課ごととする。</p>
災害対策本部	<p>◎第2種～第3種非常配備体制のときで、以下のように災害対策本部の設置を要するような場合</p> <p>①気象・地象・水象について情報又は警報を受け、非常配備及び高齢者等避難以上の処置をとる必要があるとき</p> <p>②アトサヌプリに、噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表され、火山活動による被害の発生が予想される場合、情報の収集、避難指示等、噴火活動及び対策状況に応じた通行規制、避難誘導、避難所開設、関係機関との連携等の必要がある場合</p> <p>③震度5強以上が発生したとき及び町内に相当の被害が発生する恐れがあるとき</p> <p>④大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は庁舎3F・委員会室とし、作業場所は委員会室及び原課とする。 ・自衛隊の災害派遣支援及びその他の機関からのリエゾン派遣等を受ける場合の作業場所は、A会議室とする。 ・議員控え室を予備室として確保する。 ・マスコミ待機室を公民館（会議室又は研修室）とする。

【別表1 非常配備の招集区分】（P2-18）

(2) 災害対策本部・災害警戒本部設置・廃止時の処置事項

ア 災害対策本部

(ア) 公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに町防災会議構成機関、釧路総合振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。

(イ) 廃止

町長は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、本部を廃止する。公表については、設置の場合に準ずる。

イ 災害警戒本部

(ア) 通報

釧路総合振興局地域政策課、弟子屈警察署及び弟子屈消防署には、通報するものとし、報道機関への公表は積極的に行わず、問合せへの回答にとどめる。

(イ) 廃止

町長は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、本部を廃止する。

(ウ) 災害対策本部への移行

大規模な災害に発展するとき、又はその災害に対策を講ずる必要がある場合は災害対策本部に移行する。

ウ 情報所

(ア) 通報

災害警戒本部と同様に行う。

(イ) 廃止

総務課長の判断で廃止する。

(ウ) 災害警戒本部又は災害対策本部への移行

災害の発生が予想され、職員の招集が必要とされるときには、災害警戒本部又は災害対策本部へ移行する。この際には、総務課長は、町長又は副町長に意見具申しで決心を仰ぐものとする。

(3) 役場庁舎を使えない場合の代替施設

ア 大規模な災害・火災が発生し、役場庁舎が半壊・半焼以上して役場庁舎が使用できない状況の中で、災害警戒本部又は災害対策本部の設置を必要とするときには、消防庁舎2階の防災センター会議室を代替施設とする。

イ それが使用できない場合については、摩周観光文化センター（会議室等）を代替施設とする。

(4) 現地災害対策本部

- ア アトサヌプリが小規模噴火（水蒸気噴火）をした場合、又はその可能性が高いと判断されるときには、弟子屈消防署川湯支署2階（消防団会議室）に現地災害対策本部を設置する場合がある。
- イ 上記以外の災害が発生し、災害現場近くに災害対策本部を設置することが指揮運営する上で容易であると判断される場合には、適宜な施設・場所に現地災害対策本部を設置する。

第4 標識**1. 標示板の設置**

本部を設置したときは、必要により、役場正面玄関又は適宜な場所に標示板を設置するものとする。保管場所は、議場下とする。

2. 腕章の帯用

本部長・副本部長・本部員・各班長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要により腕章を帯用するものとする。

保管場所は、車庫2階「備蓄倉庫」とする。

3. 標旗の掲示

災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標旗を付けるものとする。

保管場所は、車庫2階「備蓄倉庫」とする。

【資料3】災害対策本部標示板、腕章、標旗**第5 本部員会議**

本部員会議は、本部長（町長）・副本部長（副町長及び教育長）及び本部員（役場内の課長等）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

1. 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 各部・班からの要員差出し、車両の差出し等に関すること。
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) その他災害対策に関する重要な事項

2. 本部員会議の開催

- (1) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (2) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (3) 本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

3. 会議事項の周知

会議の決定事項及び収集した情報のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。この際、総務課前にホワイトボードを設置し、連絡事項を最新の情報に整理するものとする。

この際、必要に応じて庁舎内ネットワークを活用して全職員に周知する。

第6 本部の配備体制

1. 非常配備の体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。

2. 本部の活動開始及び終了

(1) 活動の開始

災害が発生する恐れがあり又は発生した場合に、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたときには、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

(2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し、解散するものとする。

3. 非常配備の基準

非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、別表1（P2-17）のとおりとし、配備決定は本部長が行う。細部の要領は、以下のとおりとする。

4. 災害発生から防災会議実施までの順序（基準）

(1) 災害発生から防災会議実施までの順序は必要に応じて以下の手順で行う。（基準）

通 常	状況が急を要するとき
●災害発生の情報入手 （総務課又は関係各課） ↓ ●初動対応（関係各課） ↓ ●町長・副町長及び教育長への報告 ↓ ●配備の体制の決定 ↓ ●災害対策本部の設置・本部会議の開催 （※） ↓ ●応急対応 ↓ ●必要により防災会議の開催 （災害の拡大防止と復旧）	●災害発生の情報入手 （総務課又は関係各課） ↓ ●初動対応（関係各課） ↓ ●災害対策本部の設置・本部会議の開催 ↓ ●配備の体制の決定 ↓ ●応急対応 ↓ ●必要により防災会議の開催 （災害の拡大防止と復旧）
※災害対策本部の設置に替えて、災害警戒本部を設置しただけの場合は、防災会議は行わない。	※状況が急を要するときは、災害警戒本部を設置せず、直ちに災害対策本部を設置することを例とする。

(2) 勤務時間中

ア 初動対応は、総務課長を主体に、関係各課長をもってあたるものとする。

イ 関係各課における初動結果は、速やかに総務課長へ通報するとともに、順序を経て町長へ報告する。

状況が急を要する場合は、町長・副町長及び教育長へ同時に報告するものとし、その要領は、当時の状況により柔軟に対応するものとする。

ウ 総務課長は、被害及び災害の脅威の度合いに応じて、各課長と協議の上、配備体制を検討・決定するとともに、順序を経て町長へ報告する。

状況が急を要するときには、町長が総務課長の報告を受けて、各課長（各課長が指名する者を含む）を招集し、災害対策本部を設置する。

エ 災害対策本部会議と災害応急対策が一段落したならば、必要により防災会議を実施して、関係者との情報の共有と認識の統一を図り、被災状況の把握、被害の拡大防止及び災害の復旧にあたるものとする。

(3) 休日・勤務時間外

ア 宿直及び夜警は、関係機関から非常配備体制の必要があると考えられる各種警報・災害発生又は災害発生の恐れがある等の情報を受けた場合には、総務課長へ通報する。

イ 道路・河川・水道及び各施設等を所管する各課長が住民又は関係機関から直接連絡を受けた場合は、初動の処置を含めて総務課長に通報するものとする。

ウ 通報を受けた総務課長は、別図1「非常配備の伝達系統（警戒体制）」（P2-14）及び別表1「非常配備の招集区分」（P2-17～18）に基づき、町長・副町長及び教育長に報告するとともに、別表2-1「非常配備の伝達網図」（P2-19）及び別表2-2「行方不明者・水難者等の捜索時の伝達網図」（P2-20）により伝達し、対処にあたるものとする。

エ 第1種警戒（情報所開設）配備へ移行する際は、総務課長が決定し、事後副町長へ報告する。

オ 第1種初動配備体制へは、総務課長が副町長へ報告した後に移行する。この際、町長への報告は副町長が行う。

カ 状況が急を要するときには、町長が第2種又は第3種非常勤務体制への移行を決定する。

キ 状況が急を要し、防災会議を開催するいとまが無い場合は、防災委員にその旨を電話・メール・LINE・FAX等により所要の決定事項も含めて連絡する。この際の連絡要領は、努めて防災委員が関係する課から伝達するものとする。その要領は、別に示す。

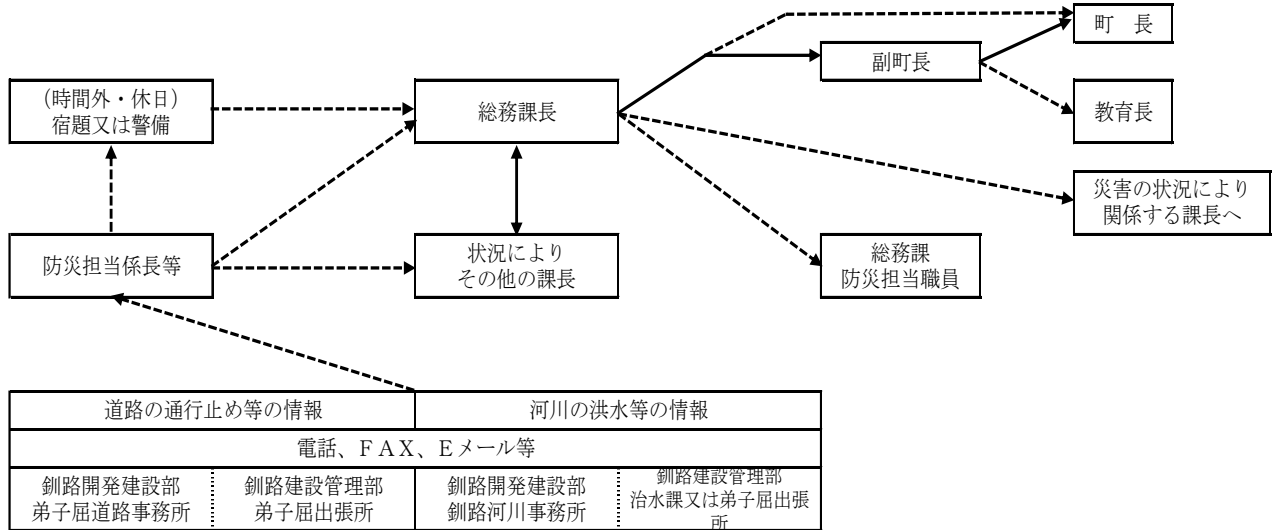
【別図1 非常配備の伝達系統（警戒体制）】

【別表1 非常配備の招集区分】

【別表2-1 非常配備の伝達網図】

【別表2-2 行方不明者・水難者等の捜索時の伝達網図】

【別図1】



5. 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は、次のとおりとする。

- (1) 総務対策部は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各部長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- (2) 上記の通知を受けた各部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各部班においては、あらかじめ部班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- (5) 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

6. 非常配備体制の活動

- (1) 第1種非常配備体制下の活動

ア 第1種非常配備は、警戒体制（1種警戒）と初動体制（1種初動）に区分する。

イ 第1種（警戒体制）

第1非常配備（警戒）体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 総務対策部長

総務班の要員（特に防災担当職員）をもって、以下の業務を行う。

- a 気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達等を行う。
- b 警察・その他の関係機関から情報収集を行う。
- c 周辺市町村からの情報収集等を行う。
- d 町の公式Webサイトにより、必要な緊急情報を発信する。
- e 必要により増員の検討を行う。
- f 本部長等への報告、第1種（警戒）配備に招集されていない対策部・班への情報伝達を行う。

(イ) 経済対策部長

建設班・水道班及び農林班の班長及びその指名する要員をもって、以下の業務を行う。

- a パトロール等により、町内の道路・公共建造物、上下水道・貯水施設及び農林施設等の被害状況の把握を行う。
- b 関係機関から情報収集を行う。
- c 状況により、被害箇所の応急処置又は災害発生未然処置の準備を行う。
- d 必要により増員の検討を行う。

(ウ) 上記以外の対策部・班長

招集を受けていない対策部・班長は自宅待機とする。

(自宅待機とは、いつでも連絡を受けられる状態で、かつ速やかに登庁できる状態を言う。)

ウ 第1種(初動体制)

第1種非常配備(初動)体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

(ア) 総務対策部長

総務班の要員をもって、以下の業務を行う。

- a 気象台、その他の関係機関と連絡をとり、気象情報収集の継続
- b 警察、消防、道路・河川管理者から情報収集を継続
- c 周辺市町村からの情報収集の継続
- d 部内の班又は他の対策部から必要な増員を検討する。
- e 町の公式Webサイトにより、必要な情報を発信する。
- f 本部長への報告、第1種(初動)配備に招集されていない対策部・班への情報発信を行う。
- g 町議会議員へ必要な情報を発信する。

(イ) 経済対策部長

パトロールにより、町内の危険箇所の把握又は危険箇所の応急処置を行なう。

- a 町内の道路・公共建造物、上下水道・貯水施設及び農林施設等の応急処置
- b 状況により、災害発生の未然処置又は2次災害の防止処置
- c 必要により増員の検討を行う。

(ウ) 住民福祉対策部長

- a 高齢者等の要配慮者の状況把握と災害発生時の未然処置
- b 避難又は安全確保処置が必要と考えられる自治会等に対する情報提供、状況によりパトロールによる災害の未然防止処置
- c 必要により増員の検討を行う。

(エ) 上記以外の対策部・班長

上記に準じて必要な処置を行う。

(2) 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア 関係各部の所要人員をもって災害対処にあたるもので、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動を行う。
- イ 災害警戒本部を設置して災害対処にあたる。
- ウ 必要により応急処置の実施及び避難所開設を判断する。
- エ 災害対策本部設置の判断及び第3種非常配備体制への移行の判断を行う。

(3) 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害対策本部を設置し、全員をもって災害対処にあたる。
- イ 必要により、防災会議を開催し、関係機関の理解と協力を求める。

7. 災害対策本部事務局

- (1) 総務班の要員をもって、災害対策本部事務局を運営し、防災関係機関との連絡調整、被害全般状況の把握、災害対策本部の配備及び運営、災害対策本部員会議の運営及び本部長への報告等の業務を行う。
- (2) 災害対策本部の運営、避難所配置要員の指定、公用車の運用統制、各部班への要員派遣の指示及びその他、必要な業務の指示、統制を行う。

8. 本部連絡員

各部長は、必要に応じ各部が収集した情報の報告及び災害対策本部の最新情報を把握するために、災害対策本部に連絡員を配置するものとする。

9. 本部長（町長）の職務の代理

本部員の会議の招集や災害対策本部の設置をはじめとした、災害応急対策等に係る本部長（町長）の職務に関して、町長（本部長）に事故があるときは、副本部長（副町長）がその職務を代理する。副町長（副本部長）にも事故があるときは、副本部長（教育長）がその職務を代理する。

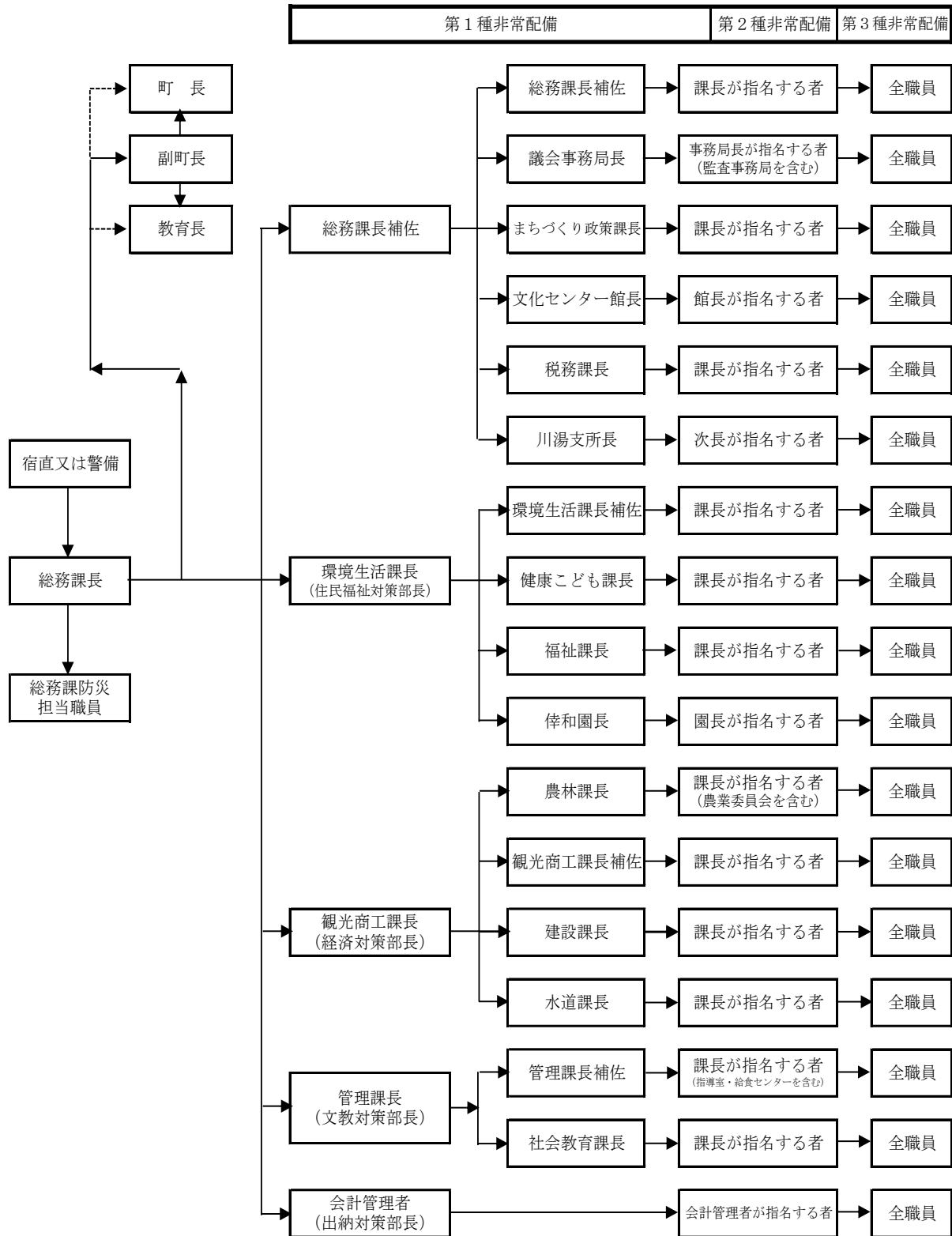
【別表1】

非常配備の招集区分

配備区分	略称	配備の体制・任務	招集条件	招集範囲等
第1種非常配備	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ●総務課防災担当職員が情報所を開設し、建設・水道・農林課長、必要により、その他の課長等が情報収集できる体制 ●災害の発生が予想される場合には、次の段階の配備区分の招集連絡を速やかに行う。 ●情報の収集及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度4が発生した場合 ○釧路北部（弟子屈町）で、暴風・大雨・暴風雪・洪水等の気象・地象・水象に関する警報が発表された場合、又は注意報等が発表されている場合であっても、警報と同等の気象状況となる危険性があるか、又は現に被害が発生している。あるいは国道・道道のゲートが閉鎖される等の情報が入り、被害を未然に防止するための措置（除雪出動・住民への広報等）が必要な場合 ○大雨により、釧路川又は鑑別川の洪水危険度がレベル1（水防団待機水位）となり、今後も水位が上昇するおそれがある場合 ○噴火に関し、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表される等、そのための情報収集の必要がある場合 ○その他、周辺市町村で暴風・大雨・暴風雪警報等が発表されて、災害の発生が予想され、その対策に備える必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◎総務課長以下防災担当職員 ◎建設・水道・農林課長及び同課長が指名する者 ◎上記課長以外を招集する場合がある。細部は当時の状況により定める。 ◎招集を受けていない各課長は自宅待機
	初動体制	<ul style="list-style-type: none"> ●各課長及び各課長が指名する人員で情報収集出来る体制 ●状況により更に次の配備体制に移行する。 ●総務課長が町長等に状況を報告して指示を受け、各課長等と協力して災害対処にあたる。 ●情報の収集及び関係機関との連携 ●災害警戒本部設置の判断、状況により、直ちに災害対策本部設置を判断 ●必要により現地災害対策本部を設置する。 ●これ以降の報道対応は「まちづくり政策班」が担当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度4の地震が発生し近隣市町村が震度5弱以上の場合 ○町内で暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水に関する気象警報及び土砂災害警戒情報等が発表され、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ○アトサヌプリでごく小規模の噴火が発生し、硫黄山レストハウスが避難対象となる可能性がある等、避難対策をとる必要がある場合 ○町内及び近傍で大規模な火災、爆発及びその他重大な災害が発生し、その被害が拡大するおそれがある場合 ○その他必要により本部長が当該非常配備を指令した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◎各課長及び各課長が指名する者 ◎招集を受けていない各課の2種非常配備要員は自宅待機

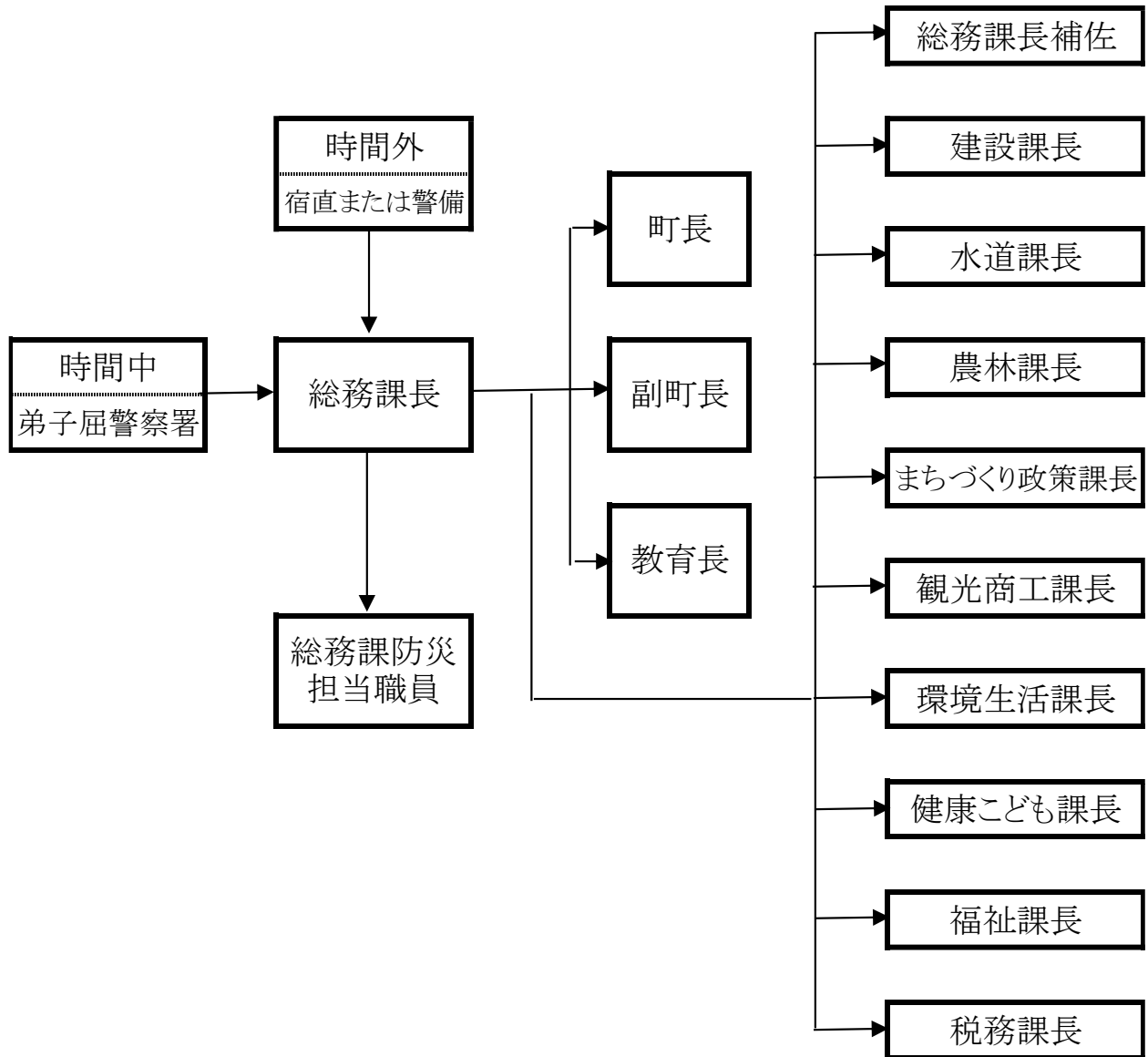
配備区分	略称	配備の体制・任務	招集条件	招集範囲等
第2種非常配備	2種	<ul style="list-style-type: none"> ●関係各部の所要人員をもって災害対処に当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに災害応急活動が開始できる体制 ●災害警戒本部又は災害対策本部を設置して災害対処にあたる。 ●情報の収集及び関係機関との連携 ●応急措置の実施 ●避難所開設の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度5弱の地震が発生した場合 ○町内で特別警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水に関する気象警報）等が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ○土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表され、かつ今後も大雨が継続して釧路川又は鑑別川の洪水危険度がレベル2（氾濫注意水位）からレベル3（避難判断水位）に到達するおそれがある場合又はこれに起因して内水氾濫の発生により地域住民の避難対応が必要な場合 ○アトサヌプリで小規模な噴火が発生し、付近の住民が避難する必要があるとき ○町内及び近傍で大規模な火災爆発及びその他重大な災害が発生し、その被害が拡大するおそれがある場合 ○その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ◎各課長及び各課長が指名する者 ◎招集を受けていない職員は、直ちに出勤できる体制を確保して自宅待機 ※招集を受けていない遠方に出張又は外出中の職員は、テレビ・ラジオによる情報収集又は役場への直接連絡等、あらゆる手段により情報収集に努め、3種非常配備移行時には、直ちに登庁できるように努めるものとする。
第3種非常配備	3種	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部の全員をもって災害対処に当たるもので、直ちにそれぞれの災害応急活動ができる体制 ●災害対策本部の設置 ●防災会議の開催 ●全職員で所掌する災害対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が自動的に登庁する。 ○町内で震度5弱以上の地震が発生し、電話が不通になった場合は、町内に被害又は近傍で災害が発生している可能性が高いため、無条件で登庁するものとする。 ○町内で特別警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水に関する気象警報）等が発表され相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ○釧路川又は鑑別川の水位が上昇して、降水危険度がレベル4（氾濫危険水位）に到達するおそれがある場合又はこれに起因して内水氾濫の発生により地域住民の避難対応が必要な場合 ○アトサヌプリが噴火し、付近の住民が避難する必要があるとき ○その他、町内全域で甚大な被害をもたらす様々な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合 ○その他、必要により本部長が当該非常配備を指令した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◎全職員の招集 ◎遠方に出張又は外出している場合は、速やかに帰町するものとする。 ※1. 職員自身の自宅が被害を受けている場合は、最小限の処置を施して登庁に努めるものとする。 ※2. 登庁途上で被災者の救護にあたる場合、又は職員の同居家族が被災したため緊急の処置が必要な場合等で登庁することが困難な場合は、指揮系統を通じて、速やかにその旨を報告するものとする。

【別表2-1】非常配備の伝達網図



- ※1. 総務課長から連絡を受けた各課長等は、招集区分に従い所要の人員を招集し、配備体制を確立する。
- 2. 電話伝達のみの場合、各課の伝達系統に基づき最後に連絡を受けた者が、各課指揮系統の最上位の者に伝達内容の復命を行い、それを受けた各課長等は伝達が完了したことを総務課長（又は伝達発信者）に報告する。総務課長等は、これらの結果を集約して、副町長に報告する。副町長は、町長に報告するとともに、教育長に通報する。
- 3. 第1種非常配備（1種警戒）の場合の招集連絡は関係する課長のみ連絡する。必要により、総務課防災端末PCから関係者にメールにより情報を伝達する。

【別表2-2】行方不明者・水難者等の搜索時の伝達網図



- ※1. 行方不明者・水難者等の搜索においては、各課からの数名の人員を招集して搜索活動を実施する。警察等の窓口及び搜索指揮の総括は、総務課長が行う。
- 2. 災害対策本部設置の判断は、搜索実施の可否を町長・副町長及び教育長に指導を受ける際に決定する。
- 3. 総務課長から連絡を受けた各課長等は、示された搜索人員を個別に指定して、示された時期までに集合させる。
- 4. 全職員への情報伝達は別紙2-1の要領で、別に定める時期に行う。
- 5. 議会議員への連絡は、別途、議会事務局を通じて行う。

第4節 住民組織の協力

災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

第1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための指定緊急避難場所、一時避難場所及び被災者の収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の調達及び輸送に関すること。
- (9) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項

第2 住民組織への協力要請先

弟子屈町内各自治会長等を連絡先とする。自治会の連絡先は、環境生活課に備え付けておくものとする。

なお、必要に応じ資料4に掲げる団体に対し、協力要請するものとする。

【資料4】 協力要請先

第3 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、消防のスピーカ、広報車、消防自動車及び緊急速報メール等により周知徹底すると同時に、各自治会長等に行うものとする。

また、あわせて、NHKをはじめとする報道機関に災害情報の伝達について協力を求めるとともに、役場・摩周観光交流館（道の駅）・摩周観光文化センターに設置されているコカ・コカ・コーラ自動販売機の電光掲示板（メッセージボード）、弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）及び登録制LINEを活用して住民・通行者への情報伝達を行う。

第3章 災害予防計画

第1節 目的

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び改善に努めるものとする。

第2節 水害予防計画

別冊第1「水防計画」による。

第3節 土砂災害予防計画

別冊第2「土砂災害予防計画」による。

第4節 雪害予防計画

異常降雪等による雪害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 雪害対策窓口設置及び体制

雪害に関する予防対策の円滑な実施を図るため、「北海道雪害対策地方連絡部」との連絡窓口を町役場内（総務課）に設置する。町の雪害対策本部は、災害対策本部に設置し、雪害情報等において関係機関との緊密な連絡調整に努めるものとする。

第2 災害警戒区域等の警戒体制

1. 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道東支店釧路営業支店は、電気通信の確保に努めるものとする。

2. 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店弟子屈ネットワークセンターは、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行い、停電の未然防止又は早期復旧を図るものとする。

第3 積雪時における消防体制

町は除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、地域住民及び消防署(団)員により、常に消防車の運行に支障のないよう除雪をするものとする。

消防水利については、消防署(団)員により除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

第4 なだれ防止対策

町は、新たななだれ発生予想箇所について、住民等から情報提供を受けた場合は、必要に応じて関係機関と協議し対策を講ずるものとする。

第5 除雪路線の実施分担

除雪は、次の区分により実施する。なお、道路除雪基準は、資料5のとおりとする。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部弟子屈道路事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路建設管理部弟子屈出張所が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、弟子屈町が行う。
- (4) 除雪作業経路は、別に定める。

【資料5】除雪作業基準

第6 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

第7 除雪機械の整備点検

除雪路線の実施を円滑に進めるために、常に除雪機械の整備点検に努める。

第8 孤立予想地域への対策計画

- (1) 長期間除雪できないことによる孤立地域発生に備えて、関係機関・施設への連絡先を把握するとともに、気象情報等の必要な情報を提供することに努める。
- (2) 孤立地域発生及び救急患者発生に備えて、経済対策部建設班は、釧路開発建設部弟子屈道路事務所及び釧路建設管理部弟子屈出張所との連携を密にする。

第5節 融雪害予防計画

融雪による出水災害を予防するための計画は、水防計画に定めるほか、次のとおりとする。

第1 融雪害対策窓口設置及び体制

北海道融雪災害対策実施要綱に基づき、融雪害に関する予防対策の円滑な実施を図るため、「北海道融雪災害対策地方連絡部」との連絡窓口を町役場内（総務課）に設置する。

町の融雪災害対策本部は、災害対策本部に設置し、気象情報、融雪害状況等の把握に努め、関係機関との緊密な連絡調整を図る。

第2 気象状況の把握

融雪期においては、関係機関の水防警報により地域内の降雪・積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

第3 発生予想箇所等の警戒

融雪出水、なだれ、地すべり、がけ崩れ等の発生の予想、懸念のある区域・箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町（経済対策部建設班）及び消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町（経済対策部建設班）は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（経済対策部建設班）は、なだれ、積雪、雪捨て及び結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

第4 避難指示体制づくり

気象情報等の収集により災害が想定される場合を考慮し、町は警戒避難を実施するための緊急連絡体制づくりに努める。

第5 道路の除雪、障害物等の除去

道路管理者は、なだれ、吹雪、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

第6 水防資機材の整備、点検

町は、河川管理者と連携して水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

第7 住民に対する水防思想の普及徹底

町は、河川管理者と連携して融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第6節 風害予防計画

風による公共施設、農作物の災害を予防するための計画は次のとおりである。

第1 治山事業の推進

北海道開発局釧路開発建設部及び道は、防風林造成事業等の治山事業を推進する。町は、関係機関との連携を図り、治山事業の推進に努めるものとする。

第2 農作物災害の予防

道は、農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。町は、道との連携を図り、道の農作物に関する指導等の広報に努めるものとする。

第3 重要施設の安全性の向上

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

第4 施設管理者の措置

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとするが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の措置を図るものとする。

第7節 林野火災予防計画

林野火災を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 実施機関及び協力機関

林野火災の予防対策を推進するため、弟子屈町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

1. 実施機関

弟子屈町、釧路総合振興局、根釧西部森林管理署（弟子屈、屈斜路、川湯、美留和森林事務所）、環境省釧路自然環境事務所阿寒摩周国立公園管理事務所、弟子屈警察署・川湯駐在所、陸上自衛隊第27普通科連隊、釧路北部消防事務組合消防本部・弟子屈消防署、弟子屈町消防団、北海道旅客鉄道釧路支社、北海道旅客鉄道釧路工務所、北海道旅客鉄道摩周駅、弟子屈町森林組合、摩周湖農業協同組合、弟子屈町自治会連合会

2. 協力機関

弟子屈町教育委員会、弟子屈町小中学校長会、弟子屈町農業委員会、各小中学校、弟子屈高等学校、北海道猟友会弟子屈支部、一般社団法人摩周湖観光協会、川湯温泉旅館組合、東北海道木材協会弟子屈支部、釧路開発建設部弟子屈道路事務所、釧路農業改良普及センター、王子木材緑化株式会社、阿寒バス(株)弟子屈営業所、有限会社摩周ハイヤー、各林業業者、各木炭業者

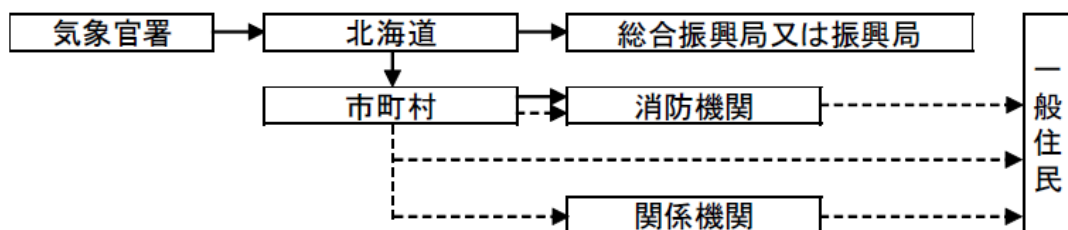
第2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることから、気象予警報を的確に把握し、万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

1. 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予報上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は、林野火災気象通報を兼ねるものとする。



---> は市町村長が火災に関する警報を発した場合

第3 林野火災予防対策

1. 入林者に対する対策

近年、余暇の増大による一般町民、観光客等の森林利用の多様化に伴い、入林者が年々増加していることから次のとおり林野火災予防の啓発に努める。

- (1) 山菜採り、魚釣り、狩猟等による入林者に対し注意を喚起する。
- (2) 入林しようとする者に対し入林許可（承認）が必要であることを強調する。
- (3) 入林者に対して、森林所有者又は管理者の了解なしに入林出来ないことを指導し、森林の公益性についての理解を求め予防の啓発に努める。

2. 火入れ対策

林野火災危険期間（4～6月）中の火入れは極力避けるようにし、出来得る限り夏期に行うよう次の事項を推進する。

- (1) 警戒発令中又は気象状況急変の際は火入れをしないこと。
- (2) 火入れ責任者を明確にすること。
- (3) 火入れ1回の面積は3.0㍍以内とすること。
- (4) 消火用具を設備すること。
- (5) 火入れ許可は、申請書を町長に提出し、火入れをする7日前までに受けること。
- (6) 火入れ周辺地には、必ず6m以上の防火帯を設けること。
- (7) 次により火入れ従事者を確保すること。
 1. 0㍍以内 15人以上
 2. 0 〃 20人以上
 3. 0 〃 25人以上
- (8) 国有林1km以内における火入れは根釧西部森林管理署長の承認を受けること。
- (9) 火入れ跡地は完全に消火すること。
- (10) 火入れ終了後は、速やかに許可証を返納すること。

3. 林内事業者及び機械力導入に対する予防対策

林業機械の普及により林野火災の発生が予想されるので、機械の取り扱いには十分注意し、次の事項を遵守すること。

- (1) 林地内で事業を行う者は、火気取扱責任者を自主的に定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒態勢を図るとともに、関係機関との連絡体制に万全を期すこと。
- (2) 林地内に油脂類を放置せず、燃料又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。
- (3) 機械に燃料を補給するときは、必ずエンジンを止め安全な状態で補給すること。
- (4) 出火時の対策として、現地に消火器を持参すること。

4. 民有林対策

森林組合・森林所有者は、自己の所有林野内より火災が起きないように対策を樹立し、防火の万全を期する。

5. 予消防対策

別に定める「弟子屈町林野火災予消防対策実施計画」に基づき実施する。

第8節 災害活動体制の整備

すべての災害に対し災害の発生を防止するために、平常より災害活動体制の整備に努める。

第1 災害対策要員の充実

平時から職員に対し本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、災害時の対応について良好なコミュニケーションの確保・維持によりいわゆる「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに各種訓練の実施、研修会、講演会等を持続・反復的に開催し、職員の適切な判断力、行動力の養成・維持を図る。

第2 職員用災害発生時対策マニュアル（業務継続計画を含む）の整備

個々の職員が、災害発生直後の初動期からその後の時系列的な状況の変化に応じて業務が的確に継続できるよう、実践的な対策マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、対策マニュアルは機構改革や人事異動等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

第3 災害対策本部の整備

災害対策本部となる町役場が使用不能とならないために、庁舎の総点検と被災を想定した移転先の施設及びその移転方法等を事前に計画し、災害対策本部の中核機能に必要な備品、資材の整備に努める。その際、非構造部材を含む耐震対策等により、安全性の向上・確保に努める。

消防庁舎2階の防災センター会議室を災害対策本部の代替施設とする。

第4 広域応援体制の整備

大規模な災害時には、町の防災体制のみでは、すべてに対応することが困難であるため、道及び各市町村との応援協定を締結しており、今後も他市町村及び防災関係機関等との応援協力体制の充実を図る。

【資料6 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定】

【資料7 釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町釧路管内8市町村防災基本協定】

【資料8 弟子屈町防災協定一覧】

第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

第9節 災害情報の収集、伝達体制の整備

必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等に関わる予防計画は、次のとおりである。

第1 情報収集体制の整備

1. 職員による情報収集

災害により通信施設等が不通となった場合や勤務時間外に発災した場合は、職員自ら情報を収集することとなる。そのため、職員非常招集訓練等により、職員の情報収集、報告要領の習得を図る。

2. 自主防災組織、自治会長等からの情報収集

各地区の被害状況を的確に把握するため、平常時より自主防災組織、自治会長等との連絡体制の強化を図る。

第2 情報の連絡体制の強化

大規模な災害が発生した場合、大量の災害情報に対処し、正確な情報伝達を行うためには、各防災関係機関との連絡が円滑に図れるよう情報ネットワークの構築に努める。また、発災時を想定した通信訓練等を実施し、情報連絡体制の向上を図り、通信機器の運用に万全を期する。

第3 通信設備の整備

1. IP無線の活用

災害時において機動性を持ち、かつ災害現場と本部要員間の連絡通信手段として、IP無線を活用する。

2. 通信施設の安全化対策

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、非常用電源の確保、ネットワークの多ルート化、各種機器の倒壊防止等の措置を実施し、通信施設の安全化対策を講じるものとする。

3. 北海道総合行政情報ネットワークとの連携

道は、災害の情報を迅速・確実に伝達するため、「北海道総合行政情報ネットワーク整備事業」を継続推進する。

4. 非常通信体制の強化

警察、消防、水防、電気等の事務、又は事業を行う機関、その他の非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう北海道非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

5. 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達

緊急地震速報など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、消防庁から人工衛星

を經由して瞬時に町民に伝達するための「全国瞬時警報システム（J－ALERT）」を活用し緊急時情報伝達の充実を図る。

【資料9】全国瞬時警報システム（J－ALERT）イメージ図

第10節 消防体制の整備

消防の任務は、住民の生命、財産を火災から保護するとともに、火災による災害を防除し、その被害を軽減することにある。

第1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配置

消防機関の組織と職員配置及び消防団員の配置は、次のとおりである。

●消防職員の配置

機関		機構				
消防本部 (6名)	消防長 1名		総務課	課長1名	課長補佐 1名	総務係2名
			消防課	課長1名		消防係1名
弟子屈 消防署 (32名)	署長 1名	副署長	予防 救急課	課長1名	課長補佐 1名	予防広報係 8名 救急救助係 3名
			警防 管理課	課長1名	課長補佐 1名	総務係 4名 警防係 12名

●消防団員の配置と管轄区域

団名	分団名	団員現員数	管轄区域
弟子屈町 消防団 定数144名 (現員104名)	団本部	団長1名 副団長兼本部長1名 副団長2名	弟子屈町全域
	女性消防部	部長2名、班長2名、団員8名	
	弟子屈 第1分団	分団長1名・副分団長1名 部長3名・班長7名・団員10名	
	弟子屈 第2分団	分団長1名・副分団長1名 部長3名・班長5名・団員11名	
	弟子屈 第3分団	分団長1名・副分団長1名 部長2名・班長2名・団員11名	
	川湯 第1分団	分団長1名・副分団長1名 部長4名・班長4名・団員4名	
	川湯 第2分団	分団長1名・副分団長1名 部長3名・班長3名・団員4名	

第2 消防施設の現況

品名	区分							
	弟子屈	美留和	屈斜路	南弟子屈	その他の地域	川湯市街	川湯駅前	合計
普通消防ポンプ車	1					1		2
屈折梯子付消防ポンプ自動車						1		1
水槽付消防ポンプ車	2		1			1		4
小型動力ポンプ付水槽車	1					1		2
小型動力ポンプ付積載車		1						1
林野工作車								0
救急車	2					1		3
救助工作車								0
指令広報連絡車	1					1		3
マイクロバス・災害支援車	1					1		2
トラック	1					1		2
小型動力ポンプ	4	2				3		9
除雪機	1					2		3
救助用資機材セット	1					1		2
水難救助用資機材セット	6					0		6
船外機付ゴムボート	1							1
ボートトレーラー	1							1
空気呼吸器	13					9		22
空気充填用高圧コンプレッサー	1							1
洗車浄機	2					1		3
通信指令装置	1							1
サイレン・放送・吹鳴設備	6	1	1			3	1	12
訓練塔	1					1		2
防火貯水槽	19	2	2	7	7	10	3	50
消火栓	71	4	8	2	15	22	1	123
エアータント								0
ヘリ用林野火災用水のう								0
高度救急処置シミュレーター								0
携帯無線機（デジタル）	10					5		15

第3 火災予防計画

火災を未然に防止するため、町民に対して広報誌等により随時警戒心を促すほか、次により防災思想の普及を推進する。

1. 防災思想の普及

火災の予防運動を年2回実施し、街頭広報、防火チラシとポスターの配布、講習会等の火災予防行事により防火思想の普及を図る。

2. 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに防火対象物の管理体制の強化を図る。

3. 予防査察

指定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

- (1) 定期査察
- (2) 随時査察
- (3) 特別査察

4. 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

第4 火災警報及び伝達計画

1. 火災警報

消防署長は、消防法第22条第2項の規定による通報を受けた場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

2. 火災警報発令基準

- (1) 実効湿度が60%以下で最小湿度30%以下、若しくは平均風速が12m/s ※以上と予想される場合。

※釧路地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。

通報基準の平均風速+は陸上を対象とした予想である。

また、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び積雪の状況によっては火災気象通報は行わない場合がある。

- (2) 火災気象通報を受理し、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき。

3. 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、署長は消防法施行規則第34条の規定による消防信号により一般住民に周知徹底を図らなければならない。

【資料10】消防信号

第5 救助・救急体制の強化

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備並びに救急救命士の配置に努めるとともに、警察、医師会等との連携を図り、救助救急活動の万全を期する。

第6 教育訓練

消火活動及び火災予防指導を効果的に行うため、「消防学校における教育訓練」等に基づく教育訓練を実施し、消防職員及び消防団員の資質の向上を図る。

1. 消防職員に対する教育

消防職員として必要な基礎的知識・技術の習得、規律の保持、士気の高揚、体力の練成を図り、職務を遂行するための資質を高めることを目的とし、所属長が日常の勤務を通じ、職員の研修必要度に応じて計画的に行う「実務教育」、消防活動上に必要な基本動作及び立体的操作を目的とした「消防訓練」、法令改正等により特に消防長が必要と認めた場合に実施する「特別教育」を行う・

- (1) 実務教育……勤務者により実施する。
- (2) 消防訓練……署員教養訓練計画により実施する。
- (3) 特別教育……消防長が必要と認めた場合に実施する。

上記教育の他、学校教育・委託教育・その他の教育（視察、資格取得、講習会、研修会、研究会等）を実施、又は派遣する。

2. 消防団員に対する教育

消防団員に対し消防の組織制度、火災防ぎよなど、消防団員として必要な知識・技術を習得させることを目的とした「基礎教育」、女性消防団員に対し、消防の組織制度、査察要領など女性消防団員として必要な知識・技術を習得させることを目的とした「女性教育」、消防団幹部として、現場指揮、防災、安全管理など消防活動において指揮監督者として、必要な知識、技術を習得させることを目的とした「幹部教育」を行う。

- (1) 基礎教育……学校派遣又は団年間訓練計画により実施する。
- (2) 女性教育……学校派遣又は団年間訓練計画により実施する。
- (3) 幹部教育……学校派遣又は年1回以上実施する。

上記教育の他、初任教育、特別教育、その他の教育（視察、資格取得、講習会、研修会、研究会等）を実施、又は派遣する。

3. 訓練

- (1) 通常訓練……月例訓練計画により実施する。
- (2) 特別訓練……年2回以上実施する。
- (3) 団員訓練……現場活動に必要な訓練を年間計画で実施する。

4. 消防演習

消防職員・団員を現場活動に習熟させるため、毎年1回以上消防演習を実施する。

第7 その他

この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、釧路北部消防事務組合消防計画によることとする。

第11節 避難体制の整備

災害から住民の生命、身体を保護するための避難場所、避難施設の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難場所の確保及び標識の設置

災害から住民及び旅行者の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。

第2 避難施設の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者及び一時避難の旅行者を収容するための避難施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この際、摩周観光交流館（道の駅）～弟子屈中学校一带を整備するとともに、旅行者等には摩周観光交流館（道の駅）又は摩周観光文化センターを指定避難所として案内する。

また、消防庁舎を災害時の指定避難所に指定するとともに、暴風雪時の指定緊急避難場所に指定する。いずれにしても、一時的な収容とし、長期化する場合には、その他の指定避難所に避難者を移動させることとする。

1. 避難施設等の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (2) 浸水等の被害のおそれがないこと。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- (6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

2. 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

【資料11 一時避難場所一覧】

【資料12 指定緊急避難場所一覧】

【資料13 指定避難所一覧】

【資料14 一時避難場所から指定避難所への移動要領】

第3 避難場所、避難施設の住民及び観光事業者への周知

1. 避難場所等の周知

町は、避難場所の指定を行ったときは、次の事項につき地域住民及び観光事業者等に対

する周知徹底に努める。

- (1) 避難所の名称
- (2) 避難所の所在地
- (3) 避難対象の地区割り
- (4) 避難所への経路
- (5) その他必要な事項

2. 避難場所等の周知要領

- (1) 平常時
 - ア 弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）
 - イ 弟子屈町「知って得する便利帳」への掲載
 - ウ 弟子屈町防災ガイドブックでの細部説明（2018年4月及び2021年4月に配布済）
- (2) 災害時
 - ア 弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）
 - イ NHKをはじめとする各報道機関に災害情報伝達の依頼
 - ウ 消防用放送設備・広報車・消防自動車による伝達
 - エ 緊急速報メールによる伝達
 - オ コンビニエンス・ストアへの広報依頼
 - カ コカ・コーラ自動販売機の防災情報メッセージボードによる伝達

3. 避難のための知識の普及

町は、必要に応じて次の事項につき住民に対して普及を図る。

同時に、旅行者を受け入れる施設管理者に対し、宿泊者の安全な避難誘導の知識の普及に努める。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識
- (3) 避難後の心得

第4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を避難行動要支援者と位置付け、災害発生時に迅速、かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人の住民登録時など様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 英語通訳が可能な職員の確保及び教育委員会から臨時英語講師通訳の支援受け
- (4) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第5 避難計画の作成

住民、特に高齢者、障害者等の避難行動要支援者及び旅行者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

特に要配慮者等については、個別避難計画の作成に努めるものとする。

1. 避難計画

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 避難指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の貸与
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 避難住民及び団体旅行者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民及び団体旅行者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民及び団体旅行者に対する各種相談業務
- (6) 避難に関する広報
 - ア 消防のスピーカによる周知
 - イ 緊急速報メール
 - ウ 広報車による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報
 - カ 弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）及び登録制LINE
 - キ NHKをはじめとする報道機関を通じた広報

2. 防災上重要な施設の管理者

学校、医療機関、社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の条件（地震・その他天候の急変等）
- (2) 避難の場所
- (3) 経路
- (4) 移送の方法
- (5) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (6) 保健、衛生及び給食等の実施方法

3. 観光宿泊施設の管理者

観光宿泊施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

第12節 救援救護体制の整備

災害発生時における住民、避難行動要支援者、旅行者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

第1 救助・救急体制の整備

1. 応急手当の普及、啓発

大規模な災害時は、多くの負傷者が発生し、医師、救急隊員による医療活動が十分に行えない可能性がある。そのため、町民及び宿泊施設の管理者等の事業者に対し、AED等による心肺蘇生法、止血法等の応急手当の実技講習会等を実施し、応急手当の普及、啓発を図る。

2. 救出用資機材の整備

消防署、消防団に救出用資機材及び救急救護用資機材の整備を促すとともに、自主防災組織、事業者、個人の備蓄の普及、啓発を図る。

第2 医療体制の整備

1. 医療体制の整備

災害時の円滑な医療活動が実施できるよう、医師会、道、関係機関と連携を図り、初動医療、後方医療、輸送体制、情報の連絡体制等の医療体制の整備を図る。

2. 医薬品等の確保

町は、医師会、薬剤師会等と連携を図り、医薬品等の備蓄について協力を依頼する。

第3 避難行動要支援者の安全対策

災害発生時には、高齢者、障害者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」）が犠牲になる場合が多い。このため、町及び社会福祉施設管理者は、要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導体制等の防災体制の整備に努める。

1. 避難支援者等関係者（全体計画のP7から引用）

避難支援者（以下「支援者」という。）は、災害発生時に要支援者のもとに容易に駆けつけることができる近隣住民等で、要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援ができる人をいう。ただし、支援者とはあくまでも日ごろの近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により支援を行う人であるため、災害発生時において支援ができなかったとしても、責任を負うものではない。

2. 要支援者名簿に掲載する者の範囲（指針P16から引用）

- (1) 高齢者や障害者等の内、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援

を要する者の範囲について、要件を設定する。

- (2) 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、①警戒や高齢者等避難・避難指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定されること。

また、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けるものとする。

3. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（指針P15から引用）

- (1) 町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（要支援者）の把握に努めるとともに、要支援者について避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するものとし、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、当該名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努める。
- (2) 町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 町長は、第1号の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

4. 名簿の更新に関する事項（指針P19から引用）

要支援者の状況は常に変化しうることから、町長は要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みを予め構築し、名簿を最新の状態に保つものとする。

5. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町長が求める措置及び町長が講ずる措置（指針P15及びP20から引用）

- (1) 町長は、避難行動要支援者名簿を作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 町長は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を

提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

- (3) 町長は、名簿情報の漏洩を防止するため、名簿情報を提供した避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを説明する。

6. 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（指針P25から引用）

- (1) 町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報を発したとき、又はその通知を受けたときは、当該予報もしくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要と認めるときは、町長は、住民その他関係ある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を発することができる。
- (2) 町長は、前号の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

7. 避難支援等関係者の安全確保（指針P27から引用）

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

8. 避難行動要支援者支援プラン（全体計画）

前1～8号までを具体化するため、弟子屈町避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を別冊第3のとおり策定する。

別冊第3「弟子屈町避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」

9. 個別計画の策定

避難行動要支援者名簿に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定し、福祉課で作成・管理する。

10. 福祉避難所の指定

「養護老人ホーム倅和園」と「JA北海道厚生連摩周厚生病院」との間の「地域交流ホールてしかが」を弟子屈町の福祉避難所として指定する。福祉避難所には、災害発生時に一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、安心して生活できる居住スペースと必要な器材を整備するものとする。

11. 防災教育・訓練の充実等

避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じ

た防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

12. 社会福祉施設の対策

社会福祉施設管理者は各種設備の充実を図り、施設の安全性を高めるとともに、施設職員の災害時の対応を明確にし、入所者の防災教育、防災訓練を実施し、避難行動要支援者の安全対策を図る。また、災害の発生に備え、消防機関等への連絡体制を強化する。

13. 援助活動

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在・連絡先及び安否の確認に努める。

(2) 避難所への輸送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移動、状況に応じて福祉避難所への移送

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道・近隣市町村等へ応援を要請する。

第4 旅行者の安全対策

観光旅行シーズンには、町内の旅行者数は1日当たり2,000～3,000人が宿泊する。夜間の宿泊者に対する災害発生時の安全対策を確保するため、施設管理者が中心となり従業員の防災能力の向上と平常時から緊急連絡体制、避難誘導體制等の防災体制の整備に努める。

1. 旅行者が求める情報要素

- (1) 釧路空港、中標津空港、女満別空港及びそれに至る道路網並びにJRの運行状況
- (2) 弟子屈町内及び近傍市町村の宿泊施設の状況
- (3) 弟子屈町内及び近傍市町村の避難所の状況

2. 緊急連絡体制の整備

地域の自主防災組織と連携を図り、安全な避難誘導の緊急連絡体制の確立を図る。

3. 避難体制の確立

旅行者に対する安全な避難誘導等について、宿泊施設ごとに具体的なマニュアルを準備する。町の指定避難所、一時避難場所の所在については、各宿泊所及び観光案内所に防災ガイドブックの要約リーフレット等の設置により宿泊者に周知徹底を図る。

4. 被害状況の把握と対応

(1) 以下の施設等から帰宅（国）困難者の滞在状況を把握する。

ア 各宿泊施設の連泊状況

イ 道の駅（摩周温泉）、公園駐車場等の駐車状況

ウ コンビニエンス・ストアの駐車状況

(2) 対応方針

災害時に防災活動が円滑に実施できるように平常時から、上記ア～ウ項の情報を元に、防災関係機関、NPO、ボランティア等と連携を図り、対処方針を決定する。

5. 従業員の訓練

宿泊者の安全な避難誘導及び初期消火等の防災技能訓練の徹底化を図り、旅行者の安全確保に努める。

6. 食料等の備蓄

宿泊者に対する一時避難生活を想定し、2～3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

第13節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において、住民の生活及び旅行者の一時避難生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

第1 飲料水の備蓄

1. 応急給水の対象者及び目標給水量

応急給水の対象者は、罹災者、災害により上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

給水量は、1人1日3ℓとするが、時間の経過とともに生活用水の需要が増えるので、復旧の状況に応じた給水の確保に努める。

2. 飲料水の備蓄

町は、飲料水の備蓄を行っており、今後もこれらの飲料水及び給水資機材の備蓄に努める。また、各家庭における飲料水の備蓄を指導するとともに、飲料水を供給できる事業者との協力体制の強化を図る。

旅行者に対する飲料水の供給は、観光施設管理者による飲料水の備蓄を指導する。

3. 上水道、簡易水道施設の安全化

浄水場、配水場、配水管等の上水道、簡易水道施設の耐震化等の安全対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る。

4. 検水体制の整備

災害時に飲料水等が不足する場合を想定し、井戸、プール、防火水槽、湖水等の比較的汚染の少ない水源について水質検査が行える体制を整備する。

第2 食料、生活必需品等の備蓄

1. 町は、食料品、毛布等の備蓄を行っており、今後も食料品、毛布等の備蓄に努めるとともに、種類、数量の見直し、備蓄品の計画的な入れ替えを実施し、品質管理に努める。

この際、町の人口の15%の住民への確保を目標に、毛布は1枚/人、水は3ℓ/人、非常食3日分/人の整備を継続する。備蓄食糧の整備計画は別に定める。

2. 弟子屈町防災備蓄倉庫（旧給食センター）を拠点として、食糧・水・毛布等の備蓄を行うとともに、地域の拠点とする指定避難所（学校及び大規模集会所等）に当面の避難に必要な備蓄品を保管する。併せて、弟子屈消防署及び同川湯支署にも必要な備蓄品を保管する。

第3 資機材の整備

町は、応急活動に必要な発電機、スコップ等の資機材を購入しており、今後も各種資機材の備蓄に努めるとともに、積雪・寒冷期の対策を考慮し、暖房器具等の種類、数量等の充実を図る。災害時には、防災備蓄品の資機材のみならず、役場内各課が保有する土木資材等も総合的に活用する。

第14節 地域防災力の向上

災害発生後の被害の拡大による2次災害を防ぐために、平常時より自主防災組織、地域住民及び施設管理者等の防災能力の向上、防災組織の育成に努めるとともに、被災者の支援のために災害ボランティア活動の推進に努める。

第1 防災意識の高揚

1. 学校における防災教育の実施

学校における防災教育は、学級活動や学校行事又は1日防災学校を中心に安全教育の一環として行う。特に、避難、発災時の危険回避及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。必要により、役場から防災担当職員を派遣して教育を支援する。

2. 事業所等の防災教育の実施

宿泊施設及び事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員等に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要であり、防災管理者に対する講習会を開催する等、防災思想の普及を図る。必要により、役場から防災担当職員を派遣して教育を支援する。

3. 防災上重要な施設における防災教育の実施

病院及び社会福祉施設では、災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者に対し、職員に避難誘導等に関する十分な教育、訓練活動を行うよう指導する。必要により、役場から防災担当職員を派遣して教育を支援する。

4. 地域のリーダーの育成

防災研究会への案内、北海道地域防災マスター育成講座への参加を奨励する等、地域の防災リーダーを育成する。

第2 自主防災組織の育成

1. 自主防災組織の育成

町は、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ高齢者や障害者等の要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努める。そのため、自主防災組織の設立促進を目的として、町及び消防機関が共同して「指導要領」等のリーフレットを作成・配布し、設立を促進するとともに、役場から防災担当職員を派遣して自主防災組織づくりを支援する。この際、形式にとらわれない柔軟な要領により組織率向上を図る。

2. 事業所等の防災組織の育成

町内の旅行者が宿泊する施設並びに危険物を取り扱う事業所等の、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災

要員等の資質の向上に努める。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるとともに、役場から防災担当職員を派遣して自主防災組織づくりを支援する。

3. 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされることから、住民が連帯感を持てるような適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。この際、既存の班・組編成を活用することに努める。
- (2) 旅行者の宿泊が多い観光地域は、事業者を中心に自主防災組織を編成し、観光期間のピーク時及び昼夜間の活動に支障のないよう自主防災組織づくりを推進する。

4. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりや事業者の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとり及び事業者が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として通例次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 避難所運営訓練

避難生活が長期化することにより、行政主体から避難者自らの運営が出来るように、自治会組織を準用した避難所での運営要領について検証する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 給食給水訓練

非常用備蓄品の使用を想定した炊き出し、給水に対する訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自及び事業者が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民及び事業者に伝達する責任者ルート

避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防署及び町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、病院又は救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町等から高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の

協力のもとに避難させる。

オ 給食の実施、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第3 災害ボランティア意識の啓発

町は、災害時における被害の拡大を防止し、被災者の様々なニーズに対応した支援が可能である災害ボランティア活動体制を確立するため、ボランティア関係団体と連携協力して住民の災害ボランティア意識の啓発に努める。

第4 災害ボランティア活動の推進

1. ボランティア活動体制の確立

(1) ボランティア活動の要請

町は、ボランティアの協力の必要がある場合は、弟子屈町社会福祉協議会にボランティア活動の支援を要請する。弟子屈町社会福祉協議会は、必要に応じて北海道社会福祉協議会に応援を要請してボランティア活動を行う。

(2) ボランティア活動本部の設置

弟子屈町社会福祉協議会は、ボランティア活動本部を設置し、ボランティア活動の拠点とする。

(3) 現地対策本部の設置

弟子屈町社会福祉協議会は、必要によりボランティア現地対策本部を設置する。
町は、公共施設、備品・資器材等の提供等の必要な支援を行う。

2. ボランティア活動

(1) ボランティア活動

ボランティア現地対策本部では、ボランティアの受付、登録を行い、ボランティア活動のコーディネートを行う。

(2) ボランティアとの調整

町は、ボランティア現地対策本部にボランティア活動を要請し、定期的にボランティアコーディネーター等と協議・調整を行う。

第5 防災訓練の充実

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び防災技術の向上を図るため、防災訓練の充実を図る。

細部については、第10章「防災訓練実施計画」による。

第4章 災害応急対策計画

第1節 目的

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者（町長）が住民の安全と被災者の保護を図るものとする。

第2節 応急措置実施計画

本町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防署長及び防災に関係ある施設の管理者は、所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

第1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

●応急措置の実施責任者

実 施 責 任 者	法 令
道知事	基本法第70条
警察官等	基本法第63条第2項
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	基本法第77条
指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長	基本法第80条
町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	基本法第62号
水防管理者（町長）、消防機関の長（消防署長）等	水防法第17条及び21条
消防署長又は消防団長	消防法第29条

第2 町の実施する応急措置

1. 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

町長は、本町の地域に係わる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、災害により本町の地域の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって知事が警戒区域の設定を行う。

2. 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

3. 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、町長は当該工作物等を保管しなければならない。

4. 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条第1項、第2項）

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- (2) 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

5. 道知事に対する応援の要請等（基本法第68条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

6. 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）
- (2) 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない場合には、本町の住民又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。（水防法24条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10第1項）
- (5) 町長は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのために負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、基本法に従いその補償を行う。

7. 災害時における車両の移動等について（基本法第76条の6）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合に、道路における車両及びその他の物件が他の車両の通行を停止、又は停滞させた場合において、応急対策に著しい支障を及ぼすおそれがあり、かつ、緊急の必要がある場合には、区間を指定して、当該車両及び物件の移動、その他の処置をとることができる。

【様式1】車両移動命令書等**8. 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（基本法第84条第1項）**

町長は、前記6の各号により、本町の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者が受ける損害を補償しなければならない。

【様式2】公用従事令書**【様式3】公用保管令書****【様式4】公用取消令書****【様式5】公用管理令書****【様式6】公用変更令書****第3 救助法の適用**

救助法の適用基準、手続等は、次のとおりである。

1. 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職務の一部を町長に委任することができる。

2. 救助法の適用手続及び適用基準

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が次表「救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに釧路総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。また、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合には、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに釧路総合振興局長に報告し、その後の処理について指示を受けなければならない。

●救助法の適用基準

被害区分 市町村の人口	町単独の場合	被害が相当 広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家 が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
弟子屈町	40	20	市町村の被害状況が特 に救助を必要とする状 態にあると認められた とき
5,000 人以上 15,000 人未満	40		

(1) 住家被害認定基準

ア 被害認定は、「平成 22 年内閣府策定の災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」による災害の被害認定基準等に基づき、建設班において次により行う。人員の確保については、弟子屈町災害協定に基づく各関係団体の支援要請も含めて行う。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
A 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
B 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

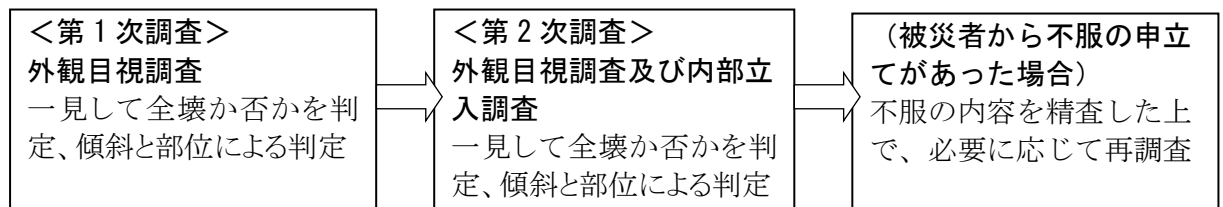
イ 人員の確保については、弟子屈町災害協定に基づく各関係団体の支援要請も含めて行う。

【資料 16 災害時の体制イメージ】

(2) 災害ごとの被害認定方法（B 損害基準判定（経済的被害）で判定する場合）

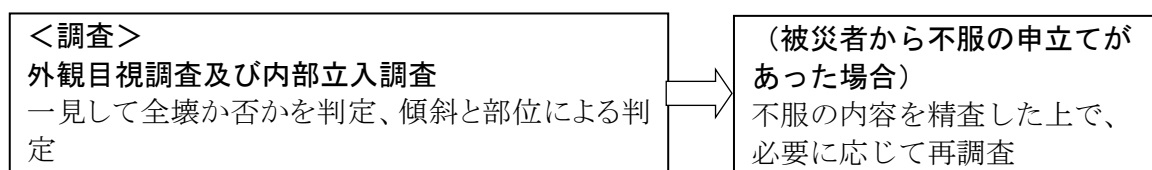
具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

ア 地震



※第1次調査は、外観から調査可能な部分の調査とする。

イ 水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



(3) 世帯の判定

ア 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 会社、又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

ウ 旅館等の住込み従業員等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。

3. 救助法による救助の実施と種類

救助の種類	実施の期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供給	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者・箇所の選定～町 設置～道 (委任されたときは町)
炊き出しその他による食品の供給	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服・寝具その他生活必需品の供給	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (委任されたときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (委任されたときは町)
被災者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の供給	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第3節 動員計画

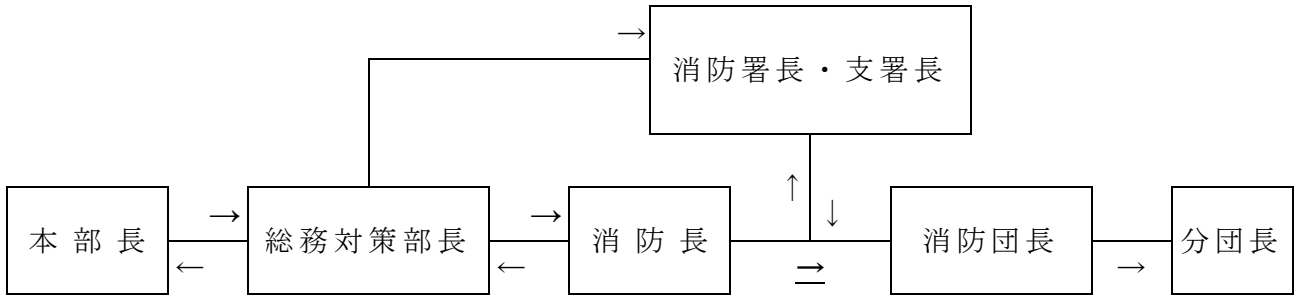
第1 職員の動員の方法及び伝達系統

第2章第3節第6による。

第2 消防機関に対する伝達系統

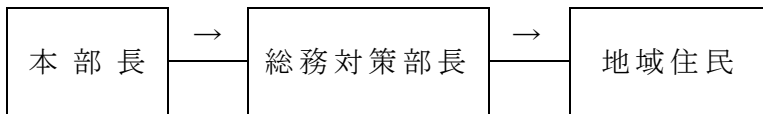
本部が設置された場合の消防機関に対する配備体制の伝達は、次により行う。

● 消防機関に対する伝達系統



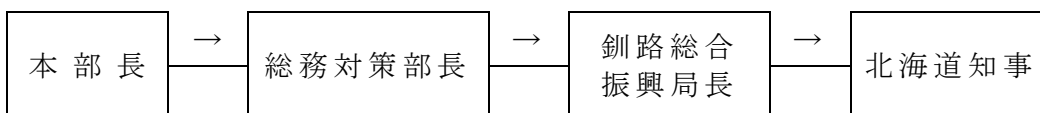
第3 住民等の緊急従事に対する伝達系統

住民等の緊急従事が必要な場合の伝達は次により行う。



第4 北海道知事（釧路総合振興局長）に対する伝達系統

災害対策本部が設置された場合の知事への伝達は次により行う。



第4節 災害情報の収集、伝達及び広報計画

災害関係の気象予警報の伝達及び情報の収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達及び報道機関、住民等に対する災害情報の提供並びに広報は次により行う。

第1 気象予警報等の伝達計画

1. 気象情報の伝達系統

気象情報は、次の気象予警報伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 特別警報及び各気象警報等は、通常の勤務時間中は総務課が受理する。勤務時間外は、防災担当職員が防災情報提供システムのメール配信により受理する。
- (2) 前項の気象警報を受理した防災担当職員は、指揮系統に基づき報告する。
- (3) 地域気象観測システム（アメダス）の設置場所は以下のとおり。

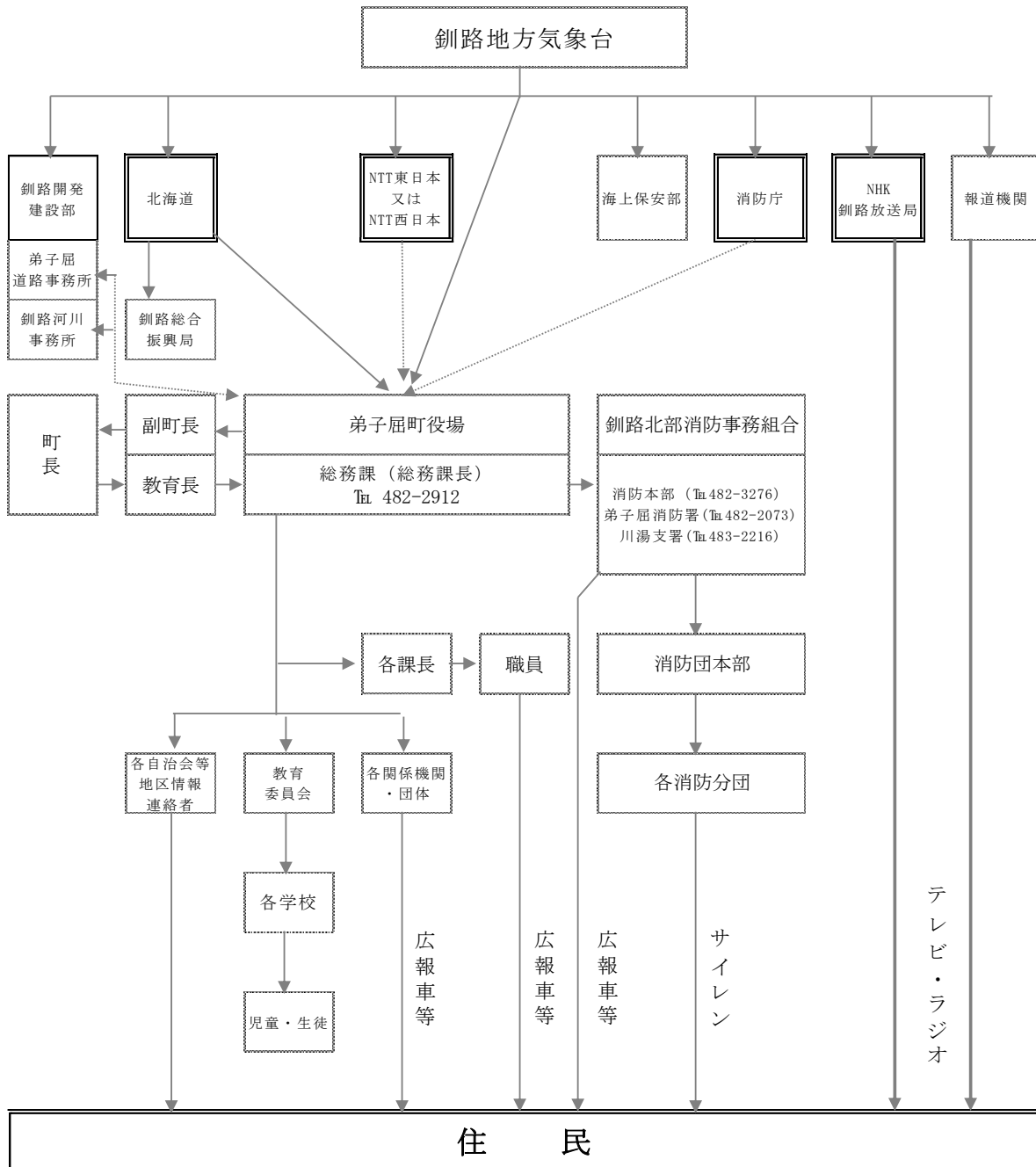
観測所番号	観測所名	所在地	標高
19021	川 湯	弟子屈町川湯駅前2丁目25（旧川湯駅前小学校敷地内）	158m
19051	弟 子 屈	弟子屈町弟子屈原野 868	170m

【別図1 特別警報、警報、気象予報（注意報含む）及び情報等伝達系統】

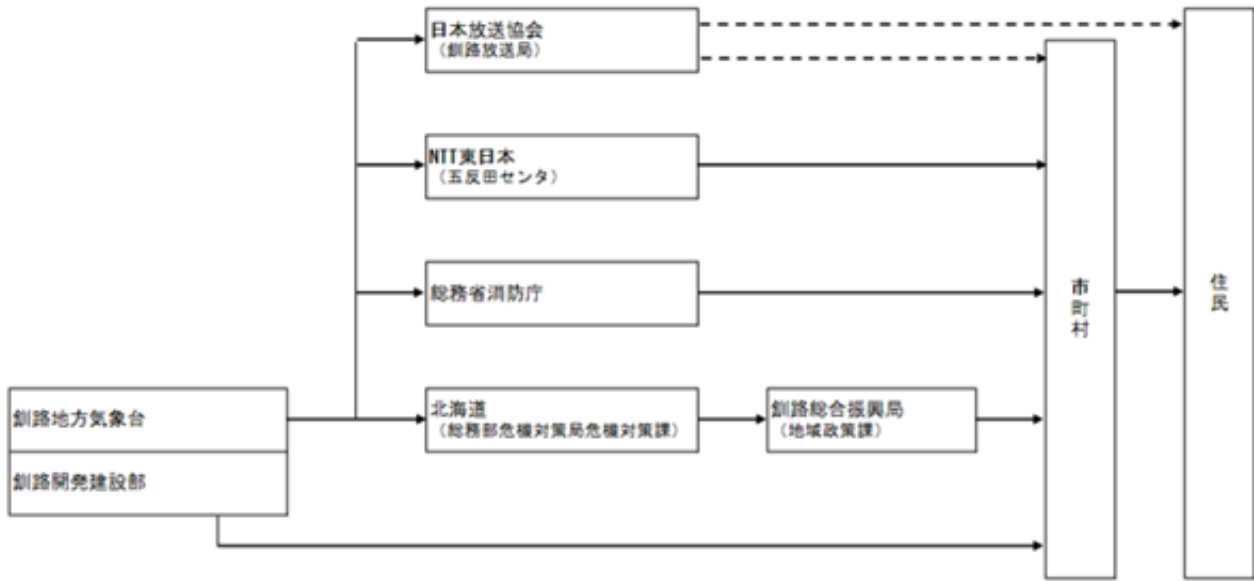
【別図2 指定河川洪水予報（釧路川）伝達系統図】

【別図1 特別警報、警報、気象予報（注意報含む）及び情報等伝達系統図】

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先



【別図2 指定河川洪水予報（釧路川） 伝達系統図】



NTT東日本（五反田センタ）への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

-----> は放送

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ局へ別途気象庁システムで配信している。

2. 気象情報等の種類

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報(警報・注意報基準は後述を参照)

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報(警報・注意報基準は後述を参照)

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ 洪水警報及び注意報（警報・注意報基準は後述を参照）

種類	概要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず取るものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (発生している河川))	大雨特別警報 (浸水害)※2 危険度分布：黒 (発生切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (発生切迫)	高潮特別警報※3	
<警戒レベル4までに必ず避難！>				4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (発生危険水位超過相当))	内水氾濫危険情報 (未だ河川氾濫に ついては発生切迫 の警報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (発生)	高潮特別警報※4 高潮警報※4	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (市町村等の発令は改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (発生材料前水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難*	高齢者等避難	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (発生注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)		
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	1相当				
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報その他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からメッセンジャー型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹割れ屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、海上保安官署、北海道、NTT 東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない(法定義務)。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル【大雨警報（土砂災害）の危険度分布】※	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当する。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。
浸水キキクル【大雨警報（浸水害）の危険度分布】	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当する。
洪水キキクル【洪水警報の危険度分布】	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当する。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(3) 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

ア 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

イ 伝達

別図1のとおり。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、北海道釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同で発表される。

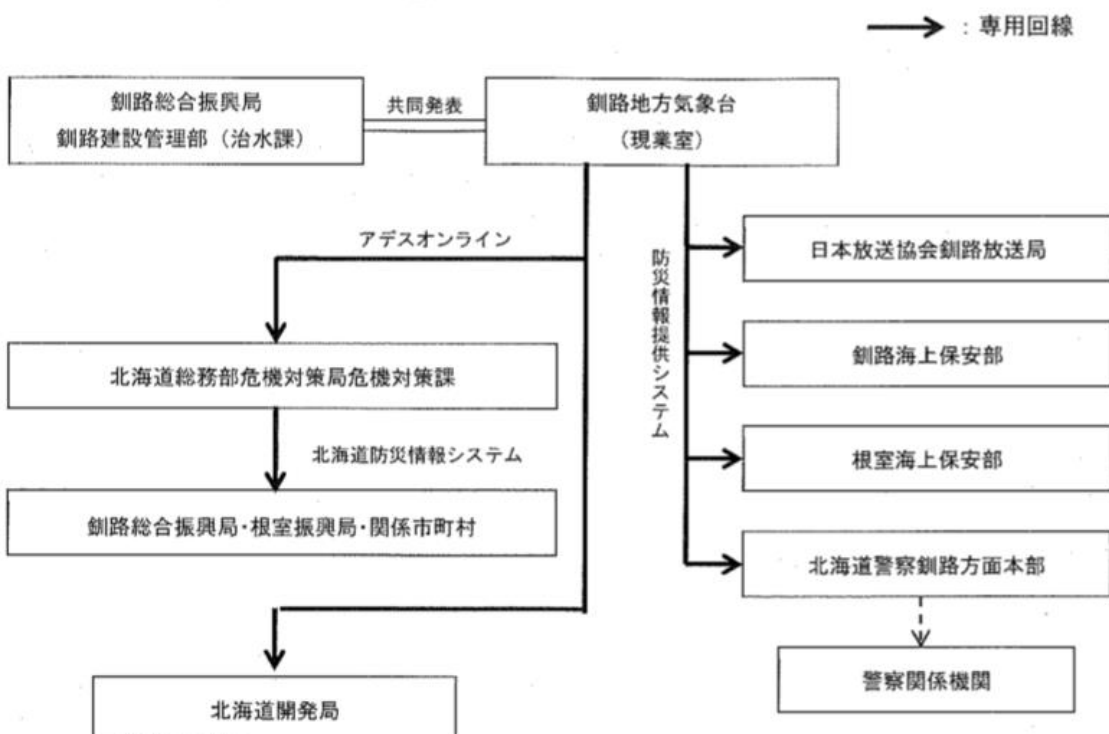
危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、伝達は次の系統により行う。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



3. 指定河川洪水予報（釧路川）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

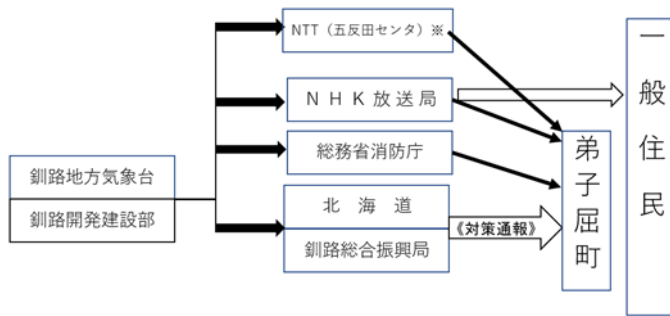
（1）洪水予報河川及び担当

水系名	河川名	担 当
釧路川	釧路川、新釧路川	釧路地方气象台、釧路開発建設部

（2）種類及び発表基準

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p>
	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>
	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。</p>

(3) 洪水予報の通報



※ NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

4. 流域雨量指数（単独基準）

河川名	警報	注意報
釧路川	20.4	16.3
釧別川	19.8	15.8
湯川	9.9	7.9

5. 気象予警報等の種類及び発表基準

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。

大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

ア 土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

イ 浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

ウ 洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

(6) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。通報を受けた北海道は市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

ア 発表官署及び通報地域

火災気象通報は、釧路地方気象台が釧路・根室地方の概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

イ 通報基準

釧路地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

ウ 通報時刻及び内容

(ア) 定時に実施する通報

毎日05時頃に、翌日09時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、04時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

(イ) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表または解除があった場合は、その旨を随時通報する。

(7) 気象予警報等の種類及び発表基準（弟子屈町）

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される特別警報・警報・注意報の基準値（弟子屈町）の区分は、次のとおりである。

発表官署		釧路地方气象台、札幌管区气象台	
市町村等をまとめた地域・市町村		釧路北部・弟子屈町	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 113
	洪水	流域雨量指数基準	釧路川流域=20.4、釧別川流域=19.8、湯川流域=9.9
		指定河川洪水予報による基準	釧路川・新釧路川[弟子屈]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
注意報	大雨	表面雨量指数	8
		土壌雨量指数基準	74
	洪水	流域雨量指数基準	釧路川流域=16.3、釧別川流域=15.8、湯川流域=7.9
		指定河川洪水予報による基準	釧路川・新釧路川[弟子屈]
	強風	平均風速	12m/s (アメダス弟子屈の北西～北の風においては15m/sを目安)
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う (アメダス弟子屈の北西～北の風においては13m/sを目安)
	大雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さ25cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程：200m	
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温	4月～10月：（最高気温）平年より8℃以上低い日が2日以上継続 11月～3月：（最低気温）平年より7℃以上低い	
霜	最低気温3℃以下		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm
顕著な大雨に関する情報		大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を解説する情報で、以下に該当する場合に発表する。 1. 解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km ² 以上 2. 1.の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） 3. 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 4. 1.の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過	

＜用語の意＞

- ・土壌雨量指数：雨が浸み込んで土壌中に溜まる量（土砂災害のリスク）＝土砂災害警戒情報に反映
- ・表面雨量指数：雨が浸み込まず地表面に溜まる量（浸水害のリスク）＝大雨警報（浸水害）に反映
- ・流域雨量指数：雨が上流域から集まり河川を流れ下る量（洪水害のリスク）＝洪水警報に反映

注1) 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

注2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。

なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

注3) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。

注4) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

注5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「釧路川・新釧路川[弟子屈]」は、洪水警報においては「指定河川である釧路川・新釧路川に発表された洪水予報において、弟子屈基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「弟子屈基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

6. 気象予警報等の伝達方法

気象官署等の発する気象・水防等に関する予警報の伝達方法は、気象予警報伝達系統図によるが、予警報の通報を迅速かつ的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象官署等から通報された気象・水防に関する予警報又は道（釧路総合振興局）が発する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、電話その他最も有効な方法により、関係部長及び関係機関に通報するものとする。

(2) 夜間・休日等における気象予警報の取り扱い

夜間・休日等において日直者又は警備員が気象予警報等を受けたときは、総務課長（不在のときは防災情報係長又は総務課長補佐）に連絡する。

ア 気象警報

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪

イ 各種警報

水防

ウ 火山噴火情報

エ 地震に関する情報

オ その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報等各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに総務課長（不在のときは防災情報係長又は総務課長補佐総務課長補佐又は防災担当係長）に連絡するものとする。

第2 災害通信

災害時における通信方法、施設及び利用方法は、次のとおりとする。

1. 通信方法

災害時における通信方法は、電話又はEメール等による。

町民への通知は、消防用放送設備及び広報車による通報を併用する。

電話線が使用不能な場合は、他の防災関係機関の無線通信施設等を活用する。このいずれもが使用不能な場合は、車両、徒歩等による伝達とする。

2. 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能な場合に使用できる無線通信施設は、次のとおりとする。

●無線通信施設

無線通信施設名	所轄機関名	所在地
北海道総合行政情報ネットワーク	北海道	弟子屈町中央2丁目276番地1
消防行政無線	弟子屈消防署	弟子屈町美里3丁目8番地1
	川湯支署	川湯温泉3丁目311番地3
警察行政無線	弟子屈警察署	弟子屈町中央2丁目

3. 電報

災害対策業務に関する電報は、非常電報及び緊急電報を用いる。なお、電報を扱う場合、電報発信紙の欄外余白に「非常」と朱書きして差し出すものとする。

(1) 非常電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急電報

非常電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常電報は緊急電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータがでたら、

- ・「非常又は緊急扱いの電報申し込み」と告げる。
- ・予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- ・届け先、通信文等を申し出る。

4. 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、自治体のみでの通信確保が困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する処置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
 - イ 移動電源車の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (オ) 借受期間
 - (カ) 引渡場所
 - ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 希望エリア
 - (ウ) 使用目的
 - (エ) 希望する使用開始日時
 - (オ) 引渡場所及び返納場所
 - (カ) 借受希望日及び期間
 - エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) 申請の内容
- (3) 連絡先
- 総務省北海道総合通信局災害対策推進室（直通電話：011-747-6451）

第3 災害情報の収集、伝達

災害に関する災害情報の収集、伝達について次のとおり定める。

1. 異常現象発見時における措置

- (1) 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。
- (2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- (3) 市町村長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市町村長は、次の気象官署に通報しなければならない。

(4) 通報の取り扱い

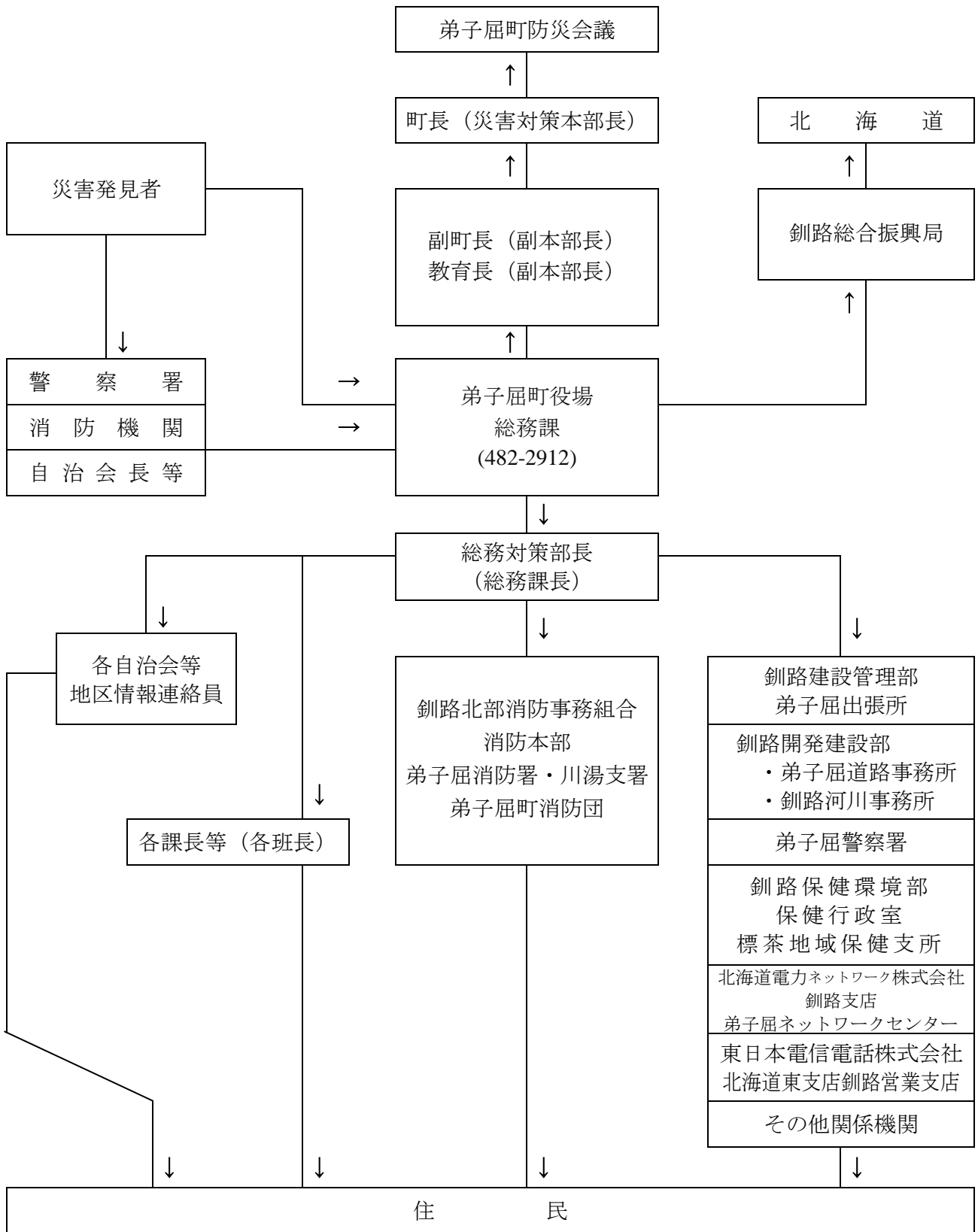
発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務対策部長（総務課長）へ報告し、その指示により事務処理にあたるものとする。休日・夜間にあつては、日直者又は警備員が受理し、総務課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

2. 自治会長等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、情報収集の万全を期すため、各自治会の自治会長等との情報共有を図る。

自治会長等は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

【別図 災害情報連絡系統図】



3. 災害情報等の収集及び報告

(1) 情報の収集

災害の発生及び発生のおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総務対策部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集にあたって必要なときは、関係地区の情報連絡員を通じて迅速に調査収集するものとする。

(2) 情報の通報

ア 町及び防災関係機関は、発災後の情報等について次により道（釧路総合振興局長）に通報する。

(ア) 災害の状況及び応急対策の概要……発災後速やかに

(イ) 災害対策本部等の設置……災害対策本部等を設置した時は遅滞無く

(ウ) 被害の概要及び応急復旧の見通し…被害の全ぼうが判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

(エ) 被害の確定報告……被害状況が確定したとき（15日以内を目途）

イ 町は、次の状況を道（釧路総合振興局長）及び国（消防庁）に報告する。

(ア) 119番通報の殺到時の状況

(イ) 本町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した時は、その規模を把握するための情報。

(3) 被害状況の報告

被害状況の報告は、災害情報等報告取扱要領に基づき、その状況を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとし、関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。なお、町長は通信の途絶等により報告することができない場合又は直接速報基準に該当する場合には、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

●火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

《通常時の連絡先》

回線別		区分	
		平日 (9:30~17:45)	休日・夜間 (左記以外)
		※消防庁震災等応急室	
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5017	5010

「*」 各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

《消防庁災害対策本部設置時の報告先》

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電話	03-5253-7514
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5010

● 災害情報等報告取扱要領

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を釧路総合振興局長に報告するものとする。

1. 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後、拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で弟子屈町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (6) その他特に指示があった災害

2. 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害情報により速やかに把握すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。（様式6）

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び釧路開発建設部、森林管理署、气象台、農政事務所等の指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。（様式7）

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告により、件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3. 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち、最終報告は被害状況報告（定形）により報告するものとする。

4. 被害状況判定基準

被害状況判定基準のとおりとする。（資料15）

5. 災害情報等連絡責任者

災害情報等連絡責任者は総務課長、その代理者には防災情報係長をあてるものとする。

【資料17】被害報告判定基準

【様式8】被害状況報告

第4 災害広報

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動を次のとおり実施する。その際、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

1. 災害情報等の収集方法

- (1) まちづくり政策班の派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) ドローンによる上空からの撮影
- (4) その他災害の状況に応じ、該当課職員の派遣による資料の収集

2. 災害情報等の発表方法

- (1) 発表責任者
災害情報等の発表及び広報は、本部長（町長）の承認を得て、総務対策部まちづくり政策班長がこれにあたる。
- (2) 住民に対する広報の方法
ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、あらゆる広報媒体を利用して行う。また、高齢者、障害者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。
 - (ア) 新聞、ラジオ、テレビ、有線放送等の利用
 - (イ) 広報紙、チラシの利用
 - (ウ) 広報車、消防用放送設備及び消防車の利用
 - (エ) その他（弟子屈町公式Webサイト、緊急速報メールなど）
イ 消防署に広報を依頼する要領は、様式8による。

【様式9 災害発生時における消防署への広報依頼等要請書】

- (3) 報道機関に対する情報提供
収集した災害情報等は、報道機関に情報提供を行う。情報提供の内容は次のとおりとする。
 - ア 災害の種別、名称及び発生日時
 - イ 災害発生場所
 - ウ 被害状況
 - エ 応急対策の状況
 - オ 住民に対する避難勧告・指示の状況
 - カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況
 - キ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- (4) 本部職員に対する周知
総務対策部は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を周知・徹底する。
- (5) 各関係機関に対する情報提供
総務対策部は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供するものとする。

3. 罹災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、町役場内（環境生活課総合サービス室）に罹災者相談所を開設し、罹災者の相談に応ずるとともに、意見、要望等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

第5節 避難計画

災害発生時、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。その際、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者に早めの段階で避難行動を開始することを求める。

なお、例えば、夜間に避難指示緊急安全確保を発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

その際、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難する必要がないことや親戚・知人宅への避難、さらに河川氾濫等においては、自宅の2階や屋上、高層建物等への「垂直避難」も選択肢であること等、避難情報への理解の促進に努める。

また、アトサヌプリ等の火山噴火時には、当該地域住民の近傍市町村への緊急避難、及び津波等による道東沿岸部市町からの避難受入れ等の広域避難についても十分配慮するものとする。

1. 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

(2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨速やかに総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

(4) 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、消防のスピーカ、緊急速報

メール、弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）及び登録制LINEをはじめとした効果的な手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(5) 町長が不在の場合は、副町長又は教育長が上記職務を代行する。

2. 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（水防管理団体である町長）は、洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3. 警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

- (1) 警察官は、1 の (1) により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。

この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

4. 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第 60 条・72 条等）

- (1) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、土石流、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き指示及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

- (3) 釧路総合振興局長は、町長から避難のための立退き指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にこの内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離及びその他の理由により、必要な輸送手段の確保の要請があった場合は関係機関に協力要請する。

町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立退き先の指示等を行うものとし、その場合、直ちに町長に通知するものとする。

5. 自衛隊（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難の措置等（警察官職務執行法第 4 条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第 6 条第 1 項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

第2 避難措置における連絡及び協力

1. 連絡

知事（釧路総合振興局長）、町長、北海道警察本部長（弟子屈警察署長）は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

2. 警察による協力、援助

警察署長は、町長が行う避難指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする

第3 避難指示の周知

避難実施責任者は、避難指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、消防用放送設備、広報車、消防車、報道機関及び緊急速報メール等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 避難指示の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

第4 福祉避難所の指定等

(1) 福祉避難所の指定

災害時、福祉避難者の避難場所として、老人ホーム倭和園と特別養護老人ホーム摩周との共有スペースである「地域交流ホールてしかが」を指定する。

細部の運用要領は、別途計画する。

施設名	住所	管理担当連絡先	収容可能人数
福祉避難所(地域交流センター)	泉 2-3-7-1	015-482-2134	ベッド数 10

(2) その他の施設による一時収容と事後の移送

災害発生時には、各地で開設した避難所に避難した被災者の状況・程度を勘案して、福祉避難所へ移送するか否かを検討する。上記の福祉避難所を使用できない、又は代替施設の開設が必要な場合は、弟子屈町社会老人福祉センターを開設する。

第5 避難方法

1. 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたる。避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

細部は、第3章第12節第3による。

2. 移送の方法

(1) 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。道は、前記要請を受けたときは、関係機関に救援を要請する等適切な方法により措置する。

第6 避難所開設の基準

1. 町内の一部の地域で局地的に災害が発生した場合は、その地域の拠点となる大規模避難所（小・中学校、高校、町公民館、川湯農村センター、摩周観光文化センター、奥春別交流センター、屈斜路研修センター及び仁多交流センター）を優先して開設する。
2. 教育施設を避難所として開設する場合は、授業再開があることを前提として、施設管理者と十分な調整を行うこととする。
3. 町内全域で被害が発生した場合は、大規模避難所を優先的に開設するが、気象状況、視程等を考慮して、集会所等の小規模避難所を開設する場合がある。
4. 上記のように、止むを得ず、集会所等の小規模避難所を開設した場合においても、避難が長期化することが予想される場合には、大規模避難所への移動を案内する。
5. 雌阿寒岳・雄阿寒岳が噴火し、阿寒湖畔地区の住民等が、弟子屈町内に避難してきた場合の避難所として、摩周観光文化センターを準備する。
6. 暴風雪等により、通行客が立往生した場合の指定緊急避難場所として、道の駅摩周温泉、摩周観光文化センター及び屈斜路研修センターを準備する。また、天候の急変により野上峠方向へ通行出来ず、川湯地区で立往生して一時的な避難場所を求める通行客には、弟子屈消防署川湯支署2階会議室での一時的な収容を行う。
7. アトサヌプリが水蒸気噴火を起した場合の指定緊急避難場所として、硫黄山レストハウスを指定する。

【資料11 一時避難場所一覧】

【資料12 指定緊急避難場所一覧】

【資料13 指定避難所一覧】

【資料14 一時避難場所から指定避難所への移動要領】

第7 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難経路の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第8 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。その際、各種ハラスメント予防・対策、女性、子供等の安全、LGBT、外国人、町外からの避難者等への配慮を図る。

なお、避難生活が長期化する場合は、長期避難生活に関する避難者対策を適切に実施するものとする。その際、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館、ホテル、町が防災協定に基づき民間会社から借り受けるトレーラーハウス等への移動を避難者に促し、特に要配慮者に対しては良好な生活環境に努める。避難所が不足する場合には国や独立行政法人が保有する研修施設等の活用も含め可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努める。また、町は必要に応じ避難所の運営に関して、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

1. 自主運営組織の確立

- (1) 避難所での生活が長期化する場合は、避難所自治組織（避難者の自主運営組織）により避難所の運営を行う。また、運営が円滑に行われるよう、避難所職員、施設管理者、ボランティアによる協力体制をつくる（短期間の場合は、避難所へ派遣された職員が主導する）。
- (2) 避難所職員は、避難者による「自治組織」の確立を支援する。
- (3) 実際の運営作業は、「自治組織」に任せる。
- (4) 避難所自治組織は、運営会議を開き諸問題の処理にあたる。

項目	担当	備考
<input type="checkbox"/> 避難所リーダーの選任 (自治会長など)	避難所担当 職員	対策本部へ報告（副リーダーの選任を含む。また、女性の選任も検討する）
<input type="checkbox"/> 自治組織の体制、役割分担 などの提示	〃	対策本部へ報告
<input type="checkbox"/> 自治組織の運営会議の支援	〃	
<input type="checkbox"/> 自治組織での決定事項等の 報告	〃	対策本部へ報告

2. 各避難所の担当職員会議

総務対策部（総務班）及び住民福祉対策部（環境生活班）は、各避難所担当職員の責任者を集め、情報交換をするとともに、管理・運営方法、諸対策等について協議・決定する。

3. 避難者の管理

- (1) 避難当初は、避難者一覧表に順次記入してもらい、最小限の情報を収集して、避難者を管理する。
- (2) 避難者が落ち着いた頃を見計らって、自治組織を通じて「避難者カード」を配布し、世帯毎に記入してもらい回収する。
- (3) 回収した「避難者カード」をもとに、避難者リストを作成し、避難者支援システムに登録する。この時、避難行動要支援者等の特別な配慮が必要な避難者の把握に努める。

4. 退去者の確認

避難所から親戚、知人宅または他の避難所へ移動するために退去する場合は、避難先、物資・食料の供給の要否などを退去者記録簿に記入してもらう。

5. 外出者、外泊者の管理

避難所から出勤、通院等で外出する場合及び外泊する場合は、2次災害防止及び所在の把握と家族等との連絡体制維持のため、その都度、外出時間・帰着時間を外出記録簿及び外泊記録簿に記入してもらい避難者の状態を把握する。

6. 外来者、マスコミ、ボランティアへの対応

- (1) 外来者、ボランティアは避難所入口で受け付け、外来受付簿に記入してもらう。
- (2) マスコミによる取材は、対策本部を通じたものでなければ、原則として許可しない。
- (3) ボランティアの登録を確認し、登録されていない場合はボランティア活動本部に登録するよう指導する。

7. 親戚、知人等からの問い合わせ対応

- (1) 安否確認の問い合わせに対応するため、避難者名簿を氏名、年齢及び居住地域に限定して公開する。
- (2) 親戚、知人等から問い合わせがあった場合は、その者の氏名、住所、連絡先を確認したうえで避難者へ通知し、本人から直接連絡させる。

8. 避難行動要支援者への対応

- (1) 避難行動要支援者の種類、人数、必要な支援策などを把握し、必要な対策を行う。
- (2) 家族との同室など災害弱者（妊産婦、高齢者、乳幼児、傷病人、障害者等）のニーズに対応すること。
- (3) 実施の概要

項目	担当	備考
<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の把握 <input type="checkbox"/> 人数、種類、状態 <input type="checkbox"/> 生活困難性（介護度等） <input type="checkbox"/> 必要な支援策の決定	・避難所担当職員 ・健康推進班 ・福祉こども班	
<input type="checkbox"/> 対策本部への連絡		
<input type="checkbox"/> 応急スロープの設置、段差の解消		設置等については、対策本部へ要請する。
<input type="checkbox"/> 専用スペースの確保		
<input type="checkbox"/> 食事への配慮		
<input type="checkbox"/> 資機材の準備 <input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> パーテーション（間仕切り） <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 専用トイレ <input type="checkbox"/> 紙オムツ・介護用具等		資機材の手配は、対策本部へ要請する。
<input type="checkbox"/> 介護者の要請		
<input type="checkbox"/> 手話通訳の要請		対策本部へ要請する。

9. 生活ルールの決定

自治組織が中心となって、避難所生活でのルールづくりを行う。この際、避難所担当職員は、生活ルールの例を示し、自治組織でのルールづくりを支援する。

10. 避難所状況の記録及び報告

避難所担当職員は、避難所の状況を避難所日誌にまとめ、毎日1回対策本部へ報告する。緊急を要する場合は、電話等により対策本部に報告する。対策本部は、各避難所の状況を取りまとめ、対策本部会議において、本部長以下に報告する。

11. 避難所設備

- (1) 避難所内の利用スペース
 - ア 配置は、自治組織のリーダー、施設管理者との協議により決定する。
 - イ 避難所として学校を使用している場合は、授業スペースと避難所スペースを明確に区分する。

【表：避難所居住機能等のチェックリスト】

項目	担当	備考
<input type="checkbox"/> 居住機能の確保 <input type="checkbox"/> 就寝、生活場所 <input type="checkbox"/> 休憩、喫煙場所 <input type="checkbox"/> 勉強場所 <input type="checkbox"/> 更衣室 <input type="checkbox"/> 調理、配膳場所 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 洗濯場所 <input type="checkbox"/> 洗面場所・トイレ <input type="checkbox"/> 授乳スペース <input type="checkbox"/> 勉強場所	避難所 担当職員	◎学校を避難所として開設する場合は、体育館等を優先使用し、町全体が被災し、授業の継続が困難な場合には、災害弱者（授乳を必要とする親子含む）を優先して、教室・更衣室等を使用する。 この際、教育委員会及び学校側と協議の上、決定する。
<input type="checkbox"/> その他の機能確保 （可能な範囲で） <input type="checkbox"/> 飲酒場所 <input type="checkbox"/> 救護所 <input type="checkbox"/> 物資収納場所 <input type="checkbox"/> 配給場所 <input type="checkbox"/> 応援機関の活動場所 <input type="checkbox"/> 駐車場所、駐輪場所 <input type="checkbox"/> ペット飼育場所		◎学校を避難所として利用する場合は、学校の保健室を救護所（処置室）として活用する。 ◎会館・公民館等を避難所として使用する場合は救護所は別途定める。 ◎ペットの飼育場所は原則として避難所屋内施設に設けない。

(2) 避難所備品の配置

- ア 避難所での避難生活に必要な次の「別表」の設備、備品を確保し設置する。
- イ 設置工事が必要な場合は、設備業者へ発注する。
- ウ 電気器具の使用が増えることから、電源強化のため電気工事業者へ発注する。

別表「避難所の必要設備・備品の調達及び管理の要領」

項 目		担 当	備 考
随 時	<input type="checkbox"/> 必要備品、設備等の調査報告	避難所 担当職員	対策本部へ報告
	<input type="checkbox"/> 避難所で必要な設備、備品を調達、搬送	対策本部	
	<input type="checkbox"/> 設備業者へ設置工事を発注		
	<input type="checkbox"/> 電源の強化を電気工事業者へ発注		
	<input type="checkbox"/> 必要設備・備品の要請・調達及び管理（時期的優先順）		
発災～ 約3日	<input type="checkbox"/> ホワイトボード、掲示板 <input type="checkbox"/> 暖房施設（ストーブ）、燃料 <input type="checkbox"/> 段ボールベッド	対策本部	◎停電時、指定避難所である弟子屈中学校の非常用発電機の始動は災害対策本部の指示による。 ◎移動式非常用発電機4機は防災備蓄倉庫に保管 ◎ポータブルガス発電機は車庫2階の防災備蓄倉庫（コンテナ）に保管 ◎ブルーバーナは、防災備蓄倉庫に保管 ◎防災用の食器、配食缶は防災備蓄倉庫に保管
発災～ 約1週間	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> ごみ集積所・ごみ袋・ビニール袋 <input type="checkbox"/> 拡声器 <input type="checkbox"/> 給湯施設 <input type="checkbox"/> 発電機、夜間照明 <input type="checkbox"/> 仮設公衆電話・携帯電話の移動アンテナ <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電ブース（携帯電話会社に協力を要請） <input type="checkbox"/> 食器類（ラップ、アルミホイル類含む）及び調理器具 <input type="checkbox"/> 消毒液・石鹼類		
発災～ 1月以上	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ・トイレトペーパー <input type="checkbox"/> レンタルハウス（資材、物資等保管） <input type="checkbox"/> 宿泊用テント又は仮設住宅 <input type="checkbox"/> パーティション（間仕切り） <input type="checkbox"/> 洗濯機、乾燥機、物干し <input type="checkbox"/> その他（紙おむつ、粉ミルク等） <input type="checkbox"/> 臨時 Wi-Fi の設置（携帯電話会社に協力を要請）		

12. 食料、物資供給

(1) 食料供給の原則

ア 食料は町備蓄品のほか、弁当業者等に発注し、各避難所まで搬送するよう要請する。

イ 炊出しをする場合は、町の給食センターで一括炊事し、職員及び災害ボランティアにより各避難所へ運搬する。自衛隊及び企業・団体による炊出し支援を受ける場合は別に炊出し拠点を設ける場合がある。

ウ 避難生活が長期化する場合は、自治組織などの要求に応じて、避難所の調理施設を開放し、避難者による副食の調理などを行う。そのための食材や調理器具、食器などを確保し提供する。

エ 供給の対象者は、避難生活者のほか、避難所以外に避難している者で食料のみ受け取りに来る者も対象とする。

オ 早朝出勤者、夜間勤務者への食料の提供についても配慮する。

(2) 物資供給の原則

- ア 必要物資は、避難所の要請に基づき業者に発注する。
- イ 救援物資がある場合は、種類、数量を把握し、極力これを活用する。

(3) 食料、物資の請求

- ア 毎日、必要な食料、物資の種類、数量を対策本部へ連絡する。
- イ 特に高齢者、乳幼児、食物アレルギーのある者を把握し、それらに配慮した食料、物資を請求する。

(4) 物資の受入れ

- ア 避難所で食料、物資を受け入れるための準備を行う。
- イ 食料、物資は、自治組織、ボランティア等の協力により積み下ろしを行い、自治組織を通じて供給する。
- ウ 全員に行き渡らない場合は、避難者数と物資数の状況を考慮し、配給の対象者等の基準を決める。公平で秩序ある配給を行い、混乱を防止することに留意する。
- エ 物資を保管する場合は、盗難防止のため施錠できる場所を選定し、自由な出入りを制限する。

13. 広報

(1) 避難所開設直後の広報

館内放送施設又は拡声器などにより、避難者に避難所利用の注意などについて広報する。

(2) 避難所広報

- ア 掲示板を作成して出入口に設置する。伝達事項は模造紙又はホワイトボード等により、避難所内の連絡事項について掲示する。
- イ 毎日定時に館内放送又は拡声器等を使用して口頭で伝達する。高齢者や不在者に配慮して全員に伝わるように自治組織を通して伝達を依頼する。
- ウ 災害広報紙は掲示板に掲示するとともに、自治組織に配布する。
- エ 目、耳の不自由な方には、手話通訳、書面、口頭にて個別に伝達できるように努める。

14. 環境対策

(1) トイレ対策

- ア 避難所開設とともにトイレの状況を点検する。
- イ 避難者数からトイレの必要数を見積もり、不足する場合は、仮設トイレの設置を対策本部に要請する。トイレは、概ね80人に1基、かつ男女比1:2を目安に準備する。
- ウ 冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努める。

(2) 衛生対策

- ア ゴミは平時と同様に分別収集する。ゴミ箱を置く場所を確保し、ゴミ箱及びゴミ袋を準備する。ゴミ箱は、段ボール箱などを活用する。
- イ 自治組織がゴミの排出方法等のルールを定め、避難者に徹底させるようにする。

(3) 入浴対策

ア 入浴施設を確保し、定期的に入浴対策を行う。

イ 入浴施設が避難所内に無い場合は、入浴スケジュールや送迎バス等の手配を行う。

15. 健康管理

(1) 避難所内では、手洗い、うがいを行うように自治組織を通じて周知を行う。

(2) 傷病、持病を持つ避難者に対して、医師や保健師等による健康診断や巡回医療を要請する。

16. 寒さ対策

冬季の場合は、備蓄毛布及び使い捨てカイロを余分に配布するとともに、暖房設備を使い、必要な場合はストーブを設置する。

17. 防犯対策

窃盗等の発生を防止するため、必要な事項を定める。

18. 避難所の閉鎖

避難者の住居のライフライン復旧後、速やかに避難所を閉鎖する。また、住居を失った避難者に対して町公営住宅や長期受入施設（仮設住宅）の入居等の対応を検討する。

19. 防火対策

(1) 石油ストーブ、ガスストーブを使用する場合は、燃料の保管要領に留意する。

(2) 燃料の供給は、業者に依頼するものとし、止むを得ず一時的に燃料を備蓄する場合は、施設外とし、部外者が立ち入り出来ないように柵の設置及び表示を行う。

(3) ストーブ等を使用する避難所へは、消防に定期的な巡回を依頼する。

20. 感染症対策

町内又は町内近傍において感染者対策が発生した場合は、災害対応を実施する職員等が感染し感染を拡大しないためにも、感染症対策を徹底的に実施し、以下について特に配慮するものとする。

(1) 避難所開設場所の検討

ア 努めて、病院に近く、駐車場が広く、かつ感染症対策を考慮した収容可能人数が多い避難所を優先して開設する。

イ 感染者が発生後に大地震・火山噴火が発生した際には、摩周観光文化センター等の努めて大きくかつ小部屋を数多く準備できる避難所を開設する。また、消防署員への感染拡大防止のため、努めて弟子屈消防署は開設しない。

ウ 学校を開設する場合は、体育館のみ使用することを原則とし、教室を使用する際は、教育委員会（学校）と良く協議して決定する。

【資料 2 4 感染症対策を踏まえて開設する可能性がある指定避難所一覧】

(2) 避難者駐車場

- ア 車中泊駐車場と一般避難所駐車場を区分する。
- イ 避難所進入口に誘導員を配置して、駐車場の方向を指示する。

(3) 避難所受付場所

- ア 出来る限り、受付を玄関手前に設置する。
- イ 車中泊及び自宅避難を希望し、かつ食事・支援物資受領は希望する避難者には、この場所で避難者リストにより簡易受付し、避難者名簿を渡して、後刻提出願う。
- ウ 一般避難者は、施設内に入ってから細部の手続きを行う。

(4) 避難所における専有面積、部屋の配置（基準）

- ア 仮眠場所、男女別便所、身体障害者用便所の他に、食堂、着替え室、授乳室及び一時隔離室を設ける。
- イ 1人当たりの専有面積は2㎡を基準とし、左右前後に約2mの間隔を確保する。
- ウ 壁側には2mの間隔を確保しない。
- エ 家族連れの場合は、下表のように人数分を連ねて確保する。

人数	専有面積	間取り
2人	4㎡	2㎡×2
3人	6㎡	2㎡×3
4人	8㎡	2㎡×4
5人	10㎡	2㎡×5

- オ 避難スペースには、努めて養生テープにより、2㎡の区画を表示する。
- カ 感染を防止するために、避難スペース内での食事を禁止し、努めて食堂を設けて、ポットなども備え付ける。食事の時を除き、湯飲み茶わんは個人ごとに準備いただく。
- キ 乳児を帯同している避難者は、努めて家族単位で小部屋に収容する。
- ク 小部屋を準備できない場合は、ホームセンター等から段ボール材を購入するか、段ボールベッドセットにある仕切り用段ボール又は使い古しの段ボールを使用して代用する。
- ケ 便所は、男女共用は設けず、男女を分離して使用する。また、努めて勤務員と避難者の便所を分離する。感染者又は疑わしい避難者が発生した場合は、感染者等が使用した便所を無症状の者に使用させず、清掃・消毒後に使用させる。

(5) 避難所受付の備品（努めて準備）

避難所受付では、アルコール消毒液、体温計等の感染対策等に必要な物を準備するが、詳細は、弟子屈町職員用災害発生時出動マニュアルにより定める。

(6) 避難所受付での勤務員の対応

弟子屈町職員用災害発生時出動マニュアルにより定める。

(7) 避難所における巡回相談

保健師により、少なくとも1日に2回、避難所を巡回して、異常の有無を確認する。異常発生時は、速やかに避難所勤務班に通報するとともに、必要により医療機関の支援を受ける。

21. 避難所に備える記録用紙

避難所開設・運営に必要な記録用紙は、別に定める。

第9 警戒区域の設定**1. 設定の基準（基本法第63条）**

- (1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。
- (2) 警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

2. 規制の内容及び実施方法

- (1) 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
- (2) 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、警察・消防等の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。
- (3) 警戒区域を設定する場合は、資料15の様式により公表しなければならない。

なお、警戒区域設定後に同地域へ立入する必要がある者は、弟子屈町災害対策本部長に対して資料15の様式「警戒区域立入申請」により申請するものとする。

【資料15「弟子屈町警戒区域設定について」】**3. 知事による代行（基本法第73条）**

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第6節 救助救出計画

人命の安全を図るため、迅速かつ適切に救助救出活動を展開する。

第1 実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関等の協力を得て行うが、災害が甚大であり、本部のみで十分な救助救出活動が困難な場合は、速やかに関係機関に対し応援を要請するものとする。

第2 救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態中、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風、大雪・暴風雪、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 地震、雪害、風害、水害、土砂崩れ等により、地域が孤立し、長期間取り残された場合
- (4) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (5) 火山噴火により、危険地域に住民・観光客等が取り残された場合
- (6) 山崩れ、土石流、地すべり等により生き埋めとなった場合及び鉄道、自動車等の大事故が発生した場合
- (7) その他、本部長が救助を必要と判断した場合

第3 救助救出活動の実施

1. 防災関係機関による活動

救助救出活動は、消防機関が中心となり、町及び警察等と連携協力して行うものとする。また、消防機関は、災害の状況に応じて消防団員を非常招集して活動体制を強化するものとする。

同時に多数の救出救助が必要となる場合は、状況等をふまえ火災現場及びその付近を優先して救助活動を行うなど、効果的な救出救助活動が行えるよう万全を期する。

2. 町及び自主防災組織による活動

町及び自主防災組織は、発災直後において自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するよう努めるものとする。

3. 関係機関への応援要請

大規模な災害により、町単独では十分な救助救出活動が行えない場合は、自衛隊派遣要請計画及び広域応援計画に基づき、北海道知事（釧路総合振興局長）に対し応援を要請するものとする。

第7節 医療救護計画

災害により、その地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施を定める。

第1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における医療・助産は、町長が知事の委任により実施する。災害救助法が適用されない場合の医療・助産は、町長が実施する。知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。なお、医療救護にあたっては、社団法人鉤路市医師会、社団法人鉤路歯科医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

第2 救急医療対策の実施

町内において、暴風、豪雨、豪雪、暴風雪、洪水、火山噴火、地震その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、有害物質の流出、鉄道事故、航空機などの墜落、その他極端な雑踏による事故により、集団的に多数の死傷者が発生した場合は、当該傷病者に対して、防災会議関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施し得る体制を確立して被害の軽減を図る。

1. 関係機関の業務の大綱

関係機関の業務の大綱は、別表1のとおりである。

【別表1 医療救護に関する関係機関の業務の大綱】

●別表1 医療救護に関する関係機関の業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北海道 (釧路総合振興局)	地域創生部 地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療についての総合調整 2 救急医療についての現地事故対策本部の設置 (ただし、対象地域が一市町村内の場合を除く。) 3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4 北海道医師会に対する出動要請 5 厚生省北海道地方医務局に対する出動要請 6 自衛隊の派遣要請
	保健環境部 標茶地域保健支所	医療品、医療器具補給のあっせん
弟子屈町		<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療本部の設置（災害現場） 2 応急医療救護所の設置及び管理 3 北海道厚生連摩周厚生病院及び釧路市医師会に対する出動要請 4 医療材料の整備及び調達
<ul style="list-style-type: none"> ・釧路北部消防事務組合 消防本部 弟子屈消防署 同 川湯支署 ・弟子屈町消防団 		<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置 5 近隣消防機関に対する応援出動要請
弟子屈警察署		<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2 交通路の確保 3 傷病者等の身元確認 4 遺体検視
一般社団法人 釧路市医師会		<ol style="list-style-type: none"> 1 救護隊の出動による医療の実施 2 医療施設の確保
一般社団法人 釧路歯科医師会		<ol style="list-style-type: none"> 1 救護隊の出動による医療の実施 2 医療施設の確保 3 身元不明遺体の検屍（個人識別）
一般社団法人 北海道薬剤師会釧路支部		災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

2. 救急医療に関する組織

(1) 救急医療本部の設置

救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて、災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

(2) 災害救護隊の編成

釧路市医師会長、釧路歯科医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を編成し、応急医療にあたるものとする。なお、救護隊の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、釧路市医師会、釧路歯科医師会の定めるところによる。

ア 要請項目

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

イ 災害派遣隊の編成機関

町内の医療機関

ウ 出動範囲

釧路市医師会長、釧路歯科医師会長は、町長の要請に基づき災害救護隊を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護隊の範囲を決定し、出動を命ずるものとする。

(3) 応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（釧路総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

- ア 救護班の支援（日赤救護班、公的病院等）
- イ 傷病者の救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）
- ウ 近隣消防機関に対する応援出動要請

(4) 救急医療活動報告書の提出

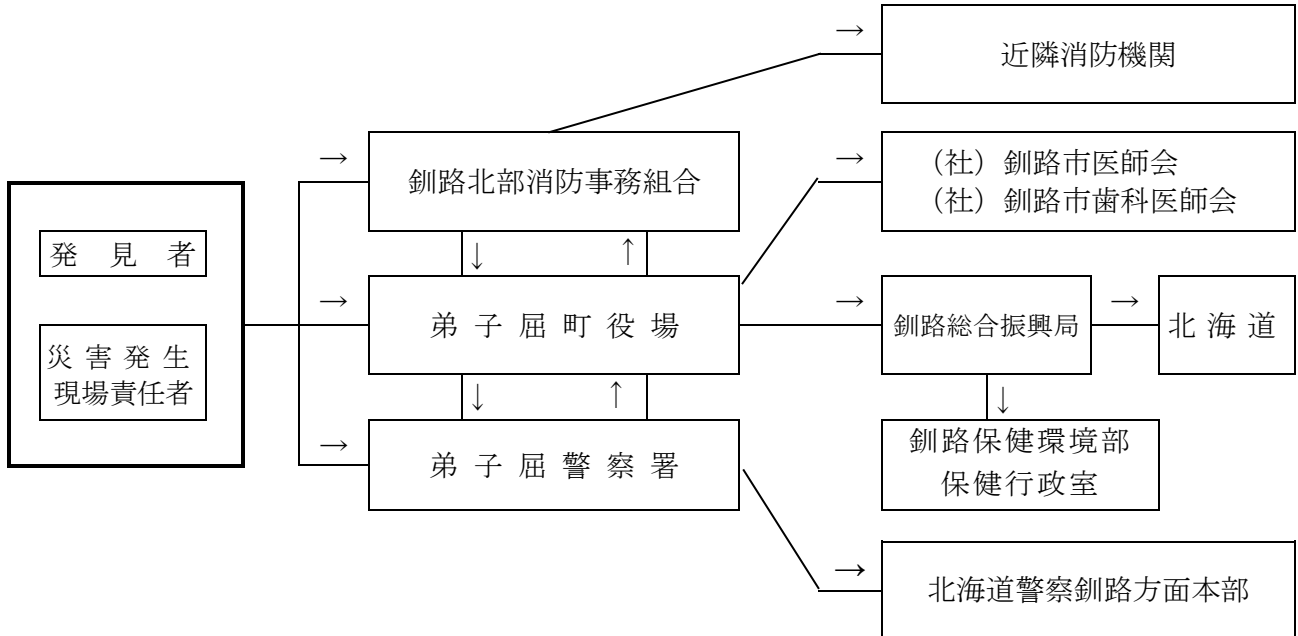
釧路市医師会長、釧路歯科医師会長は、町長の要請により救護隊を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を明示した報告書を町長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び出動機関
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- オ 救急医療活動の概要
- カ その他必要事項

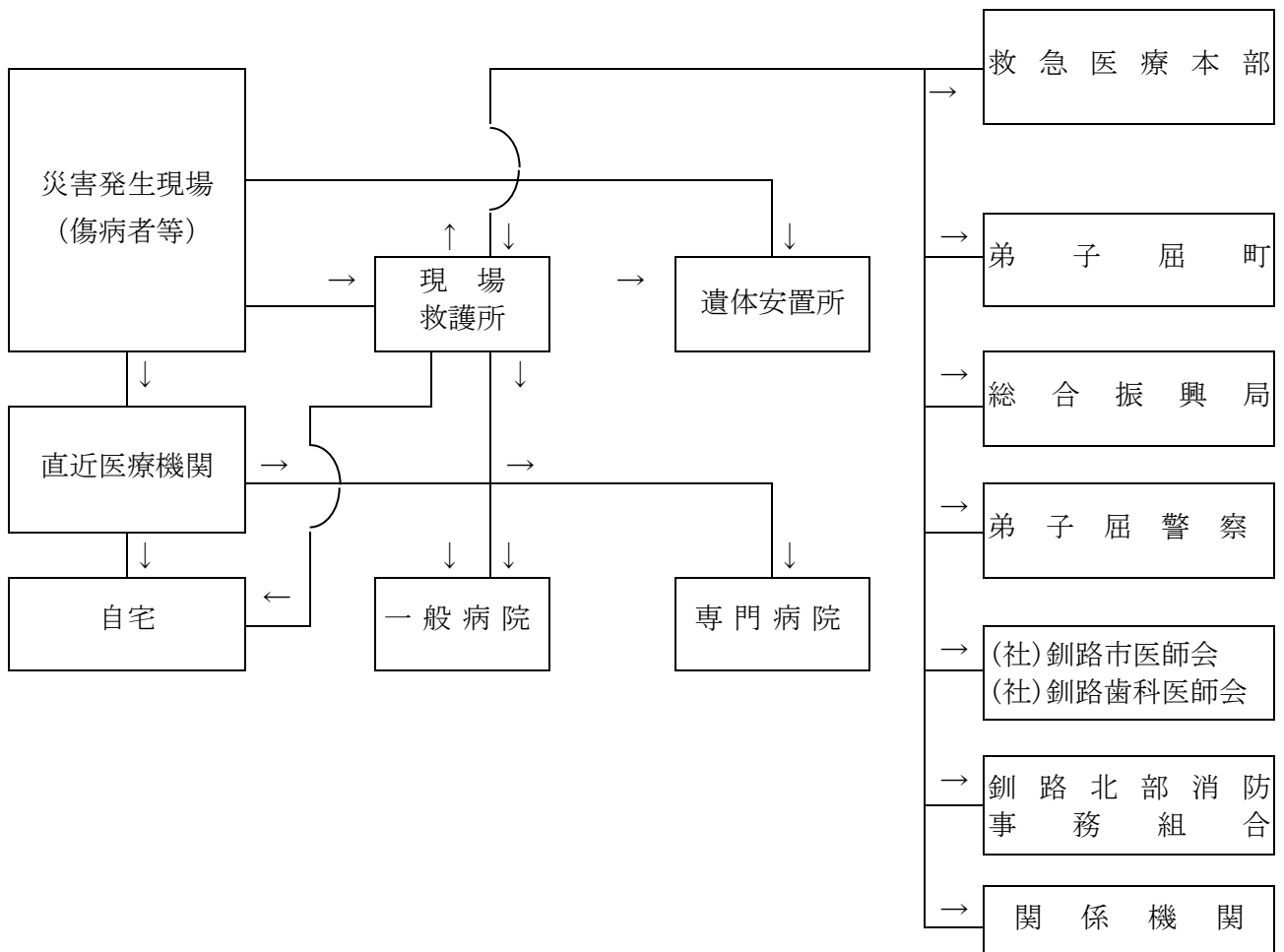
3. 災害通報の伝達系統及び傷病者の搬送系統

災害発生時の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立するものとする。

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



(3) 救急患者の緊急輸送に係る情報伝達

町は、救急患者の緊急輸送のため病院等からヘリコプターの要請依頼があった場合には、「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を作成し、消防本部から北海道知事（防災航空室）へ出動を要請するものとする。

防災航空室	N T T 回線電話 011-782-3233 地域衛星ネットワーク 6-210-39-897 又は 898
-------	---

【資料 18】ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領**4. 傷病者の把握**

傷病者の把握については、傷病者に対する認識票を取り付けるとともに救急状況調書を作成し、記録集計表に記載するものとする。

【様式 9】傷病者に対する認識票**【様式 10】救急状況調書****【様式 11】記録集計表****5. 経費の負担及び損害補償**

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を何れの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

ア 弟子屈町

町が対策を実施し責務を有する災害の場合

イ 北海道

災害救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 11 条の規定に基づき知事が定めた額若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従う。また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ前記(1)負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は疾患となったときは、これによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

第3 応急医療対策の実施

町内において災害が発生し、比較的軽微な被害のため救急医療対策を実施するに至らない場合は、町を中心とした応急医療を実施する。ただし、状況により、町の医療体制で十分な応急医療が実施できない場合は、釧路市医師会、釧路歯科医師会等に対し応援を要請する。

1. 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、自治会等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

2. 応急救護所の設置

応急救護所は、町内各医療機関とするが、必要により現地の公共施設等を使用するものとする。

3. 釧路市医師会、釧路歯科医師会に対する出動要請

町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、釧路市医師会長、釧路歯科医師会長に対して、出動要請を行う。要請する場合には、次の項目を通知する。

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 出動の時期及び場所
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) その他必要な事項

4. 医療班の編成

町長は、災害により医療を必要とする場合は、健康推進班を主体に応急救護にあたる。医療班の編成が困難な場合、又はその診療能力を超える場合等においては、釧路市医師会長、釧路歯科医師会長に救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療にあたるものとする。医療班の編成基準は、釧路市医師会長、釧路歯科医師会長の定めるところによる。

5. 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生機材は、救急医療班常備以外の確保については、町内では調達できない場合、災害の状況等により隣接市町村長及び知事に調達を要請する。

6. 患者の移送

傷病患者の移送は、現地で応急処置の後、最寄りの病院に移送するものとする。

7. 費用及び期間

災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

8. 関係機関の応援

町長は、災害の規模に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 医療班の支援（日赤救護班、公的病院等）
- (2) 患者の移送（自衛隊等）

9. 関係医療機関の状況

- (1) 基幹災害医療センター（全道域）

病・医院名	住 所	電話番号
札幌医科大学医学部附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111

- (2) 釧路管内の災害拠点病院

病・医院名	住 所	電話番号
釧路市立総合病院	釧路市春湖台1番12号	0154-41-6121

- (3) 町内医療機関

病・医院名	住 所	電話番号
北海道厚生連摩周厚生病院 (救急告示病院を兼ねる)	泉2丁目3番1号	482-2241
布施 医 院	朝日1丁目5番9号	482-2667
弟子屈クリニック	湯の島3丁目1番10号	482-2220
美里クリニック	美里5丁目26番1号	482-8888
川湯の森病院	川湯温泉4丁目8番30号	483-3121
高台歯科クリニック	高栄3丁目1番2号	482-4181
富本歯科医院	高栄1丁目4番8号	482-1128
町立川湯歯科診療所	川湯温泉3丁目2番16号	483-3534

- (4) 保健師及び助産師

保健師及び助産師の氏名・資格等を記載した名簿を弟子屈町健康こども課に備え付けて置くものとする。

- (5) 薬品及び衛生材料販売業者

名 称	住 所	電話番号
湯の島調剤薬局	弟子屈町湯の島3丁目1番12号	482-6060
(株)摩周調剤薬局	弟子屈町泉2丁目3番5号	482-8388
(株)札幌ドラッグストア-弟子屈店	弟子屈町鈴蘭3丁目1番7号	482-8383
ツルハドラッグ弟子屈店	弟子屈町鈴蘭1丁目3番6号	486-7257

第8節 消防計画

消防職員（団員）は、災害時速やかに招集し、出動を行い、被害の軽減に万全を期する。

第1 招集計画

消防署長は、火災等の災害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、又は教養訓練その他必要と認めるときは、勤務を要しない職員（以下「非番職員」という。）を招集するものとする。

1. 招集

招集の命を受けた非番職員は、特に参集場所を指定された場合を除き、速やかに署に参集し、上司の指揮を受けなければならない。

2. 招集の種類

招集の種類は、次の各号に定める区分によるものとする。

(1) 非常招集

火災等の災害及び非常災害が発生し又は発生するおそれのあるとき、その警戒防御のための必要な非番職員を招集する。

(2) 演習招集

消防活動に対する訓練又は教養その他必要と認めるとき非番職員を招集する。

3. 招集の方法及び区分

招集の方法は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の規定に基づき、各号の区分によるものとする。

(1) 第1招集

非番職員及び消防団員を招集する。

(2) 第2招集

非番職員及び消防団員の一部を招集する。

4. 消防隊

消防隊は、当該職員をもって分隊により編成する。

(1) 当該職員のみにより消防隊を編成することが困難な場合は、消防団長と協議のうえ、消防団員を加えて、混成により消防隊を編成することができる。

(2) 消防隊は、災害現場に出動し、人命救助、災害の早期防止及び財産保護等の救護活動を行うとともに、これに備えて警戒体制の万全を期するよう努めなければならない。

5. 分隊

分隊は、分隊長の所要の分隊員並びに所定の装備をした消防自動車1台をもって編成する。

6. 分隊長

分隊長は、上階級の中から署長がこれを命ずる。ただし、分隊長に事故がある場合は、あらかじめ署長の命じた者が、その任務を代行する。

7. 分隊員

隊員は、火災現場における業務分担の任務を、次の各号により従事しなければならない。

(1) 放水係

火勢局面の状況を察知し、臨機応変な注水を敢行し、火勢を攻撃し消火に努めるとともに、人命救助の必要を認めるときは、優先的にこれにあたるものとする。

(2) 連絡係

放水係と協力して、速やかにホースを延長し、ホース線監視及び連絡にあたりとともに、放水係に協力するものとする。

(3) 機関係

迅速な吸水処置を行うとともに、無線機の運用にあたるものとする。

第2 出動計画

1. 出動種別

消防隊の出動は、火災出動、偵察出動、調査出動、応援出動及びその他の出動とする。

2. 火災出動

火災出動は、次の区分により出動するものとする。

(1) 第1種出動

火災を覚知したとき、署及び管轄区域の消防分団の消防隊が出動する。

(2) 第2種出動

火災の規模により増強が必要とされたとき。管轄区域以外の隣接の消防分団の消防隊が出動する。

(3) 第3種出動

火災の規模が拡大し、大火災に進展すると認められるとき、管内全域の消防分団の消防隊が出動する。

3. 偵察出動

火災とまぎらわしい事態を発見又は受報したときは、消防署の1隊又は管轄区域内の消防分団が偵察出動するものとする。

4. 調査出動

住民等から、消防に関係のある事項について調査又は処置等の要請があったときは、署から1隊又は調査員が出動するものとする。

第3 応援の要請及び応援出動

不測の大規模災害に対処するため、消防組織法第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合により相互の応援体制を確立している。

大規模な災害により応援が必要な場合は、協定に基づき応援の要請を行う。また、他市町村からの応援の要請があった場合は、速やかに応援出動を行う。

【資料19】北海道広域消防相互応援協定

第4 その他の出動

その他の出動は、火災以外の災害、その他必要と認められる場合に出動するものとする。

第9節 給水計画

災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となった場合、住民に最小限度の飲料水を供給する。

第1 実施責任者

応急給水は、町長（本部長）が実施するものとする。水道班が主体となり、水道班員は相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。

第2 給水方法

水道班は、釧路保健所の指示に基づき、関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

1. 水道施設に被害のない場合

役場（水道課）保有の水タンク及び消防タンク車によって、上水道水を給水する。

2. 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、役場（水道課）保有の水タンク、消防タンク車及び給水用資機材により搬送給水する。

3. 水源井を含む水道施設が被災した場合

湧水、表流水を浄水装置により浄水し、消毒薬で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。搬送給水は、消防タンク車、トラックによる。

広域断水が長期化すると判断される場合は、飲料水のみならず、給食・生活及び産業用水の確保を図るために、機を失せず自衛隊の出動要請を行う。自衛隊及び給水応援機関の水タンク車へ補給するための拠点を数箇所準備するとともに、自衛隊による浄水拠点の候補地を、道の駅摩周温泉第2駐車場又は弟子屈町浄化センター駐車場を予定する。

この際、自衛隊及び近隣市町村に協力を依頼する場合は、事前に災害対策本部会議において、役場内の情報の共有化を図り、各課連携して総合的な対策を講ずるものとする。

【資料20】水道施設

第3 給水施設の応急復旧

在庫資材、発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を提供する。

第4 費用及び期間

災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第10節 下水道対策計画

災害時における下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

下水道施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

第2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

1. 応急措置の準備

- (1) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧実施するための資機材の備蓄、調達方法を定めておくものとする。
- (2) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期するものとする。

2. 応急措置の実施

所管の施設の防護のため逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、市町村、関係機関等の協力を求めるものとする。

3. 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前項に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び町防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

第11節 食料供給計画

災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対し、主要食料及び副食調味料を供給する。

第1 食料の供給

1. 実施責任者

供給の責任者は、町長（本部長）であるが、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。主要食料の確保は、環境生活班があたる。

2. 供給の対策を必要とする場合

- (1) 被災者に対し、食料の給食を行う必要がある場合
- (2) 被災による供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

3. 供給の方法及び手続等

食料の供給は、町の備蓄している食料及び町内業者から調達できる食料を供給し、必要に応じ炊き出しを実施する。供給にあたっては、被害の状況、被災者の状況を考慮し、状況に応じた供給を実施する。なお、災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法等に係る事務手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に定めるところにより、知事又は町長は、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

【資料2-1】主要食料取扱者

第2 炊き出しの実施

1. 実施責任者

炊き出しの供与は、町長（本部長）が行うが、その事務は環境生活班があたり、弟子屈町学校給食センターを給食供給拠点とする。また、その他の避難施設等における炊き出しは必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。避難所が数箇所開設され、そこに配達する人員・車両等が必要な場合の細部の統制は、総務班が環境生活班と協力して実施する。

2. 協力団体

弟子屈町赤十字地域奉仕団、弟子屈町女性団体協議会、弟子屈町自治会連合会婦人部等

【資料4】 協力要請先

3. 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容されている者
- (2) 住家が被害を受けて炊事のできない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

4. 炊出し食料の配布先

避難収容所開設場所及び災害応急対策を実施している作業現場又は災害対策本部等

5. 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、弟子屈町学校給食センターを給食供給拠点及び「第4章第4節 避難計画」に挙げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

6. 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の米飯提供者から購入し供給する。

7. 米穀が不足する場合の措置

町長は、災害が発生した場合又はそのおそれのある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について釧路総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

8. 副食調味料の調達方法

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者又は卸売業者から購入して行うものとする。なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、釧路総合振興局を経由して知事に対して、そのあっせんを要請する。

第3 避難行動要支援者対策

食料の供給にあたっては、高齢者、乳幼児等の避難行動要支援者に対し十分配慮する。乳幼児に対する食料品は、最寄りの食料品店、農協より調達する。

第4 供給の費用及び期間

食料供給等は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第12節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対し、衣服その他生活必需品を供給する。

第1 実施責任者

災害救助法が適用された場合の被災者に対する衣服その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が知事の委任により実施する。災害救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が環境生活班を主体として実施し、物資の調達が困難なときは、知事にあっせん及び調達を要請する。

第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を供給するものとする。

第3 供給物資の種類

被災者に供給する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 外 衣
- (2) 肌 着
- (3) 寝 具
- (4) 身の回り品
- (5) 食 器
- (6) 日用品
- (7) 炊事用具

第4 衣料、生活必需品等の調達

災害の規模に応じて、町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達困難な場合は知事に依頼し、調達するものとする。

第5 供給の方法

1. 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡員等の協力を得て、迅速かつ的確に行うものとする。

2. 供給台帳の整備

救援物資の供給にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況
- (2) 物資購入（配分）計画書
- (3) 物資受払簿
- (4) 物資給与及び受領簿

【様式 1 2】 世帯構成員別被害状況

【様式 1 3】 物資購入（配分）計画書

【様式 1 4】 物資受払簿

【様式 1 5】 物資供給及び受領簿

第6 費用及び期間

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の定めに従って行うものとする。

第13節 輸送計画

災害時において、応急対策・復旧対策の万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援あるいは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）は、本計画の定めるところにより行うものとする。

第1 実施責任者

災害応急対策を実施する機関の長とする。

第2 災害時輸送の方法

1. 車両等による輸送

災害時輸送は、町の所有する車両等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により不足する場合は他の機関に応援を要請、民間の車両の借上げ等を行い、災害時輸送の万全を図る。

2. 人力輸送

災害の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

3. 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合、又は病院等より救急患者の緊急輸送の依頼があった場合には、北海道知事（釧路総合振興局又は防災航空室）にヘリコプターによる輸送の要請を依頼するものとする。

なお、ヘリコプターの要請先及び離着陸場所は、次のとおりである。

●ヘリコプター要請先

要請先	電話番号	ヘリコプターの種類	要請方法
釧路総合振興局	0154-43-9144	自衛隊ヘリコプター	第4章第23節 自衛隊派遣要請計画による
防災航空室	011-782-3233 6-210-39-897 6-210-39-898	北海道消防防災ヘリコプター	第4章第6節 医療救護計画 及び第4章第22節 広域応援 計画による

●ヘリコプター指定離着陸場（◎防災ヘリ等、○ドクターヘリに限る）

区分	施設名	住所	著名地点からの方向及び距離	広さ(m)	施設管理者	電話番号
◎	摩周観光文化センター 北側駐車場	摩周 3-3-1	役場から 北へ3 km	100×100	町長 (観光商工課)	482-2940
◎	川湯小学校 グラウンド	川湯温泉 4-15-10	川湯支所から 南東へ200m	80×60	校長 教育委員会	483-2041 482-2945
◎	川湯中学校 グラウンド	川湯温泉 7-3-11	国道 391 号線と 町道 68 線との 交点から東へ 200m	120×100	校長 教育委員会	483-2337 482-2945
◎	硫黄山レスト ハウス駐車場	弟子屈町 (硫黄山ふもと)	硫黄山東側	65×95	硫黄山レスト ハウス 公園財団	483-3511
◎	摩周厚生病院	泉 2-3-1	下銚別橋右岸	—	病院長	482-2241
○	和琴小学校 グラウンド (夏季のみ指定)	字屈斜路 260	国道 243 沿い	—	校長 教育委員会	484-2061 482-2945
○	屈斜路研修 センター (冬季のみ指定)	字屈斜路 222-5	国道 243 沿い	—	町長 (農林課)	484-2832
○	釧路建設管理部 弟子屈出張所 (冬季のみ指定)	桜丘 3-4-10	道道 53 号 (桜橋から南へ 400m)	—	釧路建設管理 部弟子屈出張 所長	482-2174
◎	弟子屈消防署 ヘリポート	美里 3-8-1	旧消防署から 西へ約 1 km	25×25	弟子屈消防署	482-2073

●臨時指定離着陸場（美幌峠駐車場）

弟子屈町側の峠及び国道沿いで事故があり、患者搬送の必要がある時は、美幌峠駐車場において、離発着することが出来る。

●その他、緊急時にヘリを離着陸させる必要がある場合

ヘリの要望に基づき、上記以外の小・中学校のグラウンド及び国道沿いに離着陸させる場合がある。この場合、ヘリ差出し機関から消防署または役場に通報される。

通報を受けた消防署又は役場職員は、該当する学校（教育委員会）に通報するものとする。

4. 舟艇輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

第14節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところにより行うものとする。

第1 実施責任者

被災地の防疫は、町長（本部長）が知事の指導・指示に基づき環境生活班を主体として実施するものとする。なお、災害による被害が甚大で町のみでの防疫が不可能、又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

第2 防疫の実施組織

被災地の防疫活動を的確に実施するため、防疫班を編成するものとする。

1. 伝染病予防委員の選任

町長は、知事の指示に従って伝染病予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。

2. 防疫班の編成

町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するものとする。防疫班の活動範囲は、主要箇所的外部消毒を主とし、家屋内の消毒その他は被災家族で処理するものとする。

班 名	班 長	班 員
環境生活班	生活係長	生活係

第3 防疫の処置

町長は、知事の指示により感染症予防上必要な次の処置を、範囲及び期間を定めて行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（感染症法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示）
- (3) 感染症の汚染された物件の消毒（感染症法第27条）
- (4) 生活の用に供される水の使用制限（感染症法第31条）
- (5) 臨時予防接種（予防接種法第6条及び第9条）

第4 防疫の種類と方法

1. 消毒活動

- (1) 浸水家屋、下水その他の不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール水・石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生の恐れのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。
- (2) 避難場所の便所その他の不潔場所の消毒は、クレゾール水、ホルマリン水等を用い1日1回以上実施する。

2. 家屋等の消毒

- (1) 汚染された台所・炊事場・食器戸棚等を中心にクレゾール水等で拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。
- (2) 便所は、クレゾール水をもって拭浄するか散布し、便槽は、苛性石灰未石灰乳を投入・攪拌する。

3. ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

4. 家用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等、実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人当たり約200リットルとすることが望ましい。

5. 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導を徹底するものとする。

6. 疫学調査

釧路保健福祉事務所の実施する疫学調査について、町長は町内の衛生組織、その他関係機関と緊密な連携のもとに支援するものとする。

7. 臨時予防接種

町長は、知事の指示を受け感染症発生を予防するため、予防接種法第6条第1項及び第9条の規定により、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

1. 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2. 清潔方法、消毒方法等の実施

釧路保健環境部等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3. 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4. 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第15節 廃棄物等処理計画

災害時によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務を実施し、環境衛生の保全を図る。なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑に行うものとする。また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等の除去については、第17節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任者

1. ごみ及びし尿処理

災害地における清掃は、地域住民の協力を得て、町長（本部長）が環境生活班を主体として実施するものとする。町長は、災害による被害が甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は道に応援を求めて実施するものとする。

2. 死亡獣畜（牛、馬、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、町長（本部長）が農林班を主体として実施するものとする。

第2 廃棄物の処理方法

1. ごみの収集処理

生ごみを優先的に収集し、町の廃棄物処理場で処理することを原則とする。

2. し尿の収集処理

し尿の収集は、委託業者のほか必要に応じて車両を借上げ実施し、し尿処理施設での処理を原則とする。

第3 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

第4 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとするが、取扱場の受入が困難な場合、又は運搬することが困難な場合は、釧路保健環境部保健行政室の指導を受け、次のとおり処理するものとする。

- (1) 運搬できるものは、衛生上周囲に影響を及ぼさないよう配慮して、焼却等の方法で処理する。やむを得ない場合に限り、埋設処理する。この場合においても、焼却後に埋設するに努める。
- (2) 運搬できないものについては、釧路保健環境部保健行政室の指導を受けて臨機の措置を

講ずる。

- (3) 埋却する場合は、石灰等を被せた後に、1 m以上の覆土をするとともに、熊、狐等により掘り返されないように硬く押し固めるものとする。

第5 飼養動物の取り扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、道条例の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

第16節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施を行い、人心の安定を図る。

第1 実施責任者

災害救助法適用後は、知事の委任を受けて町長（本部長）が環境生活班を主体として実施する。救助法が適用されない場合であっても町長（本部長）は、警察官、消防機関、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

第2 行方不明者の捜索

1. 実施の方法

行方不明者の捜索は、町長（本部長）が北海道（釧路総合振興局）及び警察と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

2. 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

- (1) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- (2) 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

第3 変遺体の届け出

変遺体については、直ちに警察官に届けるものとし、その検視後に処理にあたるものとする。

第4 遺体の収容処理方法

1. 実施者

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ、引渡すものとする。
- (2) 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができないものについては、町長（本部長）が行うものとする。

2. 遺体の収容処理

- (1) 遺体識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒を行うとともに、遺体の撮影等により身元確認の措置を取るものとする。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別に相当の時間を必要とする場合、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園等遺体の収容に適当な場所）に安置し、埋葬処理をするまで保存する。

(3) 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行う。

第5 身元確認活動

身元確認活動は弟子屈警察署が主体となり、関係機関等がこれに協力する。

また、身元不明遺体に対しては、弟子屈警察署及び北海道警察本部からの協力要請により釧路歯科医師会（北海道歯科医師会、北海道警察歯科協力医会）等が検屍（個人識別）業務に従事する。

身元確認活動においては、次の点に留意する。

- (1) 弟子屈警察署による検視が優先される。
- (2) 医師または歯科医師が行う検屍は、検視の補助行ためとされている。
- (3) 弟子屈警察署は、身元不明遺体の指紋・着衣・所持品の把握等の身元確認に必要な処置をとる。
- (4) 釧路歯科医師会（北海道歯科医師会、北海道警察歯科協力医会）は、弟子屈警察署及び北海道警察本部からの協力要請により身元不明遺体の検屍にあたる。
- (5) 弟子屈警察署及び釧路歯科医師会は、遺体の居住地等の当該歯科医師会及び通院歴のある歯科医院等に依頼し、カルテ・X線写真等の個人識別に必要な資料の収集にあたる。
- (6) 釧路歯科医師会（北海道歯科医師会、北海道警察歯科協力医会）は、身元不明遺体数に応じた適当数の歯科医師を動員し検屍（個人識別）にあたらせる。
- (7) 釧路歯科医師会は、検屍に必要な資器材の調達をする。
- (8) 町は、身元確認活動において必要な場所・人員等の提供を行う。

第6 遺体の処理〔埋葬〕

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に遺体を火葬又は埋葬するものとする。火葬又は埋葬にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 事故死の遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたるとともに、その処理にあたっては、火葬又は埋葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの火葬又は埋葬は、行路死亡人扱いとする。

第7 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第8 火葬場の状況

火葬場の状況は、次のとおりである。

●火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力	電話番号
弟子屈町斎場	弟子屈町字鋸別 351 番地 4、5の内	1回 2体 3～4回/日	482-4591

第9 埋葬場所の状況

埋葬場所の状況は、次のとおりである。

●埋葬場所の状況

墓地名	所在地	面積
弟子屈墓地	弟子屈町字鋸別 352	72,182.78 m ²
川湯墓地	〃 字跡佐登原野 66 線 74-2	17,519.00 m ²
屈斜路墓地	〃 字屈斜路 102	23,231.00 m ²
古丹墓地	〃 字美留和原野 62 線 46	4,950.00 m ²
美留和墓地	〃 字美留和 139	11,354.00 m ²
札友内墓地	〃 字屈斜路 1	3,702.00 m ²
熊牛墓地	〃 字弟子屈 49-203	9,917.00 m ²

第17節 障害物除去計画

地震、水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障のないよう処置する。

第1 実施責任者

障害物の除去は、町長（本部長）が建設班を主体として実施する。災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて実施する。

道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他法令により当該施設の所有者が行うものとする。

第2 障害物除去の対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流路をよくし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。

第3 障害物除去の方法

実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。障害物の除去の方法は、原形回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去された障害物の集積、処分方法

除去された障害物の集積場所は、その障害物の種類と規模を考慮し災害対策本部長が指定する。

第5 費用及び期間

災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第18節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策の実施の大綱を定める。

第1 災害の原因及び被害種別

1. 災害の原因

豪雪、融雪及び異常気象等による出水、山崩れ、地すべり、土石流、地震、火山噴火

2. 被害種別

路面及び路床の流失埋没、橋梁の流失、河川の決壊及び埋没、堤防の決壊

第2 応急土木復旧対策

1. 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2. 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は、当該施設が災害を受けることにより、被災が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び業務計画並びに町防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

第19節 住宅対策計画

第1 実施責任者

災害救助法が適用された場合の被災者に対する避難所の設置、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、知事の委任を受けて町長が実施する。災害救助法が適用されない場合における被災者に対する住宅対策は、町長（本部長）が建設班を主体として実施する。

ただし、災害救助法第30条第1項の規定により、知事から委任された場合は町長が行う。

応急仮設住宅の設置及び公営住宅の整備等にあたっては、災害対策本部に「応急仮設住宅設置等検討会」を設け、関係課長等の参画により設置場所、入居条件、入居者の選定等を検討するものとする。細部については、当時の状況により決定する。

第2 実施の方法

1. 避難所の設置

町長は必要により、住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

【資料1 1 一時避難場所一覧】

【資料1 2 指定緊急避難場所一覧】

【資料1 3 指定避難所一覧】

【資料1 4 一時避難場所から指定避難所への移動要領】

【資料2 4 感染症対策を踏まえて開設する可能性がある指定避難所一覧】

2. 公共住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるように、予め体制を整備するものとする。

町長は必要により、住宅が被害を受け居住の場を失った者に対し、緊急措置として公営住宅の優先的提供に配慮するものとする。

3. 応急仮設住宅の建設

町長は必要により、災害のため住家が滅失した罹災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

(1) 入居対象者

原則として、住家が全焼・全壊、又は流出し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の建設は、知事が行う。

- (4) 建設戸数（借り上げを含む）
道は町からの要請に基づき設置戸数を決定する。
- (5) 規模・構造・存続期間及び費用
- ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。
- イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。
- ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
- (6) 維持管理
知事が設置した場合、その維持管理は町に委託する。
- (7) 運営管理
応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
- (8) 仮設住宅予定地
- ア 公用地に応急仮設住宅を建設することを原則とする。
- イ 公用地が被災により使用できない場合は、民間から土地を借用するものとする。

第3 災害公営住宅の整備

1. 災害公営住宅の設置

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住した低所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合
- ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- イ 1町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ウ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- (2) 火災による場合
- ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- イ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

2. 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

3. 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(1) 入居者の条件

ア 当該災害発生の日から3カ年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

イ 当該災害発生後3カ年間は、月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で、事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(2) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(3) 整備年度

原則として当該年度とする。ただし、やむを得ない場合は翌年度とする。

4. 国庫補助

(1) 建設、買取りを行う場合

当該公営住宅の建設、買取に要する費用の2/3。

ただし、激甚災害の場合は3/4。

(2) 借上げを行う場合

住宅共用部分の工事費の2/5。

第4 資材の斡旋及び調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は知事に斡旋を依頼するものとする。

第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第20節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合、応急教育を実施する。

第1 実施責任者

小中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（管理課）が行い、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が災害発生時等における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルール等、具体的な応急対策計画を立てて行うものとする。

救助法の適用を受けた場合の児童・生徒に対する学用品の給与は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

第2 応急教育対策

1. 休校措置

(1) 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(2) 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話等、その他確実な方法で各児童・生徒に徹底させる。

(3) 報道機関への通知

釧路教育局を通じて行う。

2. 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときはオンライン授業や二部授業等の方法をとる。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は釧路教育局を通じて北海道教育委員会に対し、施設のあっせんを要請する。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

第3 教科書及び学用品の調達並びに支給

1. 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

2. 支給品名

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具等）
- (3) 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等）

3. 調達方法

- (1) 教科書の調達

被災学校別、学年別に所要数量を速やかに調査し、町内の教科書取扱店から調達するものとする。

- (2) 学用品の調達

町内の文房具店等から調達するが、町内での調達が困難な場合は、知事（北海道教育委員会）に斡旋を依頼する。

4. 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

5. 災害救助法が適用されない場合

被災の状況により、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第4 学校給食対策

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り応急処理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは関係機関に連絡のうえ、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

第5 被災教職員、児童・生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員、児童・生徒について、感染症予防接種や健康診断等を保健環境部標茶地域保健支所に依頼して実施する。

第6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理するものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、汲み取り式の学校においては、便槽のくみ取りを実施すること。

第7 費用及び期間

災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めに従って行うものとする。

第21節 災害警備計画

災害に関し、弟子屈警察署（以下「警察署」という。）が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、この計画の定めるところによる。

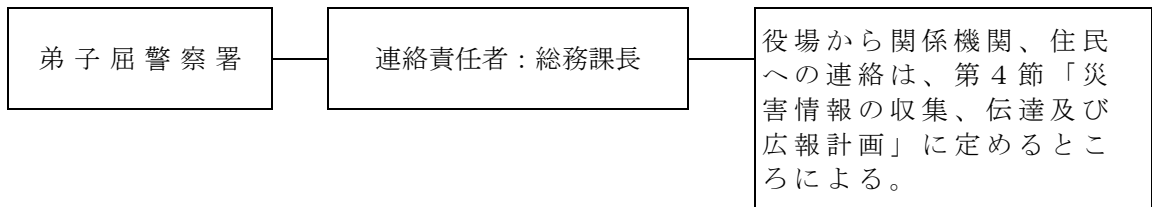
第1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、災害の発生を防御し又は被害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

第2 災害の予報及び警報の伝達に関する事項

1. 予報及び警報の伝達

警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達等は、次により行うものとする。



2. 異常現象を発見した旨の通報を受けた場合の措置

警察官は、災害対策基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するものとする。

第3 事前措置に関する事項

1. 警察官の出動要請

町長（総務班）が災害対策基本法第58条の規定に基づき警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他派遣についての必要事項

2. 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により災害対策基本法第59条の規定に基づき、事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

この場合にあつては、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

第4 避難に関する事項

警察官が災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難の指示又は勧告を行う場合は、「第4章 第5節 避難計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により、本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

第5 応急措置に関する事項

1. 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

2. 応急公用負担等

警察署長は、警察官が災害対策基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

第6 救助に関する事項

警察署長は、町長と協力し、被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う遺体の搜索等災害活動に協力するものとする。

第7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

第8 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して、警備措置上必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動について広報を行うものとする。

第9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して、移動無線局、携帯無線機等を配備する計画については、町長とも打合せを行うものとする。

第10 災害時における交通規制に関する事項

1. 警察署長の措置

警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2. 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第22節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（本部長）が建設班を主体として実施する。

第2 民間団体への協力要請

1. 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、第一に奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

2. 動員の要請

災害対策本部の各班において、奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、環境生活班を通じて要請するものとする。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3. 住民組織等の要請先及び活動

「第2章 防災組織 第3節 住民組織の協力」による。

第3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

1. 労務者雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難誘導のための労務者
- (2) 医療、助産のための移送労務者
- (3) 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- (4) 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- (5) 救援物資支給のための労務者
- (6) 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

2. 釧路公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして釧路公共職業安定所長に求人の申込みをするものとする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第23節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合においては、災害応急対策を円滑に実施するため、道、釧路総合振興局、他市町村等に応援を要請する。

第1 道、他市町村等への応援要請

1. 実施責任者

- (1) 町は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道知事（釧路総合振興局長）や他の市町村長に応援を要請する。

また、必要に応じ「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」等に基づき、北海道知事（防災航空室）に対してヘリコプターによる応援要請を行うものとする。

- (2) 消防機関は、大規模災害が発生し、消防機関単独では十分に火災防御活動や被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等並びに「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に陸上応援又は航空応援を要請する。

2. 応援受入体制の整備

- (1) 近隣市町村及び同時被災の可能性の低い交流のある遠隔市町村と相互応援協定を結ぶとともに、広域的な関係機関（消防、警察、自衛隊等）との応援協力体制の整備、応援要請等の手続きの明確化及びマニュアル化等に努める。
- (2) 他の市町村及び消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料等の交換を行うほか、応援活動拠点の確保や食事・宿泊等の手配など応援の受入体制を確立しておく。

【資料6】 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

【資料7】 釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町釧路管内8市町村防災基本協定

【資料8】 弟子屈町の防災協定一覧

【資料19】 北海道広域消防相互応援協定

【資料22】 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

【資料23】 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

【資料24】 広域応援・受援計画

第24節 自衛隊派遣要請計画

災害により人命又は財産保護のため必要がある場合は、自衛隊の派遣を要請し、迅速な応急対策の実施を図る。

第1 災害派遣の要請

1. 要請の基準

北海道知事（釧路総合振興局長）への災害派遣の要請の要求は、緊急性・公共性があり、かつ自衛隊以外に実施できない（非代替性）等の理由があつて、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のための応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水、給食、通信等に応援を必要とするとき。

2. 要請方法

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって北海道知事（釧路総合振興局長）に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請を要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法その他参考事項

- (2) 町長は、人命の緊急救助に関し、北海道知事（釧路総合振興局長）に要請を要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により北海道知事（釧路総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、電話又はその場に居合わせた派遣部隊の連絡員等を通じて、直接指定部隊の長に依頼することができる。

ただし、この場合速やかに北海道知事（釧路総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

3. 知事等への要請の要求を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等への要請の要求を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・水難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

4. 担当及び要請先

災害派遣要請は、総務班が担当する。

要請依頼先		電話番号
北海道知事	釧路総合振興局地域創生部地域政策課防災係	0154-43-9144 06-710-2191
指定部隊	陸上自衛隊第27普通科連隊長兼釧路駐屯地司令	0154-40-2011
派遣要請できる 近傍の部隊	陸上自衛隊第6普通科連隊長兼美幌駐屯地司令	0152-73-2144
	陸上自衛隊第5旅団長	0155-48-5121

【様式17】自衛隊災害派遣要請について

第2 災害派遣部隊の受入れ

1. 受入れ準備の確立

北海道知事、釧路総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- (1) 自衛隊の作戦指揮に必要な作業場の確保

町の災害対策本部の努めて近傍に、必要な作業場を準備する。

この際、努めて電話、机、いす等の便宜を図るものとし、可能であれば、インターネット、テレビ、蛍光灯等の便宜も図る。
- (2) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備地、受入れのために必要な措置をとる。宿泊場所を準備できない場合でも、少なくとも野営地は準備することとし、予め災害派遣要請書にその旨を含めるものとする。
- (3) 連絡職員の指名

派遣部隊及び釧路総合振興局との調整にあたる連絡職員を指名し、その業務に専従させる。
- (4) 作業計画

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保、その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるように準備する。

2. 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

(2) 北海道知事（釧路総合振興局長）への報告

総務対策部は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（釧路総合振興局長）に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

3. 派遣部隊の活動内容

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者・行方不明者の捜索活動及び人命救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（延焼防止活動、器材を使用した消防活動等）
- (6) 応急医療、救援及び防疫
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 応急架橋、応急道路開設等の土木支援
- (10) 応急照明、応急暖房、入浴等の生活支援
- (11) その他、緊急性と公共性があり、必要と認めるもの。

第3 経費

自衛隊の派遣に要する費用は、自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) 下水道使用料（汲取料）
- (6) 一般廃棄物処理手数料
- (7) その他必要な経費については、協議のうえ定めるものとする。

第4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書をもって北海道知事（釧路総合振興局長）に撤収要請を要求するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請を要求し、その後文書を提出するものとする。

【様式18】自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

第25節 災害ボランティア対策計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

第1. 災害ボランティア活動体制の確立

1. 災害ボランティア活動の要請

- (1) 町は弟子屈町社会福祉協議会とボランティア活動に関し、必要な協定を締結するものとする。
- (2) 町は、ボランティアの協力の必要がある場合は、(1)の協定に基づき、町社会福祉協議会にボランティア活動の支援を要請する。町社会福祉協議会は、必要に応じて北海道社会福祉協議会等に協力を要請してボランティア活動を行う。

2. 災害ボランティアセンター本部の設置

町社会福祉協議会は、弟子屈町社会福祉センター内に、ボランティアセンター本部を設置し災害ボランティア活動の拠点とする。

3. 現地対策本部の設置

町社会福祉協議会は、必要によりボランティア現地対策本部を設置する。町は、公共施設、備品の提供等の必要な支援を行う。

(1) 災害ボランティア活動

災害ボランティア現地対策本部では、災害ボランティアの受付、登録を行い、災害ボランティア活動のコーディネートを行う。

(2) 災害ボランティアとの調整

町は、災害ボランティア現地対策本部にボランティア活動を要請し、定期的に災害ボランティアコーディネーター等協議・調整を行う。また、可能な限り資器材等の支援を行う。

第2 災害ボランティアの受入れ

町及び社会福祉協議会は、相互に協力し、災害ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、災害ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

町災害対策本部の災害防災ボランティア連絡部は、福祉班が行うものとし、受付の際には、団体名・所属・住所・氏名・連絡先・専門分野・滞在期間・装備品等を把握・記録しておかなければならない。

災害ボランティアの受入れにあたっては、高齢者介護や、外国人との会話力等災害ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するものとする。また、町は、必要に応じて災害ボランティア活動の拠点を提供するなど、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 災害防災ボランティアの活動

1. 災害ボランティアセンター活動本部の設置

町は、災害発生時において必要があると認められる場合には、社会福祉協議会に対し、弟子屈町社会老人福祉センターに災害ボランティアセンター本部の設置を要請する。

また、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携を図り、災害ボランティア活動が円滑かつ有効に実施されるよう支援に努める。

この際、社会福祉協議会との情報交換を実施して、効率的かつ円滑な災害ボランティア活動の実施に努める。

災害ボランティア連絡部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 奉仕団及び各種ボランティア団体等との連絡調整
- (2) 奉仕団及び各種ボランティア団体等への情報提供
- (3) 災害ボランティアニーズと災害ボランティア活動状況の把握
- (4) 災害ボランティア活動の申出者に対する情報の提供
- (5) 災害ボランティア活動拠点の提供、要員の派遣
- (6) 災害ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
- (7) 災害ボランティアへの活動要請
- (8) 他市町村への災害ボランティア支援要請

2. 災害ボランティアに依頼する活動内容

奉仕団及び各種ボランティア団体等に依頼する主な活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 軽易な医療・救護活動
- (8) 外国語通訳
- (9) 被災者の心のケア活動
- (10) 被災母子のケア活動
- (11) 被災動物の保護・救助活動
- (12) ボランティア・コーディネート

第26節 応急飼料計画

災害により家畜飼料に被害が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合は、応急飼料の確保対策を実施し、被害の軽減に努める。

第1 実施責任者

家畜飼料の応急対策については、町長（本部長）が農林班を主体として実施するものとする。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼別所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって釧路総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんに要請することができる。

1. 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用飼料作物種子については、種類、品類、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2. 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第27節 大規模停電対策計画

地震、火山噴火、台風、暴風雪等により、大規模停電が発生する可能性があるため、町は可搬式発電機の整備及び大規模避難所への分電盤設置に努める。この際、農業施設、観光・商業施設においても、発電機の整備又は分電盤の整備に努めるものとする。

また、大規模停電が長期化することが予想される場合には、携帯電話充電ポストの開設を図るとともに、避難所の開設と懐中電灯、小型発電機の配備、備蓄する石油・ガストーブの設置や貸し出しを行う等、関係機関と連携して、季節や時間帯に応じた停電対策に努める。

第5章 地震災害対策計画

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、弟子屈町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町における防災対策に万全を期することを目的とする。

第2 計画の効果的促進

地震災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害が少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。防災対策は、自助（町民が自らの安全を自ら守ること）、共助（町民が地域において互いに助け合うこと）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に着実に実施されなければならない。

第3 計画の基本方針

1. 基本方針

この計画は、道及び町並びに指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行うものとする。

2. 実施責任

(1) 道

北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、その総合調整を行う。

(2) 町

防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の指定公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに道及び町の防災活動が円滑に行われるように、その業務に協力する。

(5) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震予防体制の整備を図り、地震災害時に応急措置を実施するとともに、道・町及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 上記機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章 第2節「防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4 弟子屈の地形及び地質

当町は、釧路沿岸から直線にして約50km離隔しており、海溝型地震や釧路・根室沿岸部で起きた津波の影響を受けない地形であるが、過去の平成5年（1993年）釧路沖地震や平成6年（1994年）北海道東方沖地震では震度4～5程度の揺れがあったと推定され、道路の地割れ等の被害が発生しており、海溝型地震への備えも忘れてはならない。

また、屈斜路カルデラに含まれた地形で地質は岩盤で堅固であるが、屈斜路湖湖底付近を震源とする震度5程度の地震が過去数回発生しており、同様の地震が発生する可能性がある。

なお、摩周湖からの伏流水が諸所から湧出し、特に美留和地区は液状化現象を起こしやすい地形である。

さらに、アトサヌプリ南部に位置する湯沼付近の地下数10kmにはマグマだまりが存在しており、火山に起因する地震にも注意が必要である。

第5 根釧地区及び弟子屈周辺における地震の状況と被害予想

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から潜り込むプレート境界付近やアムールプレート（朝鮮半島付近）の衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2分することが出来ると言われている。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と平成5年（1993年）釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているのは、主に内陸に分布する活断層や地下に潜伏していると推定される断層による地震及び過去に発生した内陸地震などである。北海道、中でも道東地域に被害を及ぼすと考えられる地震は次のとおり。

1. 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T 1～T 5)

プレート間地震は過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部 (T 1)、十勝沖 (T 2)、根室沖 (T 3)、色丹島沖 (T 4) 及び択捉島沖 (T 5) の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強地震と津波に関する評価が示されている。

ア 三陸沖北部 (T 1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9 (1968年十勝沖地震)、1994年M7.6の「平成6年 (1994年) 三陸沖はるか沖地震」の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

イ 十勝沖 (T 2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の「平成15年 (2003年) 十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティ (地震で動く領域) は殆ど同じであるが、津波の状況から見ると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。

ウ 根室沖 (T 3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の「1973年6月13日根室半島沖地震」が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む領域で発生した可能性が高いと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、1973年の根室沖地震が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、2003年十勝沖地震では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられている。

エ 色丹島沖 (T 4)

色丹島では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。

過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。

オ 択捉島沖 (T 5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。

(2) 500年間隔地震 (T 6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物器物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大地震が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震 (「500年間隔地震」) についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖までの領域でまたがって繰り返し発生した

プレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(3) 日本海東縁部 (T7～T10)

北海道南西沖 (T7)、積丹半島沖 (T8)、留萌沖 (T9) 及び北海道北西沖 (T10) があるが、弟子屈からはかなり離隔しており、例えM8クラスの地震が発生しても、震度はそれほど高くなく、当町への直接的な影響は少ないものと見積もられる。

(4) プレート内部の深い地震 (P1～P3)

陸側プレートの下に沈みこんだ海洋プレートが破壊して発生する地震で平成5年(1993年)釧路沖地震のM7.5や平成6年(1994年)北海道東方沖地震のM8.2などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、ア釧路沖 (P1) イ厚岸直下 (P2) ウ日高中部 (P3) を想定している。

2. 内陸型地震

(1) 活断層帯 (N1～N11)

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、次の11の断層帯である。M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。

(※逆断層＝断層の一種。傾斜した断層面の上方の地盤が下側に対して相対的に上方または斜め上方へずれたもの。その地域が水平方向に圧縮されるために生じる。この反対が正断層。この他に水平にずれるものに右ずれ断層、左ずれ断層がある。)

ア 石狩低地東縁断層帯主部 (N1)

イ サロベツ断層帯 (N2)

ウ 黒松内低地断層帯 (N3)

エ 当別断層帯 (N4)

オ 函館平野西縁断層帯 (N5)

カ 増毛山地東縁断層帯 (N6)

キ 十勝平野断層帯 (N7)

主に足寄町西部から本別町・上士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する。

ク 富良野断層帯 (N8)

ケ 標津断層帯 (N9)

羅臼から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上(震源地近傍での震度は最大6～7)の地震が想定されている。最新活動期は不明である。震源地が当町から比較的近い「震度5弱以上」の地震となる可能性が高い。

- コ 石狩低地東縁断層帯南部 (N 1 0)
- サ 沼田-砂川付近の断層帯 (N 1 1)
- (2) 札幌市直下の伏在断層 (F 1)
- (3) 既往の内陸地震 (E 1 ~ E 3)
- ア 弟子屈の地震 (E 1)

(ア) 横ずれ断層型の地震が頻発に発生している。主なもので1938年(昭和13年) M6.0、1959年(昭和34年) M6.2とM6.1及び1967(昭和42年)年M6.5の地震が発生している。以下、1938年(昭和13年)と1959年(昭和34年)の地震について概要を記述する。

(イ) 屈斜路地震

1938年(昭和13年)の地震では地震にともなう土地の隆起・沈降によって高さ90cmほどの津波が発生し、屈斜路湖の和琴半島先端部で東から西へ湖水が流れる現象が見られた。また、地震による水質の変化のため、湖内の魚は死滅したと言われていたが、現在は、魚も徐々に回復している。

(ウ) 弟子屈地震

1959年(昭和34年)の地震は、別名ペケレ地震とも言われているが、仁多付近を震源地とした前震の後に、奥春別付近を震源とする本震が発生していて、前震と本震の震源地が異なる非常に珍しい地震である。

1月の厳冬期だったこともあり、被害の実態が雪解けになって判明したが、家屋及び農業施設の被害が多発している。

イ 浦河周辺地震 (E 2)

ウ 道北地域 (E 3)

(4) 網走・紋別沖 (A 1 ~ A 2)

ア 網走沖 (A 1)

イ 紋別沖 (A 2)

3. 断層帯の過去の地震発生と予想地震規模

地震名		発生(年)	位置	マグニチュード
◎海溝型地震				
■千島海溝・日本海溝				
T 1	○三陸沖北部	1968	既知	8.0
T 2	○十勝沖	2003	既知	8.1
T 3	○根室沖	1894	既知	7.9
T 4	○色丹島沖	1969	既知	7.8
T 5	○択捉島沖	1963	既知	8.1
T 6	○500年間隔地震	未知	推定	8.6

地震名	発生(年)	位置	マグニチュード	
■日本海東縁部				
T 7	北海道南西沖	1963	既知	7.8
T 8	積丹半島沖	1940	既知	7.8
T 9	留萌沖	1947	既知	7.5
T10	北海道北西沖	未知	推定	7.8
■プレート内				
P 1	釧路直下	1993	既知	7.5
P 2	厚岸直下	1993 年型	推定	7.2
P 3	日高西部	1993 年型	推定	7.2
◎内陸型地震				
■活断層帯				
N 1	石狩低地東縁主部		既知	7.9
	主部北側			7.5
	主部南側			7.2
N 2	サロベツ		既知	7.6
N 3	黒松内低地		既知	7.3
N 4	当別		既知	7.0
N 5	函館平野西縁		既知	7.0-7.5
N 6	増毛山地東縁		既知	7.8
N 7	十勝平野		既知	
	主部			8.0
	光地園			7.2
N 8	富良野		既知	
	西部			7.2
	東部			7.2
N 9	標津		既知	7.7 以上
N10	石狩低地東縁南部		既知	7.7 以上
N11	沼田-砂川付近		既知	7.5
■伏在断層				
F 1	札幌市直下		推定	6.7-7.5
■既往の内陸地震				
E 1	弟子屈地域	1938	推定	6.5
E 2	浦河周辺	1982	推定	7.1
E 3	道北地域	1874	推定	6.5
■オホーツク海				
A 1	網走沖		推定	7.8
A 2	紋別沖 (紋別構造線)		推定	7.9

4. 弟子屈町における被害見積り

(1) 被害発生の原因となるもの

ア 地震が直接的な原因のもの

- (ア) 土砂崩れ
- (イ) 湖内の津波
- (ウ) 液状化現象
- (エ) 火災

イ 地震による人工物の崩壊によるもの

- (ア) 橋の崩落による交通渋滞及び地域の孤立等
- (イ) 道路の亀裂・陥没による車両の破壊、交通渋滞、地域の孤立等
- (ウ) 住宅等建築物の崩壊による住民の死亡・負傷等
- (エ) 火災による住民の死亡・負傷及び建築物の損壊

(2) 被害発生の様相

ア 町は、内陸に位置しているため、津波被害の可能性は無い。

イ この地域は高層建築物や高架橋が無いとため、これまでに大きな建築被害は出ていないものの、建築後50年以上の古い木造住宅が多く、震度6弱以上の地震が発生すると大きな被害が発生する可能性が高い。また、灯油ストーブやガスコンロを使用した家庭が多く、古い木造住宅が多いこともあり、地震による火災の可能性が高い。

さらに、町内には釧路川と釧別川が流れており、町内の移動は橋のある所に限定されており、橋が崩落した場合には交通渋滞や地域の孤立地域発生の可能性が高いとともに、迂回経路を確保する必要がある、かつ住民への事前の周知が重要である。

ウ 地盤は岩盤で強固ではあるが、伏流水や温泉が町内各所で噴出することから、当町直下の浅い場所で地震が発生した時には、特に美留和地区及び砂湯～コタン地区等で液状化現象を起こす可能性が高い。

エ 千島海溝南部・日本海溝北部地震により震源地が太平洋沖または同沿岸部だった場合、当町の震度は5弱～5強が想定されるが、過去の被害から見て、道路の地割れ、橋の崩落、土砂崩れ、家屋倒壊及びこれらに起因した火災の発生が予想される。

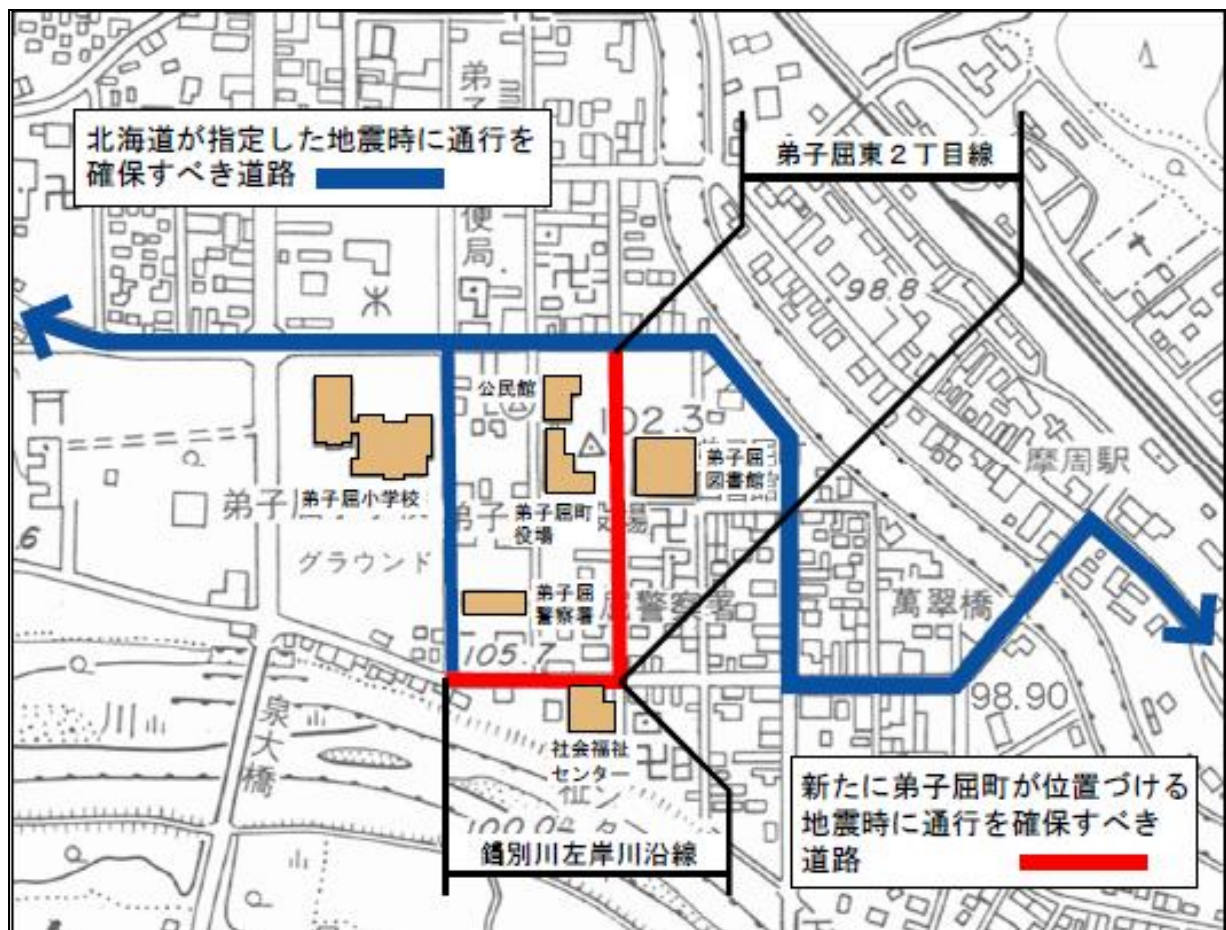
オ 当町の人口の約21.8%が75歳以上（令和3年12月末現在）であり、災害時の避難行動要支援者の比率が非常に高い。災害時の避難者収容の際には、これらの要支援者の対応が重要と考えられる。

第2節 災害予防計画

第1 地震に強いまちづくりの推進

弟子屈町耐震改修促進計画に基づき建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、北海道指定した『地震時に通行を確保すべき道路』に加え、役場庁舎・公民館・社会老人福祉センター・弟子屈警察署等の防災拠点をネットワークとする『町道弟子屈東2丁目線』及び『鋸別川左岸川沿線』を、新たに地震時に通行を確保すべき道路として位置づけ沿道の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努める。

【図1】



1. 地震に強い都市構造の形

町及び関係機関は、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路となる幹線道路、一時避難地となる公園など、都市施設の安全性の向上を図る。

また、消防活動困難区域の解消のための街路整備、土地区画整理事業等により面的な整備を図るとともに、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用の誘導を実施し、地震に強い都市構造の形成を図る。

2. 建築物の安全化

(1) 公共施設等の耐震性の確保

町、関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。

(2) 一般住宅の指導

町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を推進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(3) 耐震診断、耐震補強の促進

町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(4) 落下物対策及びブロック塀の安全対策

町、関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

3. 主要交通の強化

町及び関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実を促進する。

4. 通信機能の強化

町及び関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、耐震設計やネットワークの充実に努める。

5. ライフライン施設等の機能の確保

(1) ライフライン施設の安全対策

町、関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス（LP）、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(2) バックアップ対策の充実

町及び関係機関において、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6. 液状化対策

町、関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について指導普及に努める。

7. 危険物施設等の安全確保

町及び関係機関は、危険物施設及び火災の原因となる施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備を促進する。

8. 災害応急対策等への備え

町及び関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として災害対策車両やヘリコプターなどが十分に活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得る等、環境整備にあたる。

第2 防災訓練計画

第10章 防災訓練計画を準用する。

第3 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1. 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町、消防機関及び関係機関は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、北部消防事務組合火災予防条例に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2. 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町、消防機関及び関係機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3. 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

4. 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

5. 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防活動
- (5) その他火災を予防するための措置

第4 危険物等災害予防計画

第8章第4節 危険物等災害対策計画を準用する。

第5 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1. 建築物の防災対策

- (1) 防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう、道から情報提供を受ける。

- (2) 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

- (3) 木造建築物の防火対策の推進

町は、町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼の恐れがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

- (4) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に関する建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことが出来る環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計

画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

(5) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(6) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(7) 被災建築物の安全対策

ア 道

北海道震災建築物応急危険度判定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

イ 町

応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

2. がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第6 土砂災害予防計画

1. 「土砂災害」とは

急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水となって流化する自然現象をいう。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）（＝以下、「急傾斜地の崩壊等」という。）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

2. 予防対策

- (1) 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、避難所の開発・運営、要配慮者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載する。

- (2) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3. 形態別予防対策

(1) 地すべり等予防計画

ア 土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるため、町及び防災関係機関は、地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

イ 町（消防機関）

住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民地震による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 崖くずれ等予防計画

ア 土地の高度利用と開発に伴って、崖くずれ災害が多発する傾向にあり、ひとたび崖くずれが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるため、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な予防対策を実施するものとする。

イ 急傾斜地崩壊（崖くずれ）防災対策

住民に対し、急傾斜地崩壊危険個所の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

ウ 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、警戒避難体制に関する事項について周知徹底する。

- (3) 細部は、第3章第3節「土砂災害予防計画」による。

第7 液状化災害予防計画

1. 液状化の現況

一般に、埋立地において見られる現象であるが、町においては、伏流水及び温泉が流れていると見られる地層及び川の近傍が、液状化を起こしやすい地域と考えるべきである。

特に、摩周湖の南側一帯及び美留和地区並びに屈斜路湖東岸～南岸の砂丘地域は摩周湖からの伏流水が諸所から湧出し、液状化現象を起こしやすい地形である。過去の地震（釧路沖地震（1993年）及び北海道東方沖地震（1994年））では、釧路市を含む太平洋沿岸地域において液状化現象が発生しているが、町においては直下型地震で液状化現象が発生する公算が高く、注意が必要である。

2. 液状化対策

- (1) 液状化による被害を最小限に食い止めるために、公共事業などの実施にあたって、現地地盤の調査・発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施行条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。
- (2) 大学や関係研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化現象への調査・研究を行う。
- (3) これらの研究成果を踏まえて、液状化発生防止（地盤改良）、液状化による被害の防止（構造的対応）、代替施設の確保を図るとともに、施行業者・町民に対して知識の普及と徹底を図る。

第8 災害活動体制の整備

第3章 第8節「災害活動体制の整備」を準用する。

第9 情報収集、伝達体制の整備

第3章 第9節「情報収集、伝達体制の整備」を準用する。

第10 避難体制の整備

第3章 第11節「避難体制の整備」を準用する。

第11 救援救護体制の整備

第3章 第12節「救援救護体制の整備」を準用する。

第12 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

第3章 第13節「食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を準用する。

第3節 災害応急対策

第1 応急措置実施計画

第4章 第2節「応急措置実施計画」を準用する。

第2 動員計画

第4章 第3節「動員計画」を準用する。

第3 災害情報の収集、伝達及び広報計画

以下に記述する以外の事項は、第4章 第4節「災害情報の収集、伝達及び広報計画」を準用する。

【別表 地震観測施設】

1. 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報を発表する。当町に関係する地域名は北海道道東または、釧路地方北部である。気象庁は緊急地震速報を発表し、NHKや関係機関に伝達する。

当町には、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達されると共に、住民には、消防のスピーカーや放送事業者等の協力によるテレビ、ラジオ等を通じて伝達される。

2. 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (大津波・津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表

3. 地震解説資料

釧路地方気象台管内で震度4以上を観測した場合、又は大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合に発表

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

(1) 速報版

釧路地方気象台管内で大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときや震度4以上を観測した場合に、現象発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、発表済みの情報の要点を取りまとめたテキスト・図・資料を発表

(2) 詳細版

釧路地方気象台管内で大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときや震度5弱以上を観測した場合に、現象発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴と解説するため、速報版の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、周辺地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料を発表

4. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

(1) 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは僅かな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず身の安全を守る行動をとることが肝要である。

(2) 身の安全を守る行動の具体例

情報入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 〈注意〉 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は、無理して消さない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従う。 〈注意〉 ・あわてて出口や階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわてて急ブレーキを踏んだりしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、回りの車に注意を促した後、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、出来るだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

別表「地震観測施設」

・気象庁（札幌管区气象台）設置

観測点	震度発表名称	観測点所在地
弟子屈	弟子屈町美里	弟子屈町美里 3-8-1（弟子屈消防署内）

・文部科学省（独立行政法人 防災科学技術研究所）設置

観測点	震度発表名称	観測点所在地
弟子屈	弟子屈町弟子屈	弟子屈町摩周 3 丁目 6 - 3 (弟子屈町農産物集出荷センター敷)
川 湯	弟子屈町サワUNCHサップ	弟子屈町字サワUNCHサップ 3-5(仁伏団地敷)

・北海道大学設置（研究施設）

観測点	観測点所在地
弟子屈	弟子屈町国有林 根釧西部森林管理署 4090（美羅尾山奥春別側山麓）
仁 多	弟子屈町字弟子屈原野 40 線東 32 番地 14（仁多交流センター隣地）
屈斜路	弟子屈町国有林 根釧西部森林管理署 4118 林班る小班(町道 屈斜路秋栄 4 号線奥)
仁 伏	弟子屈町国有林 根釧西部森林管理署 4297 林班る小班(旧湖の家付近林道奥)

・国土地理院設置（GPS）

観測点	観測点所在地
弟 子 屈	弟子屈町摩周 3-3-1 摩周観光文化センター同駐車場横
S 屈 斜 路	弟子屈町字跡佐登 硫黄山レストハウス付近

第4 避難計画

第4章 第5節「避難計画」を準用する。

第5 救助救出計画

第4章 第6節「救助救出計画」を準用する。

第6 医療救護計画

第4章 第7節「医療救護計画」を準用する。

第7 消防計画

第4章 第8節「消防計画」を準用する。

第8 給水計画

第4章 第9節「給水計画」を準用する。

第9 下水道対策計画

第4章 第10節「下水道対策計画」を準用する。

第10 食料供給計画

第4章 第11節「食料供給計画」を準用する。

第11 衣料、生活必需品等物資供給計画

第4章 第12節「衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第12 輸送計画

第4章 第13節「輸送計画」を準用する。

第13 防疫計画

第4章 第14節「防疫計画」を準用する。

第14 廃棄物等処理計画

第4章 第15節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第15 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

第4章 第16節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」を準用する。

第16 障害物除去計画

第4章 第17節「障害物除去計画」を準用する。

第17 応急土木対策計画

第4章 第18節「応急土木対策計画」を準用する。

第18 住宅対策計画

第4章 第19節「住宅対策計画」を準用する。

第19 文教対策計画

第4章 第20節「文教対策計画」を準用する。

第20 災害警備計画

第4章 第21節「災害警備計画」を準用する。

第21 労務供給計画

第4章 第22節「労務供給計画」を準用する。

第22 広域応援計画

第4章 第23節「広域応援計画」を準用する。

第23 自衛隊派遣要請計画

第4章 第24節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第24 防災ボランティア活用計画

第4章 第25節「防災ボランティア活用計画」を準用する。

第25 応急飼料計画

第4章 第26節「応急飼料計画」を準用する。

第26 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1. 応急危険度判定の活動体制

町及び道は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

細部の要領は、「第4章第2節第3 救助法の適用」による。

2. 応急危険度判定の基本事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対策を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

●危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入ができない。

●要注意：建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立入が可能である。

●調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政期間による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(6) 判定士の認定等

判定士の認定等に関する事項は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」によるものとする。

3. 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による2次災害を防止するため、町は国・道と連携し、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、建築物等の露出・飛散状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急処置の指導・助言、解体等工事に係る事業者への指導等を実施する。

第4節 日本海溝・千島海溝周辺型地震防災対策推進計画

第1 総 則

1. 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、弟子屈町防災会議の構成機関及び本町区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「弟子屈町地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）第1章第2節「防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

本町内施設等の整備については、中長期的に行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の耐震性を強化することにより、地震発生時の被害を防止するとともに防災活動の拠点となる主要建築物の安全性が保たれ、地震発生時の円滑な災害対応を確保するものとする。

(2) 避難所の整備

一時避難地となる近隣公園においては、規模に応じた施設・設備等の整備を推進するものとする。また、弟子屈町外からの避難者及び観光客、移動者等を収容するために摩周観光文化センターを、弟子屈町民のための避難施設として、摩周観光交流館（道の駅）～弟子屈中学校を含めた地域を整備する。

(3) 積雪寒冷地に配慮した整備

冬期間の避難施設では防寒対策として暖房機器類（石油・ガストーブ等）や、低体温症対策として毛布やカイロ等防寒対策用備蓄品の整備を進める。

(4) 避難路の整備

避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備を推進するものとする。また、冬期間は気象状況（大雪・吹雪等）により除雪が間にあわず、普段の避難経路が使用できない恐れがあるため、あらかじめ除雪が優先される主要道路を利用した避難経路を選択しておく。

(5) 消防用施設の整備

発災後予想される火災から町民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。

(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進するものとする。

(7)通信施設の整備

町、その他防災関係機関は、「地域防災計画」第3章第9節「災害情報の収集、伝達体制の整備」に従い、現在設置している弟子屈町防災行政無線における通信施設の拡充・強化及び更新等に努め、円滑な情報伝達体制が確保できるよう整備することを推進するものとする。

第3 地震からの防護、避難体制の整備に関する事項

1. 避難場所の確保及び標識の設置

災害から住民及び旅行者の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。

2. 避難施設の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者及び一時避難の旅行者を収容するための避難施設の整備を図る。

この際、摩周観光交流館（道の駅）～弟子屈中学校一帯を整備するとともに、旅行者等には摩周観光交流館（道の駅）又は摩周観光文化センターを指定避難所として案内する。

また、消防庁舎を災害時の指定避難所に指定するとともに、暴風雪時の指定緊急避難場所に指定する。いずれにしても、一時的な収容とし、長期化する場合には、その他の指定避難所に避難者を移動させることとする。

(1) 避難施設等の選定要件

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 浸水等の被害のおそれがないこと。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- カ その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

(2) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

【資料1 1 一時避難場所一覧】**【資料1 2 指定緊急避難場所一覧】****【資料1 3 指定避難所一覧】****【資料1 4 一時避難場所から指定避難所への移動要領】**

3. 避難場所、避難施設の住民及び観光事業者への周知

(1) 避難場所等の周知

町は避難場所の指定を行ったときには、次の事項につき地域住民及び観光事業者等に対する周知徹底に努める。

- ア 避難所の名称
- イ 避難所の所在地
- ウ 避難対象の地区割り
- エ 避難所への経路
- オ その他必要な事項

(2) 避難場所等の周知要領

- ア 平常時
 - (ア) 弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）
 - (イ) 弟子屈町「知って得する便利帳」への掲載
 - (ウ) 弟子屈町防災ガイドブックでの細部説明（2018年4月及び2021年4月に配布済）

イ 災害時

- (ア) 弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）
- (イ) NHKをはじめとする各報道機関に災害情報伝達の依頼
- (ウ) 消防用放送設備・広報車・消防自動車による伝達
- (エ) 緊急速報メールによる伝達
- (オ) コンビニエンス・ストアへの広報依頼
- (カ) コカ・コーラ自動販売機の防災情報メッセージボードによる伝達

(3) 避難のための知識の普及

町は、必要に応じて次の事項につき住民に対して普及を図る。

同時に、旅行者を受け入れる施設管理者に対し、宿泊者の安全な避難誘導の知識の普及に努める。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難後の心得

4. 外国人に対する配慮

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を避難行動要支援者と位置付け、災害発生時に迅速、かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人の住民登録時など様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 英語通訳が可能な職員の確保及び教育委員会から臨時英語講師通訳の支援を受け外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

5. 避難計画の作成

住民、特に高齢者、障害者等の避難行動要支援者及び旅行客が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

(1) 避難計画

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- ア 避難指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の貸与
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 避難場所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 避難住民及び団体旅行客に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難住民及び団体旅行客に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難住民及び団体旅行客に対する各種相談業務
- カ 避難に関する広報
 - (ア) 消防用スピーカーによる周知
 - (イ) 緊急速報メール
 - (ウ) 広報車による周知
 - (エ) 避難誘導者による現地広報
 - (オ) 住民組織を通じた広報
 - (カ) 弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）及び登録制LINEによる広報
 - (キ) NHKをはじめとする報道機関を通じた広報

(2) 防災上重要な施設の管理者

学校、医療機関、社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の条件（地震・その他天候の急変等）
- イ 避難の場所
- ウ 経路
- エ 移送の方法
- オ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- カ 保健、衛生及び給食等の実施方法

(3) 観光宿泊施設の管理者

観光宿泊施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

6. 災害対策本部等の設置等

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに弟子屈町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

本部の組織及び運営並びに災害応急対策要員の参集要領については、「地域防災計画」第2章第3節「災害対策本部」を準用する。

7. 地震発生時等の応急対策等**(1) 地震発生時等の応急対策**

ア 情報の収集・伝達

（「地域防災計画」以下同じ）第4章第4節「情報の収集、伝達及び広報計画」を準用する。

イ 避難のための勧告及び指示

第4章第5節「避難計画」を準用する。

ウ 施設の緊急点検・巡視

第4章第5節「避難計画」を準用する。

エ 二次災害の防止

第4章第5節「避難計画」を準用する。

オ 救助・救急・消火・医療活動

第4章第6節「救助救出計画」、第7節「医療救護計画」及び第8節「消防計画」を準用する。

カ 物資調達

第4章第11節「食料供給計画」及び第4章第12節「衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用する。

キ 輸送活動

第4章第13節「輸送計画」を準用する。

ク 保健衛生・防疫活動

第4章第14節「防疫計画」を準用する。

第4 関係者との連携協力の確保に関する事項

1. 資機材、人員等の配備手配

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、「地域防災計画」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2. 物資の備蓄・調達

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行うものとする。
- (2) 町は、道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等の供給の要請をすることができる。
- (3) 他機関に対する応援要請
 - ア 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。
 - イ 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部等から応援協力を要請するものとする。

このほか、他機関に対する応援要請については、第4章第22節「広域応援計画」を準用する。

(4) 地域防災力の向上

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は広域的かつ甚大な被害が予想されるため、住民、企業自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。このため町は、第3章第14節「地域防災力の向上」に準じて防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織、NPO等の充実、企業の防災活動の活性化を図るなど、防災関係機関との連携のもと地域が一体となって推進するものとする。また、障害者、高齢者、幼児、外国人等の避難行動要支援者に対して、第3章第12節「救援救護体制の整備」に準じて情報提供や避難誘導等における災害発生時の対応を強化するものとする。

第5. 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、一度地震が発生した場合に、その地震の影響を受けて、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報である。

1. 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

町としては、地域住民に対し、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした場合に、すぐに避難できる態勢の準備等を徹底させるため、以下のような対応をする。

- (1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の伝達や防災対応の呼びかけを迅速かつ正確に実施する。国からの防災対応の呼びかけ期間は、1週間とされていることから、各自治体においても1週間、定期的（1日に1回程度を目安）に住民への呼びかけを行う。
- (2) 各自治体で管理・運営する公共施設においては、職員・施設利用者の避難誘導手順等の再確認（避難場所・避難経路の再確認）を実施する。
- (3) 後発地震が発生した場合に住民が避難する指定緊急避難場所を点検する。
- (4) 後発地震に備えた初動体制を再確認する。
- (5) 後発地震が発生した際の企業等との防災協定等を確認する。

2. 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に係る事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については次のようにする。

- (1) 町広報誌への掲載やチラシの折込
- (2) 庁舎や集客施設等におけるポスター掲載
- (3) 情報に関するチラシやリーフレット、マンガ冊子等の配布
- (4) 弟子屈町公式Webサイト（ホームページ）及び登録制LINEによる周知
- (5) 消防用放送設備や町広報車・消防車両による周知

3. 災害対応策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

4. 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合には、関係機関等と協力し住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震の備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等の安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速な避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6. 防災訓練に関する事項

1. 防災訓練の実施

- (1) 町及びその他の防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

また、訓練後には本計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて、計画の見直し等を行う。

- (2) 1の防災訓練は、防災週間等を利用し、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) 1の防災訓練は、地震発生時の円滑な避難のための災害応急対策を中心とし、情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (5) 北海道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的とする情報収集、伝達訓練

- エ 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 防災訓練の実施に当たっては、配慮すべき事項は次のとおりとする。
 - ア 地震による避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々に定着させるよう工夫すること
 - イ それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第7. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、「地域防災計画」第3章第14節「地域防災力の向上」に準じて防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は各課、各機関が行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 住民等に対する教育・広報

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が地震からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

3. 児童・生徒等に対する教育

児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。

また、児童・生徒等が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとし、可能な範囲で町が実施する総合防災訓練にも参加するものとする。

4. 保育園・幼稚園の園児に対する防災教育

園児に対し、家庭・地域と連携しながら防災教育を実施する。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される揺れ及び津波から身を守る方法
- (2) 避難訓練を通して、「いざ」というときの行動を身につける方法

5. 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入する施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

6. 自動車運転者に対する広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- (1) 発生時における交通規制の内容
- (2) 地震発生時における運転者のとるべき措置
- (3) 地震予知情報等の知識

7. 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

第6章 水害対策計画

別冊第1「水防計画」による。

(空白)

第7章 火山災害対策計画

第1節 総則

第1 目的

この計画は、アトサヌプリ（硫黄山）、摩周が噴火し、又はその恐れがある場合において登山者、地域住民等の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と協力して広報、避難等の事前措置及び救助その他必要な応急対策を本計画により行うものとする。

なお、雌阿寒岳、雄阿寒岳が噴火し、本町に被害発生の恐れがある場合は、この計画等に準ずる。

第2 防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 第2節「防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 火山の概況

第1 活火山の定義

平成15年（2003年）1月、火山噴火予知連絡会は、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山」と定義し直し、全国で108火山を指定した。

その後、平成23年（2011年）6月には2火山が、同じく29年（2017年）6月には更に1火山が新たに選定され、活火山の数は現在111火山となっている。この内、北海道における活火山は31火山（北方領土の11火山を含む）である。

第2 火山の現状（北海道の活火山）

区 分	火 山
常時観測火山 (9)	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山
その他の火山 (22)	知床硫黄山、羅臼岳、天頂山、摩周、雄阿寒岳、丸山、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山 (以下北方領土：茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉安登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山)

第3 アトサヌプリ、摩周、雌阿寒岳及び雄阿寒岳の過去の火山活動

1. アトサヌプリ

別冊第4「アトサヌプリ火山防災計画」による。

2. 摩周

(1) 摩周火山は、屈斜路カルデラ（東西径 26km、南北径 20km）の東壁上で、遅くとも約 3.4 万年前から成層火山として成長していたが、約 7,000 年前の大規模な噴火によってカルデラ（摩周カルデラ：東西径 5.5km、南北径 7.5km）を生じた。摩周カルデラ内には摩周湖があり、湖の中央にはデイサイト質の溶岩ドーム（カムイシュ島）、カルデラ南東壁上には安山岩～デイサイト質の小成層火山であるカムイヌプリ（摩周岳）がある。構成岩石の SiO₂ 量は 52.4～73.0 重量%である。

(2) 噴火活動史

ア 過去 1 万年間の噴火活動

約 7,000 年前に大規模な噴火（降下火山灰、降下軽石、火砕流の噴出）が起こり、現在摩周湖となっている摩周カルデラを形成した。その後、約 2,000 年前までに軽石や火山灰を噴出する活動が少なくとも 7 回あり、カルデラ南東壁上に新しくカムイヌプリを生成したほか、カルデラ中央には溶岩ドームであるカムイシュ島を生成した。

カムイヌプリでは、約 1,000 年前にも大きなプリニー式噴火（大量の軽石・火山灰が空中高く噴出する噴火）が起こり、山頂には直径 1km の火口を形成した。現在噴気活動は認められないが、今後は、摩周に対する事前・応急対応の検討が必要である。

イ 有史以降の火山活動

年代	現象	活動経過・被害状況等
2003(平 15)年	地震	2月及び6月にカルデラ内浅部を震源とする地震活動が活発化した。有感地震は2月13日3回（最大M3.6、弟子屈で震度2）、6月16日1回（M3.5、弟子屈などで震度1）

3. 雌阿寒岳

阿寒カルデラの南西壁上に生じた雌阿寒岳は、ポンマチネシリや阿寒富士など 8 つの小さな火山から構成される成層火山群で、玄武岩・安山岩・デイサイトの多種類のマグマが噴出した。火山群中央部には約 13,000 年前の火砕流噴出で形成された中マチネシリ火口がある。ポンマチネシリや西山・北山・阿寒富士の火山体が形成された後は、主に水蒸気爆発が頻発し、ポンマチネシリ山頂部にポンマチネシリ火口（旧火口と赤沼火口）が形成され、近年も数年おきに小規模な噴火が発生している。

2008 年にごく小規模な噴火が発生した以降は、火山性地震の増加、微動の発生、地熱域の拡大及び噴火の拡大など、火山活動の一時的な高まりがみられているが噴火には至っていない。

4. 雄阿寒岳

北海道釧路市の北部に位置する火山で、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳と共に阿寒カルデラの後カルデラ火山のひとつである。西山麓のカルデラ床には阿寒湖がある。雄阿寒岳は、約5,000年前、二ツ岳付近の火口より、スコリア、軽石及び安山岩質岩片からなる雄阿寒岳降下火砕物を山体南東部に噴出した後、山体南部に溶岩流が流下した。約5,000～2,500年前、山頂付近でストロンボリ式噴火、火災丘を形成し、溶岩流が山体北部及び東部の広い範囲に流下した。その後、約2,500～1,000年前まで山頂火口群で水蒸気爆発が発生した。

札幌管区気象台が実施している現地調査及び上空からの観測によると、北西斜面には地熱域があり複数の噴気孔からは弱い噴気も確認されている。

なお、過去に弱い噴気活動の記録がある北山腹の北火口では、最近噴気はみられていない。有史以降の噴火の記録は無い。

5. 被害想定

(1) アトサヌプリ

別冊第4「アトサヌプリ火山防災計画」による。

(2) 摩周

摩周火山では、後期になってマグマの分化が進み、ケイ酸に富むマグマが爆発的に噴出している。摩周の現在の火口で噴火が再開する場合、おそらく水蒸気噴火にひき続き、軽石・火山灰が爆発的に噴出することが予想される。

この場合、降灰軸は一般的には偏西風により火口の東側にくる。しかし、場合によっては西側、北側に降灰することもある。このような降灰は、気象データの解析により直前の予測が可能である。

火山活動が摩周以外の地点で発生する場合、最も可能性のある位置としては摩周一カムイシュを結んで摩周カルデラを北西－南東に横断する帯状区が考えられる。もし、この地帯あるいは他の箇所のカルデラ底で噴火が発生した場合、最初は湖水の溢流－泥流発生、並びにマグマ水蒸気噴火といった活動が予想され、次いで既述の軽石・火山灰の噴出に移行する可能性がある。

したがって、このような場合、泥流・火砕サージなどによる山麓周辺への被害も考慮しなければならない。

摩周及び摩周カルデラ内その他の地点で噴火が発生する場合、予想される噴火は上述のようなものであり、これに伴って、山麓周辺へ泥流・火砕サージ及び広域的な降灰等による災害の発生が考えられる。また、摩周湖の水質汚染なども発生するであろう。

(3) 雌阿寒岳

弟子屈町に対する溶岩・噴石等の被害の可能性はほとんど無いが、過去の噴火実績から見ても噴火に伴う降灰の可能性は高く、農業・観光への被害の公算は高い。また、雌阿寒岳の噴火に伴い、阿寒湖畔の一部の住民及び観光客が当町へ避難してくる可能性が高いため、避難者の収容準備が必要である。

(4) 雄阿寒岳

弟子屈町に対する溶岩・噴石等の被害の可能性はほとんど無いが、過去の噴火実績から見ても噴火に伴う降灰の可能性は高く、農業・観光への被害の公算は高い。また、雄阿寒岳の噴火に伴い、阿寒湖畔の一部の住民及び観光客が当町へ避難してくる可能性が高いため、避難者の収容準備が必要である。避難者の収容要領は、雌阿寒岳に準じて行う。

第3節 災害予防対策

第1 火山観測体制

札幌管区気象台は、常時観測火山について、震動、地殻変動観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。

- (1) アトサヌプリは、平成24年以降は、ほぼ毎年機動観測を実施している。
- (2) 弟子屈町内の観測施設
別冊第4「アトサヌプリ火山防災計画」による。
- (3) 関係する主な気象官署

機関・部署名	所在地	連絡先
札幌管区気象台気象防災部 地域火山監視・警報センター	札幌市中央区北2西18-2	011-611-2421
釧路地方気象台	釧路市幸町10-3 合同庁舎9F	0154-31-5146
網走地方気象台	網走市台町2丁目1-6	0152-43-4349

第2 警戒区域の把握等

町は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区を把握するとともに、弟子屈町防災ガイドブックを適宜に修正し、住民に対し情報提供を効果的に行う。

併せて、一時避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路等に関する説明を含めた防災セミナー等を定期的に行い、町民の防災意識の高揚に努める。

第3 警戒体制の強化

町は、火山についての噴火現象を想定し、気象庁及びその他の観測機関から、噴火に関する情報を収集し、警戒体制の強化・充実に努めるものとする。噴火の規模によっては、近隣町への避難を考慮し、必要な対策を施すものとする。

第4 避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知に努めると共に、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。また、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害の恐れのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるものとする。

第5 二次災害の予防対策

豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、町は、道及び防災関係機関の協力のもとに、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第6 通信施設の整備

町は、道の協力のもとに、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を推進するものとする。

第7 防災知識の普及啓発

町は、道及び防災関係機関と連携し、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育又は自治会への出前講座等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

また、アトサヌプリ（硫黄山）等の有毒ガスの噴出地帯など危険箇所について掲示板を設置するなど住民、登山者等へ周知を図るものとする。

第8 防災訓練の実施

町は、防災関係機関、住民及び事業所等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するとともに、訓練についての事後評価を行い、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

また、役場職員による机上訓練、住民避難訓練あるいは防災関係機関を交えた総合防災訓練等、段階的にかつ手法を凝らして実践的で町民参加型の訓練を迫及する。

第9 防災協議会による防災体制の強化

1. 雌阿寒岳火山防災会議等

(1) 雌阿寒岳噴火による被害想定

噴火による弟子屈町への影響は、阿寒湖畔からの距離があるため、火山岩塊、火山礫等による被害は殆ど無いと考えられるが、降灰による、山林、農作物等への被害及び大気汚染が想定される。

(2) 雌阿寒岳噴火時における災害対策

雌阿寒岳が噴火し、弟子屈町に被害発生の恐れがある場合は、この計画及び雌阿寒岳火山防災計画に基づき災害対策を実施する。

ア 避難者の収容

阿寒湖畔から国道241号線沿いに避難して来る住民及び観光客の収容施設として、摩周観光文化センターを指定し、避難者の収容準備にあたる。この際、弟子屈町が火山災害を受けた時と同様の態勢をもって避難者の支援にあたる。

イ 釧路市への支援

町職員による協力、ボランティア支援等、釧路市からの要請に基づき必要な支援を行う。

2. アトサヌプリ火山防災協議会

町は、アトサヌプリの火山噴火警戒レベル運用に向け、国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、平成27年3月24日設置したアトサヌプリ火山防災協議会において、アトサヌプリの噴火警戒レベル運用に向けて準備を進めてきたが、平成27年7月の活動火山対策特別措置法の一部改正に伴い、同28年2月9日付で同協議会を改組し、同年2月22日から施行した。その改組した協議会の元に、アトサヌプリ噴火警戒レベルの運用について合意し、同年3月23日から運用開始となった。

今後とも、同協議会において、地域ごとの避難計画及び防災マップの更新等の防災対策を継続する。

第4節 災害応急対策

第1 防災組織

町は、火山現象の規模又は状況等から必要があると認める場合は、「第2章防災組織第3節災害対策本部」の定めるところにより災害対策本部を設置し、関係市町村、北海道、指定地方行政機関及び区域内公共団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする

1. 防災関係機関等

本部長は、緊急時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、次の各防災関係機関等を招集し、応急対策を協議するものとする。なお、平常時においても定期的に協議を行い、この計画に基づく業務の円滑な推進を図るものとする。

防災関係機関は、第1章「総則」第2節第2「処理すべき事務及び業務の大綱」に示す防災関係機関を参照とし、情報収集と連携を図るものとするが、火山災害の対応にあたっては、特に下表の機関との連携を重視する。

官署区分	名 称
自 治 体	弟子屈町、清里町、大空町、小清水町
消 防	釧路北部消防事務組合消防本部、弟子屈消防署、弟子屈町消防団
警 察	北海道警察、釧路方面本部、弟子屈警察署、川湯駐在所、中標津警察署、北見方面本部、斜里警察署、美幌警察署
陸上自衛隊	第5旅団、第27普通科連隊
気象関係	札幌管区气象台、釧路地方气象台、網走地方气象台
国・北海道	根釧西部森林管理署、環境省釧路自然環境事務所、釧路開発建設部、網走開発建設部、国土院北海道地方測量部、北海道総合通信局、海上保安庁（釧路海上保安部及び第一管区海上保安本部釧路航空基地）、北海道、釧路総合振興局（地域創生部地域政策課、釧路建設管理部）、オホーツク総合振興局（地域創生部地域政策課、網走建設管理部）
指定公共機関	東日本電信電話株式会社北海道東支店釧路営業支店、北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店弟子屈ネットワークセンター、JR北海道釧路支社、北海道バス協会釧路根地区バス協会
公共的団体	弟子屈町森林組合、摩周湖農業協同組合、弟子屈町商工会
観光関係	（株）弟子屈町振興公社、（一財）自然公園財団川湯支部、（一社）摩周湖観光協会、阿寒摩周国立公園川湯地域運営協会
そ の 他	その他の防災関係機関・団体

2. 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2 火山現象に関する情報の収集及び伝達

1. 火山現象に関する警報及び予報の種類

- (1) 火山現象に関する警報及び予報は、「気象業務法（昭和27年法律第165号）第13号の改定」により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は、気象業務法第15条第1項の規定により知事に通報され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。

- (2) 噴火警報・予報の種類

種類	概要
噴火警報	札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予が殆ど無い火山現象）の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は、噴火警報（居住地域）、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。 「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

※噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。

- (3) 北海道における噴火警戒レベル運用状況

火山名	噴火警戒レベル運用開始年月	活火山法に基づく協議会設置日
樽前山	2007年12月1日	2016年3月29日
北海道駒ヶ岳	2007年12月1日	2016年3月22日
有珠山	2008年6月9日	2016年3月28日
十勝岳	2008年12月16日	2016年3月31日
雌阿寒岳	2008年12月16日	2016年3月25日
倶多楽	2015年10月1日	2016年3月30日
アトサヌプリ	2016年3月23日	2016年2月9日
恵山	2016年3月23日	2016年3月17日
大雪山	2019年3月18日	2016年3月31日

- (4) 噴火警報と噴火警戒レベル

【別表 噴火警報と噴火警戒レベル】

- (5) その他の火山現象に関する予報

別冊第4「アトサヌプリ火山防災計画」を参照

2. 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1) 発見者の通報

アトサヌプリ等の火山活動に異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を電話等の迅速・確実な方法により町長、又は弟子屈警察署（川湯駐在所）及び釧路北部消防事務組合（消防本部・消防署）に通報するものとする。

(2) 警察署・消防本部の通報

発見者から警察署・消防本部に通報があった場合には、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

(3) 町長の通報

異常現象の通報を受けた町長は、直ちに情報を確認し、釧路地方气象台及び関係機関に迅速・確実な方法で通報するものとする。

3. 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

別冊第4「アトサヌプリ火山防災計画」を参照

4. 火山警報等関係機関

【別図 噴火警報等関係機関一覧表】

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第4章第4節「災害情報の収集、伝達及び広報計画」の定めるところによる。なお、道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換することとする。

第4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害情報の収集、伝達及び広報計画」の定めるところによる。

第5 応急措置

町、道及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第4章第2節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第7 警戒区域の設定

町及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第4章第5節「避難計画」の定めるところにより警戒区域を設定するものとする。

また、この場合あらかじめ関係市町村、関係機関等と協議するものとする。

第8 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第4章第6節「救助救出計画」及び第4章第7節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び防災関係機関は、第4章第16節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第9 道路等交通の規制

北海道警察並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第21節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

第10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第4章第24節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

第11 広域応援要請

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれが単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第4章第23節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道等へ応援を要請するものとする。

【別表 噴火警報と噴火警戒レベル等の一覧表（噴火警戒レベルが運用されている火山）】

種別	名称	対象範囲	レベル	警戒事項等	発表基準等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
			4	高齢者等 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで の広い 範囲の 火口周辺	3	入山 規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは発生すると予想される場合」すると予想される場合
			2	火口 周辺 規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される場合
予報	噴火予報	火口内等	1	活火山 である ことに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

【別表 噴火警報と噴火警戒レベル等の一覧表（噴火警戒レベルが運用されていない火山）】

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	発表基準等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより 火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重警戒 (居住地域嚴重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは発生すると予想される場合
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

【別図 噴火警報等関係機関一覧表】

●常時観測火山（北海道地域防災計画による）

火山名	発表通報 担当官署	警察機関	総合振興局	市 町 村
雌阿寒岳	札幌管区 気象台	釧路方面本部	釧路総合振興局	釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村
			十勝総合振興局	足寄町
北見方面本部		オホーツク 総合振興局	美幌町、津別町	
アトサヌプリ (硫黄山)		釧路方面本部	釧路総合振興局	弟子屈町
	北見方面本部	オホーツク 総合振興局	清里町	

●その他の火山

火山名	発表通報 担当官署	警察機関	総合振興局	市 町 村
摩 周	札幌管区 気象台	釧路方面本部	釧路総合振興局	弟子屈町、標茶町
			根室振興局	中標津町
北見方面本部		オホーツク 総合振興局	清里町	
雄阿寒岳		釧路方面本部	釧路総合振興局	釧路市

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第8章 事故災害対策計画

第1節 目的

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。この様な社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 災害予防

鉄軌道事業者及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (4) 職員の非常招集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応体制を整備するものとする。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

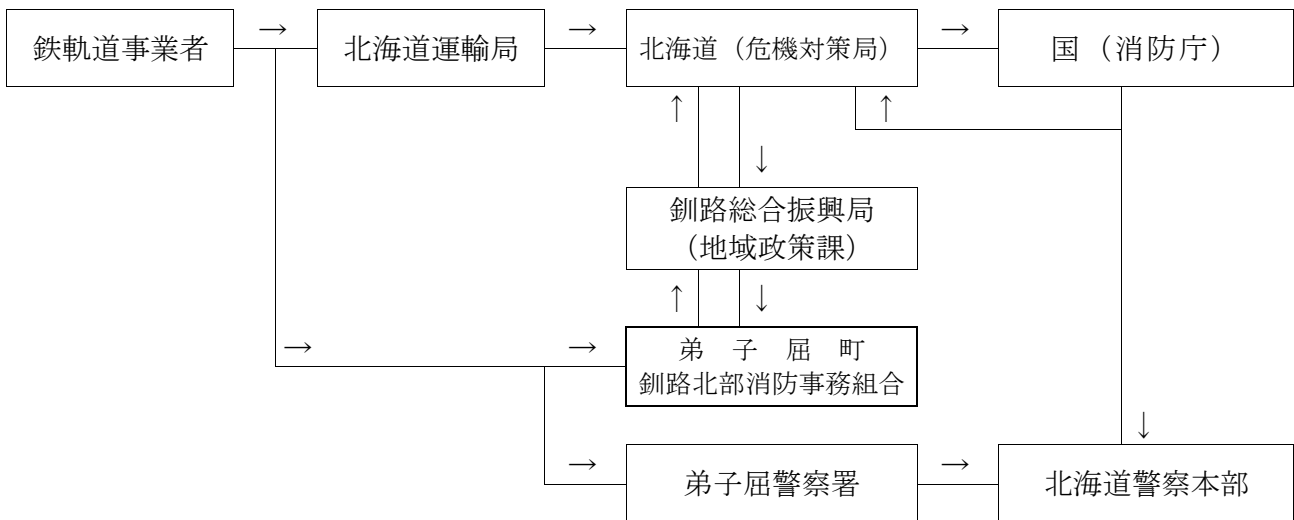
第2 災害応急対策

1. 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報については、第4章第4節「災害情報の収集、伝達及び広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、町、消防機関、警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整える他、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員の安否確認
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係わる災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係わる災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

4. 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、第4章第6節「救助救出計画」の定めにより実施するものとする。

5. 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第4章第7節「医療救護計画」の定めにより実施するものとする。

6. 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害により発生した火災の直後には、初期消火活動を実施するよう努めるとともに、その後の消防活動には可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜査及び遺体の収容等

町は、第4章第16節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第20節第10「災害時における交通規制に関する事項」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第8章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は第4章第23節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。

11. 広域応援要請

災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には第4章第22節「広域応援計画」の定めにより他の消防機関、他の市町村、道等へ応援を要請するものとする。

第3 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災、又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

1. 道路管理者

- (1) シェルターや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (2) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (3) 職員の非常招集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 道路災害時に、施設・設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制・資機材を整備するものとする。
- (6) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (7) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

2. 警察（弟子屈警察署）

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生する恐れのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

第2 災害応急対策

1. 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の連絡系統は、別図1のとおりとする。

【別図1 情報通信連絡系統】

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害情報の収集、伝達及び広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、町（消防機関）、警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否確認

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係わる災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係わる災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

4. 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第4章第6節「救助救出計画」の定めにより実施するものとする。

5. 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第7節「医療救護計画」の定めにより実施するものとする。

6. 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜査及び遺体の収容等

町は、第4章第16節「行方不明者の捜査及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

道路災害時における交通規制については、第4章第21節第10「災害時における交通規制に関する事項」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第8章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は第4章第24節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11. 広域応援

災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には第4章第23節「広域応援計画」の定めにより他の消防機関、他の市町村、道等へ応援を要請するものとする。

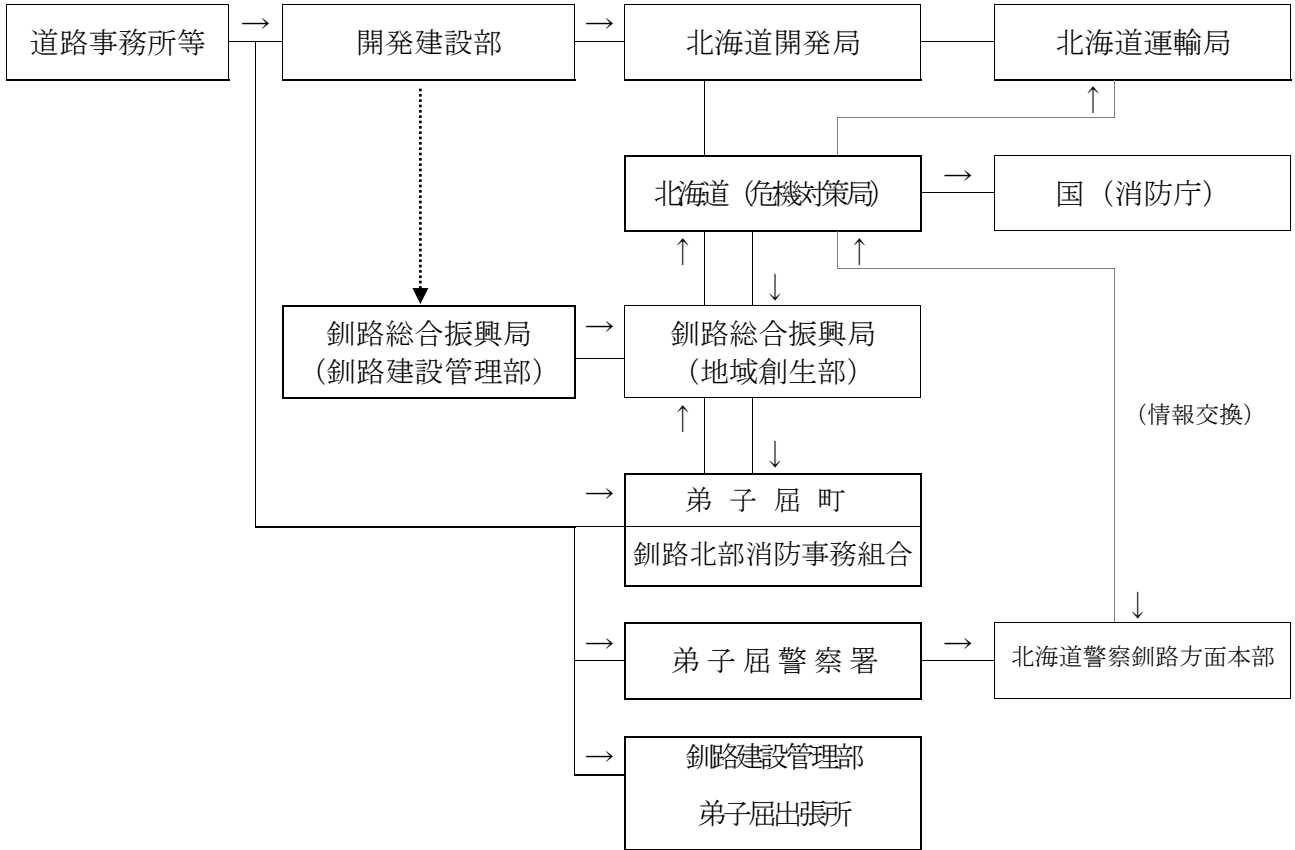
12. 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

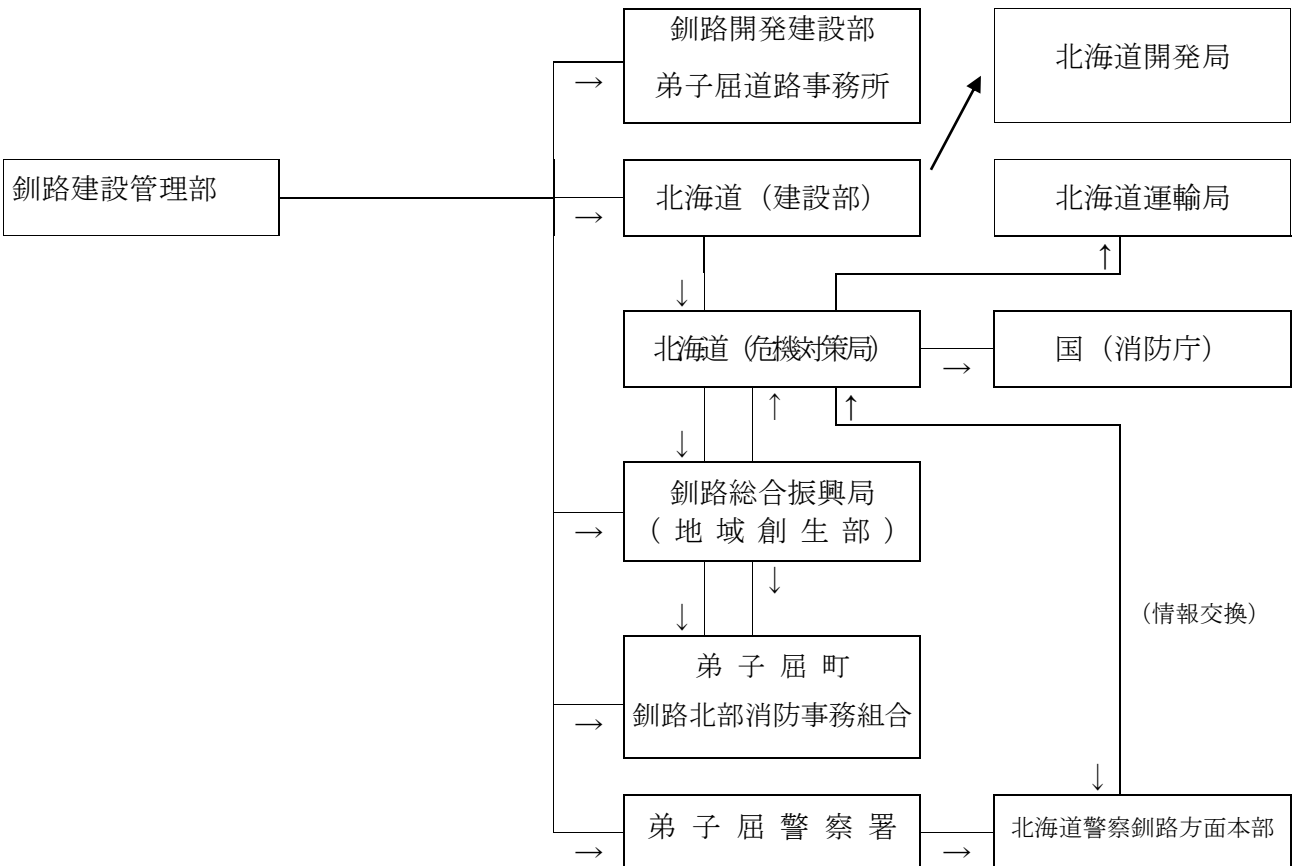
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

【別図1 情報通信連絡系統】

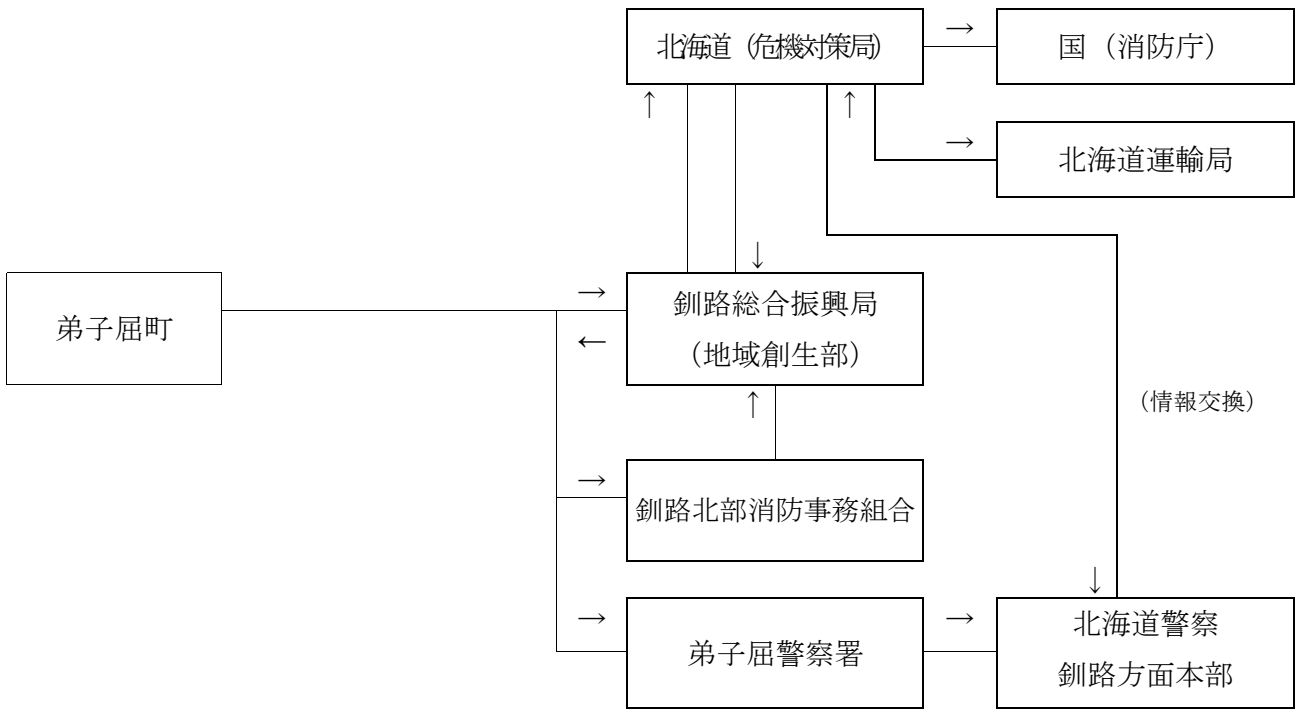
● 国の管理する道路の場合



● 道の管理する道路の場合



● 町の管理する道路の場合



第4節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

〈例〉石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

〈例〉火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

〈例〉液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

〈例〉毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1. 危険物等災害予防

(1) 事業者

消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関及び警察へ通報するものとする。

(2) 北海道、消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規程に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 警察（弟子屈警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

2. 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 鉱山における事業者の予防対策について監督、指導するものとする。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 警察（弟子屈警察署）

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道、北海道経済産業局又は北海道鉱山保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法、又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(5) 弟子屈消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3. 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事、又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 警察（弟子屈警察署）

- ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(5) 弟子屈消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4. 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒・劇物が飛散する等により不特定、又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署、又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 警察（弟子屈警察署）

必要に応じて、毒・劇物の保管状態や、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(4) 弟子屈消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5. 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害の恐れがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講じるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 弟子屈消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察（弟子屈警察署）

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における

初動措置体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等による災害発生防止を図るものとする。

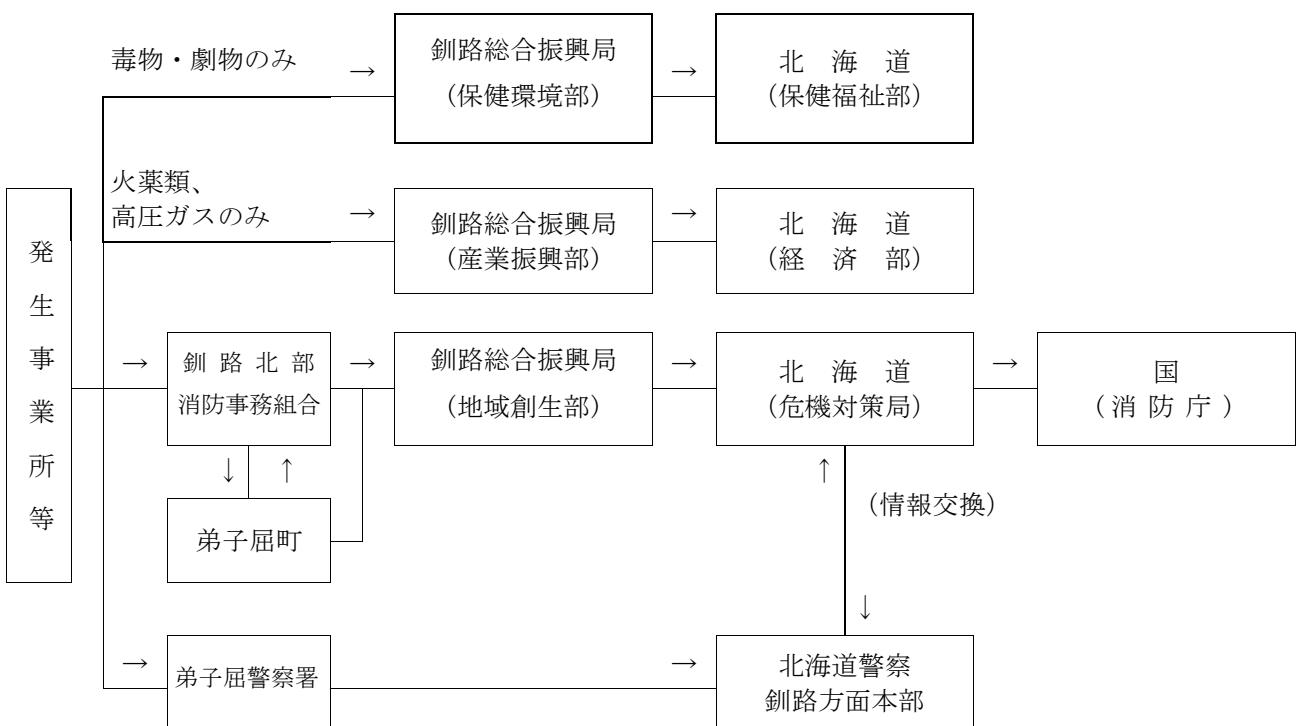
第3 災害応急対策

1. 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅行者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害情報の収集、伝達及び広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高压ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関とする。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、かつ、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係わる災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、その所管に係わる災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

4. 火災予防

第5章第2節第3「火災予防計画」を準用する。

5. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性との危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止や、流出した危険物等の除去、事業者に対する応急措置命令や、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

6. 消防活動

危険物災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。また、消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 避難措置

人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

8. 救助救出及び医療救護活動等

町は、第4章第6節「救助救出計画」及び第4章第7節「医療救護計画」の定めるところにより、救助救出活動及び医療救護活動を実施するものとする。また、町は第4章第16節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9. 交通規制

各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第20節第10「災害時における交通規制に関する事項」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第4章第23節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11. 広域応援要請

災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第4章第22節「広域応援計画」の定めにより他の消防機関、他の市町村、道等へ応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 火災予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するものとする。

1. 大規模な火事災害に対する強い町づくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域および準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強い町づくりを推進する。

2. 災害予防の徹底

第5章第2節第3「火災予防計画」を準用する。

3. 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

4. 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等について指導する。

5. 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

6. 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、火災予防週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害弱者対策に十分配慮する。

7. 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

8. 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

9. 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

10. 消防訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

11. 火災警報

町長は、釧路総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

※火災警報発令基準

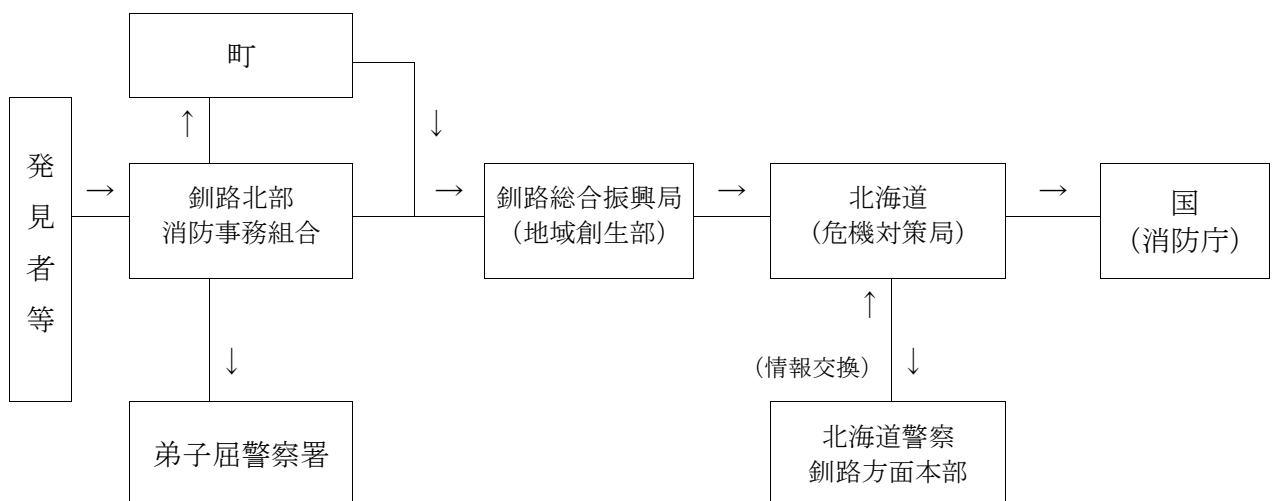
釧路管内で、実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10m/s 以上のとき。（実効湿度＝当日の湿度の他に、前日及び前々日の平均湿度を考慮し入れて定義するもの）

第2 災害応急対策

1. 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害が発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

第8章第4節第3-2「災害広報」の定めによる。

3. 応急活動体制

第8章第4節第3-3「応急活動体制」の定めによる。

4. 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑えるための消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握するものとする。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施するものとする。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施するものとする。

5. 避難措置

人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6. 救助救出及び医療救護活動等

町は、第4章第6節「救助救出計画」及び第4章第7節「医療救護計画」の定めにより、救助救出活動及び医療救護活動を実施するものとする。また、町は第4章第16節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7. 交通規制

各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第2-1節第10「災害時における交通規制に関する事項」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

8. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、第4章第2-3節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9. 広域応援要請

災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第4章第2-3節「広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、道等へ応援を要請するものとする。

第3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密な連携のもと、第9章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第6節 林野火災災害対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防・応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 災害予防

林野火災発生の原因のほとんどが人為的なものであることから、町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第3章第7節「林野火災予防計画」の定めるところにより対策を講ずるものとする。

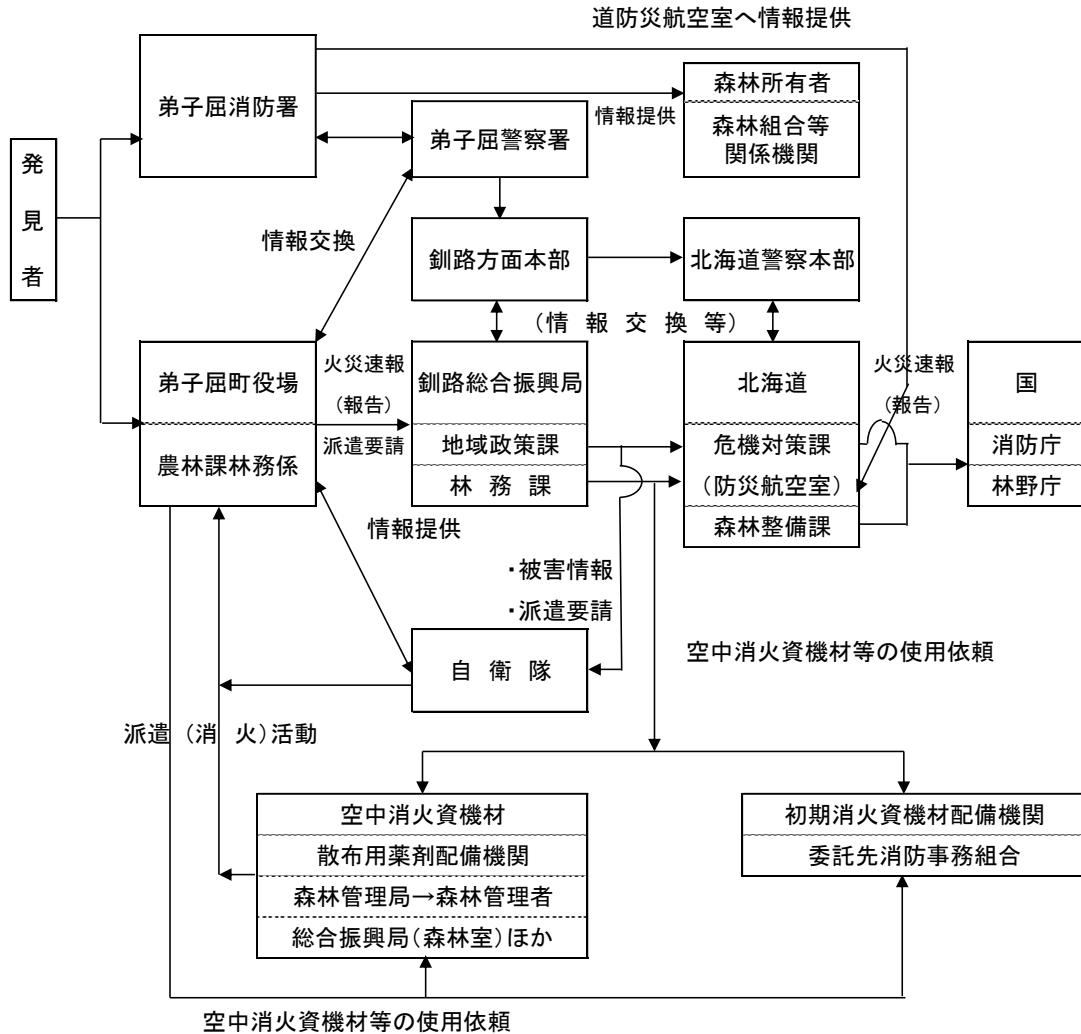
第2 災害応急対策

1. 情報通信

林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 町は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅行者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害情報の収集、伝達及び広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 林野火災災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅行者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示並びに緊急速報メール等の活用により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 林野火災災害の状況
- イ 被災者の安否確認
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係わる災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、その所管に係わる災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

4. 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

(1) 地上消火

林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関等の協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

- ア 消防署（団）及び森林管理署は、林野火災に備えて資機材等を点検・整備し、出動体制を確立する。
- イ 町、森林管理署、森林組合は、消火作業について関係機関の協力を求めてその指導に当たる。
- ウ 国及び道は、一般民有地内の火災についても、積極的に消火作業に協力する。

(2) 空中消火

大火等で地上消火が困難な場合は、ヘリコプターによる空中消火を実施する。ヘリコプターの要請については、北海道知事（釧路総合振興局又は防災航空室）又は「北海道広域消防相互応援協定」に基づき釧路北部消防事務組合消防本部から札幌市消防局へ要請するものとする。これに対し、ヘリポート管理者は、積極的に協力するものとする。

●ヘリコプター要請先

要請先	電話番号	ヘリコプターの種類	要 請 方 法
釧路総合振興局	0154-43-9144	自衛隊ヘリコプター	第4章第24節 自衛隊派遣要請計画による
防災航空室	011-782-3233 6-210-39-897 6-210-39-898	北海道消防防災 ヘリコプター	第4章第23節 広域応援計画 による
札幌市消防局	011-215-2010	札幌市消防ヘリコプター	第4章第23節 広域応援計画 による

【資料19】北海道広域消防相互応援協定

5. 避難措置

人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6. 交通規制

各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第21節第10「災害時における交通規制に関する事項」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

7. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第4章第24節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事（釧路総合振興局長）に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

8. 広域応援要請

災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第4章第23節「広域応援計画」の定めにより他の消防機関、他の市町村、道等へ応援を要請するものとする。

(空白)

第9章 災害復旧計画

第1節 目的

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

その際、航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどして、住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努める。

第2節 実施責任者

弟子屈町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第3節 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川
 - イ 砂防設備
 - ウ 林地荒廃防止施設
 - エ 地すべり防止施設
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ 道路
 - キ 下水道
 - ク 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画

第4節 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律で定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

1. 暫定措置法の適用

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和25年法律第169号）の適用を図り、低利の経営資金を導入する。

2. 日本政策金融公庫資金の活用

日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図るものとする。

第5節 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

1. 生業資金の貸付

町は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

- (1) 「生活福祉資金」内の生業（生活のための仕事）に必要な資金
- (2) 世帯更生資金の災害援護資金
- (3) 母子福祉資金
- (4) 国民生活金融公庫資金
 - ア 更生資金
 - イ 恩給担保貸付金
 - ウ 遺族国庫債権担保貸付金
 - エ 引揚者国庫債権担保貸付金

2. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を改造する等のために資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害復興住宅資金等

第6節 応急金融対策

1. 農林業応急融資

- (1) 天災による罹災農業者に対しては、「天災融資法による融資」及び「林業資金、共同利用施設資金」等の資金を活用し、低利の経営資金の融資を円滑に行い、農業経営の維持安定を図る。
- (2) 「株式会社日本政策金融公庫」及び「農林漁業施設資金」の活用を図り、更に「農業経営維持安定資金」の長期低利資金の導入を行い、農業経営の維持安定を図る。
- (3) 農地等の災害復旧資金として「土地改良（災害対策）資金」等の積極的導入を図る。

2. 生活確保資金

- (1) 罹災した生活困窮者等の再起のため、事業資金その他融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努めるものとする。
 - ア 生活福祉資金
 - イ 母子・寡婦福祉資金
 - ウ 災害援護資金貸付金
 - エ 住宅金融支援機構資金
 - オ 国民生活金融公庫資金
- (2) 罹災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住宅を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

 - ア 生活福祉資金の総合支援資金（生活支援金、住宅入居費及び一時生活時再建費）、福祉資金、教育支援金及び不動産型生活資金
 - イ 母子・寡婦福祉資金の住宅資金及び転宅資金
- (3) 罹災世帯に対するその他の融資

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金及び就業資金

第7節 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

第8節 罹災証明書の交付 ※災対法90条の2

1. 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立する。

- (2) 町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2. 消防機関

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

第9節 被害者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

※災対法90条の3、4

1. 被災者台帳の作成

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況
 - サ 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2. 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- カ 被災者台帳は別に定める。
- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

(空白)

第10章 防災訓練計画

第1節 目的

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

第2節 実施責任者

訓練は、弟子屈町長及びその執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という）の災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第1 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実施訓練の2種とし、関係機関との緊密な連携協議のうえ、訓練計画を作成し実施するものとする。

第2 防災図上訓練

- 1 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。
- 2 自治会単位の訓練

自治会単位で防災訓練を実施するにあたり、町は積極的に協力するものとする。

第3 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするため、次の実施訓練を実施するものとする。

(1) 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町村の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

(3) 避難訓練

水防訓練と消防訓練とあわせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

(4) 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

災害対策本部各部員・消防機関の招集訓練を行う。

(6) 総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

(7) その他の防災に関する訓練

林野火災、地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

【資料1】

弟子屈町防災会議条例

昭和38年1月31日

弟子屈町条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、弟子屈町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及びその組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弟子屈町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 釧路北部消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 釧路北部消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員及びその他公共的団体の役員のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、28人以内とする。

7 第5項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、陸上自衛隊釧路駐屯部隊の自衛官、及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月23日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月2日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月17日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

【資料2】

弟子屈町災害対策本部条例

昭和38年1月31日

弟子屈町条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、弟子屈町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

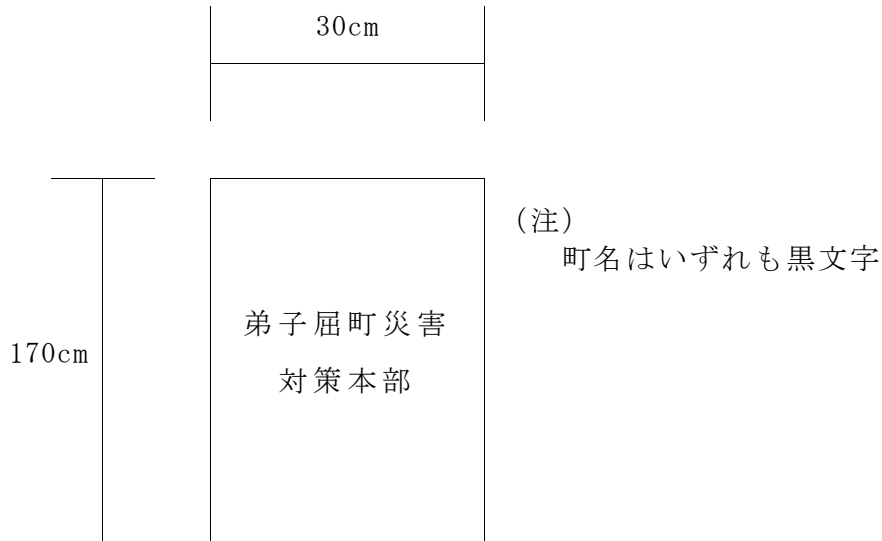
第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

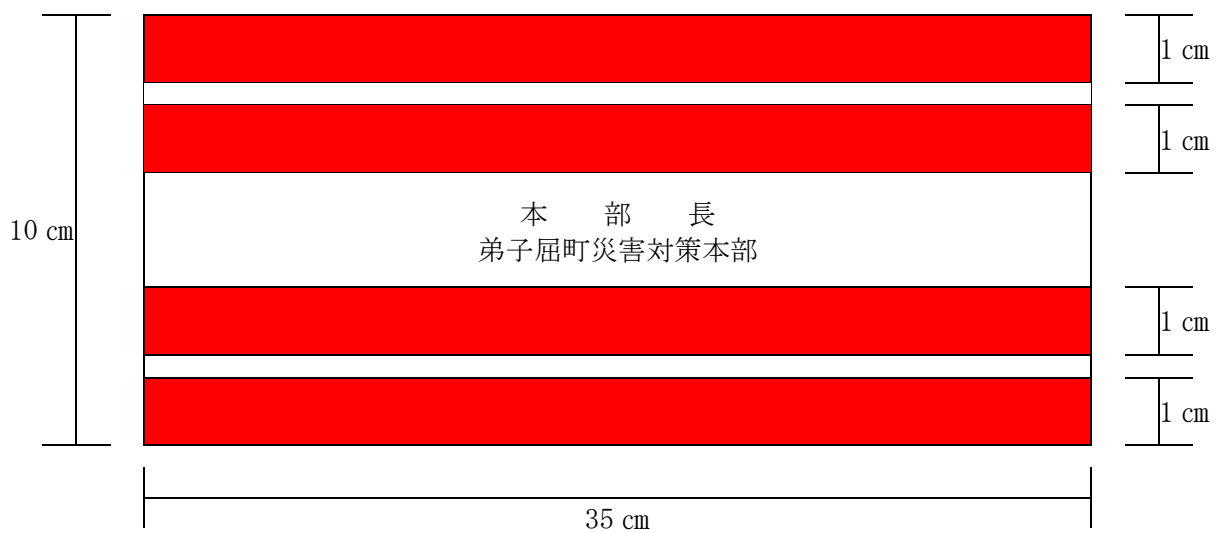
【資料3】災害対策本部標示板、腕章、標旗

1. 標示板

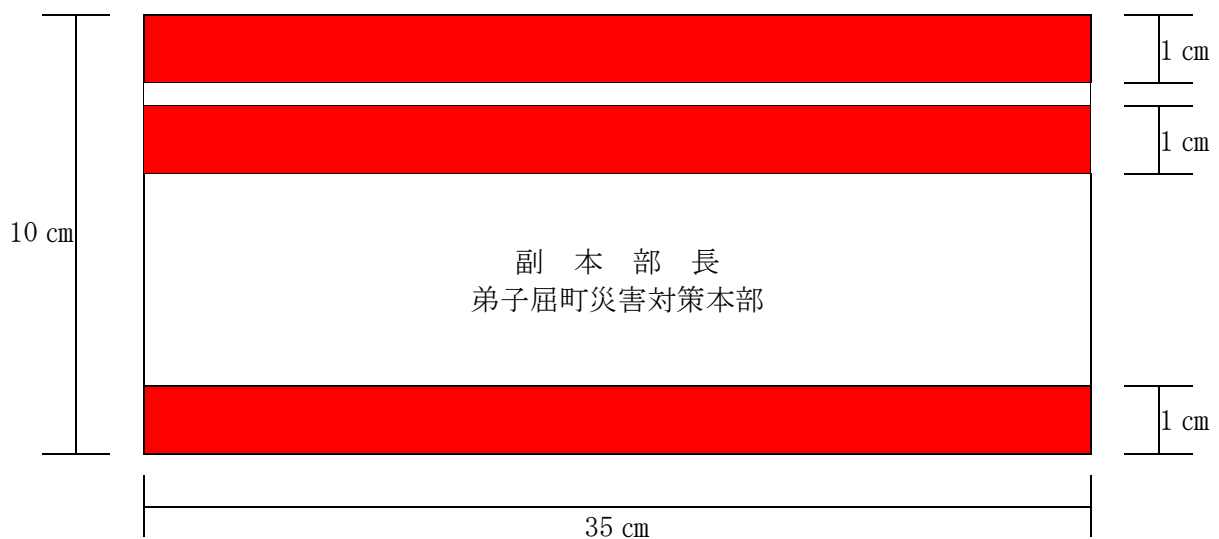


2. 腕章

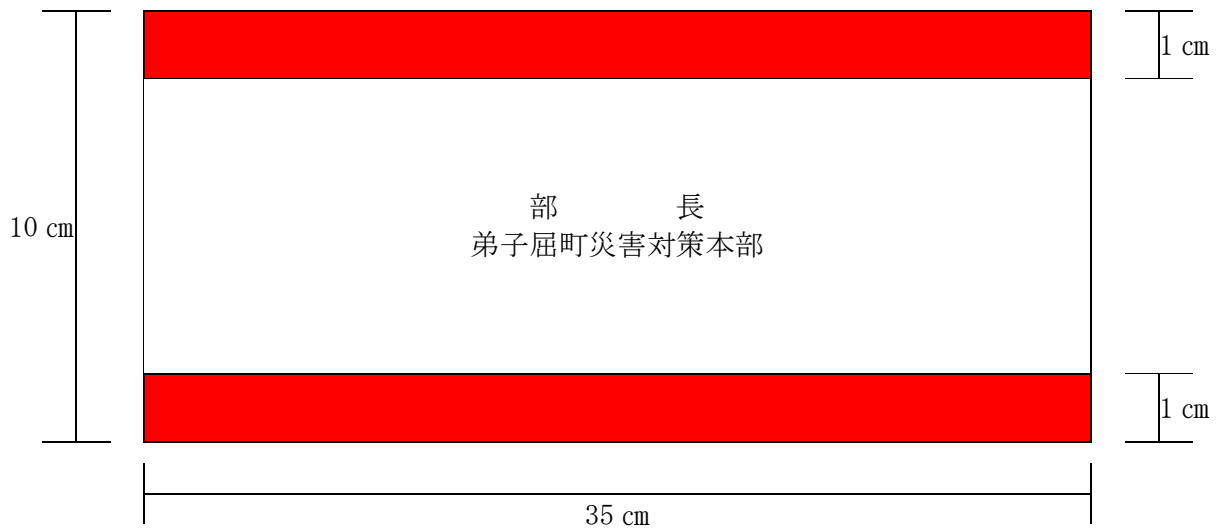
(1) 本部長用



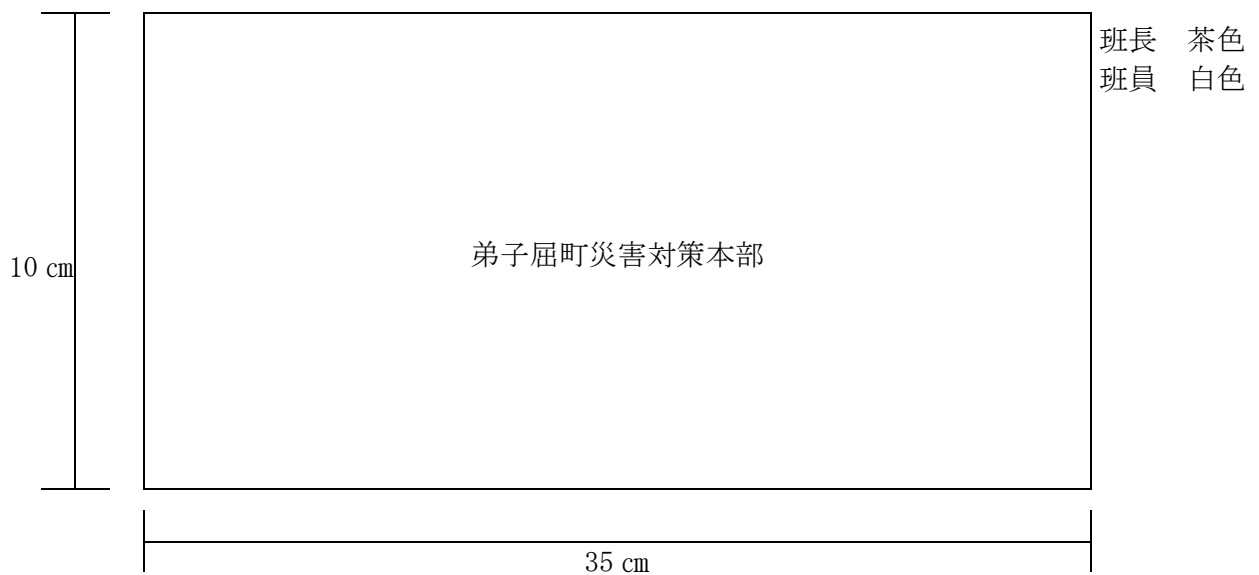
(2) 副本部長用



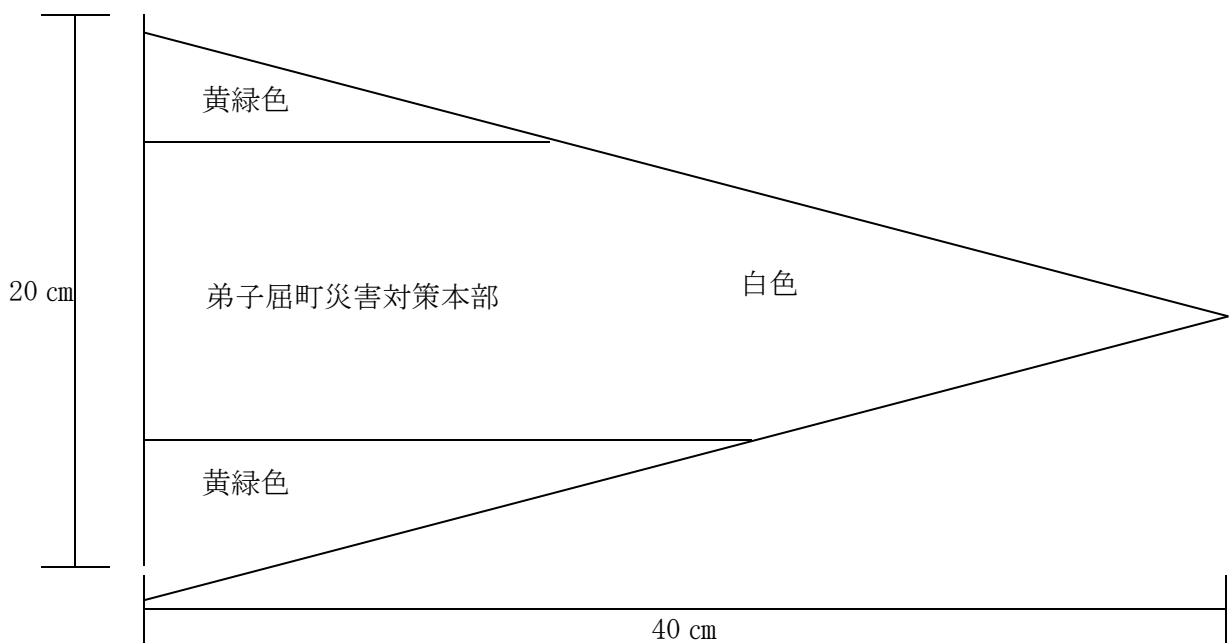
(3) 部長用



(4) 部員用



3. 標旗



【資料4】協力要請先

区 分	団 体 名	構成団体
婦人団体	弟子屈町女性団体 協 議 会	【連絡先】 弟子屈教育委員会社会教育課 (Tel482-2948) ・睦婦人会 ・商工会女性部 ・J A摩周湖女性部 ・弟子屈消費者協会 ・弟子屈女性ドライバークラブ
青年団体	ユースフルネットワーク てしかが	【連絡先】 弟子屈教育委員会社会教育課 (Tel482-2948) ・摩周湖農協青年部 ・4Hクラブ ・役場職員親交会青年部 ・商工会青年部
赤十字奉仕団	弟子屈町赤十字地域奉仕団	【連絡先】 弟子屈町役場福祉課 (Tel482-2921)

【資料5】除雪作業基準

1. 国道路線（釧路開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
391・241・243号	昼夜の別なく除雪を実施し、交通の安全を確保する。

2. 道道路線（釧路建設管理部）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上 ・53号：釧路鶴居弟子屈線 ・717号：札友内弟子屈停車場線	異常な降雪時以外は2車線以上の所定の幅員確保を原則に、交通を確保する。異常時には、極力2車線確保を図る。
第2種	300台～1,000台/日 ・52号：屈斜路摩周湖畔線 ・102号：網走川湯線（※1） ・422号：川湯停車場線 （川湯温泉駅前通り） ・1040号：弟子屈町熊牛原野線	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間には除雪は実施しない。異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満 ・588号：屈斜路津別線（※2）	2車線の幅員確保を原則に夜間除雪は実施しない。状況により1車線（4.0m）幅員で待機所を設け、異常降雪時には、一時通行止めもやむを得ないものとする。

（※）注記

- 1 道道102号（網走川湯線）は、特殊通行規制区間に指定されている。
- 2 道道588号（屈斜路津別線）及び道道52号の跡佐登原野～摩周湖第1展望台は冬季間通行止めとなる。

3. 町道（弟子屈町建設課）

- (1) 1車線確保を原則とし、夜間は除雪を行わない。
- (2) 歩道の除雪
 - ア 所定の幅員を確保する。
 - イ 異常降雪時は、降雪後、速やかに歩行に支障の無い幅員を確保する。

【資料6】 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局及び振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局及び振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村長会

北海道町村会長 寺島 光一郎

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町村
石狩振興局	石狩振興局内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町村
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策等への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資及び資機材 当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村長会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

(別表第1及び別表第2 略)

【資料7】

**釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町釧路管内
8市町村防災基本協定**

釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町（以下「提携市町村」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携市町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平時における相互協力）

第2条 提携市町村は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実に図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し、又は相互に協力するものとする。

- (1) 域防災計画その他各提携市町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供
- (2) 各提携市町村が実施する防災訓練への協力参加
- (3) 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- (4) 提携市町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- (5) 災害時における役場機能維持や医療体制など広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (6) その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第3条 提携市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という）が、独自では十分な応急措置が困難な場合においては、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市町村に対して応援を要請することができるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 人的応援
 - ア 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - イ ボランティアのあっ旋
- (2) 資機材及び生活必需品等の提供
 - ア 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋

- イ 被災者の救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な医薬品などの物資並びに資機材の提供又はあっ旋
- ウ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (3) 代替事務所、避難所等の提供
 - ア 被害市町村における災害対策本部機能の維持等を目的とした施設の提供
 - イ 被災者の避難のための敷地、施設等の提供
- (4) その他
 - 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第5条 被災市町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」別表第2第1要請の定めにより、応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）に対して文書又は口頭により要請するものとする。なお、口頭による要請を行った場合には、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、具体的な応援内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 第4条第1号により、応援のため派遣された職員は、原則として被災市町村長の指揮下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費負担については、原則として「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるところによる。

- 2 前項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援市町村とが協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行

おうとする市町村が必要と認めたときは、自主的に被災地の情報収集を行うとともに、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする市町村の負担とする。

(他市町村の災害に対する応援の協力)

第9条 各提携市町村は、それぞれが友好都市関係を持つ市町村又は相互応援協定を締結している市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは提携市町村に対して協力を求めることができるものとする。

(連絡担当部局)

第10条 提携市町村は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書9通を作成し、各市町村長及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 9月24日

市 町 村 長	釧路市長	蝦名 大也
	釧路町長	佐藤 広高
	厚岸町長	若狭 靖
	浜中町長	松本 博
	標茶町長	池田 裕二
	弟子屈町長	徳永 哲雄
	鶴居村長	大石 正行
	白糠町長	棚野 孝夫
立会人 北海道釧路総合振興局長		村井 悟

【資料8】弟子屈町の防災協定一覧

No.	協定名等	締結日	協定締結者	協定内容概要
1	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書 (大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定)	平成8年7月18日	全国知事	(1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供 (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん (4) 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣 (6) 被災者の一時収容のための施設の提供およびあっせん (7) ほか、特に要請のあった事項
2	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成9年11月5日 平成20年6月10日 平成27年3月31日	・北海道知事 ・北海道市長会長 ・北海道町村会長	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん (2) 被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん (3) 避難、救護及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣 (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん (6) ほか、特に要請のあった事項
3	災害発生時における弟子屈町内郵便局と弟子屈町の協力に関する協定書	平成10年4月1日 平成27年4月1日 平成30年3月27日	・町内郵便局 ・弟子屈町	(1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (2) 被災者の連絡先及び避難者リスト等の情報を相互に提供 (3) 郵便局が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供 (4) 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
4	災害時の遺体搬送等に関する協定	平成18年6月23日	・北海道知事 ・(社)全国霊柩自動車協会	・遺体の搬送について協力を要請することができる。 ・要請を受けたときは、遺体安置所等から斎場等への遺体搬送について速やかに措置するものとする。
5	災害救助用米穀等引渡協定	平成18年10月3日	・北海道知事 ・農林水産省北海道農政事務所	・災害を受けた市長村長は直接引き渡しを要請することができるものとする ・知事は引渡しを受けた全数量について所定の価格により買い受けるものとする
6	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	平成19年1月17日	・北海道知事 ・北海道コカ・コーラボトリング(株)	・飲料の供給・輸送、敷地等施設の提供 ・災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 ・災害情報の道又は市町村への提供
7	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	平成19年1月17日	・北海道知事 ・(株)セイコマート	・生活必需物資等の供給・輸送 ・災害時支援ステーション ・災害情報の道又は市町村への提供
8	弟子屈町地域気象観測所の維持に関する業務	平成19年1月17日	・釧路地方気象台 ・弟子屈町	(1) アメダスを監視し、異常を発見した場合には釧路地方気象台に連絡する (2) 釧路地方気象台からの照会に対する回答
9	自然災害及び武力攻撃事態等発生時における物資の調達に関する応援協定書	平成20年2月12日	・弟子屈町商工会 ・弟子屈町	供給を要請できる物資は次に掲げるものとする。(1) 食料品 (2) 衣料品 (3) 寝具類 (4) 食器類 (5) 日用品 (6) 応急活動における各資機材 (7) その他指定する物資
10	災害時における弟子屈町所管施設等の応急措置に関する協定	平成20年2月12日	・(有)摩周植物園 ・弟子屈町	弟子屈町所管施設等の応急措置

No.	協定名等	締結日	協定締結者	協定内容概要
11	災害時における物資の供給に関する協定書	平成20年2月21日	・北海道知事 ・株式会社ローソン	(セイコーマートと締結したものと少し異なり、「物資供給」の限定協定。市町村が同様の協定を締結したものとみなす項目はない。)
12	弟子屈町所管施設等における災害時の協力に関する協定について	平成20年7月1日	・弟子屈建設業協会 ・弟子屈町	(1)情報・協力体制網の確立 (2)資機材の種類・保有状況の報告 (3)施設等の被害状況の把握に関する対応 (4)施設等の応急対策に係る対応 (5)その他必要と認める対応
13	災害時における隊友会の協力に関する協定書	平成21年6月26日	・北海道知事 ・社団法人隊友会北海道隊友会連合会	(1)本部等の運営に必要となる情報の収集・整理業務の補助 (2)災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助 (3)給水、炊き出しその他の救護活動の補助 (4)避難所の開設及び運営の補助 (5)瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助 (6)物資、資材の運送及び配分の補助 (7)その他、必要と認める業務
14	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	平成22年6月3日	・北海道開発局 ・弟子屈町	(1)土木施設等の被害状況の把握 (2)二次災害の防止に資する応急措置の準備(資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等) (3)その他緊急に応援を実施する必要があると認めるもの
15	災害時における弟子屈町所管施設等の応急措置に関する協定	平成22年7月5日	・今井林業(株) ・弟子屈町	弟子屈町所管施設等の応急措置
16	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	平成22年 10月14日	・北海道コ・コーポトリング(株) ・弟子屈町	災害時に対応可能な防災協力自動販売機の設置
17	災害等の発生時における弟子屈町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	平成22年 11月10日	・北海道エルピーガス災害対策協議会 ・弟子屈町	(1)被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 (2)被災場所における応急措置及び復旧工事 (3)避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 (4)LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 (5)大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策 (6)その他必要とする要請事項
18	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書	平成23年 10月17日	・北海道知事 ・(社)北海道トラック協会	・事業用自動車の供給を要請 ・緊急・救護輸送等に関する物流専門家の災害対策本部又は関係市町村等への派遣を要請
19	災害時における電力復旧等に関する協力協定	平成23年 12月20日	・(財)北海道電気保安協会 ・弟子屈町	(1)公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動 (2)公共施設の電力復旧工事の監督、指導、及び検査 (3)その他必要と認める応急対策活動
20	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	平成23年 12月26日	・北海道知事 ・北海道石油業協同組合連合会	(1)緊急車両等への石油類の優先給油 (2)災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供 (3)物資の供給及び要員の動因 (4)給油所における帰宅困難者、被災者及び観光客等に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供 (5)給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供 (6)給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

No.	協定名等	締結日	協定締結者	協定内容概要
21	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	平成24年3月27日	・北海道 ・北海道旅客船協会	・住民等の避難のための輸送の要請 ・人員及び物資の輸送の要請
22	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	平成24年3月27日	・北海道 ・日糧製パン株式会社	(1)食料品、必要な物資の供給ならびに調達支援 (2)災害対策本部、救援物資の保管場所等として、所有する敷地及び建物の一部提供 (3)一時避難場所として所有する敷地及び建物の一部提供 (4)日常の配送網を活用した被災地及び避難場所への物資輸送 (5)有人拠点において徒歩帰宅者に対する水道水、トイレ等の提供 (6)周辺住民、徒歩帰宅者、道路通行者に対する、各種メディアを通じた情報、及び市町村等から提供をうけた地図等による道路、交通機関の通行等に関する情報提供
23	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	平成24年3月27日	・北海道 ・社)全国賃貸住宅経営協会	災害時等に応急仮設住宅等の設置が必要となった際に、利用可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及び情報提供された民間賃貸住宅への被災者の入居に対する協力又は被災者の入居が可能な住宅の情報の公開を要請できる。
24	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	平成24年3月27日	・北海道 ・道内トヨタレンタリース7社	・車両提供の協力を要請 ・自身が被災するなどにより車両の提供が困難な場合、道内他地域のトヨタレンタリース社に応援を仰ぐことがある →H25.3.25 北海道地区レンタカー協会連合会との提携をもって解消
25	大規模災害時の連携に係る協定	平成24年6月7日	・北海道 ・陸上自衛隊北部方面隊	(平素における連携) ・情報連絡体制の充実 ・情報資料の収集・整理・共有 ・各種災害に係る計画の作成・修正 ・連絡・調整 ・防災訓練 ・防災関係資機材等の通知 (初動における連携) ・大規模災害の発生が予想される場合の対応 ・大規模災害の発生が突発的な場合の対応 ・情報共有 ・海上・航空自衛隊への連絡・調整 (応急対策活動における連携) ・自衛隊の実施する応急対策活動 ・海上・航空自衛隊等との協同による応急対策活動実施時の運搬・調整要領 ・緊急交通路線の調整 ・活動拠点の使用 ・航空空域等の使用調整 ・救援資機材等の使用 ・応急対策活動実施間の調整 ・物品の無償貸与及び譲渡
26	災害時における救援物資の提供に関する協定	平成24年6月28日	・弟子屈町 ・株式会社伊藤園	(1)地域貢献型自動販売機(災害救援型)機内在庫品の無償提供 (2)飲料水の供給
27	釧路管内8市町村防災基本協定	平成24年9月24日	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町	(平常時における相互協力) (災害時における相互応援) (1)人的応援 (2)資機材及び生活必需品等の提供 (3)代替事務所、避難所等の提供 (4)その他

No.	協定名等	締結日	協定締結者	協定内容概要
28	災害時における帰宅者支援に関する協力協定について	平成24年11月1日	・北海道 ・株式会社ダスキン	帰宅困難者を支援するために必要となる支援ステーションの設置を要請 ・ミスタードーナツ店舗において帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をする ・ミスタードーナツ店舗において帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知りえた通行可能な道路に関する情報を提供すること
29	災害時及び防災活動に関する協力協定	平成25年1月23日	・北海道 ・公益法人日本青年会議所北海道地区協議会	(1)本部等の運営に必要な情報の収集・整理業務補助 (2)災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助 (3)給水、炊き出しその他の救護活動の補助 (4)避難所の開設及び運営の補助 (5)瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助 (6)物資、資材の運送及び配分の補助 (7)その他、必要と認める業務
30	災害時における航空機による緊急輸送業務に関する協定の締結について	平成25年3月29日	・北海道 ・全日本空輸株式会社	(1)離島等から住民等避難のための輸送に関する業務 (2)被災地の支援要員、救援物資等の輸送に関する業務 (3)その他必要とする航空機による応急対策業務
31	災害時における応急対策業務に関する協定の締結について	平成25年3月25日	・北海道 ・一般社団法人北海道建設業協会	(1)緊急人命救助に伴う障害物等の除去のための業務 (2)道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務 (3)河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務 (4)緊急パトロール業務 (5)その他必要と認める緊急応急業務
32	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	平成25年3月25日	・北海道 ・北海道地区レンタカー協会連合会	・車両提供の協力を要請 ・自身が被災するなどにより車両の提供が困難な場合、道内他地域のレンタカー協会と調整を行う
33	北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定について	平成25年4月1日	・北海道 ・弟子屈町	・道は町の所管する庁舎等に北海道総合行政情報ネットワークの通信設備を設置し、災害対策事務並びに行政事務に関する道と町との緊密な連携に資するものとする。 ・町は通信設備の設置に要する庁舎等を道に無償で使用させるものとする。 ・町は庁舎等に設置された通信設備を無償で使うことができる。 町の地域を管轄する消防組織が道の電話交換機に内線で接続されている場合、当該消防組織は無償で通信設備を経由した通話を行うことができる。
34	災害時における物資の供給に関する協定	平成20年7月24日	・北海道 ・株式会社セブン-イレブン ・ジャパン	・道が災害対策本部又は国民保護対策本部を設置したときにおいて、被災市町村等から物資の供給要請があり、かつ株式会社セブン-イレブン・ジャパンの支援が必要などときには供給・製造が可能な範囲内で物資の供給の要請ができる。 ・供給物資の範囲 ①食料品 ②飲料水 ③日用品 ④その他、上記が指定する物資
35	災害時の応援に関する協定	平成26年3月28日	・財務省北海道財務局 ・北海道 ・北海道市長会 ・北海道町村会	・道内で相当規模の災害が発生した場合において、道及び道内市町村の連携により、初動時の情報収集・伝達を迅速に実施する。 ・北海道財務局は道及び道内市町村への応援による各種業務の円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行・民生の安定を図る。 ・北海道財務局が応援・支援する業務内容 (1)避難施設運営補助 (2)災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 (3)有価物（現金・保険証・貴金属等の遺失物）の分別等 (4)罹災証明書申請書受付及び発行に関する事務 (5)罹災建物判定に係る現地調査保護 (6)その他道又は市町村の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

No.	協定名等	締結日	協定締結者	協定内容概要
36	災害時における弟子屈町所管施設等の応急措置に関する協定	平成26年3月31日	・弟子屈町 ・株式会社大栄電業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時または発生するおそれがある場合に、町の所管施設等にかかわる応急措置の実施、被害拡大防止と被害施設等の早期復旧を図ることを目的とする。 ・業務の内容 (1) 町が保有する可搬式非常用発電機の被災場所への運搬及び設置 (2) 庁舎及び給食センター前の非常用発電機の災害時における不具合対処 (3) 災害時において町が所管する施設等の電気設備の不具合発生時の対処 (4) 防災訓練における可搬式非常用発電機の設置等 (5) その他、双方が協議して災害時の応急措置に必要と判断されるもの
37	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平成26年5月19日	・弟子屈町 ・釧根地方石油業協同組合 ・弟子屈支部	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等や武力攻撃事態等による災害が発生又は発生のおそれがある場合、町が必要な石油類燃料の供給協力を要請ができる。 (1) 町が指定する緊急車両等への燃料の優先供給 (2) 町が指定する災害対策上重要な施設（非常用発電機を含む）、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先供給 (3) 釧根地方石油業共同組合弟子屈支部が物資（(1)及び(2)で規定する石油類燃料を除く）の供給及び要員の動員
38	災害時における弟子屈町所管施設等の応急措置に関する協定	平成26年5月19日	・弟子屈町 ・株式会社宮田電気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時または発生するおそれがある場合に、町の所管施設等にかかわる応急措置の実施、被害拡大防止と被害施設等の早期復旧を図ることを目的とする。 ・業務の内容 (1) 町が保有する可搬式非常用発電機の被災場所への運搬及び設置 (2) 庁舎及び給食センター前の非常用発電機の災害時における不具合対処 (3) 災害時において町が所管する施設等の電気設備の不具合発生時の対処 (4) 防災訓練における可搬式非常用発電機の設置等 (5) その他、双方が協議して災害時の応急措置に必要と判断されるもの
39	災害時における救援物資の提供に関する協定	平成26年6月5日	・弟子屈町 ・弟子屈小売酒部会（角藤商店・右近商店）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域貢献型自動販売機（災害救援型）機内在庫品の無償提供 (2) 飲料水の供給
40	緊急時における輸送業務に関する協定	平成26年10月10日	・弟子屈町 ・一般社団法人釧根トラック協会 ・川上支部	緊急時において、町の要請に対して物資の輸送業務に協力する
41	災害時における物資の供給に関する協定	平成26年11月21日	・北海道 ・NPO法人コメリ災害対策センター	災害時等において被災住民の救助するための物資の供給に関し要請することができる
42	災害時における「道の駅摩周温泉」の防災拠点化に関する協定	平成25年1月17日	・弟子屈町 ・北海道開発局釧路開発建設部	異常な自然現象等による災害発生時等において、地域住民、道路利用者の避難支援及び安全確保を図る。
43	「道の駅情報提供装置」の設置に関する協定	平成25年1月17日	・弟子屈町 ・北海道開発局釧路開発建設部	機器の設置及び維持管理等に関する事項を定め、道路利用者が有益な情報を入手できるシステムを形成し、当該機器の利用促進と利便性の向上を図る

No.	協定名等	締結日	協定締結者	協定内容概要
44	災害時の指定緊急避難場所提供及び住民等の安全確保等に関する協力協定	平成27年1月21日	・弟子屈町 ・(株)弟屈町振興公社	(1)指定緊急避難場所の提供、ヘルメットの保管 (2)甲が到着するまでの間、避難者の安全確保 (3)避難者への食料・飲料水の提供 (4)トイレ・水道水及び電源の無料提供
45	災害時の物資の供給に関する協定の締結について	平成28年6月20日	・北海道 ・コストコホールセールジャパン(株)	北海道に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、北海道がコストコホールセールジャパン(株)の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施することを目的とする。
46	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	平成28年12月14日	・弟子屈町 ・(株)セブンイレブン・ジャパン	災害対策基本法に想定する自然災害が発生した場合において被災住民等を救助するための物資(食料品、飲料、日用品、その他)の調達及び供給並びに同店舗の営業継続又は早期営業再開を要請することを目的とする。
47	災害時における協力体制に関する協定	平成29年1月27日	・北海道 ・北海道土木コンクリートブロック協会	災害対策基本法に規定する災害時に、同法、災害救助法及び北海道地域防災計画に基づき相互に協力して災害応急対策の資材調達を円滑に進め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図る
48	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	平成29年1月27日	・北海道 ・北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	災害発生時等において同組合員が宿泊施設を、市町村から北海道に対して要請があった場合、被災者等の支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。
49	弟子屈町防災対策の推進に資する建設事業分野等での協力体制に関する協定	平成29年5月29日	・弟子屈町 ・災害対策建設事業協議会 ・弟子屈町	災害時のライフライン復旧のために以下の業務について協力を受ける。 ・災害時における応急対策への協力(建築、水道、電気、造園等) ・防災関連行事及び地域防災活動への協力 ・町防災対策等に必要な取組への協力
50	災害時における地図製品等の供給に協定	平成30年3月23日	・弟子屈町 ・(株)ゼンリン	災害発生時またはそのおそれがある時の災害対策本部設置時には、以下の協力を受ける。 ・ゼンリン住宅地図の貸与→災害時に使用可 ・地図の複製利用可 ・ZNET-TOWNによる地図データの配信受け
51	災害時における災害ボランティア活動に関する協定	令和2年4月16日 令和4年2月15日	・弟子屈町 ・弟子屈町社会福祉協議会	・町の要請に基づく災害ボランティアセンターの設置 ・ボランティアセンター設置のために、町は社会福祉協議会に協力 ・ボランティアセンターの業務内容について調整 ・災害VC委託契約について(追加)
52	災害等発生時における施設利用に関する協定	令和2年7月14日	・弟子屈町 ・弟子屈警察署	災害発生等により弟子屈警察署庁舎に著しい障害が発生した場合に、弟子屈町修武館を、警察署の代替施設として貸与する。
53	「道の駅災害対策用衛星通信電話」に関する協定	令和3年7月13日	・弟子屈町 ・釧路開発建設部	道の駅が災害等の緊急時に一般電話等が不通になり、かつ道の駅が防災拠点となった場合に、釧路開発建設部が道の駅に配備した衛星電話を弟子屈町が使用できるもの。
54	「大規模災害時における相互協力」に関する基本協定	令和3年12月24日	・弟子屈町 ・北電(株) ・北電ネットワーク(株)	・災害発生時の情報共有 ・復旧に関する相互協力 ・連絡体制の確立 ・連携訓練等の実施
55	災害に係る情報発信等に関する協定	令和4年3月17日	・弟子屈町 ・ヤフー株式会社	・災害時、住民に対する情報の迅速な提供 ・町行政機能の低下軽減

56	防災協力に関する協定	令和5年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・弟子屈町 ・(有)古建工業 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の仮設住宅貸与 ・連絡体制の確立
----	------------	-----------	---	---

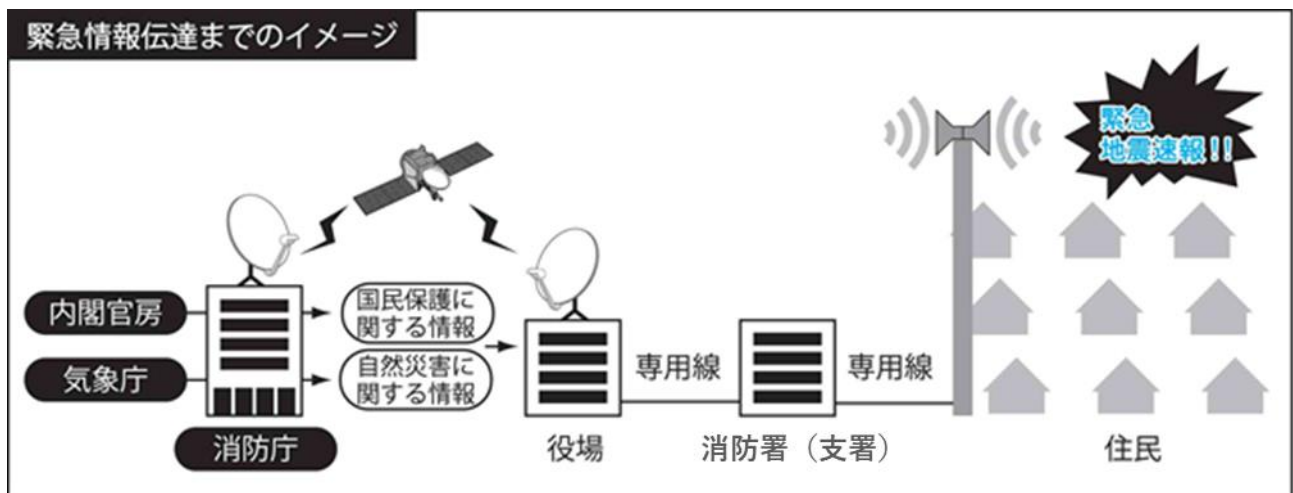
【全協定数 55 箇所】

- ・灰色の網掛けは、弟子屈町の防災に関する単独協定であり、29 箇所
 - ・この内、公共機関との協定が6 箇所（气象台×1、北海道開発局×4、北海道×1）、民間との協定が22 箇所
- ・黄緑の網掛けは、町も加盟している釧路管内広域協定であり、1 箇所

【資料9】全国瞬時警報システム（J-ALERT）伝達イメージ図

伝達情報（自然災害に関する情報）

情 報	災害内容	伝達内容
緊急地震速報	推定震度5弱～7	緊急地震速報。大地震です。大地震です。
噴火警報	アトサヌプリ 噴火警戒レベル3 「入山規制相当」	火口周辺警報が発表されました。
	アトサヌプリ、摩周、 雌阿寒岳、雄阿寒岳 噴火警戒レベル4～5 「居住地域嚴重警戒」	噴火警報が発表されました。



【資料10】消防信号

信号別	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	その他 の信号
火災信号	近火信号 消防署・詰所から 約 800m以内の時	●—●—●—●—● (連点)	約 3 秒 ^ ●—∨●—●— 約 2 秒 (短声連点)	3 秒吹鳴 / 2 秒休み
	出場信号 署所・団出場区域内	●—●—● ●—●—● (3 点)	約 5 秒 ^ ●—∨●—●— 約 6 秒	5 秒吹鳴 / 6 秒休み
	応援信号 署所・団特命応援出場の時	●—● ●—● (2 点)		
	報知信号 出場区域外の火災を 認知した時	● ● ● ● ● (1 点)		
	鎮火信号	●●—● ●●—● (2 点と 1 点の斑打)		
山林火災 信 号	出場信号 署所・団出場区域内	●—●—● ●—● (3 点と 2 点の斑打)	約 10 秒 ^ ●—∨●— 約 2 秒	1 0 秒吹鳴 / 2 秒休み
	応援信号 署所・団特命応援出場の時	同 上	同 上	
火災警報 信 号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (1 点と 4 点の斑打)	約 30 秒 ^ ●—∨●— 約 6 秒	3 0 秒吹鳴 / 6 秒休み
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (1 点 2 個と 2 点との斑打)	約 10 秒 ^ ●—∨●—●— 約 3 秒	1 0 秒吹鳴 / 3 秒休み
演習招集 信 号	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (1 点と 3 点の斑打)	約 15 秒 ^ ●—∨●—●— 約 6 秒	1 5 秒吹鳴 / 6 秒休み
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ的一种又は二種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

【資料11】 一時避難場所一覧

番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	管理者	電話番号
1	弟子屈小学校グラウンド	中央2丁目265	7,700	弟子屈小学校	482-2044
2	川湯小学校グラウンド	川湯温泉4丁目72-1	11,770	川湯小学校	483-2041
3	美留和小学校グラウンド	字美留和82-1	8,640	美留和小学校	482-1097
4	旧奥春別小学校グラウンド	字鉤別274-1	6,090	弟子屈町 (まちづくり政策課)	482-2191
5	和琴小学校グラウンド	字屈斜路260	6,370	和琴小学校	484-2061
6	旧昭栄小学校グラウンド	字熊牛原野27線東1	12,000	弟子屈町 (まちづくり政策課)	482-2191
7	弟子屈中学校グラウンド	美里1丁目141 他	18,500	弟子屈中学校	482-2071
8	川湯中学校グラウンド	川湯温泉7丁目74-1	22,800	川湯中学校	483-2337
9	弟子屈高等学校グラウンド	高栄3丁目18-1 他	14,500	弟子屈高等学校	482-2237
10	仁多交流センター駐車場	字弟子屈原野40線東32-2	1,000	弟子屈町 (環境生活課)	482-2191
11	役場駐車場・憩いの広場	中央2丁目288-1 他	3,500	弟子屈町 (総務課)	482-2191
12	川湯第二駐車場	川湯温泉2丁目2	3,280	環境省釧路自然環境事務所 阿寒摩周国立公園管理事務所	483-2335
13	川湯駅前交流センター駐車場	川湯駅前2丁目46	1,000	弟子屈町 (環境生活課)	482-2191
14	みはらし台児童公園	高栄4丁目151-100	1,000	〃 (建設課)	482-2191
15	摩周観光文化センター駐車場	摩周3丁目3-1	15,000	〃 (文化センター)	482-1811
16	泉ふれあいセンター駐車場	泉2丁目33-58	1,200	〃 (環境生活課)	482-2746
17	弟子屈町林業多目的センター駐車場	字サワンチサップ5-5	1,050	弟子屈町 (農林課)	482-2936
18	川湯保育園グラウンド	川湯温泉4丁目3	2,000	弟子屈町 (川湯保育園)	483-2537
19	おひさま公園	泉1丁目11	5,300	〃 (建設課)	482-2191
20	屈斜路研修センター駐車場	字屈斜路222-5	5,000	〃 (農林課)	482-2191
21	摩周湖農協駐車場	中央3丁目440-1 他	4,440	摩周湖農業協同組合	482-2104
22	旧鉤別老人福祉センター 駐車場 (釧路建設管理部弟子 屈出張所の道路向い)	桜丘2丁目68-2	5,480	弟子屈町 (まちづくり政策課)	482-2191
23	湯の島公園	湯の島3丁目1-5	10,340	弟子屈町 (建設課)	482-2191
24	弟子屈町社会老人福祉 センター駐車場	中央2丁目371-1 他	410	〃 (福祉課)	482-2191
25	すずらん丘会館駐車場	鈴蘭5丁目3-33	1,058	〃 (まちづくり政策課)	482-2191
26	屈斜路コタンアイヌ民族 資料館駐車場	字屈斜路市街1条通 11番地先	497	教育委員会 (社会教育課)	482-2948

番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	管理者	電話番号
27	仁多寿の家駐車場	字仁多 82-3	184	弟子屈町 (環境生活課)	482-2191
28	最栄利別寿の家駐車場	字鎗別 222-4	138	〃 (環境生活課)	482-2191
29	鎗別寿の家駐車場	字鎗別原野 312-15	374	〃 (環境生活課)	482-2191
30	弟子屈寿の家駐車場	高栄 1 丁目 14-111	377	〃 (環境生活課)	482-2191
31	札友内寿の家駐車場	字札友内 67-3	790	〃 (環境生活課)	482-2191
32	原野福祉の家駐車場	字弟子屈原野 868-239	537	〃 (環境生活課)	482-2191
33	摩周自治会館駐車場	摩周 2 丁目 4-17	356	〃 (環境生活課)	482-2191
34	奥春別交流センター駐車場	字鎗別 272-6	1,449	〃 (農林課)	482-2191
35	御卒別集会所駐車場	字奥オノツツ原野80番1	138	〃 (環境生活課)	482-2191
36	奥春別集いの家駐車場	字奥春別原野 43 線 93-3	70	〃 (環境生活課)	482-2191
37	鎗別桜町会館駐車場	桜丘 2 丁目 158-13	147	〃 (環境生活課)	482-2191
38	摩周観光交流館駐車場	湯の島 3 丁目 5	1,400	〃 (観光商工課)	482-2336
39	摩周温泉公園 (旧国立病院跡)	湯の島 3 丁目 120-30 外	7,741	〃 (建設課)	482-2191
40	弟子屈消防署駐車場	美里 3 丁目 8-1	1,000	釧路北部消防事務組合	482-2073

【資料12】 指定緊急避難場所一覧

番号	避難施設名	収容人員	炊事施設	構造	住所	指定緊急避難場所				指定緊急避難場所と指定避難所との重複状況
						災害種別ごとの指定箇所				
						暴風雪	火山現象 (水蒸気噴火)	火山現象 (マグマ噴火)	指定避難所の指定の有無	
1	弟子屈小学校	80～360	有	鉄筋	中央2丁目1-1			○	有	○
2	川湯小学校	50～300	有	鉄筋	川湯温泉4丁目15-10		○		有	○
3	美留和小学校	40～210	有	木造	字美留和82-1		○		有	○
4	川湯中学校	60～280	有	鉄筋	川湯温泉7丁目3-11		○		有	○
5	弟子屈中学校	80～470	有	鉄筋	美里1丁目3-1			○	有	○
6	弟子屈高等学校	390	有	鉄筋	高栄3丁目3-20			○	有	○
7	弟子屈町公民館	110～150	有	鉄筋	中央2丁目3-2			○	有	○
8	摩周観光交流館 (道の駅)	70～90	有	鉄筋	湯の島3丁目5-5	○			有	○
9	摩周観光文化センター	600～900	有	鉄筋	摩周3丁目3-1	○		○	有	○
10	社会老人福祉センター	100～150	有	鉄筋	中央2丁目10-25			○	有	○
11	泉ふれあいセンター	70	有	鉄筋	泉2丁目3-9			○	有	○
12	川湯農村センター	50～90	有	鉄筋	川湯温泉4丁目15-4		○		有	○
13	川湯ふるさと館	40	有	鉄筋	川湯温泉2丁目3-40		○		有	○
14	美留和会館	50～60	有	木造	字美留和79		○		有	○
15	屈斜路研修センター	90～190	有	鉄筋	字屈斜路222-5	○		○	有	○
16	硫黄山レストハウス	40	水施設のみ	鉄筋	弟子屈町川湯温泉1丁目52-1先		○		なし	×
17	弟子屈消防署	40～80	有	鉄筋	美里3丁目8-1	○			有	○
計		1970～3,870				4	7	8	16	16
						800～1,230	330～1,020	1,520～2,680		

【資料13】 指定避難所一覧

番号	避難施設名		収容人員	炊事施設	構造	住所	管理者	電話番号	災害等毎の避難適否					
									地震	水蒸気噴火	マグマ噴火	洪水	土砂災害	新型コロナ
1	弟子屈小学校	体育館のみ	80~270	有	鉄筋	中央2丁目1-1	学校長	482-2044	◎	-	◎	◎	◎	○
		教室等含む	170~360						◎	-	◎	◎	◎	○
2	川湯小学校	体育館のみ	50~160	有	鉄筋	川湯温泉 4丁目15-10	学校長	483-2041	◎	○	×	◎	◎	○
		教室等含む	200~300						◎	○	×	◎	◎	○
3	美留和小学校	体育館のみ	40~130	有	木造	字美留和82-1	学校長	482-1097	◎	○	×	◎	◎	○
		教室等含む	120~210						◎	○	×	◎	◎	○
4	旧奥春別小学校	体育館のみ	40~130	有	鉄筋	字鋤別274-1	弟子屈町 (まちづくり政策課)	482-2191	-	-	-	-	-	-
		教室等含む	120~210						通常の避難所としては開設しない					
5	和琴小学校	体育館のみ	40~140	有	鉄筋	字屈斜路260	学校長	484-2061	◎	-	-	◎	◎	○
		教室等含む	170~270						◎	-	-	○	◎	○
6	旧昭栄小学校	体育館のみ	40~130	有	木造	字熊牛原野 27線東1	弟子屈町 (まちづくり政策課)	482-2191	◎	-	-	○	◎	○
		教室等含む	170~270						◎	-	-	○	◎	○
7	川湯中学校	体育館のみ	60~180	有	鉄筋	川湯温泉7丁目 3-11	学校長	483-2337	◎	○	×	◎	◎	○
		教室等含む	160~280						◎	○	×	◎	◎	○
8	弟子屈中学校	体育館のみ	80~240	有	鉄筋	美里1丁目3-1	学校長	482-2071	◎	-	◎	◎	◎	○
		教室等含む	310~470						◎	-	◎	◎	◎	○
9	弟子屈高等学校	390	有	鉄筋	高栄3丁目3-20	学校長	482-2237	◎	-	◎	◎	◎	○	
10	弟子屈町役場庁舎	150	水施設のみ	鉄筋	中央2丁目3-1	弟子屈町(総務課)	482-2191	◎	-	-	○	◎	×	
11	弟子屈町公民館	110~150	有	鉄筋	中央2丁目3-2	弟子屈町教育委員会 (社会教育課)	482-2340	◎	-	◎	○	◎	○	
12	摩周観光交流館(道の駅)	70~90	有	鉄筋	湯の島3丁目5-5	弟子屈町 (観光商工課)	482-2336	◎	-	◎	×	◎	×	
13	摩周観光文化センター	600~900	有	鉄筋	摩周3丁目3-1	弟子屈町 (観光商工課)	482-1811	◎	-	◎	◎	◎	○	
14	社会老人福祉センター	100~150	有	鉄筋	中央2丁目 10-25	弟子屈町 (社会福祉協議会)	482-3621	◎	-	◎	×	◎	○	
15	泉ふれあいセンター	70	有	鉄筋	泉2丁目3-9	弟子屈町(環境生活課) (泉町自治会)	482-2746	◎	-	◎	×	◎	○	
16	鋤別温泉桜町会館	60	有	木造	桜丘2丁目1-3	弟子屈町(環境生活課) (桜町自治会)	482-1986	◎	-	-	×	◎	×	
17	仁多交流センター	40~70	有	鉄骨	字弟子屈原野40線	弟子屈町(環境生活課) (仁多自治会)	482-4190	◎	-	-	◎	◎	○	
18	川湯駅前交流センター	70	有	木造	川湯駅前2丁目 3-10	弟子屈町(環境生活課) (川湯駅前自治会)	483-3432	◎	×	×	◎	◎	○	
19	川湯農村センター	50~90	有	鉄筋	川湯温泉4丁目 15-4	弟子屈町(農林課)	483-2720	◎	○	×	◎	◎	○	
20	川湯ふるさと館	20~60	有	鉄筋	川湯温泉2丁目 3-40	弟子屈町(農林課)	483-2060	◎	○	×	◎	◎	○	
21	美留和会館	50~60	有	木造	字美留和79	弟子屈町(環境生活課) (美留和自治会)	482-4835	◎	○	×	◎	◎	○	
22	屈斜路研修センター	90~190	有	鉄筋	字屈斜路222-5	弟子屈町(農林課) (屈斜路自治会)	484-2832	△	-	◎	◎	◎	○	
23	弟子屈町林業多目的センター	100	有	鉄筋	字ワウナップ3-5	弟子屈町(農林課)	482-2936	◎	-	×	◎	◎	×	
24	札友内寿の家	60	有	木造	字札友内67-3	弟子屈町(環境生活課) (札友内自治会)	482-4836	◎	-	-	◎	◎	×	
25	奥春別交流センター	70	有	鉄筋	字鋤別272番地6	弟子屈町(農林課) (奥春別自治会)	482-2287	◎	-	-	◎	◎	○	
26	御卒別集会所	30	有	木造	字奥オソベツ原野	弟子屈町(環境生活課) (御卒別酪農振興会)	482-3938	△	-	-	◎	◎	×	
27	弟子屈消防署	40~80	有	鉄筋	美里3丁目8-1	釧路北部消防事務組合	482-2073	◎	○	×	◎	◎	×	

備考：収容人員の算出基準＝最小地積（2㎡/人）～最大地積（4㎡/人＋通路）

土砂災害時には、◎印のある避難所に避難するものとする。

【資料14】 一時避難場所から指定避難所への移動要領

番号	避難施設名	住所	一時避難場所との重複指定状況 (○・△)	一時避難場所からの指定避難所案内先
1	弟子屈小学校	中央2丁目1-1	○(グラウンド)	
2	川湯小学校	川湯温泉4丁目15-10	○(グラウンド)	
3	美留和小学校	字美留和55線82	○(グラウンド)	
4	旧奥春別小学校	字鎗別274-1	○(グラウンド)	
5	和琴小学校	字屈斜路260	○(グラウンド)	
6	旧昭栄小学校	字熊牛原野27線東1	○(グラウンド)	
7	川湯中学校	川湯温泉7丁目3-11	○(グラウンド)	
8	弟子屈中学校	美里1丁目3-1	○(弟子屈中央広場)	
9	弟子屈高等学校	高栄3丁目3-20	○(グラウンド)	
10	弟子屈町役場庁舎	中央2丁目3-1	○(役場駐車場)	
11	弟子屈町公民館	中央2丁目3-2	○(役場駐車場)	
12	摩周観光交流館(道の駅)	湯の島3丁目5-5	○(駐車場)	
13	摩周観光文化センター	摩周3丁目3-1	○(駐車場)	
14	社会老人福祉センター	中央2丁目10-25	○(駐車場)	
15	泉ふれあいセンター	泉2丁目3-9	○(駐車場)	
16	鎗別温泉桜町会館	桜丘2丁目1-3	○(駐車場)	
17	仁多交流センター	字弟子屈原野40線東32-2	○(駐車場)	
18	川湯駅前交流センター	川湯駅前2丁目3-10	○(駐車場)	
19	川湯農村センター	川湯温泉4丁目15-4	△(裏のパークゴルフ場)	
20	川湯ふるさと館	川湯温泉2丁目3-40	△(川湯第2駐車場)	
21	美留和会館	字美留和79	△(駐車場)	
22	屈斜路研修センター	字屈斜路222-5	○(駐車場)	
23	弟子屈町林業多目的センター	字サワチサップ3-5	△(駐車場)	
24	札友内寿の家	字札友内67-3	△(駐車場)	
25	奥春別交流センター	字鎗別272番地6	○(駐車場)	
26	御卒別集会所	字奥オソベツ原野108-5	○(駐車場)	
27	弟子屈消防署	美里3丁目8-1	○(駐車場)	
28	川湯第2駐車場	川湯温泉2丁目2	○単独	2 川湯小学校
29	川湯保育園グラウンド	川湯温泉4丁目3	○単独	2 川湯小学校
30	摩周湖農協駐車場	中央3丁目440-1 他	○単独	1 弟子屈小学校
31	みはらし台児童公園	高栄4丁目151-100	○単独	8 弟子屈中学校
32	旧鎗別老人福祉センター駐車場	桜丘2丁目68-2	○単独	8 弟子屈小学校
33	湯の島公園	湯の島3丁目1-5	○単独	8 弟子屈中学校
34	鎗別寿の家駐車場	鎗別原野312-15	○単独	8 弟子屈中学校
35	弟子屈寿の家駐車場	高栄1丁目14-111	○単独	8 弟子屈中学校
36	おひさま公園	泉1丁目11	○単独	15 泉ふれあいセンター
37	摩周温泉公園	湯の島3丁目120-30 外	○単独	8 弟子屈中学校
38	すずらん丘会館駐車場	鈴蘭5丁目3-33	○単独	13 文化センター
39	仁多寿の家駐車場	仁多82-3	○単独	13 文化センター
40	原野福祉の家駐車場	弟子屈原野868-239	○単独	13 文化センター
41	原野摩周会館駐車場	弟子屈原野904-4	○単独	13 文化センター
42	摩周自治会館駐車場	摩周2丁目4-17	○単独	13 文化センター
43	屈斜路コタンアイヌ民族資料館駐車場	字屈斜路市街1条通11番地先	○単独	5 和琴小学校
44	最栄利別寿の家駐車場	鎗別222-4	○単独	4 旧奥春別小学校
45	奥春別集いの家駐車場	奥春別原野43線93-3	○単独	4 旧奥春別小学校

※1 指定避難所と兼務していない一時避難場所の避難状況の確認のための巡察は、別途指名する組(2~3名)×数組により、その場で誘導・案内又は災害対策本部の指示により行動するものとする。

2 一時避難場所から避難収容所へ移動の必要がある場合には、表の右端の避難所案内先へ移動を案内する。状況により誘導も行う。

【資料15 弟子屈町警戒区域設定について】

警戒区域立入申請	
年 月 日	
弟子屈町災害対策本部長 弟子屈町長 徳永 哲雄 殿	
【届出者】 住 所 氏 名 連絡先 (常時連絡が可能な携帯番号)	
貴職が設定した警戒区域内に、下記のとおり職員が入ります。進入時及び退出時には、代表の者から連絡いたします。	
記	
1. 進入目的 2. 活動場所 (1) 地名 (2) 別図「活動地域の地図」 3. 活動期間 (1) 自： 年 月 日()〇〇時××分 (2) 至： 年 月 日()●●時△△分 4. 進入活動者 (1) 進入活動する機関と代表者 (2) 進入活動者の人数 (3) 車両数(種類・台数)	
以上	
第 号	警戒区域立入許可証
上記のとおり立入を許可する。ただし、以下の条件に従うこと。	
条件	1. 活動中に危険な状態が生じた場合及び危険が予想される状況となった時は直ちに警戒区域から退出すること。 2. 受託業者が進入する際には、必ず申請する機関から責任者が引率し、その引率者は災害対策本部の指示に従って受託業者の行動を統制するものとする。 3. その他 別紙「警戒区域に進入するにあたっての遵守事項」
年 月 日	
弟子屈町災害対策本部長	

【別紙】

警戒区域に進入するにあたっての遵守事項

警戒区域内に進入して活動される際は、下記の事項について、同地で活動する者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応願います。

記

《一般的な事項》

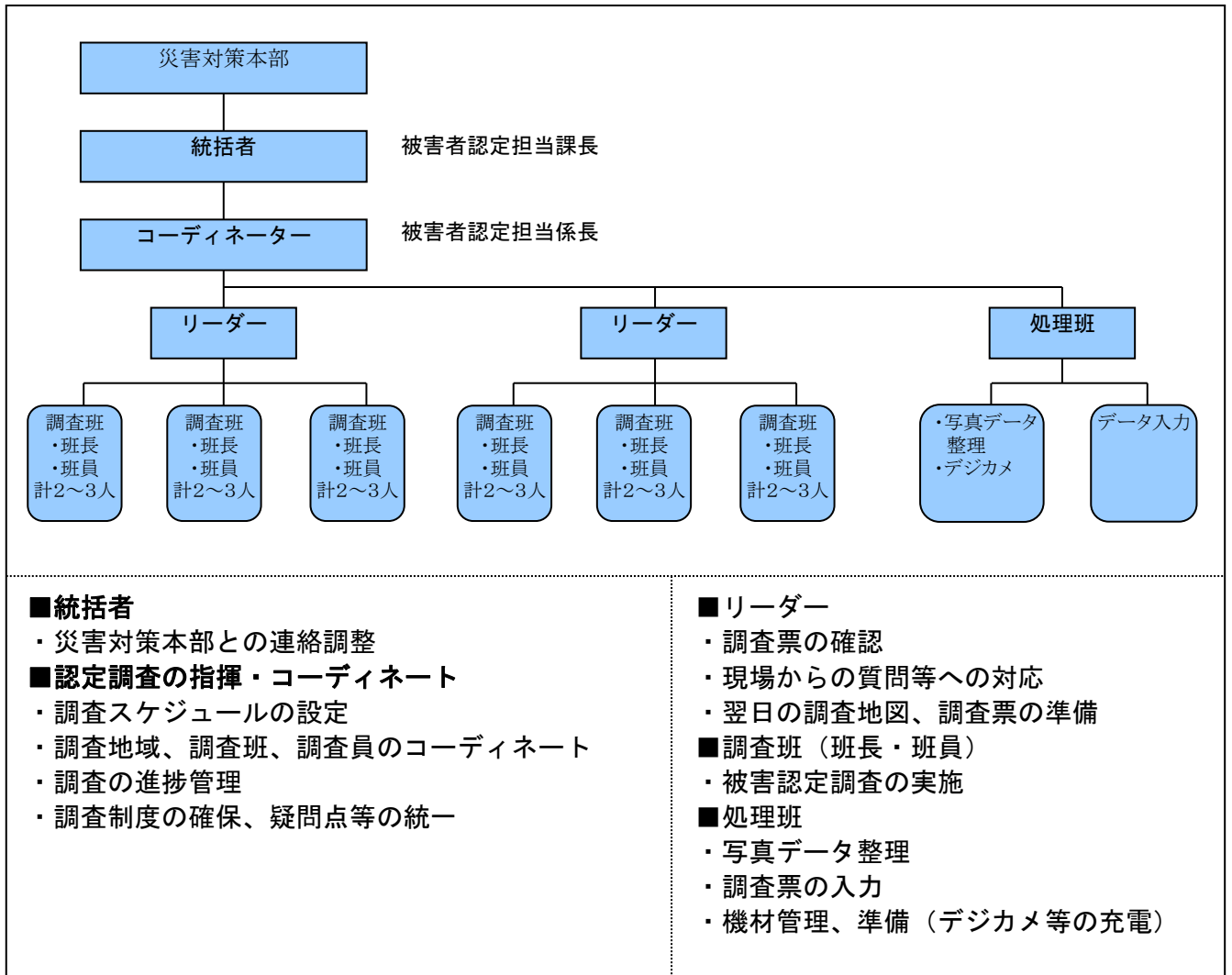
- 危険な地域で活動することを認識し、十分な装備で進入して下さい。
- 活動にあたっては、立入申請者又はその指名する者の責任において、十分に安全に留意して行動するようにお願いします。
- 立入申請書以外の地域で活動する必要が発生した際には、その都度、災害対策本部に報告して下さい。
- 事前に許可を受けていたとしても、悪天候時には滑落、落石、倒木、土砂崩れ、土砂流出が、火山噴火の際には噴石、火砕流等の危険が高まるため、進入前に災害対策本部と十分協議を行うとともに、状況によっては進入を中止していただくことがあります。
- アトサヌプリ等の国立公園内に進入する際は、入林時の一般的な遵守事項も併せて遵守願います。

《危険な状態と判断される場合の行動》

- 立入活動中に、気象の急変や地震・火山活動に変化があった場合は、災害対策本部の指示に従って下さい。
- 災害対策本部から指示が無い場合でも、危険な状況と判断される場合には、速やかに現地から脱出し、その旨を速やかに災害対策本部に報告願います。

以上

【資料16 災害時の体制イメージ】



【資料17】 被害報告判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のももので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のももの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のももの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のももの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判定基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流出、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判定基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩	公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫	社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。

⑬ そ の 他	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

【資料18】ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

【資料19】北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町および消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2. 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3. 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4. 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊又は救急隊による応援
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊及び航空隊（以下「応援隊」という）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2. 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に認めた場合は、この限りでない。

3. 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2. 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2. 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3. 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求する

ものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般の死傷に伴う損害賠償

2. 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

(注 道内72消防本部の長が記名押印……略)

別表

地域	構成市町等
道西地域	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市消防本部 ・森町消防本部 ・八雲町消防本部 ・長万部町消防本部 ・渡島西部広域事務組合（福島町、松前町、知内町、木古内町） ・南渡島消防事務組合（北斗市、七飯町、鹿部町） ・檜山広域行政組合（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町）
道南地域	<ul style="list-style-type: none"> ・室蘭市消防本部 ・苫小牧市消防本部 ・登別市消防本部 ・長万部町消防本部 ・白老町消防本部 ・西胆振行政事務組合（伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町） ・胆振東部消防組合（厚真町、安平町、むかわ町） ・日高東部消防組合（浦河町、様似町、えりも町） ・日高中部消防組合（新ひだか町、新冠町） ・日高西部消防組合（日高町、平取町）
道央地域	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市消防本部 ・歌志内市消防本部 ・恵庭市消防本部 ・小樽市消防本部 ・北広島市消防本部 ・千歳市消防本部 ・美唄市消防本部 ・三笠市消防本部 ・夕張市消防本部 ・江別市消防本部 ・石狩北部地区消防事務組合（石狩市、当別町、新篠津村） ・羊蹄山ろく消防組合（倶知安町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町） ・岩内寿都地方消防組合（岩内町、島牧村、寿都町、黒松内町、共和町、泊村、神恵内村） ・北後志消防組合（余市町、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村） ・滝川地区広域消防事務組合（滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町） ・岩見沢地区消防事務組合（岩見沢町、月形町） ・深川地区消防事務組合（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町）、 ・砂川地区広域消防組合（砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町） ・南空知消防組合（栗山町、南幌町、由仁町、長沼町）
道北地域	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市消防本部 ・増毛町消防本部 ・上川北部消防事務組合（名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村） ・士別地方消防事務組合（士別市、和寒町、剣淵町） ・深川地区消防組合（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町） ・大雪消防組合（美瑛町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町） ・富良野広域連合（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村） ・北留萌消防組合（羽幌町、苫前町、初山別村、天塩町、幌延町、遠別町） ・留萌消防組合（留萌市、小平町） ・稚内地区消防事務組合（稚内市、猿払村、豊富町） ・利尻礼文消防事務組合（利尻町、礼文町、利尻富士町） ・南宗谷消防組合（枝幸町、浜頓別町、中頓別町）
道東地域	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路市消防本部（白糠町は釧路市に委託） ・根室市消防本部 ・網走地区消防組合（網走市、大空町） ・北見地区消防組合（北見市、訓子府町、置戸町） ・紋別地区消防組合（紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町） ・遠軽地区広域組合（遠軽町、佐呂間町、湧別町） ・美幌・津別広域事務組合（美幌町、津別町） ・斜里地区消防組合（斜里町、清里町、小清水町） ・とちろ広域消防事務組合（帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、新得町、広尾町、大樹町、更別村、中札内村、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町、足寄町、本別町、陸別町） ・釧路北部消防事務組合（弟子屈町、標茶町、鶴居村） ・釧路東部消防組合（厚岸町、釧路町、浜中町） ・根室北部消防事務組合（中標津町、別海町、標津町、羅臼町）

※括弧書きが無い消防本部は、単独消防

【資料20】 水道施設

水道施設名	水 源 所 在 地	日最大供給水量
弟子屈町上水道	弟子屈町字奥春別国有林	2, 0 0 0 m ²
	弟子屈町字美留和 361-4	2, 0 0 0 m ²
川湯簡易水道	弟子屈町字川湯国有林	1, 2 0 0 m ²
	弟子屈町川湯温泉 4丁目 70-4	3 1 0 m ²
	弟子屈町川湯温泉 4丁目 69-6	4 4 0 m ²
美留和簡易水道	弟子屈町字美留和 361-2	1 4 5 m ²
屈斜路簡易水道	弟子屈町字屈斜路国有林	3 5 5 m ²

【資料21】 主要食料（米）取扱者

取扱者名	所 在 地	電話番号
摩周湖農業協同組合	弟子屈町中央 3-7-12	482-2104
フクハラ摩周店	弟子屈町鈴蘭 4-1-8	482-2318
サツドラ弟子屈店	弟子屈町鈴蘭 3丁目 1-7	482-8383
ツルハドラッグ弟子屈店	弟子屈町鈴蘭 1丁目 3-6	486-7257
(有)ディスカウントショップ 摩周（ビックリッキー）	弟子屈町中央 2-6-6	482-2115
角藤商店(株)	弟子屈町湯の島 1-1-4	482-2262
(有)北崎食品	弟子屈町川湯温泉 5-1-18	483-2830
(株)西澤商店	弟子屈町川湯駅前 2-1-6	483-2347

【資料22】

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町村等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の協定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

以下 道内72消防本部の長が記名押印

【資料23】

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等から生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 医療機関への転院搬送

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危険が及ぶと医師が判断し、かつ原則として医師が搭乗できる場合

ウ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝票

要請日時：令和 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名								
		担当者職氏名								
		連絡先		TEL		FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知	令和 年 月 日 時 分								
	災害発生日時	令和 年 月 日 時 分								
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする地域					希望する活動内容					
気象の状況										
離着陸の状況	離着陸場名									
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)								
必要とする資機材				現地での資機材確保状況						
				特記事項						
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮官		(機関名)			(職・氏名)					
無線連絡方法		(周波数) Hz								
その他参考となる事項										
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備 考	

様式第2号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した 資 機 材									
傷病者の 搬 送 先									
消防防災ヘリ コプターに係 る活動内容等	地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）								
	消防防災ヘリコプターによる活動内容								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

【資料24】

感染症対策を踏まえて開設する可能性がある指定避難所一覧

番号	避難施設名	収容人員	炊事施設	構造	住所	避難所として開放する場所 (広さ=縦(数)×横(数))	感染症対策を考慮した 収容可能人数
1	弟子屈小学校	体育館のみ	有	鉄筋	中央2丁目1-1	体育館 34m(9)×25(9)	81
	教室等含む	80~270					
2	川湯小学校	体育館のみ	有	鉄筋	川湯温泉 4丁目15-10	体育館 24(6)×20(7)	42
	教室等含む	50~160					
3	美留和小学校	体育館のみ	有	木造	字美留和55線82	体育館 24(6)×17(6)	36
	教室等含む	40~130					
4	旧奥春別小学校	体育館のみ	有	鉄筋	字鑑別274-1	体育館 25(7)×16(6)	42
	教室等含む	40~130					
5	和琴小学校	体育館のみ	有	鉄筋	字屈斜路260	体育館 27m(7)×16(6)	42
	教室等含む	40~140					
6	旧昭栄小学校	体育館のみ	有	木造	字熊牛原野 27線東1	体育館 23(6)×16(6)	36
	教室等含む	40~130					
7	川湯中学校	体育館のみ	有	鉄筋	川湯温泉7丁目 3-11	体育館 28m(7)×19(7)	49
	教室等含む	60~180					
8	弟子屈中学校	体育館のみ	有	鉄筋	美里1丁目3-1	体育館 32m(9)×24(9)	81
	教室等含む	80~240					
9	弟子屈高等学校	390	有	鉄筋	高栄3丁目3-20	体育館 31m(6)×24(7)	42
10	弟子屈町役場庁舎	150	水施設のみ	鉄筋	中央2丁目3-1	通常業務があるので 開放しない	
11	弟子屈町公民館	110~150	有	鉄筋	中央2丁目3-2	講堂 23m(6)×10(4)	24(+18)
12	摩周観光交流館(道の駅)	70~90	有	鉄筋	湯の島3丁目5-5	通常利用があるので 開放しない	
13	摩周観光文化センター	600~900	有	鉄筋	摩周3丁目3-1	アリーナ 56m(12)×42(13)	156(+80)
14	社会老人福祉センター	100~150	有	鉄筋	中央2丁目10-25	多目的ホール 21m(5)×14(5)	25(+20)
15	泉ふれあいセンター	70	有	鉄筋	泉2丁目3-9	集会室 18m(5)×9(3)	15(+8)
16	鑑別温泉桜町会館	60	有	木造	桜丘2丁目1-3	狭いので開放しない	
17	仁多交流センター	40~70	有	鉄骨	字弟子屈原野40線	多目的ホール 18m(5)×10(4)	20
18	川湯駅前交流センター	70	有	木造	川湯駅前2丁目 3-10	大広間 13m(3)×6(2)	6
19	川湯農村センター	50~90	有	鉄筋	川湯温泉4丁目 15-4	多目的ホール 16m(4)×15(5)	20(+12)
20	川湯ふるさと館	20~60	有	鉄筋	川湯温泉2丁目 3-40	会議室 10m(3)×10(4)	12(+4)
21	美留和会館	50~60	有	木造	字美留和79	多目的ホール 14m(4)×8(3)	12(+8)
22	屈斜路研修センター	90~190	有	鉄筋	字屈斜路222-5	多目的ホール 23m(7)×16m(5)	35(+8)
23	旧弟子屈町林業多目的センター	100	有	鉄筋	字ツツチッパ3-5	温度管理が不安定なため 開放しない	
24	札友内寿の家	60	有	木造	字札友内67-3	狭いので開放しない	
25	奥春別交流センター	70	有	鉄筋	字鑑別272番地6	アリーナ 16m(4)×11(4)	16(+8)
26	御卒別集会所	30	有	木造	字奥オソベツ原野	狭いので開放しない	
27	弟子屈消防署	40~80	有	鉄筋	美里3丁目8-1	防災教育ホール 14m(5)×10(5) (努めて開設しない。)	25(+4)

【資料25】

広域応援・受援計画

第1 目的

道内において、大規模災害が発生した場合における他市町村への職員派遣の考え方及び当町において甚大な被害が発生した場合において当町のみでは対応が困難な場合における他市町村及び関係機関からの受援の考え方について記述する。

第2 広域応援における当町からの職員派遣の考え方

町外において大規模な災害が発生した場合には、道を通じて応援の要請により当時の状況を勘案して必要な職員を派遣するものとする。

第3 他市町村から応援を受ける場合の考え方

1. 想定される応援機関と対応する機関

応援機関	対応機関
道職員	町
他市町村職員	町
応援消防	釧路北部消防事務組合
災害ボランティア及び災害支援の中間支援組織	弟子屈町社会福祉協議会

2. 応援を必要と想定される自然災害の種類

- (1) 地震
- (2) 火山災害
- (3) 大雨洪水及び土砂災害

3. 応援が必要とされる業務と優先順位

「別表」による。

4. 応援機関の管理

(1) 宿泊・給食

ア 応援機関の宿泊・給食は、自己完結を原則とする。

イ 避難所として開設しない公共施設がある場合に限り、一部の公共施設を応援機関に提供する。

●条件付きで提供が可能な施設

屋 内	屋 外
摩周観光文化センター (多目的ホール)	摩周運動公園 (コミュニティー広場、ソフトボール場)
旧昭栄小学校体育館等	旧昭栄小学校グラウンド
旧奥春別小学校体育館等	旧奥春別小学校グラウンド
旧弟子屈町林業多目的センター	旧弟子屈町林業多目的センター駐車場
	弟子屈町飛行場跡地

ウ 災害ボランティアに対しては、弟子屈町災害ボランティアセンターの要求に基づき、可能な範囲で活動拠点に必要な施設の提供に努めるものとする。

(2) 移動

応援機関の当町への移動は、応援機関自らの計画によるものとする。

5. 支援物資の集積拠点

避難所として開設しない公共施設の中から、支援物資の集積拠点を指定する。公共施設が全く使用できない場合には、必要により民間施設を借り上げるとともに、防災協定を締結して物資の集積拠点到指定する。

6. 支援物資の受け入れ

支援物資の受け入れは、自治体単位又は企業単位を原則とし、個人からの支援申し出があった場合は、道を通じて行うように紹介する。

第4 その他

1. 他市町村に応援を要求する場合は、釧路総合振興局に必要な人数と業務内容を添えて要求する。
2. この計画に記載の無い事項は、資料6「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」により処置するものとする。

●別表「応援が必要とされる業務と優先順位」

災害の種類	必要とされる応援	担当課										関係機関
		総務課	まちづくり政策課	税務課	環境生活課	健康こども課	福祉課	農林課	観光商工課	建設課	水道課	
・大地震 ・火山噴火 ・大雨洪水 ・土砂災害	被害状況の把握・報告	○		○	○	○	○	○	○	○	○	警察、消防
	災害対策本部の運営	○	○	○								警察、消防、自衛隊、開建、振興局
	避難所開設と運営	○		○	○	○	○		○	○		赤十字
	福祉避難所の開設と運営	○				○	○					特養療育、社会福祉協議会
	災害ボランティア受入れ関係						○					社会福祉協議会
	炊出しと配食	○		○								・赤十字 ・社会福祉協議会
	被災者の健康管理、栄養指導等（新型コロナウイルス等の感染対策を含む）	○			○	○	○					・釧路市医師会 ・赤十字
	要支援者の把握					○	○					・社会福祉協議会 ・介護福祉施設
	支援物資の受領と配分	○		○			○					・道 ・トラック協会 ・物資協定締結機関 ・社会福祉協議会
	上下水道の復旧									○		水道事業者
	給水・配水									○		自衛隊、消防
	ペット対策				○							ペット協会
	家畜対策							○				農協
	災害ゴミ対策				○							道、他市町村
	エネルギー対策		○						○			・石油業協会 ・ガス協会
	観光客の避難								○			観光協会
	観光商工施設の被災と復興								○			・観光協会 ・商工会
	道路・橋等の被害状況把握									○		開建、建管、警察、消防
	建築物、家屋の応急危険度判定									○		・道 ・建築業協会
	仮設住宅の建設・管理（※）									○		・道 ・建築業協会
罹災証明	○		○			○	○	○	○			
農業用地の復旧								○			農協	
災害復旧費関係		○										
自衛隊への災害派遣要請	○										・自衛隊 ・釧路総合振興局	
消防応援部隊関係	○										消防	
応援自治体受入れ調整	○	○									道	
報道への発表・対応		○									釧路総合振興局	

《備考》

- 必要とされる応援の中で黄色く塗りつぶし二重枠で囲った応援＝応援を要請する優先順位の高いもの
- 担当課の中で青く塗りつぶした課＝主担当となる課

（※）仮設住宅の建設・管理にあたっては、第4章第19節第1に記載のある、建設課を主体とする「応急仮設住宅設置等検討会」により入居者とその管理要領を決定するものとする。

【様式1】車両移動命令書

令和 年 月 日	
運 転 者 各 位	
弟 子 屈 町 長	
災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく移動命令について	
この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。	
緊急車両通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。	
記	
指 定 理 由 : 緊急通行車両の通行確保のため 指定道路区間 : ~	
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">担当 弟子屈町役場建設課 土木都市計画係 電話 015-482-2941</td> </tr> </table>	担当 弟子屈町役場建設課 土木都市計画係 電話 015-482-2941
担当 弟子屈町役場建設課 土木都市計画係 電話 015-482-2941	

■車両移動命令を行う際のアナウンス

<ul style="list-style-type: none"> ・弟子屈町建設課の〇〇です。 (または、「弟子屈町役場から委託を受けている△△会社の□□です。」) ・この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。 ・緊急車両通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか、車両を左側に移動して下さい。

■移動に協力してもらえない場合の「移動命令書」の例

〇〇災害に伴う車両の移動について
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行のため、車両の移動が必要です。 ・当方により移動を行いますので、車両から離れて下さい。
弟 子 屈 町 長
【問合せ先】 弟子屈町役場建設課土木都市計画係 電話 015-482-2941

■役場が強制的に移動した後の「車両移動通知」の例

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り車両の移動を行いました。

記

移動日時： 月 日 時
 移動先：〇〇××
 移動車両：車名 車番

弟子屈町長

【問合せ先】
 弟子屈町役場建設課土木都市計画係
 電話 015-482-2941

■業者に委任した場合の「身分証明書」の例

発行番号：第 号

身 分 証 明 書

会社名
 住 所

上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委任した者であることを証明する。

有効期間 年 月 日～ 年 月 日
 発 効 日 年 月 日
 発 行 者 弟子屈町長

■車両移動記録票

措置実施場所	町道 号 (住所・・・・・・・・・・)
対象車両	車名、車番
運転手の有無	
移動日時	年 月 日 時 分
移動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路内路肩に移動 ・沿線民地に移動 ・一時保管場所(・・・・・・・・)に移動 (使用重機：除雪ドーザ、又は・・・・・・・・)
破損状況	前部 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし : 状況・・・・・・・・ 後部 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし : 状況・・・・・・・・ 左側面 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし : 状況・・・・・・・・ 右側面 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし : 状況・・・・・・・・
その他	作業者(・・・・・・・・建設・・・・・・・・)

状況写真	
移動前	≪撮影時の着意事項≫ 前部、後部、左側面、右側面は、写真により撮影すること。 事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。
移動後	≪撮影時の着意事項≫ 移動前と同じ方向より撮影すること。 事前に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。 移動後に傷や破損した箇所がある場合は、追加で撮影しておくこと。

記録者	弟子屈町役場建設課・・・・・・・・
-----	-------------------

【様式2】 公用従事令書

従 事 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

【様式3】 公用保管令書

保 管 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

【様式4】 公用取消令書

取 消 第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分
を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 印

【様式5】 公用管理令書

管 理 第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理
収用 を使用する。

年 月 日

処分権者 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

【様式6】 公用変更令書

変 更 第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者

印

変更した処分の内容

【様式7】災害情報

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 その他			
ライフライン関係の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地 区 名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難					
		高齢者等避難					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況						
	(5) その他の措置の状況						
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
その他(住民等)		名					
	計	名					
その他	(今後の見通し等)						

【様式8】

被害状況報告（速報・中間・最終）

							現在		
災害発生日時							災害の原因		
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名	
	職・氏名							職・氏名	
	発信日時							受信日時	
		月 日 時 分							
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河 川	箇所		
	行方不明	人				海 岸	箇所		
	重 傷	人				砂防施設	箇所		
	軽 傷	人				地すべり	箇所		
計		人				急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全 壊	棟				道 路	箇所		
		世帯				橋 梁	箇所		
		人			小 計	箇所			
	半 壊	棟			⑤ 土木被害	市 町 村 工 事	河 川	箇所	
		世帯				道 路	箇所		
		人				橋 梁	箇所		
	一部破損	棟				小 計	箇所		
		世帯				港 湾	箇所		
		人				漁 港	箇所		
	床上浸水	棟				下 水 道	箇所		
		世帯			公 園	箇所			
		人			崖くずれ	箇所			
床下浸水	棟	計		箇所					
	世帯	⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻				
	人		破 損	隻					
棟	計		隻						
計		世帯	漁 港 施 設	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	共同利用施設	箇所				
		その他	棟	その他 施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟	漁 具 (網)	件				
		その他	棟	水 産 製 品	件				
計		公共建物	棟	そ の 他	件				
		その他	棟	計					
④ 農業被害	農 地	田	流失・埋没等	ha	道 有 林	林 地	箇所		
			浸冠水	ha		治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha		林 道	箇所		
			浸冠水	ha		林 産 物	箇所		
	農作物	田	ha	そ の 他		箇所			
		畑	ha	小 計		箇所			
		農業用施設		箇所		⑦ 林業被害	一 般 民 有 林	林 地	箇所
	共同利用施設		箇所	治山施設	箇所				
	営農施設		箇所	林 道	箇所				
	畜産被害		箇所	林 産 物	箇所				
	その他		箇所	そ の 他	箇所				
計			小 計		箇所				
			計		箇所				

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所	⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人	箇所	
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所	
		し尿処理	箇所				
火 葬 場	箇所						
計		箇所					
⑨ 商工被害	商 業	件		⑬ その他	鉄道不通	箇所	
	工 業	件			鉄道施設	箇所	
	そ の 他	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
	計	件			空 港	箇所	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			水 道	戸	
	中 学 校	箇所			電 話	回線	
	高 校	箇所			電 気	戸	
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	
	計	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
					都 市 施 設	箇所	
				計			
				被 害 総 額			
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物	件	
罹災世帯数		世帯			危 険 物	件	
罹災者数		人			そ の 他	件	
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人	
災害対策本部の設置状況	道(釧路総合振興局)						
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名							
補足資料							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 							
<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の状況 							
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

【様式9】災害発生時における消防署への広報等要請書

令和 年 月 日

釧路北部消防事務組合弟子屈消防署長 様

弟子屈町長
(公印省略)

災害発生時における消防署への広報等要請書

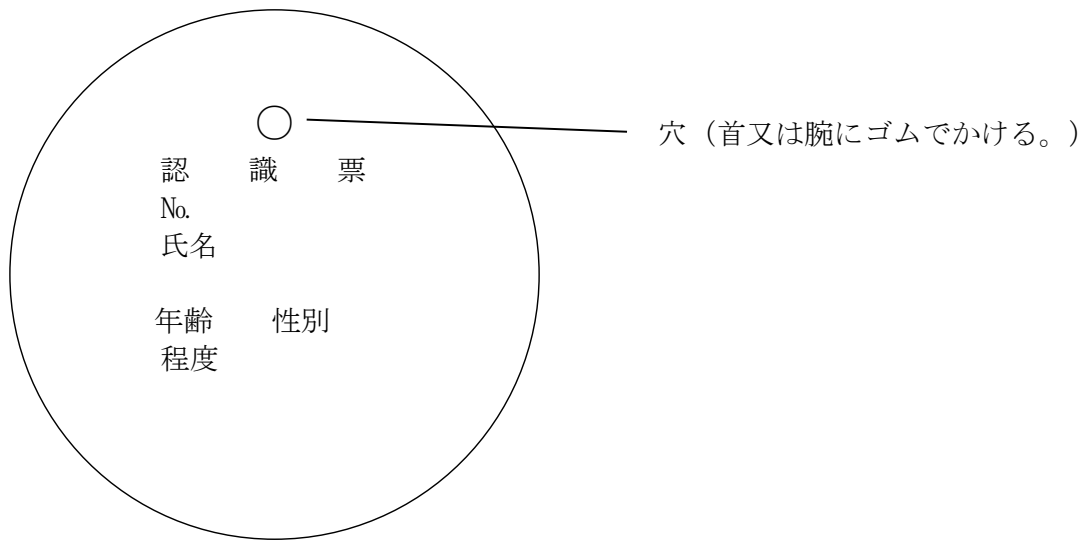
要請者	所属	職名	氏名	電話番号	FAX

項目	内容等
災害の種類	
実施期間	令和 年 月 日 (: ~ :)
協力(要請)内容 (該当箇所に○を付記又は直接記入)	①川湯消防支署の和室を指定緊急避難場所として提供 ②川湯消防支署の会議室を災害対策本部として提供 ③上記①以外の施設を緊急避難場所として提供 (施設名) ④消防用放送設備(スピーカ)により、避難に関する注意、準備、勧告、指示及び災害予防等に関する情報等を広報 ⑤その他
上記③の広報内容	
その他の内容	

- ※1. 協力(要請)内容については、該当に○を付すこと。
2. 広報内容については、「1H5W」で簡潔に記述。

【様式10】

傷病者に対する認識票



【様式11】

救急状況調書

取扱 隊員	認識 番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病 者等の特徴	傷病 程度	収容医療 機関名
	No.				男 女		死亡 重傷 軽傷	病院 医院 診療所

--	--	--	--	--	--	--	--	--

【様式12】

記録集計表

年月日現在 被災状況	性別	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	收容 場所	出動 隊員
		現場	医療 機関						
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								

※ 傷病者の救出及び救急状況の記録用

【様式13】

世帯構成員被害状況

令和 年 月 日

被害別	世帯構成員別											計	小学 校	中学 校
	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯				
全 壊 (焼)														
流 出														
半 壊 (焼)														
床上(下) 浸 水														

【様式14】

物資購入（配分）計画表

品名						計
単価						
区分						
1人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					
2人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					
3人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					
4人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					
5人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					
6人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					
7人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					
8人世帯	数量					
	世帯数					
円	所要数					
	金額					

9人世帯	数 量					
	世帯数					
円	所要数					
	金 額					
10人世帯	数 量					
	世帯数					
円	所要数					
	金 額					
計	数 量					
	世帯数					
円	所要数					
	金 額					

【様式15】

物資受払簿

年 月 日	摘要 (品目)	受	払	残	備考
<hr/>					
<hr/>					

【様式16】

物資給与及び受領簿

住 宅 被 害	1 全焼 (焼)	2 流出	世 帯 構 成 員 数				
	件	件					
	3 半壊 (焼)	4 床上 (下) 浸水					
	件	件					
<p>災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 世帯主 氏 名</p>							
給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

【様式17】

弟 総 防 第 号
年 月 日

北海道知事 様
(釧路総合振興局長 様)

弟 子 屈 町 長

自衛隊災害派遣の要請について

標記の件について、次のとおり「 」のため緊急措置が必要なので、
自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

年 月 日 時～ 年 月 日 時

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

区域

活動内容

4. 派遣部隊が展開できる場所

5. 連絡先及びその他参考となる事項

連絡責任者 職氏名

電話番号 015-482-2191 FAX 番号 015-482-2696

その他

【様式18】

弟 総 防 第 号
年 月 日

北海道知事 様
(釧路総合振興局長 様)

弟 子 屈 町 長

自衛隊災害派遣の撤収について

「 年 月 日付け弟 総 情 第 号をもって要請した災害派遣について、
」ので、次の日時をもって撤収要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

(課 係)

別冊第1 「水防計画」

※改正の経過

- 1 新規策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成19年 2月20日付知事承認
- 2 水防法改正に伴う一部改正・・・・・・・・・・平成25年12月18日防災会議での議決
- 3 防災計画の中に製本（洪水予報の水位追記）・・・・・・・・平成27年3月24日防災会議での議決
- 4 人員見直し等の時点修正・・・・・・・・・・令和5年3月15日防災会議での議決

目 次

第1章 総則	5
第1節 目的	5
第2節 水防責任の大綱	5
1 水防管理団体（弟子屈町）の責任	5
2 釧路北部消防事務組合	5
3 河川管理者（釧路開発建設部）	5
4 釧路地方気象台	6
5 北海道	6
6 弟子屈警察署	6
7 居住者等の水防義務	6
第2章 水防組織	7
第1節 弟子屈町の組織	7
1 町の組織	7
2 消防機関の組織	7
3 消防機関の水防分担区域	8
第2節 隣接市町村水防管理団体、警察署及び自衛隊との協力応援	9
1 隣接市町村水防管理団体との協力応援	9
2 警察署との協力応援	9
3 自衛隊の派遣要請	9
第3章 水防危険区域の指定	10
第1節 重要水防箇所の指定	10
第2節 水防施設等	10
1 雨量、水位観測所等	10
2 水防資機材の備蓄	11
3 水防用土砂の堆積状況	12
4 その他（標茶地区河川防災ステーションの活用について）	12
第3節 要配慮施設利用者への配慮	12
第4章 通信連絡	13
第1節 町の通信施設	13
第2節 公衆通信施設等	13
第3節 雨量、水位観測所の通信系統	13
第4節 気象等通信計画	14
1 水防活動用気象予警報	14
2 気象予報等の種類及び発表基準	14
3 水防活動用気象予警報等の伝達	15
4 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等	16
5 大雨洪水時の避難勧告等発令に向けた準備	16
6 水防警報の種類等	17
7 水防警報等の伝達	18

8	水防信号	19
第5章	水防活動	20
第1節	水防非常配備体制	20
1	町の非常配備体制	20
第2節	監視及び警戒	21
1	常時監視	21
2	非常監視及び警戒	21
第3節	警戒区域	21
1	警戒区域の設定	21
2	警察官の警戒区域の設定	21
3	警戒区域設定の報告	21
第4節	水防作業及び工法	22
第5節	安全配慮	22
第6節	避難及び立ち退き	22
1	避難及び立ち退きの指示	22
2	警察の避難の指示	22
3	避難及び立ち退きの順序	22
4	避難者の輸送	22
5	避難場所の指定	22
第7節	非常輸送	22
第8節	決壊通報	23
第9節	水防標識及び立入検査証	24
1	水防標識	24
2	資料収集のための職員等の身分証明書	24
第6章	公用負担及び公務災害補償	25
第1節	公用負担	25
1	公用負担	25
2	損失補償	26
第2節	公務災害補償	26
第7章	水防報告	27
1	水防報告	27
2	水防活動実施報告	27
第8章	水防訓練	29
資 料		
【資料1】	要配慮者利用施設リスト	30
【資料2-1】	台風の接近・上陸等に伴う大規模な釧路川の洪水を対象とした町の 避難勧告発令着目型タイムライン（防災行動計画）	31
【資料2-2】	台風等により釧路川と釧別川が大雨洪水発生時の タイムスケジュール	32
【資料3】	水防工法一覧表	33

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である弟子屈町が、同法第32条の規定に基づき、弟子屈町の地域にかかる河川、湖沼の洪水その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

平成29年1月11日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に答申された「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」を踏まえて、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道、関係市町村等からなる平成28年4月27日に設置された「釧路川水防連絡協議会釧路川減災対策部会」の対象河川を北海道管理区間に拡大し、あらたに「釧路川外減災対策協議会」が設置された。これにより、北海道知事が指定した河川（釧路川等）において、流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減産協議会が設置されるに至った。

第2節 水防責任の大綱

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1. 水防管理団体（弟子屈町）の責任

水防管理団体（弟子屈町）は、法第3条の規定により、弟子屈町区域における水防を十分に果たすべき責任を有するとともに、浸水想定区域図やハザードマップの空白域等の水害リスク情報の周知に努める。

2. 釧路北部消防事務組合

法及びこれに基づく水防計画の定めるところに従い、消防機関の出動等、水災時の応急対策を実施すること。

3. 河川管理者（釧路開発建設部）

(1) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（釧路川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

イ 重要水防箇所の手点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

オ 洪水により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に水防管理団体と河川管理者の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 河川に関する情報の連絡

ア 河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達は、E-mailにより総務課及び建設課に送信するものとする。

イ 河川管理者は、水防管理団体へ以下の情報を連絡するものとする。

	連絡する情報	連絡する時期
1	危険水位超過予測情報	氾濫危険水位を超過すると予測される時刻の3時間前を目途
2	浸水予測情報	市町村から要請があったとき
3	被災箇所情報	釧路河川事務所の管轄する河川で被害が発生したとき【場所、延長、対応状況等の概要】
4	その他の情報	住民の安全を確保する上で必要と思われるとき

ウ 水防管理団体は、住民の避難及び住民・地域の被災に関する情報を発表する際には、予め河川管理者に通報するものとする。

	連絡する情報	連絡する時期
1	住民の安全に関する情報	避難指示を発令するとき 【避難場所・対象地域等、報道機関へ提供する情報と同一内容を報道に発表する前に連絡】
2	被災に関する情報	市内における被害を把握したとき 【内水等の氾濫状況、対応状況等】

4. 釧路地方気象台

水防活動用気象注意報及び水防活動用気象警報を発表すること。

5. 北海道（釧路総合振興局）

- (1) 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。
- (2) 法第16条第3項の規定により、水防警報を水防管理者に通知すること。
- (3) 気象の変化により、洪水等のおそれがあると認めて、釧路地方気象台が発表する気象警報等を水防管理者に通知すること。
- (4) 洪水のおそれがあると認めて、釧路開発建設部が釧路地方気象台と共同して発表する通知を水防管理者に通知すること。
- (5) 道の所管する雨量・水位観測所において、観測した雨量・水位を、必要に応じて水防管理者に通知すること。

6. 弟子屈警察署

- (1) 水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用の予・警報の伝達について協力を行うこと。
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと。
- (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締を行うこと。

7. 居住者等の水防義務

法第24条の規定に基づき、弟子屈町の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに協力しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 弟子屈町の組織

1. 町の組織

- (1) 町は、洪水、その他による水災の発生、又は発生するおそれのあるときは、弟子屈町災害対策本部条例（昭和38年弟子屈町条例第3号）の定めるところに準じ、水防本部により、水防に関する事務を処理するものとする。
- なお、水防本部の組織及び所轄事務は、別表1、2のとおりである。
- (2) 町に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防に関する事務は災害対策本部において行うものとする。
- (3) 状況等により水防本部設置に至らない段階での水防に関する事務は、町各課等の事務分掌に定める業務分担の例によりこれを行うものとする。

2. 消防機関の組織

消防機関の組織は、次のとおりとする。

● 消防職員の配置

機関		機構				
消防本部 (6名)	消防長 1名		総務課	課長1名	課長補佐 1名	総務係2名
			消防課	課長1名		消防係1名
弟子屈 消防署 (32名)	署長 1名	副署長	予防 救急課	課長1名	課長補佐 1名	予防広報係 8名 救急救助係 3名
			警防 管理課	課長1名	課長補佐 1名	総務係 4名 警防係 12名

● 消防団員の配置と管轄区域

団名	分団名	団員現員数	管轄区域
弟子屈町 消防団 定数 144 名 (現員 102 名)	団本部	団長 1 名 副団長兼本部長 1 名 副団長 2 名	弟子屈町全域
	女性消防部	部長 2 名、班長 2 名、団員 8 名	
	弟子屈 第 1 分団	分団長 1 名・副分団長 1 名 部長 3 名・班長 7 名・団員 10 名	
	弟子屈 第 2 分団	分団長 1 名・副分団長 1 名 部長 3 名・班長 5 名・団員 11 名	
	弟子屈 第 3 分団	分団長 1 名・副分団長 1 名 部長 2 名・班長 2 名・団員 11 名	
	川湯 第 1 分団	分団長 1 名・副分団長 1 名 部長 4 名・班長 4 名・団員 4 名	
	川湯 第 2 分団	分団長 1 名・副分団長 1 名 部長 3 名・班長 3 名・団員 4 名	

3. 消防機関の水防分担区域

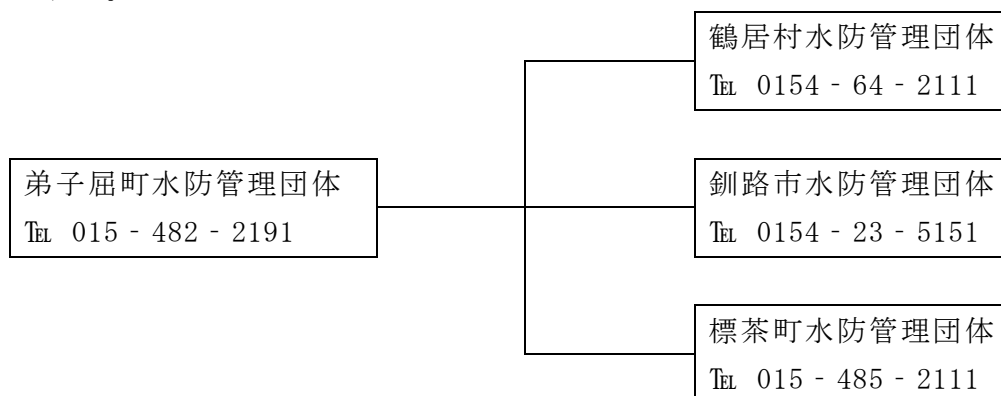
消防機関の水防分担区域は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域以外であっても消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動に当るものとする。

分担区域	河川名	消防機関
弟子屈市街地区	鋸別川	弟子屈消防署及び弟子屈町消防団第 1・2 分団
屈斜路地区	釧路川	弟子屈消防署及び弟子屈町消防団第 1・2・3 分団
美留和・札友内	釧路川	弟子屈消防署及び弟子屈町消防団第 1・2・3 分団

第2節 隣接市町村水防管理団体、警察署及び自衛隊との協力応援

1. 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。



2. 警察署との協力応援

警察に対し、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 警察通信施設の使用 | 法第27条第2項 |
| (2) 警戒区域の監視 | 法第21条第2項 |
| (3) 警察官の出動 | 法第22条 |
| (4) 避難、立ち退きの場合における措置 | 法第29条 |

3. 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、「弟子屈町地域防災計画」第4章第24節に基づき釧路総合振興局長に対して要請を行う。

第3章 水防危険区域の指定

第1節 重要水防箇所の指定

本町の区域内の河川の重要水防箇所は、次のとおりである。

区分	水系名	河川名	地点名	左右岸	起点	終点
国	釧路川	釧路川	弟子屈築堤	左岸	74.30	74.50
国	釧路川	釧路川	弟子屈築堤	左岸	74.90	75.30
国	釧路川	釧路川	西熊牛築堤	右岸	59.70	62.30
国	釧路川	釧路川	南熊牛築堤	右岸	64.10	65.30
国	釧路川	釧路川	南弟子屈築堤	右岸	67.30	67.50
国	釧路川	釧路川	弟子屈築堤	右岸	74.90	75.30
国	釧路川	釧路川	西熊牛築堤	右岸	59.70	62.30
国	釧路川	釧路川	南弟子屈築堤	右岸	64.10	68.70
国	釧路川	釧路川	弟子屈築堤	左岸	74.20	74.40
国	釧路川	釧路川	南弟子屈築堤	右岸	66.30	66.50
国	釧路川	釧路川	弟子屈築堤	右岸	71.70	71.90
国	釧路川	釧路川	栄橋		73.65	
国	釧路川	釧路川	摩周大橋		75.34	
道	釧路川	鎧別川		右岸	釧路川との合流点	下鎧別橋
道	釧路川	鎧別川		左岸	釧路川との合流点	下鎧別橋
道	釧路川	鎧別川		右岸	泉大橋	桜橋
道	釧路川	鎧別川		左岸	泉大橋から0.4km上流	桜橋から0.3km上流
道	釧路川	鎧別川		右岸	桜橋	桜橋から0.9km上流
道	釧路川	鎧別川		右岸	桜橋から1.9km上流	鎧別橋から1.6km下流
道	釧路川	鎧別川		右岸	鎧別橋	鎧別橋から0.65km上流
道	釧路川	鎧別川		左岸	鎧別橋	鎧別橋から0.8km下流

なお、平成29年6月の水防法改正により規定された洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を水防管理者が指定し、保全を図る「浸水被害軽減地区」の指定について、調査等に努めるものとする。

第2節 水防施設等

1. 雨量、水位観測所等

本町の区域内に設置された雨量、水位観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、釧路開発建設部釧路河川事務所雨量・水位観測所、釧路建設管理部弟子屈出張所と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

(1) 水位観測所

管理者	水系名	河川名	観測所名	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
釧路開発建設部	釧路川	釧路川	弟子屈	99.99	100.70	101.80	102.00	103.00
釧路建設管理部	〃	鎧別川	鎧別川	99.35	102.87	—	103.80	103.80

(2) 危機管理型水位計

管理者	水系名	河川名	水位計名	住所	設置位置	観測手法
釧路開発建設部	釧路川	釧路川	K P 59.40	熊牛原野 19 線西	堤防	接触法
	〃	釧路川	井沢樋門	熊牛原野 21 線西	樋門	接触法
	〃	釧路川	南弟子屈樋門	熊牛原野 29 線西	樋門	接触法
	〃	釧路川	鎧別樋門	泉	樋門	接触法
	〃	釧路川	K P 72.40	中央	堤防	接触法
	〃	釧路川	栄橋	朝日	堤防	接触法
釧路建設管理部	〃	鎧別川	鎧別川水位局箇所	桜丘 2 丁目 158 - 16 地先 (パンザマスト)	堤防	電波式
	〃	尾札部川	夕暮橋	字屈斜路	橋歩道橋	電波式
	〃	最栄利別川	岡田橋	字鎧別	橋上	電波式

(3) 雨量観測所

水系名	河川名	観測所名	標高 T. P. m	支配面積 k m ²	所在地
釧路川	釧路川	屈斜路	130.00	606.60	屈斜路
〃	〃	弟子屈	103.00	135.50	弟子屈
〃	〃	熊牛原野	52.00	693.3	南弟子屈
〃	鎧別川	奥春別	145.00	125.50	奥春別

2. 水防資機材の備蓄

水防作業の実施に伴う水防資機材の備蓄は、下記のとおりである。なお、消耗資材については町が保有するもののほか、必要に応じ発注調達するものとする。

(1) 水防倉庫

設置場所	棟数	面積 (m ²)	所在地	備考
弟子屈町除雪センター (施設の一部を活用)	1	528.00	弟子屈町美里 3 丁目 475-1	北海道航空からの 借用施設

(2) 水防資機材の備蓄 (令和2年8月現在)

品名	土のう用袋	スコップ	ツルハシ	掛け矢	照明器具
数量	2,237枚	154挺	50挺	8挺	18台

(3) 水防資機材の民間調達可能状況

調達先	住所	電話番号	調達できる資材
摩周湖農業協同組合	中央 3-7-12	482-2104	土のう用袋、土のう用ビニール袋、スコップ、なわ
ホームックニコット 弟子屈店	鈴蘭 4-1-3	482-8600	
弟子屈町森林組合	中央 2-3-1	482-2025	丸太、くい
北興商事	高栄 2-6-27	482-5101	板材、ブルーシート、土のう等

3. 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水災に備え土砂採石場を調査し、又は土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする。

●水防用土砂堆積状況

水防地区名	土砂の採取場所	土砂の堆積場所	数量
弟子屈地区	民間採取場	桜丘2丁目90番1	3,000m ³

4. その他（標茶地区河川防災ステーションの活用について）

標茶地区河川防災ステーションは、洪水時、地震時等の水防活動や緊急復旧活動の拠点として、釧路開発建設部釧路河川事務所が管理している。主に釧路川の中・上流域（弟子屈町、標茶町）を対象として水防備蓄資材の確保と河川情報等収集機能を備えた水防センターが整備されており、緊急時には当該施設の活用も可能であることから、釧路開発建設部との連携を図っていくこととする。

第3節 要配慮施設利用者への配慮

浸水想定地域内に、要配慮者利用施設がある場合には、これらを把握するとともに、これらの施設長は、洪水時の避難確保計画を準備し、訓練を実施するものとする。

●資料1 要配慮者利用施設リスト

第4章 通信連絡

第1節 町の通信施設

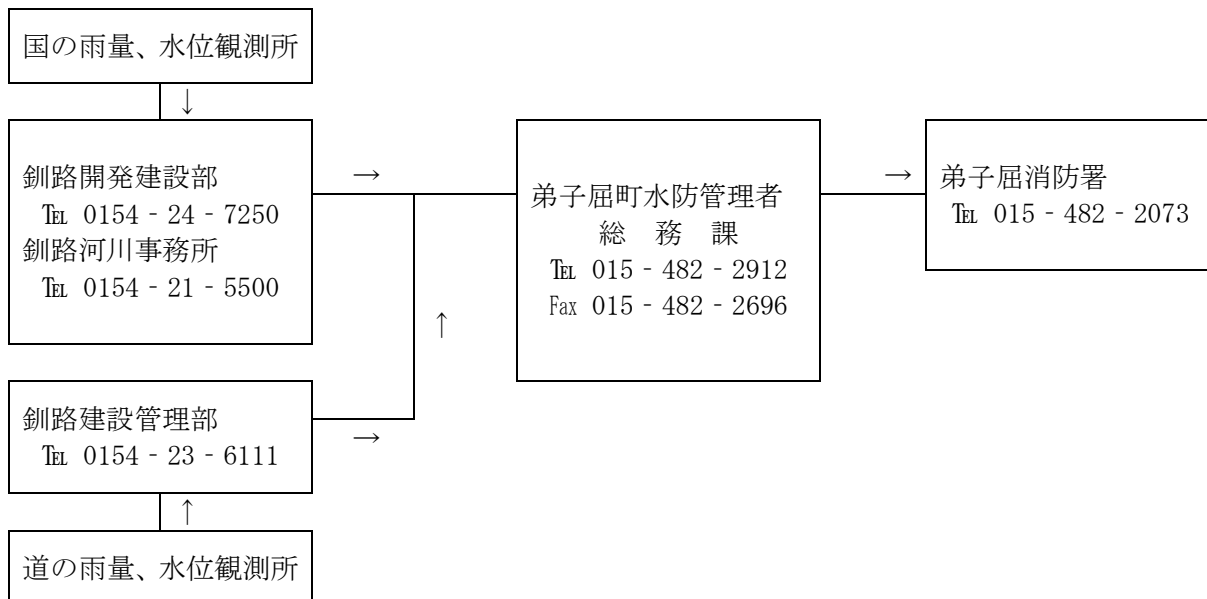
水災時における災害情報及び被害報告等の通信方法並びに災害通信系統は、「弟子屈町地域防災計画」第4章第3節災害情報の収集及び広報活動の定めるところによる。

第2節 公衆通信施設等

水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水災時の水防通信においては、町の通信施設を基本的に使用するものであるが、水防上緊急を要する場合には、法第27条第2項の規定により、公衆通信施設の優先利用又は専用通信施設の使用を求めるものとする。

第3節 雨量、水位観測所の通信系統

雨量、水位観測の通信系統は、次のとおりである。



第4節 気象等通信計画

1. 水防活動用気象予警報

水防管理者及び水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、釧路地方気象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

また、河川情報の収集については、独自に雨量、水位等の情報収集に努めることとする。

なお、気象庁は、警報級の減少が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として「高」「中」の2段階で発表している。警報級の減少は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいと、可能性が高いことを示す「高」だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを示す「中」も発表している。

●水防活動用予警報の種類

	種類	発表機関	摘要
気象予警報 (水防法第10条第1項 気象業務法第14条の2 第1項)	大雨注意報・大雨警報 又は大雨特別警報・ 洪水注意報・洪水警報	釧路地方気象台	指定河川の洪水予報以外 は、一般向け注意報及び警 報に含め発表
洪水予報（水防法第10 条第2項及び気象業務 法第14条の2第2項	洪水注意報・警報	釧路開発建設部 釧路地方気象台	指定河川について、水位又 は流量を示して行う予報
水防警報 (水防法第16条)	待機・準備 出動・指示 解除	釧路開発建設部	指定河川地域の水防管理 団体に水防活動を行う必 要があることを警告して 発表

【参考】

特別警報は、大雨警報・洪水警報を発表後または発表時に、数10年に1回程度の大雨が降り、または、それにより大洪水が予想される場合に、気象庁が発表する。

2. 気象予報等の種類及び発表基準

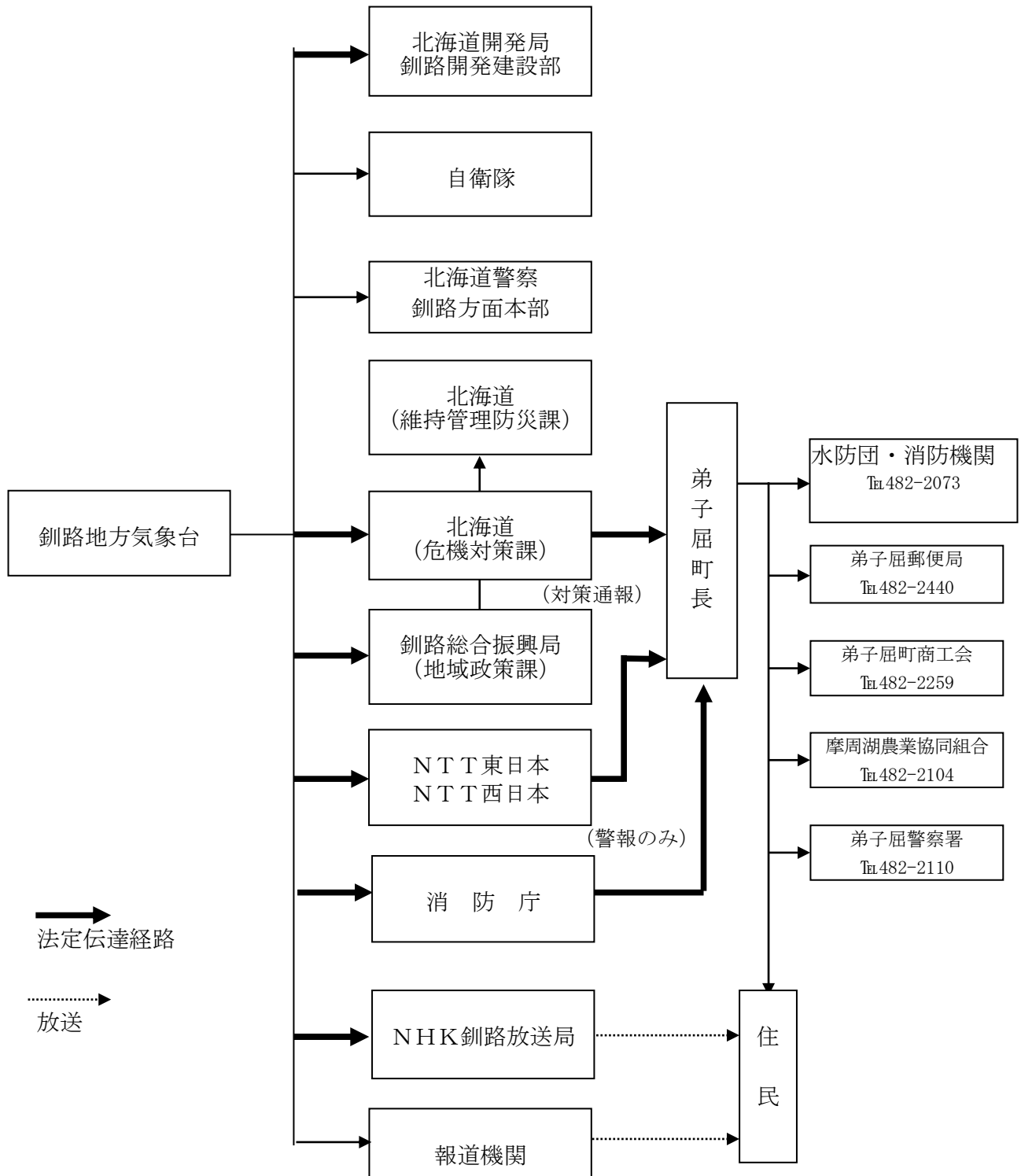
●気象予報等の種類及び発表基準

弟子屈町防災計画「第4章第4節第1. 4 気象予報等の種類及び発表基準」による。

3. 水防活動用気象予警報等の伝達

水防管理者は、水防活動用気象予警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

●水防活動用気象予警報伝達系統図



4. 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

洪水の危険レベル	洪水予報の種類	水位の名称 (弟子屈水位)	発表する情報 (予報文の種類)	発表基準	町・住民に求める行動	釧別川の 避難判断の 参考水位
		水位の名称 (標茶水位)				
レベル5	洪水警報	氾濫発生 (103m)	釧路川・新釧路川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	既に災害が発生している 状況であることから、「命 を守るための最善の行動」 をとる。	103.8m
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (102.0m) (21.8m)	釧路川・新釧路川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達 したとき	避難指示の発令 ＝住民の避難完了	103.8m
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位 (特別警戒水位) (101.8m) (20.8m)	釧路川・新釧路川 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達 したとき、あるいは 水位予測に基づき氾 濫危険水位に到達す ると見込まれたとき	・町は避難指示等の発令 を判断 ・住民は避難を判断	—
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位) (100.7m) (20.1m)	釧路川・新釧路川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達 し、さらに水位の上 昇が見込まれるとき	・町は高齢者等避難の発令 を判断 ・住民は氾濫に関する 情報に注意 ・水防団出動	102.87m
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 (100.5m)	(発表なし)		水防団待機	101.71m

※釧路川の平均低水位（レベル「0」）：100.03m

●洪水予報を実施する指定河川名

水系名	河川名	実施機関
釧路川	釧路川・新釧路川	釧路開発建設部・釧路地方気象台

5. 大雨洪水時の避難指示等発令に向けた準備

町は、台風上陸等により釧路川・釧別川の氾濫が予想される場合への対処のために、避難指示等に着目した役場職員等のタイムスケジュールを準備する。

- 資料2-1 台風の接近・上陸等に伴う大規模な釧路川の洪水を対象とした
弟子屈町の避難指示発令着目型タイムライン（防災行動計画）
- 資料2-2 大雨洪水発生時の避難指示に向けたタイムスケジュール（弟子屈町）

6. 水防警報の種類等

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

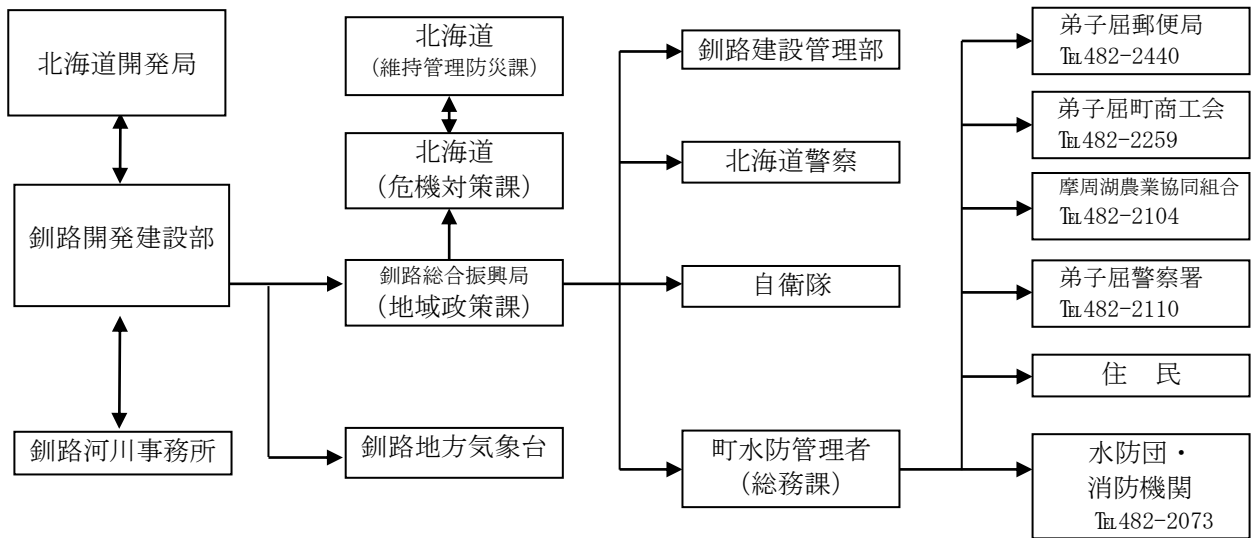
●水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

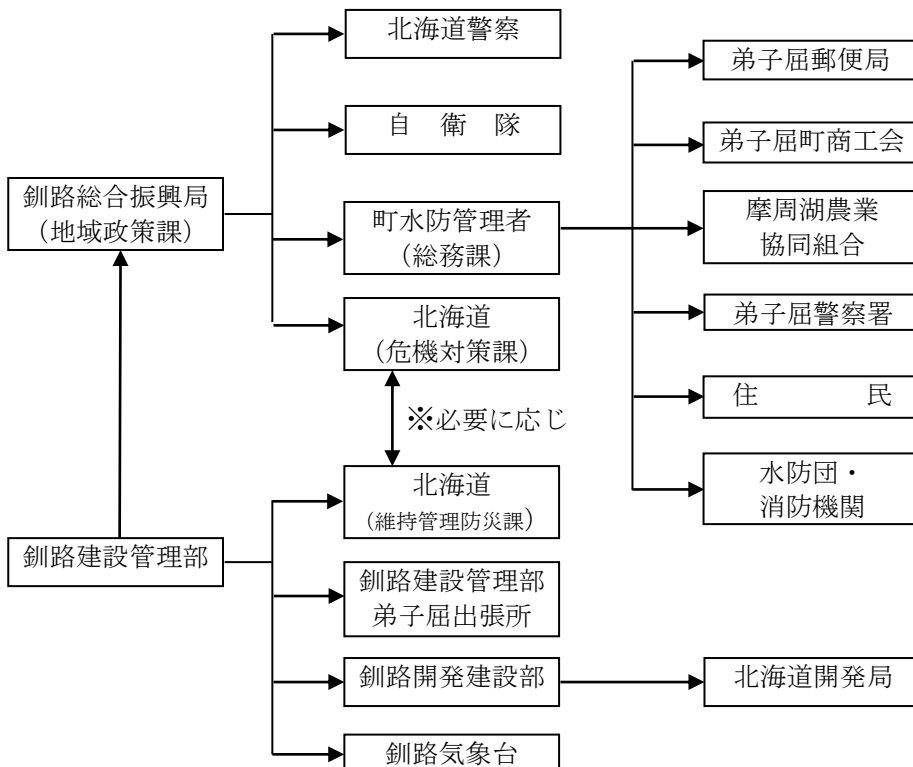
7. 水防警報等の伝達

水防管理者は、水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

●伝達系統図（国）



●伝達系統図（北海道）



●水防警報

法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川において洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、開発局長が、知事の指定する河川については、知事が水防を必要と認め警告するものである。

町に該当する水防警報河川は釧路川

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

1. 町の非常配備体制

町は、次による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、弟子屈町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 町の非常配備に関する基準

弟子屈町地域防災計画、第2章第2節「災害対策本部」第6「本部の配備体制」に準ずるものとする。

(2) 消防機関の非常配備基準

区分	配備の時期	配備の内容	任務	担当部課
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 その他特に消防署長が必要と認めたとき。	所轄の全職員及び必要に応じて所轄の分団員を招集し、情報収集及び連絡調整等が円滑に移行できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	消防署当務隊
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他特に消防署長が必要と認めたとき。	所轄の全職員及び分団員を招集し、直ちに非常災害活動を開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置及び救助活動の実施	消防署全隊 発生地域分団及び班隊
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、署長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他特に署長が必要と認めたとき。	所轄の全職員及び全団員の招集をもって当てるもので、状況によりそれぞれの災害応急救助活動ができる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置及び救助活動の実施	消防署全隊 消防団全隊 組合隊2隊ないし3隊

- ※ 1 状況により必要と認めたときは、逐次増隊員とするものとする。
2 傷病者の輸送にあたっては、救急車の他搬送可能な車両を使用する。

第2節 監視及び警戒

1. 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、当該河川等の管理者に連絡し必要な処置を求めるものとする。地区別巡視責任者は、次のとおりとする。

地 区	担当する河川	巡視担当	巡視責任者	監視員の数
屈斜路～弟子屈	釧 路 川	建設課長	管理係長	2
弟子屈～南弟子屈	釧 路 川	〃	〃	2
奥春別～弟子屈	鎚 別 川	〃	〃	2

2. 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとする。

警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりとする。

- (1) 堤内側（市街地側）で漏水による亀裂及び法崩れ
- (2) 堤外側（川側）で水当りの強い場所の亀裂及び法崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれる状況（越水）
- (5) 樋門の両袖又は底部より漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取り付け部分の異常

第3節 警戒区域

1. 警戒区域の設定

法第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

2. 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

3. 警戒区域設定の報告

前各2項の警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防機関の長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業及び工法

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

●資料3 水防工法一覧表

第5節 安全配慮

水防団員等の水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。この際、特に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安全確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時、ラジオの携行等、最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。

第6節 避難及び立ち退き

1. 避難及び立ち退きの指示

法第29条の規定により水防管理者が避難のため立ち退きを指示する場合においては、北海道知事（釧路総合振興局長）及び弟子屈警察署長に通知するものとする。

2. 警察の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し、避難のため立ち退きを指示するものとする。

警察官が立ち退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

3. 避難及び立ち退きの順序

避難及び立ち退きの順序は、弟子屈町地域防災計画第4章災害応急対策計画第5節避難計画によるものとする。

4. 避難者の輸送

避難者の輸送は、弟子屈町地域防災計画第4章災害応急対策計画第13節輸送計画によるものとする。

5. 避難場所の指定

避難場所は、弟子屈町地域防災計画第4章災害応急対策計画第5節避難計画によるものとする。

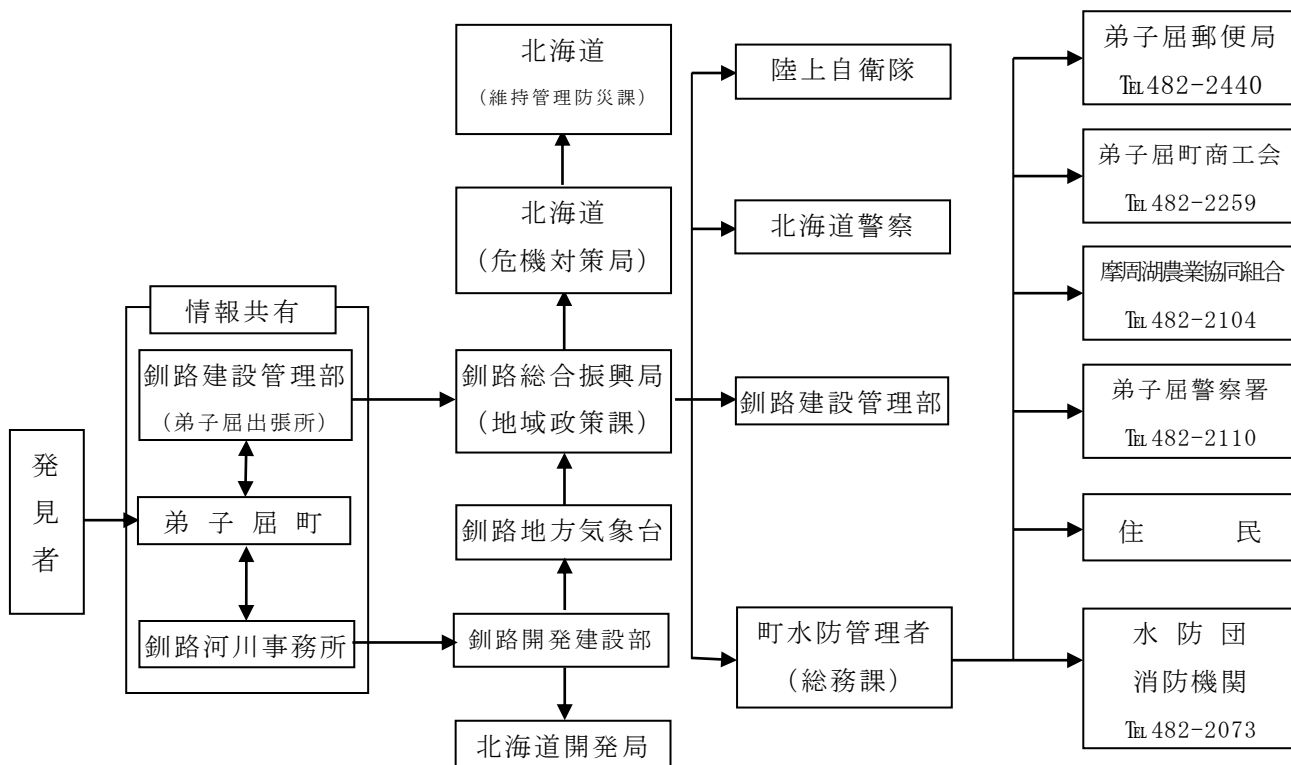
第7節 非常輸送

非常の場合の水防資機材、人員等の輸送は、弟子屈町地域防災計画第4章災害応急対策計画第13節輸送計画によるものとする。

第8節 決壊通報

水防に際し、堤防等の施設が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長は直ちに次により通報するものとする。(法第25条)

●堤防等の決壊通報系統図

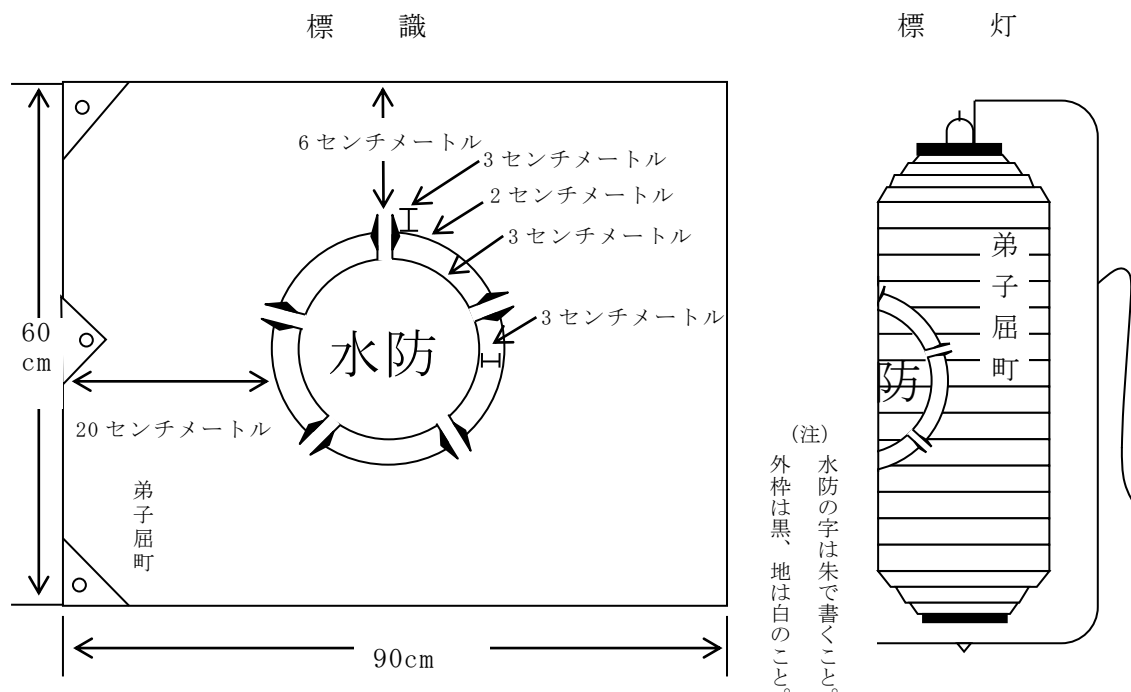


(注) 消防機関の長、消防団長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記系統図に準じ通報を行うものとする。

第9節 水防標識及び立入検査証

1. 水防標識

法第18条の規定により北海道知事の定めた水防のために出動する車両、舟艇等の標識は次のとおりとする。



2. 資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条第1項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりである。

表	裏
<p>水防立入検査証</p> <p>所属</p> <p>職</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水防管理者 印</p> <p style="text-align: center;">6cm</p>	<p>注 意</p> <p>1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。</p> <p>2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。</p> <p>3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。</p>

第6章 公用負担及び公務災害補償

第1節 公用負担

1. 公用負担

法第28条の規定により、公用負担命令を行うときは別記様式1による公用負担命令票を交付して行うものとする。

(1) 水防のため必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、木材、その他の資材の使用若しくは収用

ウ 建設機械その他運搬具又は器具の使用

エ 工作物その他障害物の処分

オ 緊急通行

(2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、またこれ等の者の命を受けた者は、別記様式2に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(3) 公用負担の権限を行使する者は、別記様式1に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

●別記様式1

第 号
公 用 負 担 命 令 票
住 所
氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。
1 目的物
(1) 所在地
(2) 名 称
(3) 種 類
(4) 数 量
2 負担内容
(使用、収容、処分等について詳記すること)
年 月 日
命令者 職 氏名

●別記様式2

第 号
公 用 負 担 権 限 委 任 証
住 所
職 名
氏 名
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。
年 月 日
委任者 氏名

縦9cm 横6cm

2. 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条の規定により損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

公務災害補償は、法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「北海道市町村消防災害補償等組合補償条例」（昭和32年2月13日条例第1号）の定めるところにより補償しなければならない。

第7章 水防報告

1. 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに釧路総合振興局に報告するものとする。(法第47条)

- (1) 水防団及び消防の機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

令和〇〇年台風××号における水防活動		
(弟子屈消防署・消防団 令和 年 月 日～日)		
<p>○概要</p> <p>〇〇消防署(消防団)は、令和 年 月 日、台風 号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊、▽▽名が出動。</p> <p>市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により、床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。</p>		
活動時期	出動延人数	主な活動内容
〇月×日～〇月△日 約 時間	〇〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(袋) ・避難誘導(世帯) ・排水作業(件) ・その他(内容を記述)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所の地図
〇〇川左岸(××地先) 堤防破損	〇〇川左岸(××地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸(××地先) 月の輪工法	□□地区の内水氾濫 排水処置	

2. 水防活動実施報告

水防管理団体は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理するとともに、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書(別記様式3)を作成の上、所定の期日までに釧路総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1～5月、6～7月、8～9月、10月～12月

●別記様式3

水防活動実施報告書

(弟子屈町)

区分	水防活動		使用資材費			左の内、主要資材35万円以上の使用団体分			備考
	団体数	活動 延人員	主要資材	その他の 資材	計	団体数	使用資材費		
							主要資材	その他の 資材	
北海道分 前回まで	-	人 -	円	円	円	-			
月分	-					-			
月分	-					-			
月分	-					-			
月分	-					-			
月分	-					-			
小計	-					-			
累計	-					-			
水防管理団体分 前回まで	()								
月分	()								
月分	()								
月分	()								
月分	()								
月分	()								
小計	()								
累計							円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第8章 水防訓練

水防管理者は、水防団及び消防機関の職員並びに団員に対し、随時水防工法についての技能を習得せしめるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。

●資料3 水防工法一覧表

●資料1 要配慮者利用施設リスト

区分	名称	所在地	備考	電話番号	最大浸水想定(ハザードマップより)			
					5m~10m	3m~5m	0.5m~3m	0.5m未満
福祉	グループホームあったか家	鈴蘭1丁目8-1	私立	482-8121				
福祉	グループホーム家路	湯の島3丁目2-12	私立	482-1465			●	
福祉	グループホーム桜小路 ※2)	桜丘2丁目	私立	0154-64-5475			●	
福祉	住宅型老人ホーム森の家しらかば	川湯温泉4丁目8-33	私立	483-5151				
福祉	養護老人ホーム倭和園 ※1)	泉2丁目3-7-1	公立	482-2134			●	
福祉	弟子屈町デイサービスセンター ※2)	桜丘3丁目5-3	私立	482-5526			●	
福祉	J A北海道厚生連特別養護老人ホーム摩周 ※1)	泉2丁目3-7-2	私立	482-5337			●	
福祉	ケアサポートまつやま	川湯温泉1丁目3-6	私立	483-5112				
福祉	デイケアセンターたこ八	湯の島3丁目1-10	私立	482-7667				
福祉	社会老人福祉センター ※2)	中央2丁目10-25	公立	482-3621			●	
学校	弟子屈小学校	中央2丁目1-1	公立	482-2044				
学校	川湯小学校	川湯温泉4丁目15-10	公立	483-2041				
学校	美留和小学校	字美留和82-1	公立	482-1097				
学校	旧奥春別小学校	字鎧別274-1	公立	482-4819				
学校	和琴小学校	字屈斜路260	公立	484-2061				
学校	川湯中学校	川湯温泉7丁目3-11	公立	483-2337				
学校	弟子屈中学校	美里1丁目3-1	公立	482-2071				
学校	弟子屈高等学校	高栄3丁目3-20	公立	482-2237				
子供	幼保連携型認定こども園ましゅう ※2)	泉1丁目11-1	私立	482-2444			●	
子供	にこにこクラブ	中央2丁目1-1	公立	080-3365-8656				
子供	わんぱくクラブ	川湯温泉4丁目15-10	公立	080-3366-2418				
子供	町立川湯保育園	川湯温泉4-3	公立	483-2537				
医療	J A北海道厚生連摩周厚生病院 ※2)	泉2丁目3-1	私立	482-2241			●	
医療	布施医院	朝日1丁目5-9	私立	482-2667			●	
医療	弟子屈クリニック	湯の島3丁目1-10	私立	482-2220				●
医療	美里クリニック	美里5丁目26-1	私立	482-8888				
医療	川湯の森病院	川湯温泉4丁目1-1	私立	483-3121				
医療	高台歯科クリニック	高栄3丁目1-2	私立	482-4181				
医療	富本歯科医院	高栄1丁目4-8	私立	482-1128				
医療	川湯歯科診療所	川湯温泉3丁目2-16	公立	483-3534				

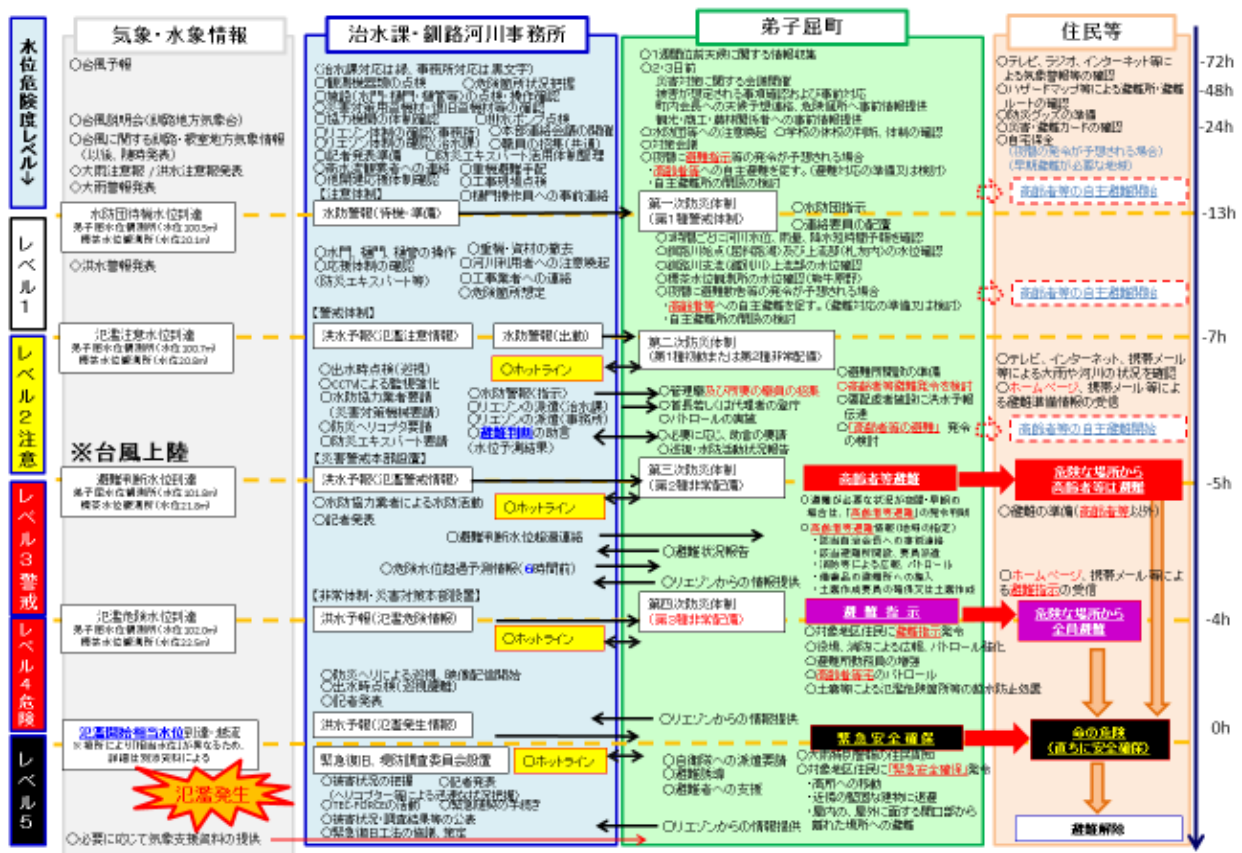
※1) 養護老人ホーム倭和園及びJ A北海道厚生連特別養護老人ホーム摩周は、鎧別川の浸水想定区域に含まれるが、施設が約50cm盛土になっていることから、浸水の影響は非常に少ないと考えられる。

※2) グループホーム桜小路、弟子屈町デイサービスセンター、社会老人福祉センター、幼保連携型認定こども園ましゅう及びJ A北海道厚生連摩周厚生病院は、鎧別川の浸水想定区域に含まれるので、注意が必要

【資料2-1 台風の接近・上陸等に伴う大規模な釧路川の洪水を対象とした町の避難指示発令 着目型タイムライン（防災行動計画）】

台風の接近・上陸等に伴う大規模な洪水を対象とした、釧路川水系釧路川直轄管理区間沿川の 弟子屈町の避難情報の発令に着目したタイムライン(防災行動計画)

※避難情報に関するガイドライン(内閣府:令和3年5月)を参考に作成。



【資料2-2 台風等により釧路川と釧路川が大雨洪水発生時の避難勧告に向けたタイムスケジュール】

	気象台の水象情報	釧路開発建設部	釧路建設管理部	弟子屈町						住民の行動	
				災害対策本部	建設課	環境生活課	福祉課	健康こども課	教育委員会		その他の課
レベル0	《台風・大雨予報》 ・台風説明会 ・台風に関する府県情報 《大雨洪水注意報》 《大雨警報等発表》			・3～4日前に気象台から情報収集						・テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 ・ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 ・防災グッズの準備	
				・1～2日前に情報共有対策会議	情報共有会議への参加						
				・関係機関への情報提供(教育機関、医療・福祉施設、農業・観光・商工施設)							
				・危険が予想される箇所・地域への事前情報提供							
レベル1		水防警報(待機・準備)		第一次防災体制	連絡体制の保持						
		水防団待機水位到達		(第1種警戒体制=情報所)	必要により河川巡視						
				・1時間ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認							
		弟子屈水位観測所(水位100.5m)	鑑別水位観測所(水位101.71m)	・釧路川始点(屈斜路湖)及び札友内地区の水位を巡視							
				・鑑別川上流部、尾札部川の水位確認							
レベル2	氾濫注意水位到達 氾濫警報(出動) 氾濫上陸	洪水予報(氾濫注意情報)		第二次防災体制:災害警戒本部	河川巡視(普通河川含む)						
		洪水予報(氾濫警戒情報)		(第1種初動又は第2種非常配備:管理職及び所要の職員を招集)						・自主避難所の開設準備、避難所勤務者の選考	
		弟子屈水位観測所(水位100.7m)	鑑別水位観測所(水位102.87m)	・1時間ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報の確認継続							
				・釧路川始点(屈斜路湖)及び札友内地区の水位確認強化							
				・鑑別川上流部、尾札部川の水位確認を継続							
レベル3	避難判断水位到達 避難所での受け入れ	洪水予報(氾濫警戒情報)		第三次防災体制:災害対策本部	河川(普通河川含む)及び避難経路(道路)の巡視の強化					・自主避難所の開設と受入準備	
		洪水予報(氾濫警戒情報)		(第2種非常配備:ほぼ全力で対応)						・要配慮者施設へ洪水予報を伝達し、自主避難準備を促す。	
		危険水位超過予測情報(3時間前)		・「高齢者等避難」発令						高齢者等は避難開始	
レベル4	氾濫危険水位到達 避難所での受け入れ	洪水予報(氾濫危険情報)		第四次防災体制:災害対策本部	土囊等による氾濫危険箇所等への越水防止処置	・避難行動要支援者の安否確認を継続	児童の安否確認	避難所勤務支援			
		洪水予報(氾濫危険情報)		(第3種非常配備:全力による対応)							
		弟子屈水位観測所(水位102.0m)	鑑別水位観測所(水位103.8m)	・「避難指示」発令	作業現場からの撤収準備	・役場、消防等によるパトロールの強化	・役場、消防等による避難広報の強化	・避難所での受入、避難所運営等		避難対象地域の避難開始	
レベル5	堤防天端水位到達・越流 氾濫発生	洪水予報(氾濫発生情報)		・「緊急安全確保」発令	作業現場からの撤収	避難者対象地域の確認	避難所での巡視、健康チェック	児童の安否確認	避難所勤務支援	避難対象地域の避難完了	
		洪水予報(氾濫発生情報)		・作業現場に対し撤収指示						最終的な危険回避行動	
		弟子屈水位観測所(水位103m以上)	鑑別水位観測所(水位105m以上)								

※尾札部川の水位は、今年度内に簡易水位計が設置されたならば、数値を設定するものとする。

【資料3 水防工法一覧表】

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
堤防から水があふれる場合	積み土のう工	堤防上端に土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート鉄筋棒	
	せき板工	堤防上端にくいを打ちせき板をたてる。	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼鉄支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防上端に土のうの代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防上端にビニロン帆布製水マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川(むしろの入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水対策	居住側	釜段工 (釜築き釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地先にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	対策	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする。	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとように、ビニロン帆布製水のうを組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く。	一般河川(漏水量の少ない箇所)	たる、防水シート、土のう
		導線むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる。	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、鉄筋ピン

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
漏水	側対策	詰め土のう工	川側のり面の漏水口に土のうなどを詰める。	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側の漏水面にむしろを張る。	一般河川（水深の浅いところ）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろはり工	川側の漏水面に継ぎむしろを張る。	一般河川（漏水面の広いところ）	むしろ、なわ、くい、ロープ、鉄筋ピン、土のう
		シート張り工	川側の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川（むしろの入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
深掘れ		・むしろ張り工、 ・継ぎむしろ張り工 ・シート張り工 ・たたみ張り工	漏水防止と同じ。	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する。	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		・捨て土のう工 ・捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
決壊		大型土のう工	大型土のうを投入する。	急流河川	大型土のう
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のり面で補うためくいを打ち中詰の土のうを入れる。	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
亀裂	上端	折り返し工	天端の亀裂をはさんで両肩付近に鉄筋ピンを連結する。	粘土質堤防	鉄筋ピン、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線をつなぐ。	砂質堤防	くい、鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
					現在	
亀裂	上端～裏のり	控え取り工	亀裂が上端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ。	粘土質堤防	鉄筋ピン、土のう、なわ、ロープ、鉄線	
		継ぎ縫い工	亀裂が上端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ。	砂質堤防	くい、鉄筋ピン、鉄線、土のう	
		ネット張り 亀裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう	
裏のり崩壊	亀裂	くい打ち	裏のり面の亀裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる。	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太	
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ。	粘土質堤防	くい、土のう	
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち鉄線で縫う。	砂質堤防	くい、鉄線、土のう	
	崩壊	崩	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する。	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
			くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
			土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる。	一般堤防	鉄筋ピン、土砂、土のう
			つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
壊	壊	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る。	一般堤防	くい、鉄パイプ、そだ、鉄線、土のう	
		築きまわし工	裏のり面にくいを打ちさくを作り中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう	
その他	流下物除去作業	橋の橋脚などに堆積した流木の除去	一般河川	鉄パイプ、とび口		
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車		

(空白)

別冊第2 「土砂災害予防計画」

※改正の経過

- 1 新規策定
平成26年 8月28日 避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）として策定・公表
- 2 防災計画の中に製本
平成27年 3月24日防災会議での議決

目 次

第1節	目 的	5
第2節	土砂災害の定義及び種類	5
第1	土砂災害の定義	5
第2	避難指示等の対象とする土砂災害	5
第3節	避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	5
第1	土砂災害危険箇所	5
第2	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	5
第3	その他の場所	6
第4節	災害予防対策	6
第1	地すべり・がけ崩れ予防対策	6
第2	急傾斜地崩壊予防対策	6
第3	土石流予防対策	6
第5節	避難指示等の発表単位	6
第6節	避難指示等を判断する情報	7
第7節	避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	8
第8節	避難指示等の発令の判断基準	8
第9節	助言を求めることのできる機関	9
第10節	避難指示等の伝達方法	10
第11節	避難指示等の伝達文	11
第1	高齢者等避難の伝達文の例	11
第2	避難指示の伝達文の例	11
第3	緊急安全確保の伝達文の例	11
※巻末資料		
I	避難指示等判断フロー図（土砂災害）	12
II	土砂災害の前兆現象について	13

【添付資料】

別紙1「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧表）」……………	15
別紙2-1「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（急傾斜地）…	17
別紙2-2「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（土石流）…	18

第1節 目的

この計画は、急傾斜地の崩壊及び土石流等の災害を予防することを目的とする。

第2節 土砂災害の定義及び種類

第1 土砂災害の定義

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩壊する自然現象）、または地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として、住民の生命または身体に生ずる被害をいう。

第2 避難指示等の対象とする土砂災害

対 象	急傾斜地の崩壊 (崖くずれ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難指示等を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物（火山灰等）が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難指示等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などで崩れたり流されたりした大量の土砂が、川を塞いで水の流れを堰き止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難指示等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

第3節 避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

第1 土砂災害危険箇所

1 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

2 土石流危険区域

溪流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

第2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

1 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

2 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

道は、平成28年及び30年に弟子屈町内にある急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険区域の基礎調査を終了し、令和2年1月21日に47箇所を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定した。

別紙1「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧表）」（令和2年1月21日現在）

別紙2-1「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（急傾斜地）

別紙2-2「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（土石流）

第3 その他の場所

上記1・2項の隣接区域やその他避難の必要がある場所

第4節 災害予防対策

第1 地すべり・がけ崩れ予防対策

本町における地すべり・がけ崩れ等危険箇所は早期に整備を図るとともに、町民に対し地すべり等危険箇所の周知に努める。

また、気象・地震情報等の収集により、災害が想定される場合を考慮し、町は警戒避難を実施するための緊急連絡体制づくりに努める。

第2 急傾斜地崩壊予防対策

町長（担当経済対策部建設班）は、異常降雨及び降雪により急傾斜地のがけ崩れ及び雪崩による災害が予想される地域の実情を調査し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

また、町及び関係機関は、それぞれ所轄の区域の保全及び安全を確保するため、がけ崩れ及び雪崩発生予想箇所に防止柵を設置し、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識を持って、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、水路の清掃等）を進んで行うように、町は住民に啓発する。

第3 土石流予防対策

本町における土石流危険溪流は今後も道との協力のもと、整備を推進するとともに、町民に対し土石流危険溪流の周知に努める。

第5節 避難指示等の発表単位

発表単位は、北海道土砂災害警戒情報システムで使用するメッシュ区分（5km×5km）内の「2避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域」を基本とし、避難行動における共助体制が構築されるように自治会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

第6節 避難指示等を判断する情報

○北海道土砂災害警戒システム (<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 危険度情報 土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示（3時間先までの予測を表示可能）。
土砂災害危険箇所図、危険度判定図（スネーク曲線）、降雨状況経過図を一画面にまとめて表示。

【危険度の表示】更新間隔 30分

- 赤－実況で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙－実況で大雨警報（土砂災害）基準超過
- 黄－実況で大雨注意報基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁） (<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10分

- 濃紫－実況で土砂災害警戒情報基準超過
- 薄紫－予想で土砂災害警戒情報基準超過
- 橙－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）基準超過
- 黄－実況又は予想で大雨注意報基準超過

●各警報・注意報の種類と説明等

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ ・気象庁HP http://www.jma.go.jp/jma/ ・防災情報提供システム https://bosai.jmainfo.go.jp/ID/PW必要
大雨警報（土砂災害）	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道土砂災害警戒システム ・北海道防災情報システム ・気象庁HP ・防災情報提供システム
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道土砂災害警戒システム ・北海道防災情報システム ・気象庁HP ・防災情報提供システム
顕著な大雨に関する情報	気象庁	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を解説する情報で、警戒レベル4相当以上で発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道防災情報システム ・気象庁HP ・防災情報提供システム
大雨特別警報（土砂災害）	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という標記で発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道防災情報システム ・気象庁HP ・防災情報提供システム
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

※上記をもとに、避難指示等を検討するのが原則とするが、別紙2-1「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（急傾斜地）及び別紙2-2「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（土石流）に該当する地域から出水・地鳴り等の現象を確認した場合には、防災関係機関に助言を求め、避難指示等の判断を行う。

第7節 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ● 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ● (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 直ちに立ち退き避難する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 未だ立ち退きしていない者の内、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保を図る。

第8節 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難指示等を発令するものとする。

● 避難指示等の発令判断基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
高齢者等避難	1 大雨警報(土砂災害)が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報(以下「メッシュ情報」という。)で大雨警報(土砂災害)の発表基準を超過した区域(赤及び橙)
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報(土砂災害)の発表基準を超過した区域(赤及びその周辺の橙)
	2 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域(土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)
緊急安全確保	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域(発表文で確認。例：〇〇町北部付近)及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域(赤)
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)

- 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的に判断を行う。

第9節 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 【電話番号 0154-31-5146】	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象に関する事。
国土交通省釧路開発建設部（代表） 【電話番号 0154-24-7000】 同弟子屈道路事務所 【電話番号 015-482-2327】 同治水課（直通） 【電話番号0154-24-7250】 同釧路河川事務所 【電話番号 0154-21-5500】	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。
釧路総合振興局釧路建設管理部 （代表）【電話番号 0154-23-6111】 同治水課 【電話番号 0154-23-9184】 同弟子屈出張所 【電話番号 015-482-2147】	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ・北海道士砂災害警戒情報システムに関する事。
釧路総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号 0154-43-9144】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

第10節 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (公共情報commons 経由でマスメディア へ情報提供)	TV放送	視聴者	
		ラジオ放送	聴取者	
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者	
		緊急速報メール(状況により直接携帯電話会社に直接入力)		町内に滞在する携帯電話保持者
		防災行政無線(同報系)		住民(弟子屈消防署との連携)
		町公式Webサイト(ホームページ)		PCユーザー等
		電話、電子メール又は直接訪問		<ul style="list-style-type: none"> ・釧路総合振興局 ・釧路開発建設部 ・釧路建設管理部 ・釧路地方気象台 ・弟子屈警察署(避難指示に従わない住民等への退去指導の依頼) ・弟子屈消防署(巡回広報の依頼) ・陸上自衛隊第27普通科連隊
まちづくり政策課	登録制LINE		町の公式LINEに登録しているユーザー	
環境生活課	広報車		住民等(巡回ルート)	
建設課	作業車等		警戒する溪流・急傾斜地沿いの住民	
福祉課 健康子ども課	電話、FAX又は直接訪問		<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮施設 ・避難行動要支援者 	
環境生活課	電話、FAX又は直接訪問		自治会、自主防災組織、避難支援関係者	

第11節 避難指示等の伝達文

第1 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令
- こちらは、弟子屈町です。
- 〇時〇分に弟子屈町内に大雨警報（土砂災害）が発表されました。
土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する高齢者等避難を発令しました。
- 現在、△△、□□の避難所を開設しております。
〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、あらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

第2 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
- こちらは、弟子屈町です。
- 〇時〇分に弟子屈町内に土砂災害警戒情報が発表されました。
土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 現在、△△、□□の避難所を開設しております。
〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- 〇〇道路及び〇〇橋は雨量規制のため、通行できませんのでご注意ください。

第3 緊急安全確保の伝達文の例

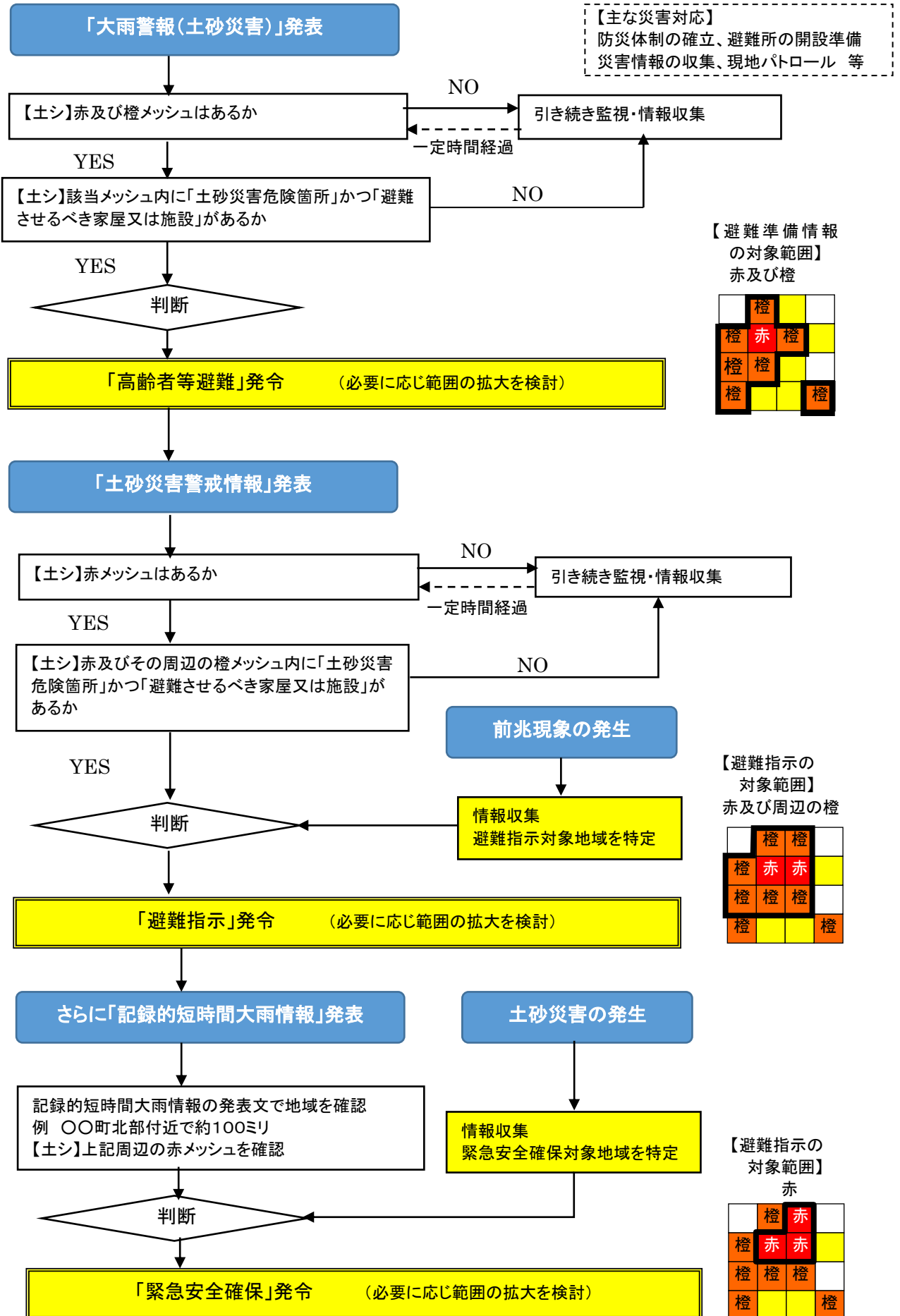
- 緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令
- こちらは、弟子屈町です。
- △△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。
土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。
- 現在、△△、□□の避難所を開設しております。
未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。
- 〇〇道路及び〇〇橋は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。
- 外が危険な場合で、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、周囲の建物より比較的高い建物の高い所で、かつ危険な崖の反対側で窓から離れた所で安全を確保して下さい。

※〈留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。
- ・土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。
- ・溪流を渡って対岸に避難することは避ける。

巻末資料Ⅰ 避難指示等判断フロー図（土砂災害）

【土シ】=北海道土砂災害警戒情報システム



巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

災害の種類	状況	種類	現象の内容	説明
土石流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している。	周辺の斜面や渓流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する渓流でも土石流の発生する可能性は高い。
		土臭いにおい	異常なおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のおい等）がする。	渓流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおいにおい、崩壊に伴って発生した流木のおいなどが考えられる。
		渓流の急激な濁り	渓流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっていたりする。	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が渓流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
		渓流水位激減	渓流の水位が降雨量の減少に関わらず低下しない。	渓流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生を引き金となる。
		地鳴り	異様な山鳴りや地鳴りがする。	渓流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として異変（移動）して山鳴り・地鳴りが生じる現象。崩壊が起こり、土石流発生につながる可能性が高い。
	1～2時間前	渓流内で転石の音	渓流付近の斜面が崩れたり、落石などが発生している音がしたりする。	渓流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生を引き金になる。
			立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる。	渓流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象
		流木発生	渓流の流水に流木などが混ざっている。	渓流の上流部で土石流が発生したために倒木が渓流に流入し、流下してきたときに認められる現象
	2～3時間前	流水の異常な濁り	渓流の流水が異常に濁っている。	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂が渓流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象
	がけ崩れ	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる。
湧水の噴き出し			水の吹き出しが認められる。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
亀裂の発生			斜面に亀裂ができる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
斜面のはらみだし			斜面にはらみがみられる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
小石がぼろぼろ落下			小石が斜面からぼろぼろと落下する。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
地鳴り			斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
1～2時間前		小石がばらばら落下	小石が斜面からばらばらと落下する。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の濁り	普段澄んでいる湧き水が濁ってくる。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。

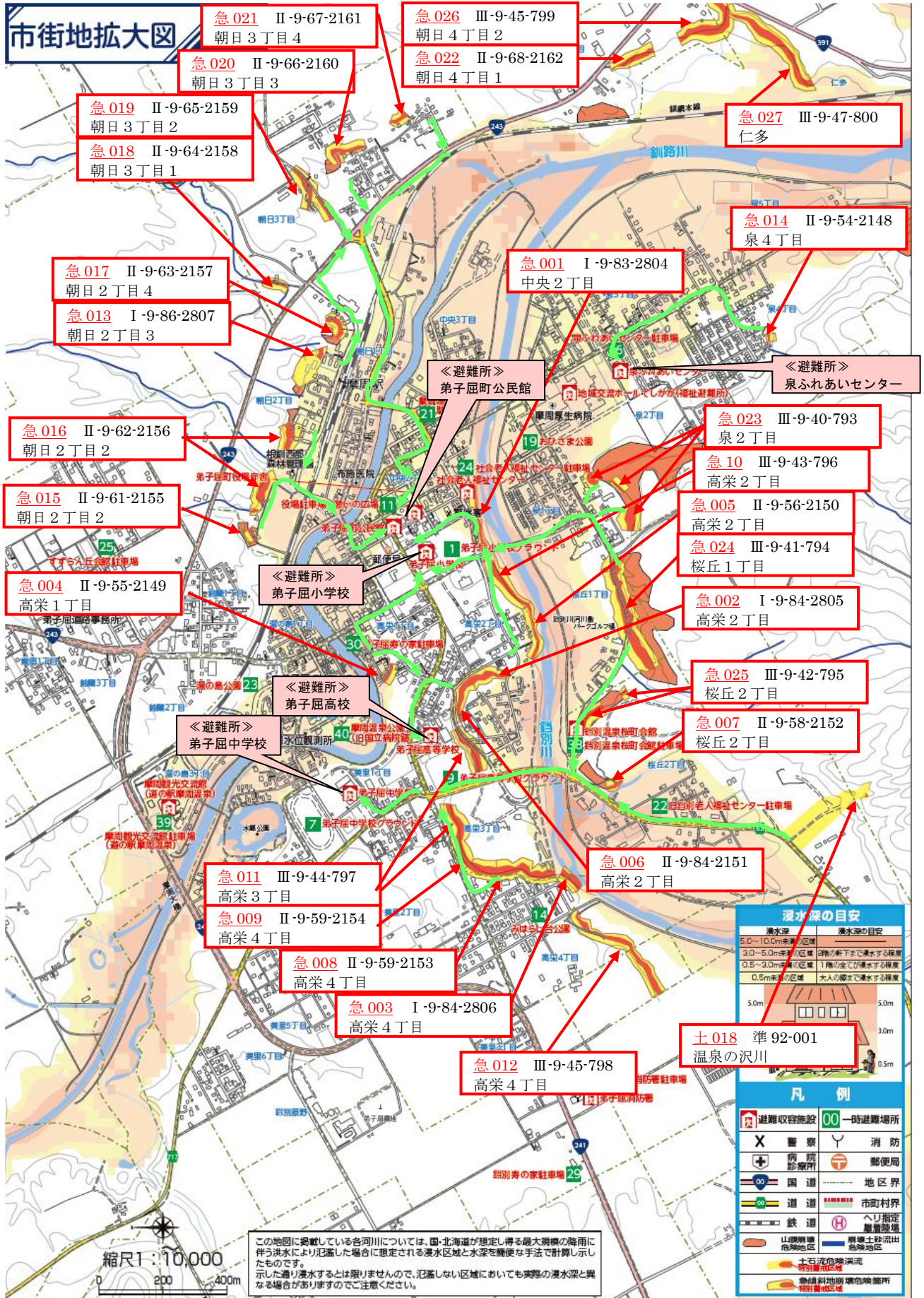
がけ崩れ	2～3時間前	湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		表面流の発生	表面に流水がある。	内部に水を含むことが出来ないため表面流が発生する。
地すべり	直前	地鳴り・山鳴り	地鳴り・山鳴	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴り・山鳴りが発生する現象
			家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象
		地面の震動	地面の震動	地すべりブロック（土塊）に急激な移動により、地面の震動が発生する現象
	1～2時間前	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさが急変する。
		亀裂・段差の発生・拡大	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象
		落石・小崩壊の発生	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
		斜面のはらみだし	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象
		構造物のはらみだし・クラック	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象
			舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象
			電線のゆるみや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線のゆるみや引っ張りが認められる現象
			建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象
			橋等に異常を生じる。	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋りょうに変異を生じる現象
		根の切れる音	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象
	樹木の傾き	樹木の傾き、木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が傾いたり、すり減ったりする現象。	
	2～3時間前	井戸水の濁り	地下水の濁り、湧水の濁りの発生	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の枯渇	湧水の枯渇	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水量の増加	新しい湧水の発生、増加	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。

別紙1「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧表）」

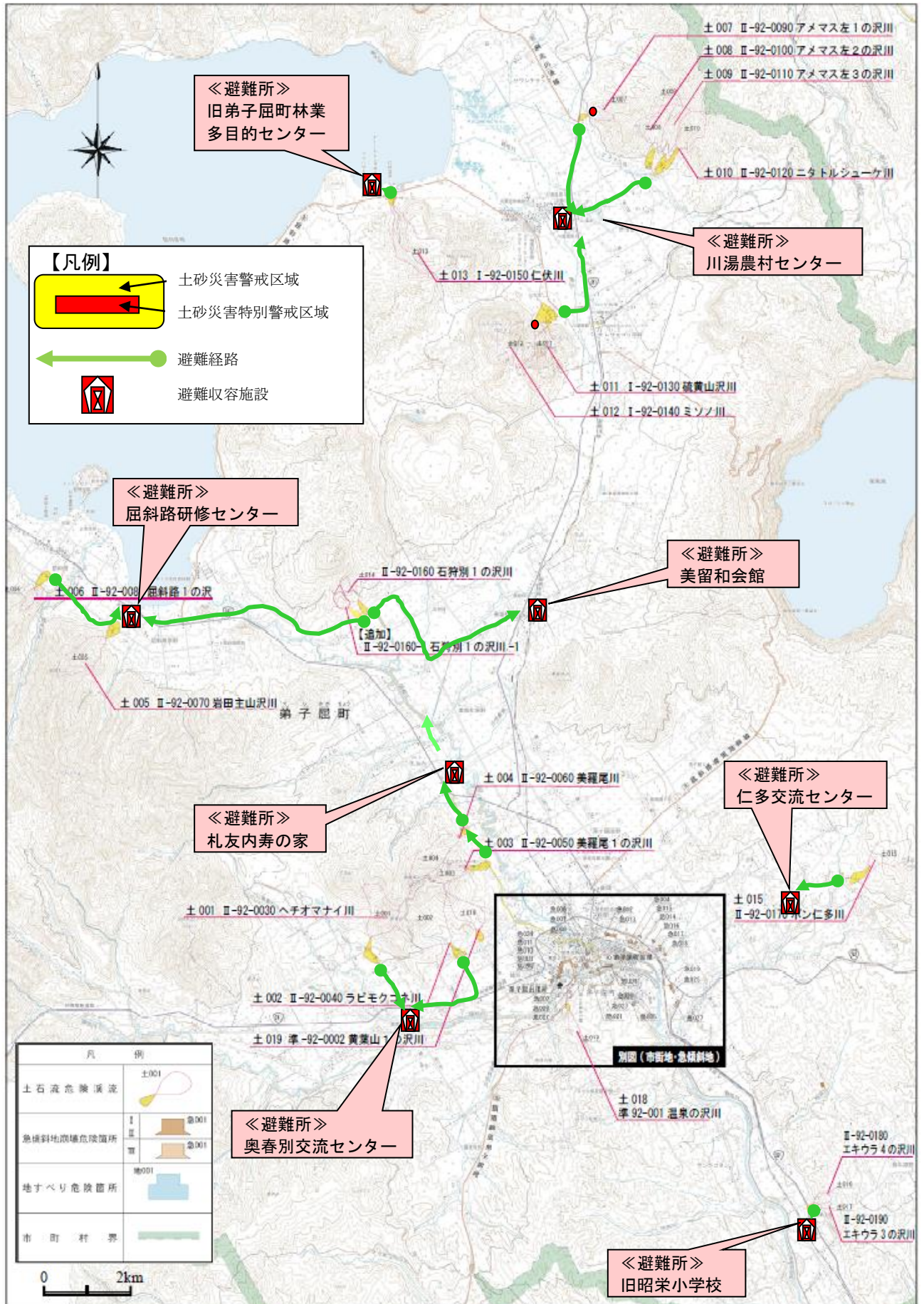
整理番号	種類	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域を含む	知事による指定日
1	急傾斜	I-9-83-2804	弟子屈中央2丁目	川上郡弟子屈町中央二丁目	○	◎	令和2年 1月21日
2	急傾斜	I-9-84-2805	弟子屈高栄2丁目3	川上郡弟子屈町高栄二丁目	○	◎	
3	急傾斜	I-9-85-2806	弟子屈高栄4丁目2	川上郡弟子屈町高栄	○	◎	
4	急傾斜	II-9-55-2149	弟子屈高栄1丁目	川上郡弟子屈町高栄	○	◎	
5	急傾斜	II-9-56-2150	弟子屈高栄2丁目2	川上郡弟子屈町高栄二丁目	○	◎	
6	急傾斜	II-9-57-2151	弟子屈高栄2丁目4	川上郡弟子屈町高栄二丁目・三丁目	○	◎	
7	急傾斜	I-9-58-2152	弟子屈桜丘2丁目1	川上郡弟子屈町桜丘二丁目	○	◎	
8	急傾斜	II-9-59-2153	弟子屈高栄4丁目3	川上郡弟子屈町高栄	○	◎	
9	急傾斜	II-9-60-2154	弟子屈高栄4丁目4	川上郡弟子屈町高栄	○	◎	
10	急傾斜	III-9-43-796	弟子屈高栄2丁目1	川上郡弟子屈町高栄二丁目・中央二丁目	○	◎	
11	急傾斜	III-9-44-797	弟子屈高栄3丁目	川上郡弟子屈町高栄二丁目・三丁目・美里二丁目	○	◎	
12	急傾斜	III-9-45-798	弟子屈高栄4丁目1	川上郡弟子屈町高栄	○	◎	
13	急傾斜	I-9-86-2807	弟子屈朝日2丁目3	川上郡弟子屈町朝日二丁目	○	◎	
14	急傾斜	II-9-54-2148	弟子屈泉4丁目	川上郡弟子屈町泉四丁目	○	◎	
15	急傾斜	II-9-61-2155	弟子屈朝日2丁目1	川上郡弟子屈町朝日二丁目	○	◎	
16	急傾斜	II-9-62-2156	弟子屈朝日2丁目2	川上郡弟子屈町朝日二丁目	○	◎	
17	急傾斜	II-9-63-2157	弟子屈朝日2丁目4	川上郡弟子屈町朝日二丁目	○	◎	
18	急傾斜	II-9-64-2158	弟子屈朝日3丁目1	川上郡弟子屈町朝日三丁目	○	◎	
19	急傾斜	II-9-65-2159	弟子屈朝日3丁目2	川上郡弟子屈町朝日三丁目	○	◎	
20	急傾斜	II-9-66-2160	弟子屈朝日3丁目3	川上郡弟子屈町朝日三丁目	○	◎	
21	急傾斜	II-9-67-2161	弟子屈朝日3丁目4	川上郡弟子屈町朝日三丁目	○	◎	
22	急傾斜	II-9-68-2162	弟子屈朝日4丁目1	川上郡弟子屈町朝日四丁目	○	◎	
23	急傾斜	III-9-40-793	弟子屈泉2丁目	川上郡弟子屈町泉二丁目	○	◎	
24	急傾斜	III-9-41-794	弟子屈桜丘1丁目	川上郡弟子屈町一・二、字鎧別	○	◎	
25	急傾斜	III-9-42-795	弟子屈桜丘2丁目2	川上郡弟子屈町桜丘二丁目	○	◎	
26	急傾斜	III-9-46-799	弟子屈朝日4丁目2	川上郡弟子屈町朝日四丁目、字仁多	○	◎	
27	急傾斜	III-9-47-800	弟子屈仁多	川上郡弟子屈町字仁多	○	◎	

整理番号	種類	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域を含む	知事による指定日
1	土石流	Ⅱ-92-0030	ヘチオマナイ川	川上郡弟子屈町字奥春別、字奥春別原野、字奥春別原野四十五線	○		令和2年 1月21日
2	土石流	Ⅱ-92-0040	ラビモクコネ川	川上郡弟子屈町字鋸別原野、字鋸別原野四十四線西	○		
3	土石流	Ⅱ-92-0050	美羅尾1の沢川	川上郡弟子屈町字札友内	○		
4	土石流	Ⅱ-92-0060	美羅尾川	川上郡弟子屈町字札友内、札友内原野四十八線	○		
5	土石流	Ⅱ-92-0070	岩田主山沢川	川上郡弟子屈町字屈斜路、字屈斜路原野	○		
6	土石流	Ⅱ-92-0080	屈斜路1の沢川	川上郡弟子屈町字屈斜路	○		
7	土石流	Ⅱ-92-0090	アメマス左1の沢川	川上郡弟子屈町字アトサヌブリ原野七十一線	○	◎	
8	土石流	Ⅱ-92-0100	アメマス左2の沢川	川上郡弟子屈町字跡佐登原野六十八線	○		
9	土石流	Ⅱ-92-0110	アメマス左3の沢川	川上郡弟子屈町字跡佐登原野六十八線	○		
10	土石流	Ⅱ-92-0120	ニタトルシューケ川	川上郡弟子屈町字跡佐登原野六十八線	○		
11	土石流	Ⅰ-92-0130	硫黄山沢川	川上郡弟子屈町字跡佐登原野	○		
12	土石流	Ⅰ-92-0140	ミノノ川	川上郡弟子屈町字跡佐登原野	○	◎	
13	土石流	Ⅰ-92-0150	仁伏川	川上郡弟子屈町字サワンチサップ	○		
14	土石流	Ⅱ-92-0160	石狩別1の沢川	川上郡弟子屈町字美留和	○		
15	土石流	Ⅱ-92-0170	ポン仁多川	川上郡弟子屈町字弟子屈原野	○		
16	土石流	Ⅱ-92-0180	エキウラ4の沢川	川上郡弟子屈町字熊牛原野二十八線東、字熊牛原野二十七線東	○		
17	土石流	Ⅱ-92-0190	エキウラ3の沢川	川上郡弟子屈町字熊牛原野二十八線東	○		
18	土石流	Ⅲ-92-001	温泉の沢川	川上郡弟子屈町桜丘二丁目、桜丘三丁目	○	◎	
19	土石流	Ⅲ-92-002	黄葉山1の沢川	川上郡弟子屈町字鋸別、字鋸別原野	○		
20	土石流	Ⅱ-92-0160-1	石狩別1の沢川-1	川上郡弟子屈町字美留和	○		

別紙2-1「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（急傾斜地）



別紙2-2「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（一覧図）」（土石流）



別冊 3
**「避難行動要支援者
避難支援プラン」
(全体計画)**

※改正の経過

1 新規策定

平成24年3月13日 弟子屈町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）として策定

2 防災計画の中に製本

平成27年3月24日防災会議での議決

目 次

第1 総則

1 目的	5
2 基本的な考え方	5
3 対象者の範囲	5
4 避難支援者	5
5 対象とする災害	6

第2 避難支援体制の構築

1 避難支援の内容	6
2 避難行動要支援者情報の把握	6
3 支援者の決定	7
4 避難支援プラン（個別支援計画）の作成	7
5 避難支援体制（町各所属や関係機関の役割等）	7

第3 避難情報等の伝達・危険箇所の周知

1 避難情報等の発表・発令及び伝達	8
2 洪水ハザードマップ等の整備・提供	8
3 避難方法の確認・避難経路の選定	10
4 避難支援訓練等の実施	10

第4 避難生活支援

1 避難所における生活支援	10
2 自宅で生活する要支援者への生活支援	11
3 福祉避難所の指定・開設	11

【参考】

平常時と災害時の関係機関等の役割表	12
-------------------	----

(空白)

第1 総 則

1 目的

近年、全国各地で発生した大地震や集中豪雨の大規模災害において、その犠牲者の多くが高齢者であるなど、避難に支援を要する避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の被災が目立っている。

このような被害を減らすためには、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報の伝達体制を整えるほか、要支援者に対する避難支援対策の充実・強化が重要となる。

こうしたことから、弟子屈町においても弟子屈町防災計画及び国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における要支援者の避難行動支援対策について、避難行動要支援プラン（全体計画）（以下、「全体計画」という。）を策定しその基本的な考え方と自助・共助・公助の役割を明らかにするものである。

2 基本的な考え方

個別具体的な要支援者の支援については、要支援者の自助及び（地域）の住民ならでの活動による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、要支援者への情報伝達体制や避難行動支援体制の整備・充実を図るものとする。

自助	自分でできることを、自分自身で行う。「自らの身の安全は、自らが守る。」
共助	自分の力だけでは解決が困難なことから、地域で協力しあう。「自分たちのまちは自分で守る。」
公助	課題が専門である、広域的である等、個人や地域の力では解決できないことを、国・道・町・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。

※災害発生直後における「公助」には限界があるため、日ごろから「自助」「共助」の充実を図ることが重要である。

3 対象者の範囲

本町における全体計画（個別計画）の対象者となる要支援者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなどの一連の行動に支援を要する人とし、主に次のような人とする。

※当初の表を全部削除し、以下のように「弟子屈町災害時要援護者（避難行動要支援者に読み替え）登録事業実施要綱」に掲げているものに修正する。

- (1) 要介護者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当するもの）（施設入所者を除く）
- (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に規定する障害の等級が1級又は2級に該当するもの（ただし、心臓又は腎臓のみに障害を有するものを除く。）
- (3) 65歳以上の者1人で構成する世帯の世帯主
- (4) 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の世帯主又は世帯員
- (5) 北海道療育手帳制度要綱（昭和49年9月4日付福祉第857号民生部長通知）による療育手帳の交付を受けているもので障害の程度が「A」判定のもの
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているのもので、同施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級のもの
- (7) 1号～6号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

4 避難支援者

避難支援者（以下「支援者」という。）は、災害発生時に要支援者のもとに容易に駆けつけることができる近隣住民等で、要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援ができる人をいう。

ただし、支援者とはあくまでも日ごろの近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により支援を行う人であるため、自らの安全確保を最優先することとし、災害発生時において支援ができなかったとしても、責任を負うものではない。

5 対象とする災害

この全体計画で想定する災害は、地震災害及び台風、集中豪雨などによる風水害や豪雪等の雪害を対象とするが、その他の災害についても必要に応じて対象とするものとする。

第2 避難行動要支体制の構築

1 避難支援の内容

要支援者への避難支援対策は避難誘導と避難所生活の2つの支援が想定される。

(1) 避難所等の安全な場所までの避難誘導支援

大規模地震が発生した場合や風水害等の災害が発生する恐れがある場合は、避難所等の安全な場所までの避難誘導支援における公助は期待できないと推定されることから、自助（家族を含む）・共助を支援の基本とし主な避難行動支援の内容は次のとおりとする。

- ア 安否確認
- イ 救助・救出
- ウ 避難誘導等

(2) 避難生活支援

過去の災害が示すとおり、避難生活によって、被災者に大きな負担がかかることが想定される。特に要支援者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、すごし易い環境（社会老人福祉センター等の避難所）の提供や物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となる。

また、自宅が損壊していない等、避難所に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケースにおいても、ライフラインの途絶等により、飲料水や食料等の支給が必要となるほか、要支援者の健康状態によっては、医療機関への搬送も必要となる。

このようなケースに対応するためには、要支援者の避難状況やニーズを的確に把握する必要があり、自助・共助・公助の相互連携が非常に重要となる。

避難生活支援の内容は次のとおりとする。

- ア 要支援者の避難状況の把握
- イ 要支援者のニーズの把握
- ウ 避難スペースの優先的提供
- エ 支援物資の優先的支給
- オ 介助等の実施
- カ 災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請

2 要支援者情報の把握

避難支援の実施にあたっては、要支援者情報の把握が重要である。

要支援者情報の把握にあたっては、同一の情報を行政機関と自治（町内）会等や自主防災組織、民生委員・児童委員といった地域との間で共有することが理想ではある。

しかしながら、地域の実情等によって対応可能な対象者が異なることや、要支援者 本人の情報共有に対する意識の差異、あるいは、個人情報保護等の観点から、同一の情報を行政機関と地域との間で共有することは、非常に難しい。

このようなことから、以下により情報の把握を行うものとする。

(1) 行政機関保有情報の活用による把握（関係機関共有方式）

福祉課で要支援者支援台帳システムにより一元管理・保有している情報（避難行動要支援者登録台帳等）を弟子屈町個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定を適用し、緊急時（平常時を除く）には要支援者本人の同意を得ずに、防災担当課等や行政機関と共有する方式とする。

(2) 要支援者対策の町民周知による情報の把握（手上げ方式）

全体計画の制度を弟子屈町公式WEBサイトや広報紙等で町民へ広く周知し、自らの判断で要支援者台帳への登録を希望した者の情報を収集する方式とする。

ただし、登録申請の際には支援対策のための個人情報に関係部局や行政機関、自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員などへ提供することの同意を必要とする。

(3) 関係部局や団体等が本人への直接的な働きかけによる情報の把握（同意方式）

役場（福祉課）が日常業務において、各種申請や相談、訪問などで、要支援者として登録が必要と思われる者に対し趣旨を説明し必要な情報を収集する方式と自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などが住民一人ひとりと接する機会と捉え、情報を収集する2つの方式とする。

ただし、登録申請の際には支援対策のための個人情報に関係部局や行政機関、自治（町内）会、自主防災組織、民生委員、児童委員などへ提供することの同意を必要とする。

3 支援者の決定

地域支援者とは、要支援者に対して平常時からコミュニケーションを図り、災害発生時や発生の際の恐れがあるときに、災害情報を伝達したり、安否確認や避難支援などを行ったりする者であり、要支援者が登録申請する際は自ら支援者を2人以上選定するものとする。

ただし、支援者を選定できない場合は、町は自治（町内）会、自主防災組織、民生委員、児童委員などの協力を得て、支援者を選定する。支援者は、登録時において住所・氏名などの個人情報に関係部局や自治（町内）会、自主防災組織、民生委員、児童委員などへ提供することの同意を必要とする。

4 避難支援プラン（個別支援計画）の作成

(1) 基本的な考え

避難支援プラン（個別支援計画）（以下、「個別支援計画」という。）の作成は、地域の協力のもと作成するものとし、町は、作成にあたっての必要な支援を実施するものとする。

個別支援計画の作成にあたっては、災害が発生する危険性の高い地域に居住する要支援者から重点的・優先的に進めることが望ましい。

また、支援者が不在等のときに、要支援に必要な支援内容が不明となる可能性があることから、避難行動要支援者防災カード等を作成し、要支援者本人が所持するものとする。

(2) 作成時の留意点

個別支援計画や避難行動要支援者登録台帳等を作成する場合は、情報の有効活用及び個人情報漏洩防止の観点から、次の点に特に留意する必要がある。

ア 災害時の迅速かつ適切な避難行動支援を実施するため、情報の更新を行う。

イ 情報の更新方法・時期について、事前に定めておく。

ウ 情報の管理者（保有者）について、事前に定めておく。

エ 情報の管理方法について、事前に定めておく。（電子情報で保管する場合は、インターネットに接続されていない端末を使用する、また、紙媒体で保管する場合には鍵付きの保管庫に保管する等の配慮が必要である。）

5 避難支援体制（町各所属や関係機関の役割等）

（1）町の役割

町は、全体の支援施策の策定や、自助・共助では実施が困難な関係機関との連携の構築等といった全体的な役割を担うものとする。

●【平常時・災害時共通】

各所属の役割

各所属は、弟子屈町地域防災計画等に基づき、支援に必要な各種事務を実施するものとする。

●【災害時】

ア 福祉班の役割

災害発生時における要支援者の避難状況の把握や町災害対策本部等への報告、避難情報等の伝達、福祉避難所の設置や運営を実施するものとする。

福祉班とは、弟子屈町地域防災計画に基づき組織される災害対策本部の配備体制のうち、福祉課長（班長）、福祉課の職員（班員）にて組織される。

※詳細は、弟子屈町地域防災計画 第2章第1 弟子屈町災害対策本部の組織図及び第2 災害対策本部の業務分担を参照

イ 避難所の役割

避難所開設時において、避難所配備職員は、要支援者の避難状況・ニーズの把握を行い、町災害対策本部に報告するとともに、要支援者に対する優先的な対応を行うものとする。

ウ 地域の役割

地域は、各地域内の個別具体的な支援を実施するものとする。

●【平常時】

ア 要支援者の所在及び状況の把握

地域内で情報を共有することを前提として、要支援者の所在及び状況を把握するものとする。

なお、具体的には、地域内での合意及び要支援者（家族を含む）の同意に基づき把握するものとする。

イ 支援者の決定

地域内における要支援者に対する支援者の決定を行うものとする。

なお、具体的には、地域内での合意及び支援者の同意に基づき決めるものとする。

ウ 支援内容の確認

要支援者及び支援者間において、支援の内容や方法の確認を行うものとする。

なお、支援の内容や方法について、自治会・町内会等や自主防災組織の役員、民生委員・児童委員が中心となって、地域内で共通認識を持つように努める。

●【災害時】

ア 避難行動支援

事前に把握した「個別支援計画」により要支援者の所在や支援内容に基づき、安否確認及び避難行動支援を実施するものとする。

また、あらかじめ、要支援者の把握や支援者の決定を行っていない場合であっても、日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）を基本とした安否確認及び避難行動支援を実施するものとする。

イ 避難生活支援

事前に把握した要支援者の支援内容を参考に、避難生活支援を実施するものとする。

また、あらかじめ、要支援者の把握や支援者の決定を行っていない場合であっても、日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）を基本とした避難生活支援を実施するものとする。

なお、具体的な支援内容等については、別に定めるものとする。

第3 避難情報等の伝達・危険箇所の周知

1 避難情報等の発表・発令及び伝達

要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、町は、避難情報等必要な情報が要支援者及びその家族・支援者、自治（町内）会等に確実に伝達できるよう、発令の判断基準を明確化するものとする。

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表・発令基準

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 全ての避難対象者が行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての避難対象者が、計画された避難所への避難行動を開始
緊急安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 火山の近傍等で生活する等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

(2) 避難情報の伝達

避難情報の伝達については、主に次の方法により実施する。

- ア 消防用放送設備
- イ 緊急速報メール配信
- ウ 町公式WEBサイト
- エ 町公式LINE
- オ テレビ・ラジオ
- カ 広報車（町・消防団等）
- キ 電話等による口頭伝達

(3) 浸水想定区域内の市民等に対する洪水予報等の伝達方法の整備

町は、浸水想定区域内において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設（※）の管理者や町民が、洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報・河川水位情報・避難情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

なお、伝達については主に次の方法によって実施する。

- ア 消防用放送設備
- イ 緊急速報メール配信
- ウ 町公式WEBサイト
- エ 町公式LINE
- オ テレビ・ラジオ

カ 広報車（町・消防団等）

キ 電話等による口頭伝達

※要配慮者施設とは

主に、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設のこと。具体的には、病院や特別養護老人ホーム、保育園、幼稚園など。

（４）土砂災害警戒区域内の住民等に対する避難情報等の伝達方法の整備

町は、土砂災害警戒区域内において、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の管理者や町民が、土砂災害の危険性が高まった際に適切な対応ができるよう、施設管理者や自治会・町内会等の協力のもと、土砂災害に関する情報・避難情報等の迅速かつ的確な伝達方法の整備に努めるとともに、要配慮者利用施設や町民の対応状況等を確認するための体制の整備に努める。

また、町は土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じ避難情報を発表・発令するものとする。

ア 消防用放送設備

イ 緊急速報メール配信

ウ 町公式WEBサイト

エ 町公式LINE

オ テレビ・ラジオ

カ 広報車（町・消防団等）

キ 電話等による口頭伝達

2 洪水ハザードマップ等の整備・提供

町は、水防法第15条に基づき、浸水の危険性の事前周知を図るとともに、町民の防災意識の向上を図るため、浸水想定区域や避難場所、防災関係施設、要配慮者利用施設等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。

さらに、洪水ハザードマップの周知を行うため、印刷物の配布や町ホームページでの公表等を行うものとする。

また、避難情報等の伝達方法、避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう、町民への周知に努めるとともに、地域による要支援者への避難支援の必要性について、意識向上を図るものとする。

3 避難方法の確認・避難経路の選定

地域は、避難情報等が伝達された場合に迅速に避難行動が行えるよう、平常時から、避難方法の確認や避難経路の選定に努めるものとする。

4 避難支援訓練等の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と支援者を含む地域との信頼関係が不可欠である。このため、地域は、普段から、声かけや見守り活動等を積極的に行い、地域内の連携強化に努めるものとする。

また、地域は、地域住民や要支援者、支援者が参加する避難訓練の実施に努め、要支援者の居住情報の共有化、避難情報等の伝達方法の確認、具体的な避難支援方法や避難経路の安全性の検証等を行うものとする。

第4 避難生活支援

1 避難所における生活支援

避難所における要支援者への生活支援として、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 環境整備

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を必要とする場合は、速やかに仮設するよう努める。特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー保護のための間仕切り用パーテーションを設けるなどの環境整備に努める。

また、避難所内において、冷暖房機器等が設置されているなどの過ごしやすい環境が整っている部屋等を要支援者へ優先的に提供するものとする。

(2) ニーズの把握

避難所においては、要支援者の要望を把握するため、相談窓口を設置しきめ細かなニーズの把握により不安解消に努めるものとする。

(3) 情報の提供

地域の協力を得て、避難生活に必要な情報の提供に努める。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うものとする。

(4) 支援物資の支給

支援物資の支給にあたって、要支援者に必要な物資を優先的に支給するよう努める。

なお、発災後、速やかな支援物資の支給を行うために、事前に関係機関等と協定を締結するなどの対策を講じるよう努める。

(5) 介助等の実施

避難生活が長期化する場合、要支援者の心身の健康管理や生活リズムを取り戻すための取り組みが重要となる。

このため、地域や関係団体等の協力を得て、健康相談や二次的健康被害（エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するよう努めるものとする。

また、介助や医療行為が必要となる要支援者については、避難所から福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院、後方医療機関への搬送等に努める。

2 自宅で生活する要支援者への生活支援

自宅への被害が少ない等により、自宅に留まる要支援者への生活支援も重要である。ライフラインに被害が生じたことにより、飲料水の確保ができない場合など、避難所と同様に生活支援を実施する必要がある。

このため、地域は、自宅で生活する要支援者への生活支援として、主に次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) ニーズの把握

自宅で生活する要支援者への支援を実施するため、地域は、要支援者の生活状況やニーズの把握に努めるものとする。

(2) 情報の提供

町は、地域の協力を得て、ライフラインの復旧の見込み等、生活上必要な情報の提供に努める。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うものとする。

(3) 支援物資の支給

地域は、地域内の支援物資のニーズを把握するとともに、ニーズの取りまとめを行い、最寄りの避難所を通じ、町災害対策本部に対し要望を行うものとする。

町は、地域からの要望があった場合、避難所に対する支援物資と同様に、支給を実施する。ただし、原則として、要望のあった地域への直接的な支給は行わず、要望を受けた避難所に

支援物資を運搬するものとする。

地域は、避難所に届けられた支援物資を地域内に運搬するとともに、要支援者への優先的な支給に努めるものとする。

なお、地域は、避難所への支援物資の到達状況について、定期的に確認を行うものとする。

(4) 介助等の実施

地域は、自宅で生活する要支援者の健康状況等の把握に努め、必要に応じて、避難所を通じ、町災害対策本部に対し支援の要請を行うものとする。

町は、地域からの要請があった場合、要支援者の福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院、後方医療機関への搬送等に努めるほか、地域や関係団体等の協力を得て、在宅支援の実施に努める。

3 福祉避難所の指定・開設

(1) 福祉避難所の指定

町は、要支援者が、相談等の支援が受けられるなど、安心して生活できる環境が整備された福祉避難所を災害時に確保するため、事前に対象施設の管理者等と協定を締結するなどにより、福祉避難所の指定に努める。

なお、福祉避難所には、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を選定するものとする。

このため、町は、「地域交流ホールてしかが」を福祉避難所に指定する。

(2) 福祉避難所の開設

町は、災害発生時において、要支援者の避難状況を勘案し、福祉避難所を開設するものとする。

なお、具体的な開設基準や方法については、別に定めるものとする。

【参考】非常時と災害時の関係機関等の役割表

	平常時	災害時
役場関係部局	①要支援者台帳の作成・更新 ②声掛け訪問調査の実施 ③要支援者対策についての広報等 ④参加型避難訓練の実施 ⑤地域資源活用 (企業との協力体制)	①災害対策本部、支援班設置 ②高齢者等避難の発令 ③避難所の開設 ④避難・安否確認の状況把握 ⑤関係機関等との連絡調整
自治会 民生委員等 児童委員等	①要支援者台帳の共有 ②声掛け訪問調査の実施 (役場と共に) ③支援者の選定	①高齢者等避難の伝達 ②要支援者の避難支援
消防署 消防団	①要支援者台帳の共有 ②要支援者対策への協力 ③参加型避難訓練への参加	①被災者の救援・救助
警察	①要支援者台帳の共有 ②要支援者対策への協力 ③参加型避難訓練への参加	①被災者の救援・救助
社会福祉協議会	①要支援者対策についての普及啓発 ②参加型避難訓練への参加	①安否確認等への協力 ②避難後の要支援者への協力
社会福祉施設等	①要支援者対策への連携	①万が一の場合の要支援者の受入れ